

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月30日
【計算期間】	第16期(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
【ファンド名】	ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ - 世界株式インカム・ポートフォリオ (BlackRock Global Investment Series - Global Equity Income Portfolio)
【発行者名】	ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・ エー(BlackRock Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 ジョアン・フィッツジェラルド (Joanne Fitzgerald)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、 J . F . ケネディ通り 35 A 番 (35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野春芽 弁護士 十枝美紀子
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03(6775)1000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2021年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.76円)による。以下、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(注2) ファンドは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、それに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(注4) 本書の中で、計算期間(以下「会計年度」ということがある。)は、2月1日に始まり、翌年の1月31日に終了する1年をいう。ただし、第1会計年度は、2005年9月29日に始まり2006年1月31日に終了した。また、クラスA受益証券(米ドル建て)は、第7会計年度中の2011年8月26日に運用を開始している。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの形態

世界株式インカム・ポートフォリオ（以下「ポートフォリオ」または「GEIP」という。）は、アンブレラ・ファンドであるブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。ファンドは、2021年5月末日現在、ポートフォリオを含む5本のサブ・ファンドにより構成されている。管理会社は、随時、他のサブ・ファンドを追加設定することができる。

ファンドは、ルクセンブルグの法律に基づき、ファンド受益者（以下「受益者」という。）のため、管理会社および保管受託銀行との間の契約（以下「約款」という。）によって設定されるオープン・エンド型の共有持分型投資信託である。ファンドは、2010年12月17日の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律（以下「ルクセンブルグ投信法」または「2010年法」という。）のパート 1の下で設定されている。オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）ならびにルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）に従い、ファンドは、オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての資格を有している。

ポートフォリオは、クラスA受益証券（米ドル建て）およびクラスF受益証券（米ドル建て）の2種類の受益証券を発行する。

第三者の管理会社に宛てたファンドに対する請求は、当該クラス受益証券またはポートフォリオの勘定に計上される。

異なるカテゴリーおよび受益証券クラスによって表章されるファンドのポートフォリオは、その発行および買戻しの基礎として各々の1口当たり純資産価格を決定するため、資産、負債、収益および費用に関して個別のもののみなされる。

管理会社、保管受託銀行、オルタナティブ投資ファンド運用会社および受益者の権利および義務の詳細は約款に規定される。オルタナティブ投資ファンド運用会社および管理会社は、すべての受益者が約款に基づく権利および義務について情報を得られるように、各受益者により約款が参照可能であることを確保する。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、約款の条項および適用法令を遵守することにより、すべての受益者に対する公正な取扱いを確保することを目指す。

さらに、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、（契約上の拘束力を持たず、投資家により執行可能ではないものの）ブラックロック・グループ全体に適用されるポリシーである、顧客（必要に応じてファンドおよびその投資者を含む。）を公正に取り扱う原則に従い運営される。顧客を公正に取り扱う原則には、とりわけ以下が含まれる。

- () 責任を持って商品の開発およびマーケティングを行い、取扱商品を常に見直し、また市場および規制の変化に対応する。
- () すべてのマーケティング上のコミュニケーションが明確、公平で、誤導的でなく、また意図された対象者に合わせて慎重に調整されたものであることを確保する。
- () 従業員が、適切な専門的基準に基づき職務を遂行するために、適切に訓練を受け監督されていることを確保する。
- () 依頼者への公平な成果を確保するために、重大な利益相反は特定され、可能な場合には回避され、管理され、また開示されることを確保する。

上記の顧客を公正に取り扱う原則は、主にリスク分析、技術およびビジネス・プロセス・エンジニアリングに重点を置き、オルタナティブ投資ファンド運用会社の戦略および商業的な目的を設定する際に考慮される。

信託金の限度額については特に定めがなく、随時受益証券を発行することができる。

ファンドの目的及び基本的性格

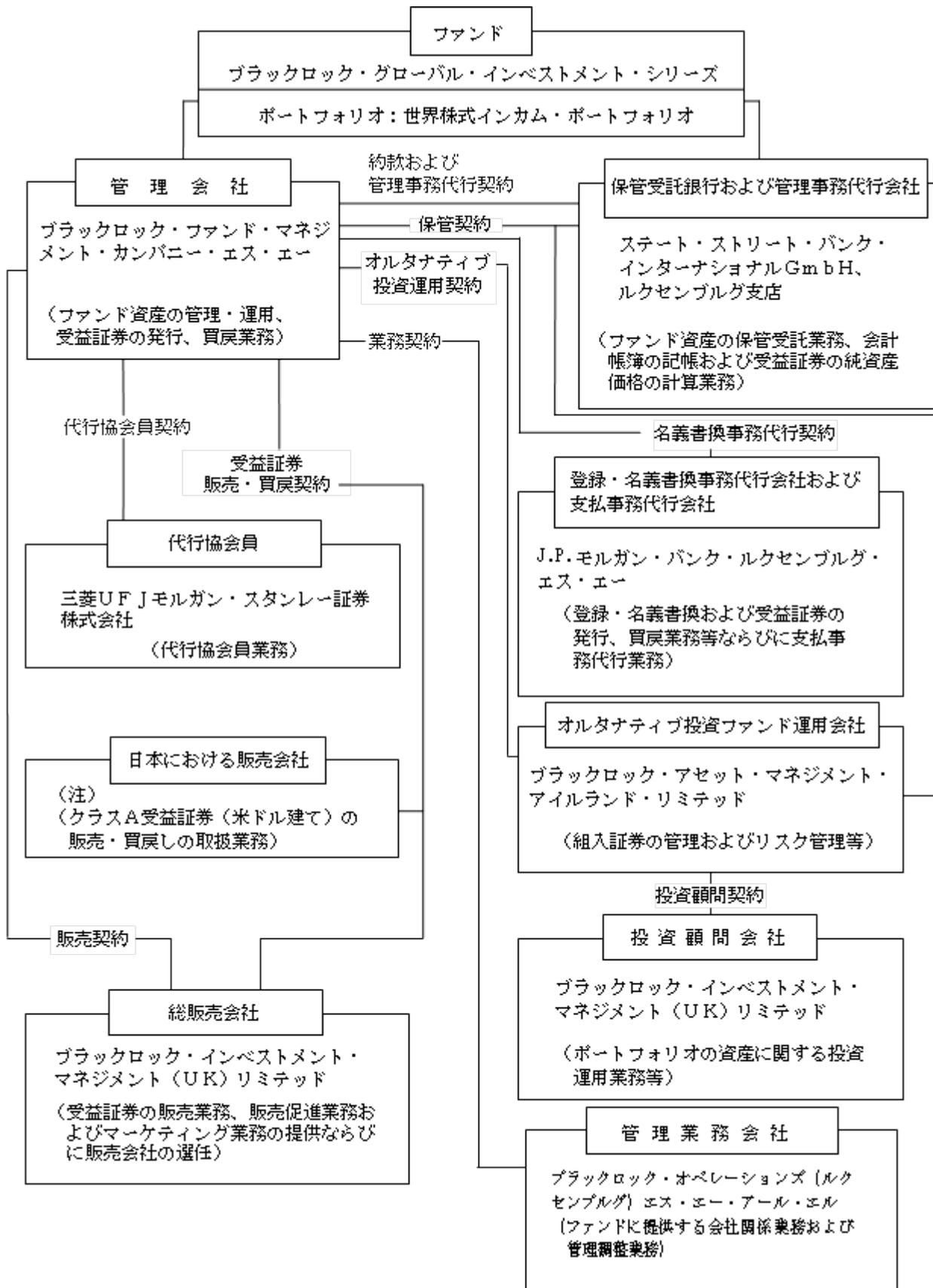
ポートフォリオは、世界各国の株式に分散投資することにより継続的な利回りを維持することを追求する。ポートフォリオは、配当利回りに関して、MSCI ACWIを上回る運用成果の獲得を追求する。

(2)【ファンドの沿革】

1990年6月15日	約款締結
1990年8月24日	約款変更
1991年7月3日	約款変更
1996年3月29日	約款変更
1997年10月29日	ファンド再編成のためのファンド約款締結
1998年2月24日	約款変更
1998年5月15日	約款変更
1998年12月9日	約款変更
1999年2月23日	約款変更
1999年8月31日	約款変更
2000年2月21日	約款変更
2000年10月31日	約款変更
2001年4月10日	約款変更
2002年7月31日	約款変更
2004年2月13日	約款変更
2004年3月15日	約款変更
2004年4月1日	約款変更
2004年7月1日	約款変更
2005年7月8日	約款変更
2005年8月26日	約款変更
2005年9月29日	約款変更
2005年9月29日	ポートフォリオの運用開始
2006年2月21日	約款変更
2006年10月1日	約款変更
2007年8月1日	約款変更(メリルリンチ・グローバル・インベストメント・シリーズからブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズへの名称変更を含む。)
2009年5月29日	約款変更
2009年8月1日	約款変更
2011年7月29日	約款変更
2012年8月1日	約款変更
2014年7月22日	約款変更
2015年8月1日	約款変更
2019年1月17日	約款変更
2019年7月1日	約款変更
2020年1月15日	約款変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 後記「第二部 特別情報 第2 その他の関係法人の概況」を参照すること。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ブラックロック・ファンド・ マネジメント・カンパニー・ エス・エー (BlackRock Fund Management Company S.A.)	管理会社	2019年12月10日付で保管受託銀行との間で改訂約款を締結(2020年1月15日に効力発生)。ファンドの管理および運用、ならびに受益証券の発行および買戻業務を行う。
ブラックロック・アセット・ マネジメント・アイルランド・ リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	オルタナティブ投資 ファンド運用会社	2019年1月17日付で管理会社との間でオルタナティブ投資運用契約(注1)を締結。組入証券およびリスクの管理について、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての業務を規定している。2019年1月17日付で投資顧問会社との間で投資顧問契約(注2)を締結。
ブラックロック・ インベストメント・マネジメント (UK)リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	投資顧問会社	2019年1月17日付でオルタナティブ投資ファンド運用会社との間で投資顧問契約(注2)を締結。ポートフォリオの資産に関する投資運用業務、ならびにポートフォリオの組入証券の選択および運用等について規定している。
ステート・ストリート・バンク・ インターナショナルGmbH、 ルクセンブルグ支店 (State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)	保管受託銀行および 管理事務代行会社	2019年1月17日付で管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社との間で保管契約(注3)を締結。ファンド資産の保管受託業務について規定している。 1996年4月10日付で管理会社との間で管理事務代行契約(注4)を締結(1997年10月13日改訂。随時改正済)。管理事務代行会社としての業務について規定している。
J.P.モルガン・バンク・ ルクセンブルグ・エス・エー (J.P.Morgan Bank Luxembourg S.A.)	登録・名義書換事務代 行会社および支払事務 代行会社	2002年3月29日付で管理会社との間で名義書換事務代行契約(注5)を締結。 ファンドの登録・名義書換事務および支払事務代行会社として受益証券の発行、買戻しおよび乗換えについて規定している。支払事務代行会社として支払事務代行業務等を行う。
ブラックロック・オペレーションズ (ルクセンブルグ) エス・エー・アール・エル (BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l.)	管理業務会社	1998年5月15日付で管理会社との間で業務契約(注6)を締結。ファンドに提供する会社関係業務および管理調整業務について規定している。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ブラックロック・ インベストメント・マネジメント (UK)リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	総販売会社	2016年1月18日効力発生で管理会社との間で販売契約(注7)を締結。受益証券の販売業務、販売促進業務およびマーケティング業務の提供ならびに販売会社の選任について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	代行協会員	2011年7月12日付で管理会社との間で代行協会員契約(2015年9月15日付代行協会員契約の変更契約により変更済)(注8)を締結。日本における代行協会員業務について規定している。

(注1) オルタナティブ投資運用契約とは、管理会社によって任命されたオルタナティブ投資ファンド運用会社が、組入証券およびリスクの管理を行うことを約する契約である。本契約に基づき、その業務を行うために代理人を用いることができる。

(注2) 投資顧問契約とは、オルタナティブ投資ファンド運用会社によって任命された投資顧問会社が、投資方針および投資制限に従ってポートフォリオの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

(注3) 保管契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等を行うことを約する契約である。

(注4) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務に関する業務を行うことを約する契約である。

(注5) 名義書換事務代行契約とは、管理会社によって任命された名義書換事務代行会社が、名義書換業務を行うことを約する契約である。

(注6) 業務契約とは、管理会社によって任命された管理業務会社が、ファンドに提供する業務の調整を行うことを約する契約である。

(注7) 販売契約とは、管理会社によって任命された総販売会社が、受益証券の販売業務、販売促進業務およびマーケティング業務を提供すること、ならびに販売会社を選任することを約する契約である。

(注8) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ポートフォリオに関し、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

ルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて1990年6月8日に設立された。1991年7月4日、1993年1月12日、1994年10月28日、1995年7月21日、1997年10月28日、1998年3月18日、同年5月15日、2003年4月11日、2005年4月8日、2006年8月17日、2009年1月30日および2015年3月23日に定款を改正した。

1915年商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。ルクセンブルグ投信法のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有している。

(ロ) 事業の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ籍投資信託の設定、管理および運用を行うことである。

管理会社は、ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用者ではなく、AIFMDの意味する範囲において組入証券およびリスクの管理機能を遂行するためにブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(以下「オルタナティブ投資ファンド運用会社」という。)を任命した。ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドは、アイルランド中央銀行によって認可されている。

(ハ) 資本金の額

資本金は、50万米ドル(約5,488万円)で、2021年5月末日現在全額払込済である。なお、1株12.5米ドル(約1,372円)で記名株式40,000株を発行済である。

(二) 会社の沿革

1990年6月8日 設立

2006年10月1日 メリルリンチ・ファンド・マネジメント・カンパニーより、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーに名称変更

(ホ) 大株主の状況

(2021年5月末日現在)

名称	住所	保有株式数 (株)	比率(%)
ブラックロック・グループ・リミテッド ルクセンブルグ支店 (BlackRock Group Limited - Luxembourg Branch)	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J . F . ケネディ通り 35 A 番 (35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)	40,000	100.00

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ルクセンブルグ投信法、勅令、規則、金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur Financier) (以下「CSSF」という。)の通達等の規制に従っている。

準拠法の内容

(イ) 民法

ファンドは法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条)およびルクセンブルグ投信法に従っている。

(ロ) ルクセンブルグ投信法

2002年12月20日の投資信託に関する法律(以下「2002年法」という。)により、ルクセンブルグは、UCITS指令85/611/CEEを改正する2001/107/CEおよび2001/108/CEを実施した。この法律は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。2010年法により、ルクセンブルグは、UCITS指令85/611/CEEを改正する2009/65/ECを実施した。2010年法は、2011年1月1日に施行される条項と2011年7月1日に施行される条項がある。2002年法は、2012年7月1日に廃止されている。

ルクセンブルグ投信法は、5つのパートから構成されている。

パート - UCITS

パート - その他の投資信託

パート - 外国の投資信託

パート - 管理会社

パート - UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

ルクセンブルグ投信法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

2013年法は、2013年7月15日に公布された。同法は、ルクセンブルグ法にAIFMDを導入し、同時に、特に2010年法および2007年2月13日法を改正するものである。

2013年法は13章から構成される。

第1章： 総則

第2章： AIFMの認可

第3章： AIFMの運営条件

第4章： 透明性要件

- 第5章： 特定タイプのAIFを運用するAIFM
- 第6章： EUにおけるEU AIFMの販売権限およびEU AIFの運用権限
- 第7章： 第三国に関する具体的規則
- 第8章： 個人投資家に対する販売
- 第9章： 監督組織
- 第10章： 暫定規定
- 第11章： 刑罰規定
- 第12章： 改正および各種規定
- 第13章： 廃止および最終規定

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(イ) C S S F に対する開示

ルクセンブルグ内においてもしくはルクセンブルグから受益証券の公募を居住者もしくは非居住者に対して行う場合は、C S S F への登録およびその承認が要求される。いずれの場合も、英文目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書をC S S F に提出しなければならない。ただし、2005年4月6日以降、公衆に配布される予定の広告類(ファンドによる受益者に送付される英文目論見書および通知を除く。)については、承認を得るためC S S F に提出する必要がなくなっている。更に、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、C S S F により承認された独立監査人により監査されなければならない。ファンドの独立監査人は、デロイト・オーディット・エス・エイ・アール・エル(Deloitte Audit S.à r.l.)が任命されている。更に、ファンドは、金融庁(現C S S F)が発令した1997年6月13日付通達97/136(C S S F 通達08/348により改正済。随時改正または置き換えられることがある。)に基づき、C S S F に対して、月次報告書を提出することを要求されている。

(ロ) 受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および無監査半期報告書は、管理会社および保管受託銀行のルクセンブルグの事務所において、受益者はこれを要求して入手することができる。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および会社登録機関において、約款(その変更を含む。)を閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対するすべての通知は、要求があれば、管理会社の決定により、受益証券が販売された国の新聞に公告される。

ファンドの監査済財務諸表を含む年次報告書は、管理会社の登記上の事務所において、1月31日に終了した前会計年度に関して、年度末から4か月以内に、受益者が入手可能となる。

未監査の半期報告書は、管理会社および総販売会社の登記上の事務所において、7月31日に終了した期間に関して、同日から2か月以内に、受益者が入手可能となる。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、AIFMDに基づき、ファンドに関連する特定の情報を受益者に対して定期的の開示しなければならない。これには、各ポートフォリオのリスク特性についての開示(すなわち、AIFMDレベル2に規定されるとおり、()ポートフォリオがさらされている、またはさらされる可能性がある最も関連性の高いリスクに対するポートフォリオの感応性の評価に用いられた手段、ならびに()オルタナティブ投資ファンド運用会社により設定されたリスク制限を上回った、または上回る可能性が高い場合には、これらのリスク制限を上回ったときの状況およびとられる改善措置の説明を概説するもの)が含まれる。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、以下の方法によって定期開示義務を遵守する方針である。

以下の情報は、各ポートフォリオの定期報告の過程の一環として受益者に対して公表される。

- ()流動性が低いという性質に起因する特別な取決めの影響を受ける各ポートフォリオの資産の割合

()各ポートフォリオの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するためにオルタナティブ投資ファンド運用会社が採用するリスク管理システム

()各ポートフォリオが用いるレバレッジの総計

上記の情報は、中間報告書または年次報告書のいずれかに記載される(ファンドの定期報告のサイクルにおいて次にいずれの報告書を作成予定であるかによる。)。

受益者は、()ポートフォリオ、またはファンドのためにオルタナティブ投資ファンド運用会社が利用することのできるレバレッジの最大水準、()ファンドのレバレッジに係る取決めに基づく担保を再利用する権利、または()ファンドのレバレッジに係る取決めに基づく保証が変更される場合、当該変更について通知を受ける。

かかる情報は、英文目論見書を更新することにより、変更の発生後不当な遅延なく、受益者に対し公表される。必要な場合には、かかる変更は事前に受益者に対する通知がなされる。

ファンドがゲートもしくは同様の取決めに有効化する場合、または管理会社が買戻しの延期を決定する場合、直ちに受益者に通知を行うことが予定されている。ポートフォリオに関して採用された流動性管理システムおよび手続についてオルタナティブ投資ファンド運用会社が重大な変更を行う場合にも、受益者に対する通知がなされる。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを見ることが出来る。

受益証券の販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。

管理会社は、財務状況等を開示するために、ポートフォリオの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、またポートフォリオの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、ポートフォリオに関する一定の重要事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において見ることが出来る。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、ポートフォリオにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、ポートフォリオの資産について、ポートフォリオの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のポートフォリオの交付運用報告書は、日本の知っている受益者に交付される。ポートフォリオの運用報告書(全体版)は、代行協会のホームページに掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

- (八) 日本における投資者は、請求次第、日本における代行協会から他のポートフォリオの英文目論見書および情報としてファンドのアンブレラ用目論見書(英語版)を入手することができる。

日本における販売会社は、日本の法令上認可され、かかる認可がファンドまたは投資顧問会社により文書により明白に規定されている場合でない限り、英文目論見書、ファンドの年次財務報告書もしくは半期財務報告書、またはファンドの委任状もしくは通知を除いて、いずれかのポートフォリオ、投資顧問会社、総販売会社および各社のあらゆる関連会社または代行会社に関してのいかなる文書または情報も顧客に渡すことを認められていない。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、C S S Fの監督に服している。監督の主な内容は、次のとおりである。

登録の届出の受理

- (イ) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

- (ロ) 2011年7月1日以降、UCITSで、EU加盟国で設立され、かつ2009年7月13日付欧州理事会および欧州議会による欧州共同体指令2009/65/ECの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、UCITSの所在国であるEU加盟国の監督機関によりC S S Fに事前通知し、かつ所定の書類を提出し、また所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命する場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ投信法のパート として登録されている。

- (ハ) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S Fへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

登録の拒絶または取消

C S S Fが保有する投資信託のリストへの掲載および維持は、投資信託の設定および運営、ならびに受益証券の販売、募集または売出しに関する法律、規則および契約の遵守に服する。特に、C S S Fは、ファンドの独立監査人がルクセンブルグ投信法により課される義務を履行しない場合には当該リストへの登録を拒絶することができる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。更に、投資信託の仕組または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、ルクセンブルグにおける登録廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

英文目論見書に対する査証の交付

受益証券の販売に際し使用される英文目論見書または説明書等は、その使用前に、C S S Fに提出されなければならない。ただし、2005年4月6日以降、公衆に配布される予定の広告類(ファンドによる受益者に送付される英文目論見書および通知を除く。)については、承認を得るためC S S Fに提出する必要がなくなっている。C S S Fは書類が適用ある法律、勅令、規則および通達に従っていると認められた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、英文目論見書に査証を付してそれを証明する。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をC S S Fに提出しなければならない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ポートフォリオは、世界各国の株式に分散投資することにより継続的な利回りを維持することを追求する。ポートフォリオは、配当利回りに関して、MSCI ACWIを上回る運用成果を獲得することを追求する。

ポートフォリオは、MSCI ACWI(日本を含む。)(以下「対象指数」という。)に含まれる国々を所在地とするかまたはかかる国々においてその経済活動の主たる部分を遂行している企業の株式に投資を行う。通常、ポートフォリオは、50銘柄以上に分散投資を行う。

ポートフォリオは、

- その純資産価額の20%を上限として、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに含まれる国々を所在地とするかまたはかかる国々においてその経済活動の主たる部分を遂行している企業の株式に投資することができる。
- (各投資時の)市場価格でのその純資産価額の5%を上限として、OECD政府証券を除くいずれか一つの発行体の有価証券またはいずれか一つの発行体のコーポレート・ローンに投資することができる。ただし、本制限は、吸収合併、合併、買収または組織変更に関連して取得された有価証券には適用されない。
- その純資産価額の5%を上限として、UCITSおよび/または指令2009/65/EC(随時改正済)第1条2.項(a)および(b)に規定されているその他のUCIの受益証券に、UCITSおよびその他のUCIがEU加盟国に所在するか否かにかかわらず、投資することができる。ただし、以下を条件とする。
 - ・かかるその他のUCIが、EC法に規定されるものと同等であるとCSSFが判断する監督に服する旨および監督当局間の協力が十分に確保される旨を定める法律に基づき認可されていること。
 - ・他のUCIの受益者に対する保護水準が、UCITSの受益者に提供されるものと同等であり、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある有価証券および短期金融商品の無担保での売却に関する規則が、指令2009/65/EC(随時改正済)の要件と同等であること。
 - ・他のUCIの業務が、報告対象期間における資産および負債、収益ならびに運営についての評価を行うことができるよう、半期報告書および年次報告書において報告されていること。
 - ・取得が予定されているUCITSまたは他のUCIについて、その設立文書に従い、合計してその資産(またはそのサブ・ファンドの資産(ただし、第三者に関して異なるコンパートメントの負債の分離原則が確保されることを条件とする。))の10%を超えて、その他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資してはならないこと。

為替リスク(エクスポージャー)は、通常、ヘッジされない。ただし、投資顧問会社は、ポートフォリオの市場リスクをヘッジするため、またはそのリターンの上昇を追求するために様々な投資戦略を用いることができる。これらの戦略には、差額決済契約およびスワップ契約を含む単一の証券取引所で取引されているコール/プット・オプションおよびOTCデリバティブ等のデリバティブの利用が含まれる。

ポートフォリオの目的は、配当収益を生み出すことであるため、ポートフォリオは、投資元本の成長に関し、対象指数を上回る運用成果を追求するものではない。したがって、ポートフォリオにおける投資元本の成長の機会、主として投資元本の成長を追求する通常のグローバル・エクイティ商品に比して少なくなる。

ポートフォリオは、以下の種類の有価証券、短期金融商品、投資対象および投資手法に投資またはこれらを利用することができる。

- ・新興市場
- ・新規募集株式および新規発行債
- ・デリバティブ(金利リスクを調整するためのスワップ契約を含む。)
- ・クレジット・デフォルト・スワップ

ポートフォリオの基準通貨は、米ドルである。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、その規制上の義務に従い、以下のとおり既定の2つのレバレッジ測定方法を用いて、ポートフォリオのレバレッジの上限となる水準を示すことが義務づけられている。ポートフォリオは、原則として1：1（グロス計算法を用いた場合）および1：1（コミットメント計算法を用いた場合）の比率でレバレッジがかけられることが見込まれる（純資産価額に対するポートフォリオのエクスポージャーとして表示されている。）。ポートフォリオは、変則的または不安定な市況等においては、より高水準のレバレッジを有することができるが、その場合であっても、レバレッジは2：1（グロス計算法を用いた場合）および2：1（コミットメント計算法を用いた場合）の比率を超えないものとする。本書の目的において、レバレッジとは、現金もしくは証券の借入れ、もしくはデリバティブ・ポジションに組み込まれたレバレッジを通してまたはその他の手段によるかを問わず、ポートフォリオのエクスポージャーを増加させるあらゆる方法をいう。

一般的な投資方針および投資制限

投資顧問会社は、原則として、投資を評価する上で、各ポートフォリオの投資につき、関連するポートフォリオの受益証券の表示通貨に基づくトータル・リターンを最大化を追求する。管理会社の取締役会および総販売会社が、追加のポートフォリオにおいて受益証券を募集するのに十分な利益があると判断した場合、ファンドは、英文目論見書の変更によって、追加のポートフォリオの受益証券を募集する権限を与えられる。ポートフォリオのそれぞれの投資目的が達成される保証はない。

各ポートフォリオの投資目的および方針は、かかるポートフォリオの設立時に管理会社によって定められる。投資目的の変更および投資方針の重大な変更は、変更が実行される前に買戻し手数料を支払うことなく受益者が受益証券の買戻しを行うことを可能にするための合理的な通知が行われた後のみ行われる。

環境・社会・ガバナンス(ESG)統合

ESG投資は、しばしば「サステナブル投資」という用語と結び付けられ、または置換え可能な用語として用いられる。ブラックロック・グループは、サステナブル投資およびESGをそれぞれ、ブラックロック・グループのソリューションを特定し、報告するための全体的な枠組みおよびデータのツールキットとしている。ブラックロック・グループは、ESG統合を、リスク調整後のリターンを高めるために、重要なESG情報および持続可能性リスクに関する考慮事項を投資判断に取り入れる実務として定義している。ブラックロック・グループは、すべての資産クラスおよびポートフォリオ運用のスタイルにおいて、重要なESG情報が関連性を有することを認識している。投資顧問会社は、すべての投資プラットフォームにおける投資プロセスにおいて、サステナビリティに関する考慮事項を取り入れることができる。ESG情報および持続可能性リスクは、投資リサーチ、ポートフォリオ構築、ポートフォリオの見直しおよび投資スチュワードシップ・プロセスにおける検討対象に含まれる。

投資顧問会社は、調査プロセスにおいて、総合的な情報の一つとして持続可能性リスクを含むESGに関する考察およびデータを考慮に入れ、投資プロセスにおいてかかる情報の重要性を判断する。サブ・ファンドの投資決定の際に考慮すべき事項は、ESGの考察のみではなく、投資判断においてどの程度ESGに関する考察を考慮するかは、ESGの特性またはポートフォリオの目的により決定される。投資顧問会社によるESGデータの評価は主観的なものとなる場合があり、新たに発生する持続可能性リスクや変動する市況に照らして、時を経て変化することがある。このアプローチは、投資目的および投資方針に従って、かつポートフォリオの投資者の最善の利益のためにポートフォリオを運用するという投資顧問会社の規制上の義務と整合するものである。各ポートフォリオについて、会社のリスクおよび定量分析グループは、投資顧問会社と協力してポートフォリオの見直しを行い、持続可能性リスクが伝統的な財務上のリスクと同様に定期的に考慮されること、関連する持続可能性リスクを考慮して投資判断が下されていること、およびポートフォリオが持続可能性リスクにさらされるような決定が慎重に下されること、ならびにポートフォリオの投資目的に従ってリスクが分散および軽減されていることを確保する。

ブラックロック・グループのESG統合へのアプローチは、投資分析を進化させること、およびポートフォリオの投資に対して持続可能性リスクが与えるであろう影響を理解することを目標として、投資顧問会社が考慮する情報の総量を拡大するものである。投資顧問会社は、ポートフォリオの目的に適した投資決定を行うために、ESGデータおよび考察を含め、様々な経済・金融指標を評価する。これには、関連する第三者の考察またはデータ、内部調査またはエンゲージメントに関する説明およびブラックロック・グループ投資スチュワードシップからの情報が含まれることがある。

持続可能性リスクは、調査、配分、選定、ポートフォリオ構築決定または運用におけるエンゲージメント等の投資プロセスの様々な段階で特定され、ポートフォリオのリスクおよびリターン目標に応じて考慮される。かかるリスクの評価は、その重要性(すなわち、投資リターンに影響を及ぼす可能性)に応じて、かつその他のリスク(流動性やバリュエーション等)の評価と併せて行われる。

ポートフォリオの文書に別段の記載がなく、またポートフォリオの投資目的および投資方針に別段の記載が含まれない限り、ESG統合により、ポートフォリオの投資目的が変更されることはなく、投資顧問会社が投資可能な分野が制限されることはなく、また、ESGまたはインパクトに重点を置いた投資戦略または排除スクリーニングがポートフォリオによって採用されることは示唆されていない。インパクト投資とは、経済的なリターンに加えて、有益かつ測定可能な社会的および/または環境への影響を生み出すことを目指す投資をいう。同様に、ポートフォリオがどの程度持続可能性リスクの影響を受けるかは、ESG統合によっては決定されない。後記「3 投資リスク」の「持続可能性リスク」を参照のこと。

ブラックロック・グループは、法令により認められている場合には、商品ページにおいて公に入手可能な一連の統合ステートメントを通じて、またはその他既存および潜在的な投資者ならびに投資顧問会社によって入手可能な方法で、チームまたはプラットフォームレベルでの、およびそれぞれ独自の投資戦略のためのESGリスク統合の実務に関する詳細な情報を開示する。

投資スチュワードシップ

ブラックロック・グループは、ポートフォリオの該当する資産クラスのための資産の長期的な価値を保護し、また拡大することを目的として、投資スチュワードシップの約束と議決権行使を行っている。ブラックロック・グループの経験上、リスク管理の監督、取締役会の説明責任および規制の遵守を含む健全なガバナンス慣行によって、持続可能な財務業績および価値創造が強化される。ブラックロック・グループは、最優先事項として、取締役会の構成、有効性および説明責任に重点を置いている。ブラックロック・グループの経験上、高い水準のコーポレート・ガバナンスは、取締役会のリーダーシップと監督の基礎となる。ブラックロック・グループは、取締役会が、その有効性およびパフォーマンス、ならびに取締役の責任およびコミットメント、交代および承継の計画、危機管理ならびにダイバーシティに関する取締役会の姿勢を評価する方法に関する理解を深めることを約束する。

ブラックロック・グループは、その事業の2つの重要な特徴に基づき、投資スチュワードシップ業務において、長期的な視点を持っている。すなわち、ブラックロック・グループの投資家の大半が長期的な目標のために貯蓄しており、長期的な投資者であると想定されること、また、ブラックロック・グループは、多様な投資ホライズンの戦略を提供しており、投資先企業と長期的な関係を築いていることである。

持続可能な投資および投資スチュワードシップに対するブラックロック・グループのアプローチの詳細については、ウェブサイト(www.blackrock.com/corporate/sustainabilityおよび<https://www.blackrock.com/corporate/about-us/investment-stewardship#our-responsibility>)を参照されたい。

ブラックロック・グループは、現在、金融業セクターのサステナビリティ関連の開示に関する欧州議会および理事会のSFDR規則(EU)2019/2088に規定された期限までに、持続可能性についてのファンドへの不利な影響に関する透明性の要件を遵守する方針である。

ポートフォリオは、買戻しに対応するためまたはその他の流動性を満たすために適切と思われる流動資産に付随的に投資することができる。

市況または金融情勢により正当化される場合、ポートフォリオは、一時的な防衛法として、OECD加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある債券に、ポートフォリオの資産の100%までを投資することができる。

本書に記載のその他の投資制限にかかわらず、ポートフォリオが日本で募集される場合、

- (i) 一発行体から派生する株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャー(各々、以下に定義される。)のそれぞれの合計金額は、原則として、ポートフォリオの純資産総額の10%を超えてはならない。
- (ii) 一発行体から派生する株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよび/またはデリバティブ・エクスポージャーを組み合わせた合計金額は、原則として、ポートフォリオの純資産総額の20%を超えてはならない。

ただし、ポートフォリオがファンド・オブ・ファンズであり、その投資先のファンドに対し上記と同様の信用リスクに係る投資制限が課される場合を除く。また、ポートフォリオのエクスポージャーが上記(i)および(ii)に記載の制限を超える場合、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、1か月以内に、または、それが不可能もしくは実務上不可能な場合には、その後可能な限り速やかに、エクスポージャーを上記の関連する制限以下に減少させるために必要な調整を行う。

上記の段落の目的上、「株式エクスポージャー」とは、会社の株式または投資信託の受益証券等、ある発行体の持分証券(疑義を避けるため付言するならば、持分証券に係るデリバティブ契約を除く。)の評価額への直接的なエクスポージャーをいい、「債券エクスポージャー」とは、ある発行体の債務証券(株式エクスポージャーまたは債務証券に係るデリバティブ契約を除く。)、金銭債権(デリバティブ商品を除く。)および匿名組合出資持分の評価額(日本の商法に定められる。)から担保評価額および反対債務の金額を控除したものに直接的なエクスポージャーをいい、また、「デリバティブ・エクスポージャー」とは、(i)有価証券の発行者に関する、または(ii)相手方とのデリバティブ取引から、またはこれに関連して生じる債権の評価額から、担保評価額および反対債務の金額を控除したものをいう。

管理会社またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはポートフォリオもしくはファンドの資産の運用の適正を害する取引を行うことができない。

ポートフォリオはまた、プレミアム収入の獲得により、組入証券のみを保有している場合に得たであろう収益より多額の平均総収益の達成を目的として組入証券および株価指数の現物の裏付けのあるコール・オプションを発行することができる。ポートフォリオは、以下を除き、金融先物取引、ならびに関連するオプション取引および先物為替予約をヘッジの目的のためのみに遂行できるものとする。

組入証券についてのオプション

ポートフォリオは、組入証券につき現物の裏付けのあるコール・オプションを売り付ける(発行することができる)ことができる。現物の裏付けのあるコール・オプションとは、プレミアムを得て、一定期間、特定の価格でポートフォリオが保有する特定の組入証券を買い付ける権利を第三者に与えるオプションである。ポートフォリオは、オプションの発行による実現プレミアム収益を得るかわりに、オプションの行使期間中、オプションの権利行使価格を上回るオプションの対象証券の価格上昇による利益を得る機会を放棄する。更に、ポートフォリオのオプションの対象証券の売付けを行う権利は、オプションが終結または失効するまで制限される。

ポートフォリオは、組入証券につきプット・オプションの買付けを行うことができる。プレミアムの支払と引換えに、プット・オプションを買い付けた所持人(即ち、ポートフォリオ)は、プット・オプションが終結、失効または行使されるまで指定された価格で相手方にオプションの対象証券を売却する権利を付与される。ポートフォリオは、ポートフォリオが保有する対象証券の価格下落のリスクを減少させる目的でプット・オプションを買い付ける。証券の総収益は、オプションにつき支払われたプレミアムの額だけ減少することがある。

株価指数のオプション

ポートフォリオは、株式市場または特定の産業部門において予測される全般的な株価の下落の影響に対して、組入証券をヘッジするために、株価指数のコール・オプションを売り付け（発行し）、また、プット・オプションを購入することができる。株価指数のオプションは、証券のオプションと類似している。ただし、行使または譲渡に際しては、契約当事者は、株価指数の終値とオプションの行使価格の差額を一定の倍数で乗じた金額に相当する現金を支払うかまたは受領する。ヘッジされる株価指数のオプションの効果は、主に、オプションの裏付けとなっている指数の価格変動とヘッジされる組入証券の数量変動の相関関係に依存している。他の要素として、転換証券に関する相関関係は、他の要因もあるが、主として、組入証券の市場価格の転換価格への寄与の程度により影響を受ける。

株価指数先物取引

ポートフォリオは、その組入証券を全般的な市場リスクに対しヘッジするために、株価指数先物取引の購入および売却を行うことができ、また、当該先物取引のプット・オプションおよびコール・オプションの購入ならびにコール・オプションの売却を行うことができる。ポートフォリオは、市場の下落が予想される場合または下落した場合、ポートフォリオの組入証券の市場価格の下落と相殺するために、株価指数先物を売却することができる。ポートフォリオが市場に十分な投資を行っていない場合および重大な市場の展開が予測される場合、ポートフォリオは、購入予定の証券のコスト増加の一部または全額を相殺しうる市場価格の急騰による利益獲得のために、株価指数先物を購入することができる。株価指数先物取引は双務契約であり、ポートフォリオは、かかる契約に従い、清算時において、一定のドル建ての金額に契約期間の最終取引日の株価指数の終値と先物取引の契約締結時の価格との差額を乗じた金額を現金で受領し、または交付することに合意する。ポートフォリオは、広域な市場における株価指数または一部の産業分野もしくは市場における株価指数に基づく先物取引を行うことができる。株価指数オプションについてと同様、ポートフォリオのヘッジ戦略の効果は、主にヘッジされている証券の価格変動と先物契約の裏付けとなっている株価指数の変動の相関関係に依存している。転換証券に関しては、主として、ヘッジされている証券の市場価格の転換価格への寄与の程度に依拠する。

金融先物取引

ポートフォリオは、不利益な金利変動のヘッジとして金融先物契約の売買を行うことができる。金融先物契約は、将来の特定の日に、あらかじめ合意した価格で固定利付証券を売買するという二当事者間の契約である。

ポートフォリオは、一般的金利水準の上昇が予想される場合、金融先物契約を売却することができる。一般的に金利が上昇する場合、ポートフォリオが保有する債務証券の市場価格は下落し、それに伴いポートフォリオの純資産価格は減少することになる。ただし、金利が上昇した場合、ポートフォリオの金融先物契約のポジションの価値は同様に上昇傾向を示し、したがって、ポートフォリオのヘッジの対象である組入証券の市場価格の低下の全部または一部を相殺することになる。先物ポジションの売却および手仕舞いには手数料が発生するが、金利の上昇による影響を低減させるためポートフォリオが組入証券を売却する取引費用に比べ通常低廉である。ポートフォリオは、金利の低下が予想される場合、ポートフォリオが証券市場に十分な投資をしていない場合および重大な市場の展開が予測される場合には、金融先物契約を購入する。これらの取引のほとんどの場合、ポートフォリオは、金融先物契約の終結時に証券を買い付ける。当該ヘッジ技法活用の効果は、主に、ヘッジされている証券の価格変動と金融先物契約の価格変動の相関関係に依拠している。また、転換証券に関しては、ヘッジされている証券の市場価格のその投資額への寄与の程度に依拠する。

金融先物契約のオプション

ポートフォリオは、金融先物契約のコール・オプションの買付けおよび発行ならびにプット・オプションの買付けを行うことができる。一般的に、これらの戦略は、ポートフォリオが先物契約を締結

するのと同様の市況において行われる。ポートフォリオは、株式市場の下落もしくは通貨の価値の下落または金利の上昇が予測される場合、裏付けとなる金融先物契約を売却することなく、金融先物契約のプット・オプションの買付けまたはコール・オプションの発行を行うことができる。同様に、ポートフォリオは、株式の値上がりもしくはポートフォリオが購入を予定している証券の表示通貨の値上がりにより生じるコストの増加をヘッジするため、または金利の低下によりポートフォリオが投資を予定している証券の値上りをヘッジするため、金融先物契約を買い付けるかわりに当該先物契約のコール・オプションを買い付けることができる。

ポートフォリオが金融先物契約またはそのコール・オプションを購入する際、現金または政府機関が発行もしくは保証する流動性のある証券は、ポートフォリオの保管受託銀行の分離勘定に預託され、この分離された金額にブローカーの勘定に保有されている当初および変動マージンを加えたものが金融先物契約の市場価格に等しくなるようにし、それによって当該先物の利用がレバレッジとならないことを確保する。

為替リスクのヘッジ

ポートフォリオは、異なる国々の為替レートに関して潜在的に存在する不利な変動に対するヘッジとして、投資を行う各国の通貨間の先物為替予約を行うことができる。同取引は、一般的に特定の将来の日(1年以内)に、契約時の価格で特定の通貨を売買する契約を通して行われる。ポートフォリオの先物為替予約は、特定の取引または組入証券のポジションに関するヘッジに限定される。ヘッジ取引として、組入証券の売買、ポートフォリオの受益証券の売却および買戻し、またはポートフォリオによる配当金および分配金の支払に関して発生したポートフォリオの特定の受取金または支払金について先物為替の売買を行う。ポジションは、当該通貨建てのまたは当該通貨で相場の立つ組入証券のポジションについて先物為替を売却することによりヘッジされる。ポートフォリオは、投機的に先物為替予約を行わない。通貨価値の低下に対するヘッジは、組入証券の価格の変動を除去するものではなく、当該証券の価格が下落する場合に損失を回避するものでもない。当該取引はまた、ヘッジされた通貨価格が上昇すべき場合には、利益獲得の機会を妨げる。更に、ポートフォリオは、予想される通貨切下げのレベル以上の価格で通貨を売却する契約を締結することができなくなるような事態に対してヘッジを行うことはできない。

ポートフォリオは、また、外国為替レートの潜在的変動に対応する短期または長期のヘッジとして通貨プット・オプションを購入しまたは通貨コール・オプションを売却し、ならびに通貨先物の売買を行うことができる。当該取引は、ポートフォリオにより保有され、ポートフォリオにより売却されたがまだ引渡しのない、またはポートフォリオにより購入されることが約束されもしくは予想される米ドル建て以外の証券のヘッジについて効果的である。ポートフォリオは、また、当該通貨プット・オプションの取得価格の全部または一部と相殺するため通貨のコール・オプションを発行することができる。ポートフォリオは、投機的に通貨オプションまたは通貨先物を行わない。したがって、ポートフォリオは、所有しもしくは購入を意図している当該通貨建ての証券の市場価格を実質的に超える、またはポートフォリオが売却したがまだ引渡しを行っていない証券の場合には表示通貨による手取金を実質的に超える通貨のヘッジを行うことはない。更に、ポートフォリオが組入証券をヘッジする場合、ポートフォリオは、ヘッジされた証券の市場価格の実質的な下落を表章している現市場価格を有する政府機関の証券を保管受託銀行において分離保管する。

ポートフォリオは、当該ポートフォリオにとってコストがより有利である場合、クロス取引(同一取引相手を通して実施される。)を通じて関係通貨を購入したり、または為替スワップを行うこともある。契約または通貨は証券取引所で相場付けされるか、規制市場で取引されるものでなければならないが、ポートフォリオがこの種の取引を専門とする高格付の金融機関との間で為替予約またはスワップ取決めを締結する場合にはこの限りではない。

スワップ

ポートフォリオは、スワップ取引を行うことができる。スワップは、各当事者がインデックスもしくは資産の利回りに基づく期限付支払または異なるインデックスもしくは資産に基づく他方当事者が

らの期限付支払を行う旨を合意する私的契約である。スワップには、信用リスク、レバレッジ・リスク、流動性リスク、および為替リスクが伴う。ポートフォリオは、ポートフォリオが当事者であるスワップ取引の名目上の元金総額が、取引直後にポートフォリオの純資産総額の5%を超えない場合のみ、スワップ取引を行うことができる。

レバレッジ

ポートフォリオは、空売り、証券貸付、レポおよびリバース・レポ取引の利用を含む様々な手段ならびに先物、先渡契約、オプションおよびその他のデリバティブ商品を通じてレバレッジを用いることがある。

加えて、ポートフォリオは、()さらなる買付申込みの受領を見込んだ取得のための資金調達、()買戻請求への対応、()投資者による買付申込みの決済の不履行に起因する不足分の資金調達、及び()組入証券の強制的な予期せぬ売却を回避するための費用の支払を目的とする借入れを含め、現金運用および投資の目的で借入れを行うことができる。かかる借入れには、ファンドに対する業務提供者または第三者たる金融機関との信用供与契約が締結されることが含まれる。ファンドは、かかる借入れに関して担保を提供する権限を有する。

ポートフォリオが利用するレバレッジの最高水準は、前記のとおりである。

(2)【投資対象】

前記「(1)投資方針」を参照すること。

(3)【運用体制】

管理会社はオルタナティブ投資ファンド運用会社ではなく、AIFMDの目的の範囲内でファンドに係る組入証券およびリスクの管理機能を果たすため、オルタナティブ投資ファンド運用会社を任命している。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、アイルランド中央銀行により認可されている。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、ファンドの組入証券の管理およびリスク管理を行い、以下に記載されるとおり、その機能を委任している。

ポートフォリオは、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドの株式運用部門のグローバル株式チーム(約10名程度)によって運用されている。

グローバル株式チームの概要

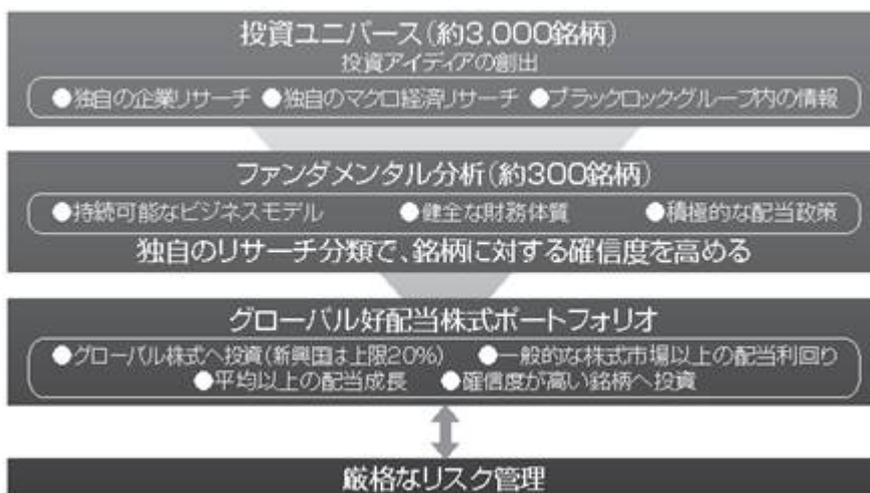
グローバル株式チームは、世界株式運用のスペシャリストで構成され、世界中に点在するブラックロック・グループの調査・運用拠点のメンバーと情報を共有しながら、運用を行っている。



運用プロセス

成長性が高いと考えられる銘柄の中から、配当利回りの高い銘柄を厳選するプロセス。成長性、市場での優位性、資本コストを上回る収益力のある企業に注目。これら企業の株式が本質的価値を下回る水準で取引されている場合に投資

魅力的かつ安定的な利回りを持つ銘柄に着目



< 運用に関する内部規制 >

法令に基づき、投資顧問会社として遵守すべき事項についてコンプライアンス・マニュアルをはじめとした内部規則を定めており、売買注文の管理、関係会社との取引の制限、議決権行使、情報管理、最良執行など、運用に関する各種事項について規定している。

< 管理体制 >

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、投資顧問契約に基づいてその運用業務を投資顧問会社に委託している。

(4) 【配分方針】

受益証券の分配金は、現金で支払われるが、支払日から5年間、請求されなかった場合、無効となり、ポートフォリオの財産に帰属する。

分配金は関連するクラス受益証券の表示通貨で支払われる。

ポートフォリオの純利益は、(i) 経過利息、取得割引(当初発行時割引および市場割引を含む。)またはその他の取得収益から()ポートフォリオの見積費用(管理報酬等を含む。)を差し引いた額とする。各分配金の宣言に関して、管理会社の取締役会は、未分配の純投資収益、実現・未実現売買益(場合により売買の純額相当分により増減する。)(下記の平準化の説明を参照すること。)から支払われるかかる分配金を決定する。

別段の規定がない限り、投資者は、通常、支払が要求される国において適用ある外国為替規則に基づき、関連する支払日から5営業日以内に小切手または銀行送金により分配金の支払を受ける。

受益証券については、買付注文が有効となった日から買戻請求が有効となる日までに宣言される範囲において、分配金が発生する。

ポートフォリオの受益証券の純利益の全部または一部が、分配金が宣言される評価日における純資産価格の決定の直前の登録受益者に対し、以下のように毎月分配金として宣言される。

ポートフォリオのクラスF受益証券(米ドル建て)の所有者について、純利益の全部または一部は、宣言日における日々の純資産価格の決定の直前に、分配金として宣言される。分配金は、毎宣言日の前日において受益者名簿に登録されているクラスF受益証券(米ドル建て)の受益者全員に対して、毎月20日、または同日が評価日ではない場合にはかかる日の翌評価日に宣言される。ポートフォリオのクラスA受益証券(米ドル建て)の所有者について、分配金は、宣言日の前日において受益者名簿に登録されているクラスA受益証券(米ドル建て)の受益者全員に対して、毎月20日、または同日が評価日ではない場合にはかかる日の翌評価日に宣言される。クラスA受益証券(米ドル建て)の分配金は、報酬および費用込みの総収益、純実現キャピタル・ゲインおよび純未実現キャピタル・ゲ

インの全部または一部について宣言することができる。後記「3 投資リスク (1) リスク要因
資本からの分配金支払」を参照すること。

ポートフォリオは、受益証券1口当たりの未分配収益が受益証券の売買を理由としてのみ変動することを禁ずるため、平準化会計手法を採用することができる。かかる手法は、ポートフォリオにとって平準化された会計処理を維持することを内容とする。かかる平準勘定は、当該受益証券の1口当たりの純未分配収益が表章する購入受益証券代金を貸方に記入し、買い戻された受益証券の1口当たりの純未分配収益が表章する買戻代金を借方に記入する。ポートフォリオにより宣言される分配金には、事前に平準勘定の貸方に記入されるものがある。投資者に報告される利回りは、平準勘定から支払われる金額と同様、純利益から支払われる金額に含まれる。

日本における販売会社は、分配金支払を確認できまた必要な支払処理の完了次第、顧客に対して分配金を支払う予定である。日本における販売会社は、分配金が宣言される評価日における純資産価格の決定の直前の投資者に対し、原則として、毎月20日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)から日本における5営業日目以降より分配金の支払を開始する。分配金支払日は、日本における販売会社によって異なる。具体的な分配金支払日については、日本における販売会社に照会すること。

前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

また、分配金に関する留意事項については、以下を参照すること。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

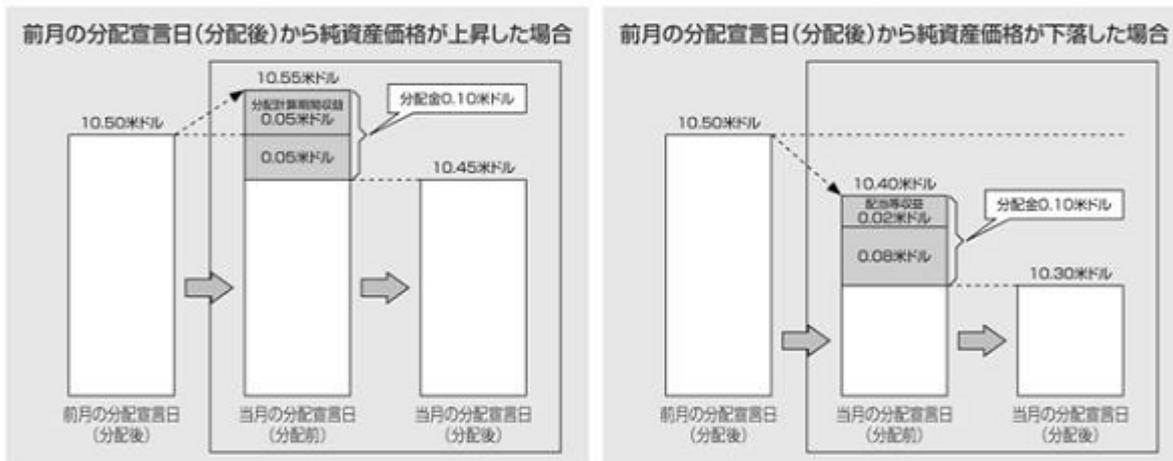
<投資信託の分配金が支払われるイメージ>



- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益(実現益および未実現益)を超えて支払われる場合がある。その場合、分配宣言日の受益証券1口当たり純資産価格は前月の分配宣言日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるポートフォリオの収益率を示すものではない。

※「分配計算期間」とは、前月の分配宣言日から当月の分配宣言日までの期間をいう。

<分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合(純資産価格が米ドル建ての場合で表示してある。)>



(注1) 分配金は、分配方針に基づき支払われる。

(注2) 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではないので留意すること。

- 投資者のポートフォリオの購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には投資元本の一部払戻しに相当する場合がある。この場合においても、投資元本の一部払戻しに相当する部分を含め、分配金はすべて課税対象となる。ポートフォリオ購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり小さかった場合も同様である。



(5) 【投資制限】

ポートフォリオは、その資産の投資および運用行為に関する以下の制限および方針に従う。本制限は、当該受益者に1か月前に通知することを条件として、管理会社を変更することができる。

ポートフォリオの投資は以下のように制限される。

ポートフォリオは、

他の発行体の証券の引受を行うことができない。ただし、本制限上、ポートフォリオは、単に組入証券を売却することによってまたはコーポレート・ローンに投資することによって証券の引受人とはみなされない。

証券を信用で購入することができない(ただし、組入証券の売買の清算のため必要な短期与信を受けることができる。)。また、証券の空売りを行うことができず、またはショート・ポジションを維持することができない。

ポートフォリオの純資産価額の10%(時価基準による。)を超えて借入れを行うことができない。ただし、合併または併合の場合には、かかる10%の制限を一時的に超えて借入れを行うことができる。ポートフォリオによる借入れは、一時的かつ緊急の目的のためにのみまたは買戻しに対応するために行われる。

ポートフォリオは、リバース・レポ取引の契約締結時点において、少なくとも買戻価格(経過利息を含む。)に相当する価額を有する現金、現金等価物または流動性の高い高格付の債券を保持する分離口座を、保管受託銀行に開設および維持することができる。ポートフォリオがかかる分離口座を開設および維持する場合、リバース・レポ取引は、ポートフォリオによる借入れとはみなされない。ただし、ポートフォリオがかかる分離口座を開設および維持しない状況においては、そのようなリバース・レポ取引またはその他のレバレッジ手段は、ポートフォリオの借入れの制限の目的上、借入れとみなされる。

一発行会社の発行済証券(OECD政府証券および銀行金融証券を除く。)の10%を超えて購入することができない。商業銀行の債務証券は、アメリカ合衆国銀行、アメリカ合衆国外の銀行およびアメリカ合衆国銀行のアメリカ合衆国外支店もしくは国外子会社、またはアメリカ合衆国外の銀行のアメリカ合衆国内支店もしくは国内子会社により発行される。管理会社によりいくつかの投資信託またはポートフォリオが運用されている場合、管理会社は、かかる投資信託またはポートフォリオのため全体で一発行会社の議決権総数の15%を超えて保有しないものとする。

ポートフォリオの純資産価額の10%を超えて、流動性に欠ける、私募株式、抵当証券もしくは非上場株式またはその他の資産に投資を行うことができない。

ポートフォリオが所有もしくは保有する証券に、譲渡担保、質権もしくは抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡することができない。ただし、前記に規定されるとおり、かかる譲渡担保、抵当権もしくは質権が設定され、または譲渡された証券の時価総額が、ポートフォリオの純資産価額について、当該借入れを確保するために必要な割合を超えないものである場合を除く。また後記に従った証券の貸付は、本項に基づく担保を構成するものとはみなされない。ただし、当該制限は、管理会社に、ポートフォリオがデリバティブ取引または先渡取引を投資目的に従って活用する場合、証拠金要求のため、ポートフォリオが保有または所有する証券を預託し、抵当権を設定しまたは担保に供することを禁ずる。

ポートフォリオの純資産価額の33 1/3%を超えてポートフォリオの組入証券の貸付を行うことができない。ただし、当該貸付が本投資制限の規定に従い行われる場合にはこの限りではない。組入証券の借主は、ポートフォリオに対し、現金もしくはアメリカ合衆国政府証券もしくはアメリカ合衆国政府機関証券または現金および(もしくは)かかる証券の組合せによって担保を設定しなければならず、またその公正な時価が常に借入証券の価額の100%以上となるよう当該担保を維持することに同意しなければならない。当該貸付は、いつでも終了可能である場合を除いてその期間は30日を超えてはならず、かつクリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアまたはその他公認の証券決済機関もしくは(アメリカ合衆国連邦準備資金電信為替システムを含む)電信為替システムを通じて、ブローカー、ディーラーおよび金融機関に対して行われることが必要である。

支配または経営を行う目的で投資を行うことができない。

不動産の売買を行うことができない。ただし、ポートフォリオは、不動産もしくは不動産上の権利により担保されている証券または不動産もしくは不動産上の権利に投資している会社が発行する証券には投資することができる。

商品または商品契約の売買を行うことができない。

()ポートフォリオが、投資目的、投資方針および投資制限に従い、共同貸主その他としてコーポレート・ローンおよびその他の公社債を購入することにより貸付を行っているときみなされることがある場合、ならびに()前記 の場合を除き、第三者に金銭の貸付を行うことができない。ただし、本制限において、アメリカ合衆国政府証券、アメリカ合衆国政府機関証券、銀行金融証書および短期債務証書の取得、レポ取引およびリバース・レポ取引の取得は貸付とはみなされない。

ポートフォリオは更に、受益証券が募集および販売のために日本で登録され、かつ日本の規制基準に基づく要件がある限り、ポートフォリオの純資産価額の50%を超えて、米国政府証券および米国機関証券、譲渡性預金証書、銀行引受手形、コマーシャル・ペーパー、社債およびその他の債務ならびに金融機関の公社債を含む金融商品取引法上の「有価証券」の定義に該当する投資証券に投資する。

上記に記載された投資方針または資産の投資もしくは利用についての制限比率が、取引の実行時点で遵守される場合、投資顧問会社が管理できない事由や、または価額の変動もしくは受益証券の買戻しもしくは償還によって生じた投資比率のその後の変更は、制限違反とはみなされない。

ポートフォリオは、独自にOTCデリバティブ商品の価値を正確に評価するプロセスを採用しなければならない。ポートフォリオは、市場リスクおよび通貨リスクをヘッジするため、効率的な組入証券の運用を目的として高いリターンを追求するため、またはより複雑な効率的な組入証券の運用技術を利用することを目的として、以下の制限に従ってデリバティブを利用することができる。

- 上記取引によってポートフォリオの投資方針および投資制限から逸脱してはならない。
- ポートフォリオは、原資産のグローバル・エクスポージャーがポートフォリオの純資産総額を超えないことを確保する。指数を基礎とする派生商品の原資産は上記の投資制限には織り込まれない。

譲渡性のある証券または短期金融証書に派生商品が組み込まれている場合、上記の制限を遵守する際にはかかる派生商品を考慮に入れなければならない。エクスポージャーは、原資産の現在価値、取引相手方のリスク、将来の相場の動向およびポジションを解消するための時間を考慮した上で計算される。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

投資者は、ポートフォリオに投資する前にこれらのリスク要因を読んでおかなければならない。

ポートフォリオの投資目的が達成される保証はない。また、過去の運用実績は将来の運用実績を示唆するものではない。

ポートフォリオが投資する市場および投資商品の価格は変動し易い可能性がある。ポートフォリオに対する投資は、ポートフォリオの受益証券の純資産価格の変動、信用リスク、レバレッジ・リスク、金利リスク、為替リスク、かかるポートフォリオの組入対象およびポートフォリオの受益証券の流動性リスク、ならびにその他のリスクを含む、重大なリスクを伴う。ポートフォリオに対する投資を、完全な投資プログラムとみなすべきではない。

課税に関連するリスク

後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」の項に記載された課税関係情報は、管理会社の知りうる限り、本書の日付現在の税法および税務上の慣行に基づくものである。税法、管理会社およびポートフォリオの税務上の地位、受益者の課税および免税、ならびに当該税務上の地位および免税の効果は、随時変更することがある。ポートフォリオが登録され、販売され、または投資対象となっている法域における税法の改正により、ポートフォリオの税制上の状況に影響を及ぼし、影響を受けた法域における関連するポートフォリオの投資対象の価額に影響を及ぼし、当該関連するポートフォリオがその投資目的を達成する能力に影響を及ぼし、かつ/または、受益者に対する税引後のリターンが変わるおそれがある。ポートフォリオがデリバティブに投資する場合、前文の記載は、デリバティブ契約および/もしくはデリバティブの取引相手方の準拠法の法域、ならびに/またはデリバティブの原エクスポージャーを構成している市場にも及ぶことがある。

受益者に利用可能な免税の利用可能性および価額は、各受益者個人の状況に依拠する。後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」の項に記載された情報は、包括的なものではなく、法律上または税務上の助言を構成するものではない。投資予定者は、自己の特定の税務上の立場およびファンドへの投資による税効果に関して自己の税務顧問に相談することを勧められる。

ポートフォリオが、中近東の法域等の税金制度が完全に発達していないかまたは十分に確立していない法域に投資する場合、ポートフォリオ、ファンド、管理会社、投資顧問会社および総販売会社は、いずれの受益者に対しても、ポートフォリオが当該ポートフォリオの公租公課として財政当局に対して誠実に行いまたは負担した支払について、当該支払を行うかまたは負担する必要がないこと、または行うべきでなくもしくは負担すべきでなかったことが後で判明したとしても、説明責任を負わない。反対に、納税義務、後に異議が申し立てられた(確立された最善の慣行がない中での)最善のまたは共通の市場慣行の遵守または実際的で適時の納税メカニズムの発達の欠如に関するファンダメンタルの不確実性を通じて、ポートフォリオまたはファンドが過年度について納税する場合には、あらゆる関連する利息または申告遅延の罰金が同様にファンドに課せられる。かかる納税遅延は、通常、ファンドの勘定において負担する旨が決定された時点において、ファンドの債務として計上される。

受益者は、一部のクラス受益証券が報酬および費用込みで分配金を支払う場合があることに留意すべきである。これにより受益者は他の場合に受領したであろうよりも高い分配金を受領することがあり、したがって受益者は結果としてより高い所得税納税義務を負うことがある。更に、場合により、報酬および費用込みで分配金を支払うことは、ファンドが収益財産からではなく投資元本財産から分配金を支払うことを意味することがある。かかる分配金は、現地で施行されている税法によっては、受益者の手元に残存する収益分配とみなされることがあり、それにより投資者は、自己の限界所得税率により分配金に税金が課せられることがある。受益者は、この点について自己の専門家の税務アドバイスを受けるべきである。

受益証券の価格

受益証券の価格および受益証券からの収益は、上昇することも下落することもある。投資者は、自身にとっての基準通貨以外の通貨で投資する場合、かかる基準通貨に対して上昇することも下落することもある為替変動の影響を受けるということを認識するべきである。

ポートフォリオの取引通貨以外の通貨建てで発行された証券への投資に伴う為替リスク

ポートフォリオの純資産価格は特定の通貨、即ち米ドル建てである。ポートフォリオは、原則として、為替ヘッジのない米ドル建ての資産に投資する。したがって、例えば基準通貨建てでないクラスに当初投資する投資者の場合、ポートフォリオの受益証券の価格は、当該当初投資通貨への換算の際に、為替市場における対米ドルの為替相場の変動による影響を受けることがある。

大規模な資金フロー

受益証券の大量買戻しが生じた場合、ポートフォリオは、かかる買戻しに対応するためにポートフォリオが保有する証券の主要部分を適宜換金しなければならない。かかる場合、ポートフォリオは、市況や流動性次第で、実勢市場価格を下回る価格で一部保有分の売却を強いられることがあり、それにより受益証券の純資産価格の大幅な変動をもたらすことがある。他方、受益証券の大量買付があった場合、ポートフォリオは、原則として可能な限り速やかに全額投資するよう努めるものの、市場の流動性によっては買付代金の投資にかなりの期間を要することがある。

買戻しの能力

受益証券は、買い戻すことができるが、純資産価格の決定が停止された場合、および/またはポートフォリオが純資産価格の決定を延期した場合、ポートフォリオへの投資は換金困難となることがあり、また受益証券の価格または受益証券に伴うリスクの範囲について信頼しうる情報を得ることが困難となることがある旨、投資者は留意するべきである。

取引相手方リスク

ポートフォリオは取引当事者の信用リスクにさらされ、また、決済不履行のリスクを負うことがある。信用リスクとは、金融商品の取引相手方がポートフォリオと締結している債務またはコミットメントを履行できなくなることである。これには、あらゆるデリバティブ、レポ取引、リバース・レポ取引または証券貸付契約を締結する相手方を含む。担保によって保証されないデリバティブ取引は、取引相手方との直接的なエクスポージャーを発生させる。少なくとも各々の取引相手方へのエクスポージャーと等価値で担保を受けることによって、ファンドはデリバティブの取引相手方に対してその信用リスクの大部分を削減するものの、いかなるデリバティブも完全には担保によって保証されない範囲において、取引相手方によるデフォルトはファンドの価値の縮小に終わることがある。新しい取引相手方の正式な精査は完了し、すべての承認された取引相手方は、継続的に監視され、精査される。ポートフォリオは、取引相手方へのエクスポージャーおよび担保管理プロセスについての積極的な監視を維持する。

国際投資

国際的な投資は、為替相場の変動、将来の政治的および経済的發展ならびに為替管理またはその他の国家の法律もしくは制限が課される可能性を含む一定のリスクを伴う。各国の証券価格は、その異なる経済、金融、政治および社会的要素により影響を受ける。ポートフォリオは、様々な通貨建ての証券に投資するため、為替相場の変動は、ポートフォリオの組入証券の価値に影響を及ぼす。更に、ポートフォリオの投資は、回収不能な源泉税の対象となることがある。

世界的金融市場危機および政府介入

2007年以降、世界的金融市場は、広範囲にわたるファンダメンタルの混乱および政府介入をもたらす相当の不安定な局面下にある。一部の法域の規制機関は、多くの緊急規制措置を実行または提案している。政府および規制機関の介入は、範囲および適用が不透明な場合があり、金融市場の効率的な機能を損なう混乱および不確実性をもたらした。どのような追加の暫定的または恒久的な政府規制が市場に課されるかおよび/または当該規制が投資顧問会社がポートフォリオの投資目的を実行する能力にどのような影響を及ぼすかを予測することは不可能である。

様々な法域の統治組織による現在の取組みまたは将来の取組みが金融市場を安定させる手助けになるか否かは不明である。投資顧問会社は、金融市場がこれらの事象の影響を受け続ける期間、また、これらまたは将来の同様の事象がポートフォリオ、ヨーロッパまたは世界経済および世界の証券市場に及ぼす影響を確実に予測することができない。

投資顧問会社への依存：受益者はファンドの管理に関与しない

投資顧問会社は、ファンドの投資プログラムの日々の管理を行う。ファンドの成功は、投資顧問会社がファンドの投資プログラムを開発し、成功裏に実施することができるかにかかっている。投資顧問会社がそのように成功するとの保証はない。さらに、投資顧問会社の機能はオルタナティブ投資ファンド運用会社による全体的な監督を受けるものの、投資顧問会社による日々の判断によって、ファンドが損失を被るまたは利益を得る可能性のあった収益機会を逃すことがある。受益者は、日々の運用もしくはファンドの業務のコントロール、またはファンドが行った特定の投資もしくはかかる投資の条件を評価する機会へ関与する権利または権限を有しない。

新興市場

以下の勘案事項は、すべての国際投資に一定の範囲において適用されるが、特定の小規模市場および新興市場において特に重要である。株式に投資するポートフォリオは、特定の小規模市場および新興市場（それらは、典型的には、経済および/または資本市場の発達水準が低く、かつ、株価および通貨変動性が高い開発途上の国々の市場である。）の投資対象を含むことがある。かかる市場の一部については、相当程度の経済成長が見込まれ、成長が達成されることにより、株式リターンが、成熟した市場を超える可能性を有している。ただし、株価および通貨のボラティリティは、一般に、新興市場の方が高い。

新興市場は、投資リスクを増大させる可能性があり、かつ、一般に成熟市場では稀な、以下の要因が見られることがある。

- ・ 民間部門における著しい政府介入
- ・ 政治的かつ社会的な不安定性（収用政策、没収課税、国有化、証券市場および貿易決済への介入、ならびに外国投資規制の実施および為替管理を含む。）
- ・ 過負荷のインフラ
- ・ 極端な輸出偏向
- ・ 旧式な金融制度
- ・ 気候変動により悪化する環境問題
- ・ 一次産品への依存
- ・ 課税上の偏り（外国人投資家に対して異なるキャピタル・ゲイン税を課すこと。）
- ・ 異なる会計、監査および金融報告慣行
- ・ インサイダー取引につながる可能性がある投資家活動に関する規制、規制の施行および監視の水準が低いこと
- ・ 確立されていない証券市場（取引量が少ない、流動性が乏しい、価格の変動が大きい、集中的な時価総額（小規模の産業への参加者が少ないのに対して投資家および金融仲介会社の集中度が高い。）のために証券の投資タイミングおよび価格算定に影響が及ぶことがある。）
- ・ 未発達の決済/仲介サービス（資本市場が十分発達しておらず、資産の保管/登録の信頼度が低い。）
- ・ 政府による登録機関の監督の少なさ、および発行体からの非独立性（株式保有の喪失につながる詐欺、過失、不当な圧力、所有権の拒絶の可能性）

上記の要因は、個々の小規模市場および新興市場に関して一般的に高レベルのリスクを招くことがあるが、かかる市場における活動間の相関関係が低い場合および/またはポートフォリオ内における投資対象の分散によって軽減することができる。

これらの特徴により、関連するポートフォリオの価格が、持続可能性リスク（とりわけ気候変動に関連する環境変化に起因するもの、社会問題（労働者の権利に関するものを含むがこれに限られない。）およびガバナンス・リスク（取締役会の独立、所有と支配または監査・税務管理を含むがこれに限られない。））に起因するさらなる影響を受けることがある。また、持続可能性リスクに関する開示または第三者によるデータの対象範囲は、これらの市場では通常、入手可能性も透明性も低いものとなる。

ロシアにおける投資は、現在、証券の所有および保管に関して特定の高リスクにさらされている。ロシアにおいて、このことは、企業またはその登録機関（代理人ではなく、保管受託銀行に対し責任を負うこともない。）の帳簿への記入によって証明されている。ロシア企業の所有権を表章する券面

は、保管受託銀行もしくは取引代行機関において、または効果的な中央預託制度によって保有されることはない。かかる制度ならびに政府による不十分な規制および強制力の結果、ポートフォリオは、詐欺、過失または単なる誤りによって、2013年法に基づく保管受託銀行の責任および義務に影響を与えることなく、自らのロシアの有価証券の登録および所有権を喪失する可能性がある。

ポートフォリオがロシアの現地株式に直接投資する場合、ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の10%以下にまでエクスポージャーを制限するが、規制ある市場として認められているロシア取引システムまたはモスクワ銀行間通貨取引所のいずれかの上場証券に投資する場合を除く。

外国投資に対する制限

国によっては、ポートフォリオなどの外国事業体による投資に対し禁止したり、または相当の制限を課したりする。実際に、一定の国々は外国人による投資に先立って政府の承認を要求したり、外国人による特定の会社に対する投資額を制限したり、外国人による会社への投資を自国民が購入できる会社の証券よりも不利な条件の特定クラスの証券のみに制限している。一定の国々は、投資機会を、自国の利益にとって重要とみなされる発行体または産業に制限することができる。外国の投資家が一定の国々の会社に投資できる方法およびかかる投資に対する制限がポートフォリオの運営に不利な影響を及ぼすことがある。例えば、ポートフォリオは、このような国々においては、まず現地ブローカーまたはその他の事業体を通じて投資を行うよう求められ、その後に株式の購入をポートフォリオの名義で再登録させられることがある。再登録は、場合によっては、適時に行うことができず、遅滞期間が発生する場合があり、かかる遅滞期間中、ポートフォリオが自らの投資家としての権利(配当に関する権利または一定の会社行為について知識を得る権利を含む。)の一部を付与されないことがある。また、ポートフォリオが購入注文を行ったものの、その後、再登録の時点で、外国人投資家に認められた投資枠が埋まってしまった旨を通知され、ポートフォリオが当該時点で希望する投資を行う能力が奪われてしまう場合がある。国によっては、ポートフォリオが投資収益、投資元本または外国人投資家による証券の売却代金を本国に送る能力に関する相当の制限が存在することがある。ポートフォリオは、投資元本を本国に送付するために必要な政府による承認が遅滞したまたはその付与が拒否された場合、およびポートフォリオに対する投資制限が適用された場合に悪影響を受ける可能性がある。いくつかの国々では、自らの資本市場における間接的外国投資を促進するためにクローズドエンド型投資信託会社を設立する権限を認めている。特定のクローズドエンド型投資信託会社の株式は、その純資産価額に対するプレミアムを表章する市場価格のみで取得できることがある。ポートフォリオがクローズドエンド型投資信託会社の株式を取得した場合、受益者は、ポートフォリオに係る費用(運用報酬を含む。)および間接的に当該クローズドエンド型投資信託会社の費用を自らの保有株式に按分して負担することとなる。

新規募集株式および新規発行債

ポートフォリオは、新規募集株式または新規発行債に投資することがある。新規募集株式または新規発行債に含まれる証券の価格は、しばしば、より確立された既存の証券に比して大きなまたは予想外の価格変動を伴うことがある。

デリバティブ

ポートフォリオは、市場リスクおよび為替リスクをヘッジし、および効率的なポートフォリオ運用の目的のためデリバティブを活用することができる。

デリバティブの活用により、ファンドはより高い割合でリスクにさらされることがある。特に、デリバティブ契約は価格変動幅が大きく、一般的に、契約金額に比べ当初証拠金が少額で、取引にレバレッジ効果がかかる。比較的小さな市場変動により、デリバティブは、標準の債券または株式に比して大きく影響を受ける可能性がある。

デリバティブは、変動しやすく、また以下の重大なリスクを伴う。

- ・信用リスク：デリバティブ取引の取引相手方(取引の相手方となる当事者)が、ポートフォリオに対するその金銭債務を履行することができないというリスク。
- ・為替リスク：通貨間における為替相場の変動が、投資対象の(米ドル建ての)価値に悪影響を及ぼすというリスク。

- ・レバレッジ・リスク：特定の種類の投資対象または取引戦略に関連するもので、比較的小さな市場変動により、投資対象の価値が大きく変動するというリスク。レバレッジを伴う特定の投資対象または取引戦略は、当初投資された金額を大きく超過する損失を生む可能性がある。
- ・流動性リスク：特定の証券について、売り手が希望する時期においてまたは売り手により当該証券が現在有するとみなされる価格により、売却することが難しいかまたは売却不可能である場合があるというリスク。

マージン・ローン

一部の地域では、投資者は、受益証券の購入のために、マージン・ローンを組むことができる。状況その他の変動により、ポートフォリオは、かかる借入金の返済を希望する投資者から買戻注文を受領することができる。買戻注文が相当量である限りにおいて、当該売却がポートフォリオにとって不利な時期の場合、ファンドは、組入証券の処分を要求されることがある。

資本からの分配金支払

ポートフォリオについての分配金は、資本ならびに純インカム収益、実現および未実現純キャピタル・ゲインに基づき宣言することができる。実現および未実現純キャピタル・ゲインからの分配金支払は、定期的またはさらなる分配を可能にすることがあるが、ポートフォリオの資本金額を減少することだけでなくキャピタル・ロスを増加することにより長期的な元本成長の可能性を削減することになる場合もある。

これは、例えば、以下の場合に発生することがある。

- ・ポートフォリオが投資する証券市場が、ポートフォリオが純キャピタル・ロスに被る程度に下落していた場合。
- ・分配金が手数料および費用を含んだ総額である場合、手数料および費用は、実現および未実現純キャピタル・ゲインまたは当初募集資本から支払われることを意味する。その結果、これに基づく分配金の支払は、ポートフォリオおよび/または関連するクラス受益証券の元本成長または資本を削減することがある。
- ・分配金にクラス受益証券の為替ヘッジから生じる利率格差が含まれる場合、分配金が多くなるものがあるものの、関連するクラス受益証券の資本は利率格差による恩恵を受けないことを意味する。クラス受益証券の為替ヘッジの純収益が分配金の金利差部分を全額補えない場合、当該不足は資本の減少をもたらす。

受益者は、資本から支払われる配当が、税務目的上、一部の法域では所得の受領として扱われる場合があることに留意すべきである。受益者は、この点に関して、自己の専門家に税務上の助言を求めべきである。

英国のEU離脱が与える影響

2020年1月31日、英国はEUから正式に離脱し、EU加盟国ではなくなった。英国およびEUは、2020年12月31日までの移行期間(以下「移行期間」という。)に入った。移行期間中、英国は適用あるEUの法令の対象となる。

政治的、経済的および法的な枠組みに関する交渉およびその設定が、移行期間を過ぎて長引くことがあり、これにより、英国およびより広範囲の欧州市場において、移行期間中およびその後により、不確実な状態および変動性(ボラティリティ)の大きい期間が続く恐れがある。将来の関係性に関する条件によっては、世界の金融市場の不確実性が継続し、ポートフォリオの運用成績に悪影響が及ぶことがある。

かかる不確実性に起因するボラティリティのために、ポートフォリオの組入証券のリターンが、市場動向、スターリング・ポンドおよび/またはユーロの潜在的な価値の低下ならびに英国ソブリン債の信用格付の引下げによる悪影響を受けることがある。このことはまた、ポートフォリオによる慎重な為替ヘッジ方針の実行をより困難またはより高コストにすることがある。

ユーロおよびユーロ圏のリスク

一部の国における国債の下落およびより安定した他の国々への波及のリスクは、世界的経済危機を悪化させた。他のユーロ圏諸国においても、借入コストが膨らみ、キプロス、ギリシャ、イタリア、アイルランド、スペインおよびポルトガルと同様の経済危機に直面するというリスクに関する懸念が

依然として残っている。かかる状況および英国の国民投票は、欧州経済通貨同盟の安定性および全体的な状況に関して数多くの不確定要素を生み、ユーロ圏の構成に変化をもたらす可能性がある。ユーロ圏において一もしくは複数の国がユーロから離脱することまたは離脱する可能性によって、一もしくは複数のユーロ圏諸国が自国の通貨を再導入するか、またはより極端な状況下では、ユーロが完全に消滅する可能性がある。かかる事態の展開またはかかる問題もしくは関連する問題に関する市場の認識によって、ファンドの組入証券の価値が悪影響を受けることがある。ユーロ圏危機の最終結果を予測することは困難である。受益者は、ユーロ圏および欧州連合の変化がファンドの投資に及ぼす影響を慎重に考慮するべきである。

持続可能性リスク

持続可能性リスクとは、環境、社会またはガバナンスの問題に関係する投資リスク（ある投資対象につき予想されるリターンに対して、重大な損失が発生する可能性またはその不確実性）を指す包括的な用語である。

環境問題に関する持続可能性リスクは、気候リスク（物理的リスクおよび移行リスクの双方）を含むが、これらに限定されない。物理的リスクは、短期的または長期的な気候変動をもたらす物理的な影響に起因する。例えば、頻繁かつ厳しい気候関連事象により、製品およびサービスならびにサプライチェーンが影響を受けることがある。移行リスクは、政策、技術、市場または評判リスクのいずれであれ、気候変動を軽減することを目的とした低炭素経済への移行から生じる。社会問題に関連するリスクには、労働者の権利および地域社会との関係が含まれるが、これらに限定されない。ガバナンスに関するリスクには、取締役会の独立、所有と支配、および監査・税務管理に関するリスクが含まれるが、これらに限定されない。上記のリスクは、発行体の運営効率および回復力、ならびに発行体に対する一般の認識および評判に影響を与えることがある。これらは、発行体の収益性ひいては資本増加にも影響し、最終的にはポートフォリオの保有銘柄の価値にも影響を与えるものである。

上記は持続可能性リスクの要因の例示に過ぎず、投資対象のリスク・プロファイルは、持続可能性リスクの要因のみによって決まるものではない。持続可能性リスクの要因およびその他のリスクの関連性、深さ、重要性および対象期間は、ポートフォリオによって大きく異なる。

持続可能性リスクは、異なる種類の既存のリスク（市場リスク、流動性リスク、集中リスク、信用リスク、資産と負債の不釣り合いによるリスクなどを含むが、これらに限定されない。）として表すことができる。例えば、ポートフォリオは、物理的な気候リスク（例えば、サプライチェーンの乱れによる生産能力の低下、需要ショックによる売上の減少、または運営コストもしくは資本コストの増加）または移行リスク（例えば、炭素を多く排出する製品もしくはサービスに対する需要の低下、または原料価格の変化による生産コストの増加）により潜在的に減収または費用の増加にさらされる可能性のある発行体の株式または債務証券に投資することがある。その結果、持続可能性リスクの要因により、投資対象が重大な影響を受け、ボラティリティが高まり、流動性に影響し、ひいてはポートフォリオの受益証券の価値が損なわれることがある。

これらのリスクによる影響は、特定のセクターまたは地理への集中が見られるポートフォリオの場合に、より大きくなることがある。例えば、悪天候に影響されやすい場所に地理的に集中しているポートフォリオの場合、ポートフォリオの組入証券の価額が、物理的な不利な気候事象の影響をより受けやすい。また、炭素を多く排出している、または低炭素の代替形態に移行する際のコストが高い産業または発行体に投資しているなど、特定のセクターに集中しているポートフォリオの場合、気候に係る移行リスクの影響をより受けやすい。

これらの要因のすべてまたはいくつかを組み合わさり、関連するポートフォリオの組入証券に想定外の影響をもたらすことがある。その場合、通常の市況下では、ポートフォリオの受益証券の価額が重大な影響を受けることがある。

持続可能性リスクの評価は、対象となる資産クラスおよびポートフォリオの目的に応じた固有のものである。異なる資産クラスについては、より精密な調査を行い、重要性を評価し、発行体および資産によって有効な区別を付けるため、異なるデータおよび手段が必要となる。重要性およびポートフォリオの目的に基づき優先順位を付けることで、リスクを考慮すると同時に管理することとなる。

持続可能性リスクの影響は、時間の経過と共に増大することが見込まれ、また、持続可能性に関する要因およびその影響についてのさらなるデータおよび情報が入手可能となり、持続可能な金融に関連する規制環境が整備されるにつれ、新たな持続可能性リスクが特定される可能性がある。これらの新たに発生するリスクは、ポートフォリオの受益証券の価値に更なる影響を及ぼすことがある。

その他のリスク

ポートフォリオはその管轄地外のリスク - 例えば、不明瞭かつ変動する法制度を有する投資対象国または法的賠償の規定もしくは有効な手段に欠ける投資対象国からの法的リスク、経済および外交制裁の実施または一部の州への行使ならびに軍事行動の開始されるリスク - にさらされる。当該事象の影響は不明瞭ではあるが、一般的な経済状況および市場の流動性に重大な影響を及ぼすことがある。

規制機関および自主規制機関ならびに取引所は、市場の緊急事態の場合には臨時の措置をとる権限が付与されている。いずれの今後のファンドへの規制措置の影響は重大であり不利益であることがある。

(2) リスクに対する管理体制

投資顧問会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社のポートフォリオ・マネジャーおよびリスク管理部門は、リスクを管理し、ファンドが保有する証券に対する市場動向の影響具合をモニターしている。運用チームは、発行体の全体的な状況をモニターしている。これらの要因の継続的なモニターに基づき、ポートフォリオ・マネジャーは、特定の投資対象のリスク要因がファンドにとって適切であるか否かを積極的に決定する。リスクの水準が容認し難いほどまで上昇していると決定される場合、より適切と考えられる程度までリスク水準を低下させるため、ポートフォリオの再構築を行う。

ポートフォリオは、ヘッジ目的およびヘッジ目的以外でデリバティブ取引等を行っている。投資顧問会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社は、UCITSに係るEU指令に準拠してデリバティブ取引等の管理を行っている。

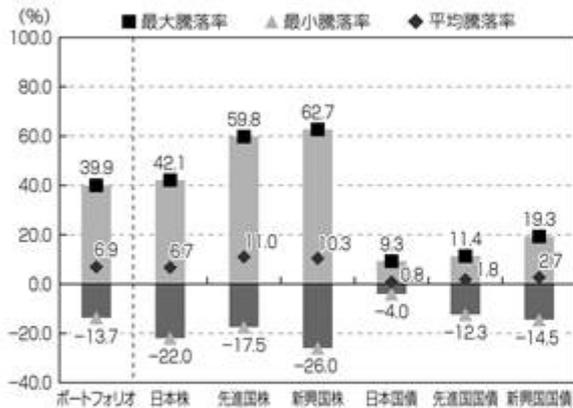
(注)上記の記載は、2021年5月末日現在のものである。リスクの管理体制は、変更される場合がある。

<参考情報>

ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

クラスA受益証券(米ドル建て)

(2016年6月～2021年5月)



※上記のグラフは、2016年6月から2021年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均値、最大値および最小値を、ポートフォリオのクラスA受益証券(米ドル建て)(表示通貨ベース)および他の代表的な資産クラス(円ベース)について表示したものである。ポートフォリオのクラスA受益証券(米ドル建て)については、税引前分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資1口当たり純資産価格を用いて算出しており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて算出した年間騰落率とは異なることがある。

※すべての資産クラスがポートフォリオの投資対象とは限らない。

※各資産クラスの指数

- 日本株…………… 東証株価指数(配当込み)
- 先進国株……… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株……… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債……… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

(注)日本株および日本国債以外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしている。

ポートフォリオの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

クラスA受益証券(米ドル建て)

(2016年6月～2021年5月)



※上記のグラフは、2016年6月から2021年5月の5年間の各月末における分配金再投資1口当たり純資産価格の1年間の騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移を表示したものである。

※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出した金額(実際の1口当たり純資産価格と異なることがある。)について、2016年6月末日の1口当たり純資産価格を起点として指数化している。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものである。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」という。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有している。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有している。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数である。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数である。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属する。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有している。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数である。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属する。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負わない。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスである。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有している。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数である。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属している。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

以下の当初申込手数料が徴収される（「CDSC」とは、偶発後払販売手数料をいう。）。

クラス受益証券	当初申込手数料	CDSC
クラスA受益証券 (米ドル建て)	投資額の上限3.00%	なし
クラスF受益証券 (米ドル建て)	なし	なし

b. 日本における申込手数料

クラスA受益証券（米ドル建て）について申込金額の3.30%（注）（税抜3.00%）を上限として、日本における販売会社が定める。具体的な申込手数料の金額または料率については、日本における販売会社に照会すること。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する料率（10%）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

日本における販売会社の照会先：

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代行協会員）

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

ホームページ内：<https://www.pb.mufg.jp/>

「外国投資信託の運用報告書（全体版）および申込取扱場所」を参照すること。

日本における申込手数料は、購入時の商品説明および販売に関する事務手続等の対価として、日本における販売会社に支払われる。

(2)【買戻し手数料】

a. 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

b. 日本における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

(3)【管理報酬等】

クラス受益証券	年間管理報酬	年間販売報酬	年間代行協会員報酬	その他の報酬
クラスA受益証券 (米ドル建て)	0.60% クラスA受益証券 (米ドル建て)に 帰属するG E I P の純資産価額から 毎日生じる。	0.55% クラスA受益証券 (米ドル建て)に 帰属するG E I P の純資産価額から 毎日生じる。	0.05% クラスA受益証券 (米ドル建て)に帰 属するG E I Pの純 資産価額から毎日生 じる。	なし
クラスF受益証券 (米ドル建て)	ファンドから報酬 は徴収されない。 (代わりに別に定 める契約の下で管 理会社またはその 関連会社に報酬が 支払われる。)	なし	なし	受益者との別に 定める契約の下 で支払われる管 理会社報酬

管理会社は、ファンドから、前記の表に記載の年率の管理報酬を毎月受領する権利を有する。管理報酬は、約款に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われる。管理会社は、オルタナティブ投資運用契約に基づき提供された業務の対価として毎月の管理報酬の一部または全部をオルタナティブ投資ファンド運用会社に支払うようファンドに指示することができる。管理会社は、投資顧問契約に基づき提供された業務の対価として、ファンドから受領する報酬の中から投資顧問報酬を支払う。

管理会社は、クラスF受益証券(米ドル建て)について、クラスF受益証券(米ドル建て)の投資者との別に定める契約に基づき報酬を受領する。

ファンドは、選任された販売会社に対し、前記の表に記載の年率の販売報酬を支払う。販売報酬は、ポートフォリオの当該クラスに帰属する平均純資産価額に基づき、毎日発生する。販売報酬は、関連する販売会社との契約に基づき、四半期毎に支払われる。支払われた金額は、当該販売会社を通じて販売された発行済受益証券の日々の価格の平均に基づき、販売会社間で分配される。特定のクラス受益証券につき販売報酬が支払われない場合、総販売会社は、自らの管理会社から受領した報酬から販売会社に対して報酬を支払うことができる。販売会社は、自らに支払われた報酬の一部または全部を副販売会社またはディーラーに再分配することができる。販売報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われる。

代行協会員報酬は、クラスA受益証券(米ドル建て)について、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等の業務の対価として、四半期毎に代行協会員に支払われる。

ポートフォリオは、ブラックロックにより販売され運用されているUCIへのいかなる投資に関しても、購入または買戻された受益証券について販売報酬も買戻し手数料も支払わない。管理報酬(実績報酬がある場合には、同報酬を含む。)またはポートフォリオによる他のUCIへの投資に関連するその他の報酬を、ポートフォリオに払い戻すことは意図されていない。

a. 管理報酬

2021年1月31日に終了した会計年度中に支払われた管理報酬は、198,880米ドルであった。

b. 販売報酬

2021年1月31日に終了した会計年度中に支払われた販売報酬は、182,307米ドルであった。

c. 代行協会員報酬

2021年1月31日に終了した会計年度中に支払われた代行協会員報酬は、16,573米ドルであった。

(4) 【その他の手数料等】

管理報酬に加えて、ファンドの運営に関するすべての費用はファンドにより支払われる。これらの費用は、とりわけ、適用ある場合(前記の表に記載される。)には年率での販売報酬、税金、法務および監査費用(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)、委任状印刷費用、受益者報告書、英文目論見書その他の販促費用、保管受託銀行およびその取引代行機関、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および支払代理人の報酬および費用、管理業務会社の手数料、上場費用、受益証券買戻しにかかる費用、様々な法域での登録費用、管理会社の関係を有していない取締役の報酬および費用、管理会社の取締役会およびファンドの受益者集会への出席に関する管理会社の取締役および役員費用、会計および価格決定費用(毎日の純資産価格の計算を含む。)、保険、金利、ブローカー費用、管理会社が承認したマーケティングおよび広告費用、訴訟およびその他の臨時のまたは一時的な費用、およびファンドにより適当に支払われるべきその他のすべての費用を含む。販売報酬がファンドによって支払われない場合(前記の表を参照すること。)、管理会社は、選任された販売会社に対してその管理報酬の中から販売報酬を支払う。特定のポートフォリオに帰属しない経費および費用は、ポートフォリオに等分に配分されるが、通常、比率で示したポートフォリオの純資産価額をベースに比例的に按分される。

ファンドの一般的な管理費用は、各ポートフォリオの受益証券の各クラスに、当該ポートフォリオの全クラスの発行済み受益証券の総口数ベースで配分される。

ポートフォリオは、以下の費用を負担する。

- a. 当該四半期末にポートフォリオの純資産価額に基づき、四半期毎に支払われる、適用あるルクセンブルグの年次税の支払を含むが、これに限定されることなく、ポートフォリオの資産および収益について課せられるすべての税金(すべての収益税および営業免許税を含むが、これらに限定されない。)
- b. ポートフォリオが所有する有価証券またはその他の資産に関する取引について発生する通常の銀行報酬、仲介手数料およびポートフォリオの資産の保管を委託されたその他の銀行または金融機関もしくは決済機関の取引関連手数料
- c. 各評価日に計算されるファンドの毎日の資産の平均額に基づき、当該時の英文目論見書中の記載のとおり、毎月支払われる前記「(3)管理報酬等」に開示されている料率の管理会社の報酬
- d. 1口当たり純資産価格の決定のため提供される会計業務およびその他主要管理事務ならびに名義書換のそれぞれの業務に対する報酬を含む、書面により随時合意される慣行に基づく管理事務代行会社および名義書換事務代行会社の報酬
- e. 管理会社およびその他の業務提供者の合理的範囲内の一切の立替費用およびファンドの取締役会および受益者集会(もしあれば)出席のための管理会社の取締役および法律顧問の合理的費用および旅費
- f. ファンドの資産価額に対する年率によって表わされ、取引代行機関と決済機関の実費と報酬に関する取引とは別個の保管受託銀行の慣例の割合に基づく報酬および実費
- g. 前記「(3)管理報酬等」に開示されている受益証券販売会社の報酬
- h. 管理会社、保管受託銀行、取引代行機関、管理事務代行会社およびその他の業務提供者が、受益者の利益のために業務執行中に負担する法的費用(法律顧問の報酬および立替金ならびにその他の訴訟費用を含むが、それらに限定されない。)
- i. 受益者集会の招集および開催費用(もしあれば)
- j. 法律違反または約款その他に基づく各々の義務の不履行に関する管理会社、保管受託銀行、取引代行機関、投資顧問会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および/または管理業務会社の責務、またはこれらに対して提起される損害賠償またはその他の救済措置によって発生する、またはポートフォリオに関する費用、経費または損失を保証する責任保険または身許保証金の費用
- k. ファンドの受益証券が公募および販売のために登録される管轄地域のすべての適用法令によって容認される場合その範囲内で管理会社が適切とみなす合理的販売促進費用および広告費用

- l. 約款ならびに届出書、英文目論見書および説明書ならびにこれらの変更を含むが、それらに限定されないポートフォリオに関するその他一切の書類を受益証券の募集または販売に鑑み、適切な言語で作成し、および/またはこれらを受益証券が募集または販売される国の関係当局(各地の証券業協会を含むが、これに限定されない。)に届出、公告する費用
- m. 券面印刷費用ならびに受益証券の実質的保有者を含むが、これらに限定されない受益者の利益のために要求され、また必要な言語で、約款に基づきまたは上記の関係当局の適用ある法令に基づき要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を作成し、配布する費用
- n. 管理業務会社の報酬
- o. 受益者に対する通知の作成、配布および公表費用ならびに受益証券の価格の公表費用
- p. 上記に関する独立監査役の報酬、および印紙税または適用ある場合の各国における券面にかかる手数料を含むが、これらに限定されない類似の一切の管理運営手数料または税金
- q. ポートフォリオの当該時の現行英文目論見書に開示されたその他すべての報酬、経費および費用

費用は、管理会社により承認された評価規定または指示に定められている客観的基準に基づき、費用が発生した当該ポートフォリオ、クラスまたはカテゴリーの受益証券に按分により配分される。販売報酬または特定のポートフォリオもしくはカテゴリーの受益証券について執行されたヘッジ手法に関連する費用等特定の報酬は、当該ポートフォリオまたはカテゴリーが負担する。

すべての経常費用は、まず収益から、次に、キャピタル・ゲイン(もしあれば)、および資産から支払われる。ポートフォリオの設立費用およびその他の類似する費用は、ルクセンブルグの法律によって認められるところにより、また国際的な会計原則に従って、5年を超えない期間にわたり償却される。

2021年1月31日に終了した会計年度中に支払われた保管報酬は、3,465米ドルであった。

また、2021年1月31日に終了した会計年度中に支払われたその他の費用は、237,891米ドルであった。

保管報酬、管理事務代行会社報酬、名義書換事務代行会社報酬、管理業務会社手数料については、随時変更されるため定められた料率を開示することができず、計算方法または上限額等も表示することができない。また、その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。

手数料および費用等の合計額についても、ポートフォリオの保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

設立費用

ファンドの設立費用は、ルクセンブルグ法が認めるとおり、また、一般に認められた会計原則に基づき、ポートフォリオに相応する純資産価額に基づきポートフォリオの資産に計上され、定額法で5年間にわたり償却される。同様に、ファンドの設立後に設定されたポートフォリオの組成費用は、ポートフォリオの資産に計上され、5年間にわたり償却される。

ポートフォリオの償還または他のポートフォリオとの合併の場合、ファンドの設立に関して当該ポートフォリオに配分された未償却設立費用は、通常、残るすべてのポートフォリオに相応する純資産に基づき各残存ポートフォリオに配分される。あるポートフォリオの設定に関して当該ポートフォリオに配分された未償却設立費用は、合併または償還前に当該ポートフォリオの資産から支払われる。当該費用が管理会社の取締役会により重要とみなされる場合、取締役会は、すべての状況に鑑み受益者に対して公正かつ妥当とみなされる方法で当該費用を配分することができる。

ポートフォリオの設立費用の残額は、償却済である。

(5) 【課税上の取扱い】

以下の要約は、現行の法律および慣行に基づくものであり、変更されることがある。

投資者は、市民権、居住地または住所地に関する自国の法律に基づく株式の申込み、購入、保有、償還、転換または売却による税効果の可能性について自ら情報収集すべきであり、自己の専門アドバイザーに適宜相談するべきである。投資者は、税制のレベルおよび課税標準および税金の免除について変更されることがある点に留意すべきである。

日本

2021年7月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ポートフォリオが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ポートフォリオの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (ヘ) 日本の個人受益者の場合、ポートフォリオの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。
- (ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ポートフォリオが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ポートフォリオの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)。2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となる。) の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(二) 日本の法人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)。2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となる。) の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ポートフォリオの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ポートフォリオは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」を利用する場合>

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」を利用する場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる。利用できるのは、満20歳以上の者で、日本における販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する者である。また、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」を利用する場合、20歳未満の居住者等を対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる。なお、NISAおよびジュニアNISAでの取扱商品は日本における販売会社によって異なる。詳細は日本における販売会社に照会すること。

ルクセンブルグ

ファンドは、ルクセンブルグ現行法および現行の慣行に基づき、ルクセンブルグの通常の所得税またはキャピタル・ゲイン税を支払う義務を負っておらず、またファンドが支払った分配金にルクセンブルグ源泉徴収税が課されることもない。ただし、ファンドは、ルクセンブルグ投信法に従い、年率0.05%の登録税を各暦四半期末日にファンドの純資産価額に課されるが、スーパー・マネー・マーケット・ファンドおよび機関投資家のためのポートフォリオまたは受益証券クラスに関しては、年率0.01%の軽減税が課される。

他のルクセンブルグの投資信託において保有されている受益証券により表章される資産価額は、かかる受益証券に対して既に2010年法第174条に定める登録税が課されている場合、登録税が免除される。

欧州連合貯蓄課税指令

2005年7月1日発効の欧州連合貯蓄課税指令(以下「E U S D」という。)の規定に従い、E U 諸国は、特定の利払いに関して、情報交換または源泉徴収税のどちらか一方をE U居住者である個人または属領もしくは連合地域の居住者に適用することを要求されている。E U居住者である受益者が免税証明書を提出することを認める追加のオプションも利用可能である。2014年11月25日法に従い、ルクセンブルグは、2015年1月1日以降、源泉徴収制度から離脱し、E U S Dに基づく自動的な情報交換を支持することを選んだ。自動的に交換される情報は、実質所有者の身元および居住地、支払代理人の氏名または名称および住所、実質所有者の口座番号または(その代わりに)利息を生み出している債務の識別情報、および生み出された利息の総額または吸収された収益の総額に関連するものである。E U S Dは、一般に、E U籍のU C I T S投資信託およびその他のE U加盟国の属領または連合地域の特定の投資信託に適用されるが、U C I T SではないE U籍投資信託は、E U S Dのみを目的として、U C I T S投資信託として取り扱われることを選択することができる。E U S Dを実施するルクセンブルグ法に基づき、すべてのU C I T S以外の契約型投資信託は、E U S Dのみを目的としてU C I T S投資信託として取り扱われることを選択したものとみなされる。概して、影響を受ける投資信託は債務に投資する投資信託である。欧州連合は、2016年1月1日(オーストリアの場合は、2017年1月1日)以降、欧州連合貯蓄課税指令を廃止する指令を採択した(各場合において、移行時の取決めに従う。)

米国

ファンドに対する課税

管理会社は、米国の取引または事業に関わらないよう、また米国連邦所得税の確定申告書の提出を要求されないようファンドを運営する予定である。ファンドが米国の取引または事業に関わったことが最終的に判明した場合、ファンドは、組入証券の販売からの利息および利益を含む所得に対して米国連邦所得税を課される。更に、ファンドは、有効に関連する利益および収益が米国に再投資されていない限りにおいて、米国の支店利益税が課される。ポートフォリオは、随時、米国における納税報告が必要となるような投資対象を取得または受領することがある。投資顧問会社は、通常、かかる状況を可能な限り制限することを目指す。

当初発行日から183日以内に満期となる「ポートフォリオ債務証券」または割引債務証券である投資対象に対してファンドが得た米国源泉の利息は、米国源泉徴収税を課されない。これらのカテゴリーに該当しない債務証券に対する米国源泉の利払いは30%の源泉徴収税が課される。また、米国法人により発行される株式に対してファンドが受け取る配当には一般に30%の米国源泉徴収税が課される。ファンドにその他の米国源泉の固定的、確定的、年間または期間毎の収益がある場合、かかる収益には30%の米国源泉徴収税が課される。ファンドによる組入投資対象の販売からの利益は、かかる投資対象が米国不動産および米国不動産に投資する特定の会社が発行する証券の両方を含む米国不動産持分を構成しない限り、米国の税金を課されない。ファンドは米国不動産持分への投資を行う予定はない。

受益者に対する課税

ファンドおよび投資者のいずれも米国の取引または事業に従事しておらず、かつ別途純利益ベースでの米国連邦所得税を課されないことを前提とすると、ポートフォリオの受益証券の配当および

米国人でない投資者による受益証券の処分に対する利益または損失のいずれも通常は米国の課税または源泉徴収の対象とはならない。

ファンドの受益証券は、米国連邦所得税の目的における消極外国投資会社(以下「P F I C」という。)の持分を構成する。したがって、米国人により直接的または間接的に支配される投資予定者は税務顧問に相談すべきである。

F A T C Aおよびその他の国際的な報告体制

国際的な税務コンプライアンスの向上およびF A T C A実施のための米国およびルクセンブルグの間の協定(以下「米国-ルクセンブルグI G A」という。)が、米国の追加雇用対策法の外国口座税務コンプライアンス法(以下「F A T C A」という。)の規定のルクセンブルグによる実施を可能にすることを目的として締結された。F A T C Aは、報告の枠組みおよび米国源泉の(もしくはこれに帰属する)または米国資産に関する、特定のカテゴリーに属する受領者(F A T C Aの条項を遵守せずその他の方法によっても免除されない米国以外の金融機関(以下「外国金融機関」または「F F I」という。))に対する特定の支払につき潜在的な30%の源泉徴収税を課す。一部の金融機関(以下「報告金融機関」という。)は、米国-ルクセンブルグI G Aに従い、その米国の口座保有者に関する特定の情報を直接税庁(以下「A C D」という。)に提供することを義務付けられている(当該情報は、その後米国税務当局に提供される。)。ファンドは、かかる目的のために、報告金融機関を構成することが見込まれる。したがって、ファンドは、その直接の、および特定の状況においては間接の米国の受益者に関する特定の情報をA C Dに提供しなければならない(当該情報はその後、米国税務当局に提供される。)、また、米国内国歳入庁への登録も要求される。ファンドおよび管理会社は、ファンドが、米国-ルクセンブルグI G Aにより予定されている報告体制の条項を遵守することにより、F A T C Aの条項を遵守しているものとして扱われるよう整える意向である。但し、ファンドがF A T C Aを遵守できるとの保証はなく、ファンドがF A T C Aを遵守できない場合には、米国源泉の(もしくはこれに帰属する)または米国資産に関して受領した支払に、30%の源泉徴収税が課されることがあり、これにより受益者に支払を行うために利用できる金額が減ることがある。

多数の法域が、経済共同開発機構(O E C D)が公表した金融口座情報の自動交換のための共通報告基準を模範とした多国間協定を締結した。ファンドは、当該協定の当事者である法域の直接の、および特定の状況においては間接の受益者に関する特定の情報もA C Dに提供することを要求される(当該情報は、その後関連税務当局に提供される。)

上記に照らして、ファンドの受益者は、報告体制の条件を遵守するために、特定の情報をファンドに提供することを要求される。

その他の法域における課税

組入証券に関してファンドが受け取る配当およびキャピタル・ゲインにつき、源泉国の還付不能の源泉徴収税を課されることがあり、また、組入証券に対して受け取る利息についてもかかる源泉徴収税を課されることがある。ファンドは、可能な限りにおいて、ファンドが投資する国に居住する会社に課される税金に対する責任を回避するように運営を管理する意向である。更に、受益者が市民権、居住地または住所を有する法域は、一般にファンドの受益証券の取得、所有または処分に対して税金(米国連邦所得税に基づきP F I Cの受益証券の保有者に課されるものに類似する税金を含むことがある。)が課される。投資予定者はかかる税金に関して自らの税務顧問に相談すべきである。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2021年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（注）（％）
株式	アメリカ合衆国	46,985,535	48.19
	英国	17,462,588	17.91
	フランス	9,353,063	9.59
	台湾	3,041,402	3.12
	ケイマン諸島	2,885,342	2.96
	カナダ	2,781,452	2.85
	スペイン	2,554,231	2.62
	ジャージー	2,462,676	2.53
	オランダ	1,963,996	2.01
	スイス	1,811,824	1.86
	デンマーク	1,729,422	1.77
	シンガポール	994,752	1.02
	アイルランド	942,930	0.97
	オーストラリア	812,083	0.83
	フィンランド	476,885	0.49
メキシコ	398,555	0.41	
	小計	96,656,736	99.13
集団投資スキーム	アイルランド	1,051,076	1.08
投資資産合計		97,707,812	100.21
現金およびその他の資産（負債控除後）		- 204,120	- 0.21
合計（純資産総額）		97,503,693 (10,702百万円)	100.00

（注）投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年5月末日現在)

	銘柄	国・地域名	業種	株数	米ドル				投資比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1	MICROSOFT CORP	アメリカ合衆国	ソフトウェア	14,811.00	216.35	3,204,396.38	251.21	3,720,671.31	3.82
2	SANOFI SA	フランス	医薬品	34,004.00	91.00	3,094,496.18	106.91	3,635,380.08	3.73
3	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	英国	ヘルスケア製品	38,862.00	87.00	3,381,117.45	90.05	3,499,683.55	3.59
4	RELX PLC	英国	情報および分析	125,442.00	22.44	2,815,115.99	26.20	3,287,141.78	3.37
5	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	台湾	半導体	143,000.00	13.99	2,000,613.78	21.27	3,041,401.56	3.12
6	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ合衆国	ヘルスケア製品	7,336.00	358.01	2,626,357.10	414.29	3,039,231.44	3.12
7	INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	アメリカ合衆国	金融サービス	26,884.00	112.72	3,030,470.10	112.34	3,020,148.56	3.10
8	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	アメリカ合衆国	医薬品	42,625.00	61.89	2,638,127.18	65.93	2,810,053.13	2.88
9	TELUS CORP	カナダ	通信	121,192.00	16.60	2,011,553.32	22.55	2,732,613.26	2.80
10	VISA INC 'A'	アメリカ合衆国	金融サービス	11,738.00	199.62	2,343,094.73	227.47	2,670,042.86	2.74
11	TEXAS INSTRUMENTS INC	アメリカ合衆国	半導体	13,538.00	108.50	1,468,816.17	190.14	2,574,115.32	2.64
12	AMADEUS IT GROUP SA	スペイン	旅行テクノロジー	33,766.00	63.68	2,150,354.68	75.65	2,554,230.59	2.62
13	ABBVIE INC	アメリカ合衆国	医薬品	22,269.00	84.69	1,885,966.01	113.77	2,533,544.13	2.60
14	DIAGEO PLC	英国	飲料	52,375.00	39.03	2,044,263.50	48.35	2,532,514.04	2.60
15	PRUDENTIAL PLC	英国	保険	117,134.00	20.45	2,395,854.81	21.44	2,511,089.64	2.58
16	ASTRAZENECA PLC	英国	医薬品	21,813.00	93.54	2,040,287.91	114.78	2,503,759.81	2.57
17	INTUIT INC	アメリカ合衆国	ソフトウェア	5,663.00	381.19	2,158,686.33	437.45	2,477,279.35	2.54
18	AMERICAN TOWER CORP	アメリカ合衆国	REIT	9,616.00	231.40	2,225,105.73	256.50	2,466,504.00	2.53
19	FERGUSON PLC	英国	建築材料	18,014.00	118.49	2,134,517.95	136.71	2,462,676.26	2.53
20	FIS INC	アメリカ合衆国	金融セクター	16,146.00	143.31	2,313,833.68	149.06	2,406,722.76	2.47
21	UNILEVER PLC	英国	食品	35,492.00	51.69	1,834,546.27	60.00	2,129,628.52	2.18
22	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	フランス	奢侈品	2,670.00	605.47	1,616,608.62	796.84	2,127,562.51	2.18
23	ASSURANT INC	アメリカ合衆国	保険	12,705.00	132.85	1,687,840.87	159.35	2,024,541.75	2.08
24	ESTÉE LAUDER COMPANIES INC 'A'	アメリカ合衆国	化粧品	6,462.00	287.75	1,859,430.34	306.94	1,983,446.28	2.03
25	ESSILORLUXOTTICA SA	フランス	アイウェア	11,342.00	158.96	1,802,876.11	173.24	1,964,849.99	2.02
26	CITIZENS FINANCIAL GROUP INC	アメリカ合衆国	銀行	39,590.00	29.07	1,150,831.54	49.57	1,962,476.30	2.01
27	COMCAST CORP 'A'	アメリカ合衆国	通信	33,943.00	45.34	1,539,017.53	57.39	1,947,988.77	2.00
28	HASBRO INC	アメリカ合衆国	エンターテイメント	20,061.00	87.74	1,760,081.56	95.50	1,915,825.50	1.96
29	CHINA FEIHE LTD	中国	食品	684,000.00	2.88	1,967,902.00	2.72	1,863,844.26	1.91
30	NOVO NORDISK A/S 'B'	デンマーク	医薬品	21,854.00	55.20	1,206,357.72	79.14	1,729,422.37	1.77

【投資不動産物件】

該当事項なし(2021年5月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2021年5月末日現在)。

(3) 【運用実績】

以下は、クラスA受益証券(米ドル建て)に関する運用実績である。クラスA受益証券(米ドル建て)は、2011年8月26日から運用を開始した。

以下に記載する運用実績は、本書作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではない。

【純資産の推移】

下記の各会計年度末および2021年5月末日前1年間の各月末における純資産の推移は、以下のとおりである。

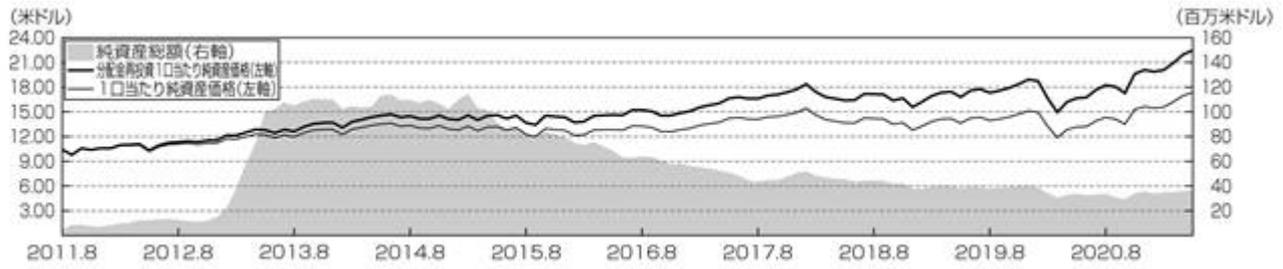
クラスA受益証券(米ドル建て)

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第7会計年度末 (2012年1月末日)	8,380,341	919,826	10.53	1,156
第8会計年度末 (2013年1月末日)	22,124,855	2,428,424	11.73	1,287
第9会計年度末 (2014年1月末日)	102,369,242	11,236,048	12.25	1,345
第10会計年度末 (2015年1月末日)	109,709,927	12,041,762	12.79	1,404
第11会計年度末 (2016年1月末日)	74,759,563	8,205,610	12.16	1,335
第12会計年度末 (2017年1月末日)	56,100,279	6,157,567	13.00	1,427
第13会計年度末 (2018年1月末日)	51,781,761	5,683,566	15.43	1,694
第14会計年度末 (2019年1月末日)	38,005,128	4,171,443	13.27	1,457
第15会計年度末 (2020年1月末日)	38,532,969	4,229,379	14.95	1,641
第16会計年度末 (2021年1月末日)	33,807,455	3,710,706	15.44	1,695
2020年6月末日	32,390,505	3,555,182	13.21	1,450
7月末日	33,203,125	3,644,375	13.91	1,527
8月末日	33,577,943	3,685,515	14.32	1,572
9月末日	30,776,868	3,378,069	14.13	1,551
10月末日	29,264,000	3,212,017	13.49	1,481
11月末日	34,011,602	3,733,113	15.31	1,680
12月末日	35,631,432	3,910,906	15.64	1,717
2021年1月末日	33,807,455	3,710,706	15.44	1,695
2月末日	34,936,320	3,834,610	15.58	1,710
3月末日	34,781,123	3,817,576	16.21	1,779
4月末日	35,962,440	3,947,237	16.96	1,862
5月末日	36,875,582	4,047,464	17.34	1,903

(注) ポートフォリオは、日本国内ではクラスA受益証券(米ドル建て)のみを募集する。

< 参考情報 >

クラスA 受益証券（米ドル建て）



2011年8月末から2021年5月末まで月末ベース

分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出した金額（実際の1口当たり純資産価格と異なることがある。）について、2011年8月末日の1口当たり純資産価格を起点として指数化している。

【分配の推移】

下記の各会計年度および2021年5月末日前1年間における受益証券1口当たりの分配金(税引前)は、以下のとおりである。

クラスA受益証券(米ドル建て)

	1口当たり分配金(税引前)	
	米ドル	円
第7会計年度	0.035000	3.84
第8会計年度	0.360000	39.51
第9会計年度	0.360000	39.51
第10会計年度	0.360000	39.51
第11会計年度	0.360000	39.51
第12会計年度	0.360000	39.51
第13会計年度	0.360000	39.51
第14会計年度	0.360000	39.51
第15会計年度	0.360000	39.51
第16会計年度	0.360000	39.51
2020年6月22日	0.030000	3.29
7月20日	0.030000	3.29
8月20日	0.030000	3.29
9月23日	0.030000	3.29
10月20日	0.030000	3.29
11月20日	0.030000	3.29
12月21日	0.030000	3.29
2021年1月20日	0.030000	3.29
2月22日	0.030000	3.29
3月22日	0.030000	3.29
4月20日	0.030000	3.29
5月20日	0.030000	3.29

<参考情報>

クラスA受益証券(米ドル建て)

第12会計年度 (2016年2月1日~2017年1月31日)	第13会計年度 (2017年2月1日~2018年1月31日)	第14会計年度 (2018年2月1日~2019年1月31日)	第15会計年度 (2019年2月1日~2020年1月31日)	第16会計年度 (2020年2月1日~2021年1月31日)	直近1年間の累計	設定来の累計
0.360米ドル	0.360米ドル	0.360米ドル	0.360米ドル	0.360米ドル	0.360米ドル	3.395米ドル

(注1) 上記は、受益証券1口当たりの、税引前の数値である。

(注2) 「直近1年間の累計」は、2020年6月1日から2021年5月末日までの、「設定来の累計」は、2011年8月26日から2021年5月末日までの期間における分配金の累計額である。

【収益率の推移】

下記の各会計年度における収益率は、以下のとおりである。

クラスA 受益証券（米ドル建て）

	収益率（％）（注）
第7会計年度	5.65
第8会計年度	14.81
第9会計年度	7.50
第10会計年度	7.35
第11会計年度	- 2.11
第12会計年度	9.87
第13会計年度	21.46
第14会計年度	- 11.67
第15会計年度	15.37
第16会計年度	5.69

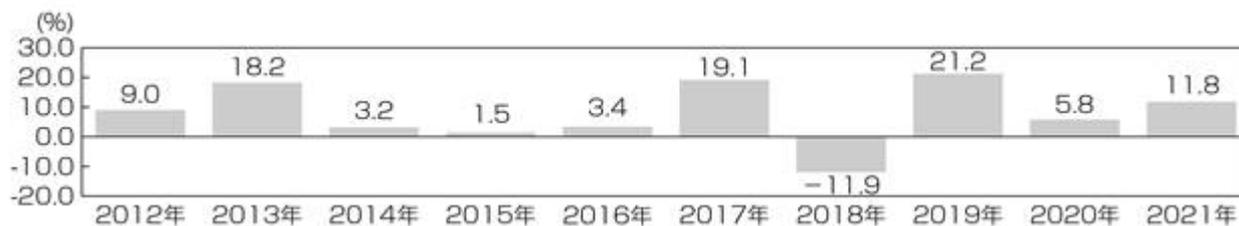
（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配金落ちベース）。ただし、第7会計年度については、当初募集価格（10.00米ドル）とする。

<参考情報>

クラスA 受益証券（米ドル建て）



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記暦年末の1口当たり純資産価格（当該暦年の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格（分配金落ちベース）（ただし、2011年については、当初募集価格（10.00米ドル）

（注2）2011年については8月26日から年末までの収益率を記載しており、また2021年については年初から5月末日までの収益率を記載している。

ポートフォリオにはベンチマークはない。

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

クラスA受益証券(米ドル建て)

	販売口数	本邦内における販売口数	買戻口数	本邦内における買戻口数	発行済口数	本邦内における発行済口数
第7会計年度	1,181,099	1,181,099	385,401	385,401	795,698	795,698
第8会計年度	2,030,637	2,030,637	939,809	939,809	1,886,526	1,886,526
第9会計年度	9,345,340	9,345,340	2,873,020	2,873,020	8,358,846	8,358,846
第10会計年度	4,507,746	4,497,942	4,290,140	4,290,140	8,576,452	8,566,648
第11会計年度	1,631,128	1,631,128	4,058,498	4,058,498	6,149,082	6,139,278
第12会計年度	795,955	795,955	2,630,108	2,630,108	4,314,929	4,305,125
第13会計年度	5,045,339	184,036	6,004,810	4,489,161	3,355,458	0
第14会計年度	476,623	0	968,734	0	2,863,347	0
第15会計年度	184,128	0	470,798	0	2,576,677	0
第16会計年度	234,516	0	622,111	0	2,189,082	0

(注1) 第7会計年度の販売口数は、当初申込期間内に販売された販売口数を含む。

(注2) 第13会計年度については、本邦内と本邦外の口座間で行われた受益証券の振替を販売および買戻しの各口数に反映した数値を記載している。したがって、これを反映していない財務書類の数値とは異なっている。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

海外における申込（販売）手続等

クラス受益証券	クラスA受益証券（米ドル建て）	クラスF受益証券（米ドル建て）
表示通貨	米ドル	米ドル
投資者適格	日本の目論見書に従って日本で募集することがある。	ファンド・オブ・ファンズのみ。 日本では公衆に募集されない。
当初購入最低単位	100米ドルまたは管理会社により決定されるその他の最低単位	100口もしくは100米ドルまたは管理会社により決定されるその他の最低単位
追加購入最低単位	0.01米ドルまたは管理会社により決定されるその他の最低単位	1口もしくは100米ドルまたは管理会社により決定されるその他の最低単位
1口当たり当初募集価格	10米ドル	10米ドル
取引締切時点	ルクセンブルグ時間午前12時（正午）	
評価時点	ルクセンブルグ時間午後4時	
評価日	各営業日	
受益証券発行決済日	申込注文を受諾した評価日の後3営業日以内	
受益証券買戻決済日	買戻注文が有効になった評価日の後3営業日以内	

ポートフォリオの受益証券は、適用ある評価日に販売される。受益証券は、以下に記載される手数料をもって販売される。

クラス受益証券	クラスA受益証券（米ドル建て）	クラスF受益証券（米ドル建て）
当初申込手数料	投資額の上限3.00%	なし
C D S C	なし	なし

受益証券の各クラスの募集価格は、管理会社および総販売会社の登記上の事務所において閲覧可能である。募集価格は、申込注文が有効となる評価日に後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価格の計算」に従って決定された受益証券1口当たり純資産価格である。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、請求に応じて、また投資が行われる前に、最新の受益証券1口当たり純資産価格、オルタナティブ投資ファンド運用会社が通常の業務の過程において作成する過去の実績に関するデータおよびファンドの最新の年次報告書を投資者が入手できるようにする。当該情報は、投資者に直接送付されるか、またはオルタナティブ投資ファンド運用会社が投資者に対し投資に先立ち通知を行うウェブサイト、またはその他の公表物もしくは設備において入手可能としなければならない。

投資者は、ポートフォリオの受益証券の申込注文書および/または購入者が米国人でないことを示す総販売会社または管理会社が満足するその他の書類に記入することを要求される。後記「所有に関する制限」を参照すること。受益証券についての注文は、投資者からの適式に記入された申込書が名義書換事務代行会社またはインベスター・サービス・センターに、ポートフォリオの評価日の取引締切時点以前に受領される場合に、有効となる。適式に記入された申込書が取引締切時点以前に名義書換事務代行会社に受領されなかった場合、翌評価日に有効となる。注文が扱われるオフィスによって随時設定された締切以前に販売会社に受領された場合、当該注文は、一般に、販売会社から名義書換事務代行会社に、受領した日に取り次がれる。管理会社がポートフォリオにつき純資産価格の決定を

停止または延期した場合、申込みは、ポートフォリオについての注文の受領後最初の評価日に決定された純資産価格に基づく。

資金は、受益証券が発行されるべき日の決済日の取引締切時点までに、前記の表に記載される通貨で、管理会社または管理会社の代わりに保管受託銀行により受領されなければならない。複数の販売会社は、総販売会社および管理会社によって承認された追加的手続を設定することもできる。ファンドへの支払日(また、ファンドによる買戻金の支払日)は、法令または慣習により支払日が設定されている法域の投資者について、当該法域で使用される募集書類において関連する販売会社から当該投資者に通知され、管理会社により変更されることがある。

管理会社は、その裁量により、ファンドの既存の投資者の利益を保護するため必要とみなす場合、追加申込みを拒絶することができる。いずれの注文も総販売会社またはポートフォリオにより拒絶されることがある。ファンドは、証券市場その他の状況により公衆へのポートフォリオの受益証券の販売を中止する権利を有する。

受益証券確認書は、受益証券の発行後5評価日以内(GEIPについては実務上翌評価日)に登録受益者へ送付される。ファンドが受益証券の券面の発行を決定した場合には、かかる券面には購入者の名前が登録され、購入者の注文に対して、名義書換事務代行会社(もしくはその指示のとおり)または受益者(もしくはその指示のとおり)に対する購入者の要求およびその費用負担により、ファンドのかかる要求の適法な受領後1か月以内に引き渡される。

ファンドが、ポートフォリオについて前記の表に記載されている申込注文の決済日までに、投資予定者またはその代理人の何らかの作為、不作為および/または過失により、有効な資金を受領できなかった場合、投資者は、それに対して適用ある申込注文を信頼したファンドまたはその代理人によりなされる行為から生じまたは関連するファンドによるいかなる利息、手数料、損失または負債に対しても単独でファンドに対して責任を負う。

評価日の申込みに従って配分された受益証券は、前記の表に記載される決済日から(同日を含む。)分配を受領することができる。

販売会社は、価格変動による利益を得るため注文を留保することができない。販売会社は、投資者から受領した資金を、管理会社または管理会社に代わる保管受託銀行に、総販売会社および管理会社によって承認された手続に従って、送金することを授權されている。

管理会社は、将来いかなるサブ・ファンドのクラス受益証券にも投資できるように、投資者のクラスを変更する権利を有する。管理会社は、特定の法域の投資者による購入が現地の法律、慣習またはビジネス・プラクティスを遵守するよう、一ポートフォリオのクラス受益証券のみを販売する権利を有している。更に、管理会社または総販売会社は、投資者のクラスまたは一ポートフォリオの特定のクラス受益証券の購入を許可しもしくは要求する取引に適用ある基準を採用することがある。

投資者は、購入対象とするポートフォリオのクラス受益証券に関する情報について、その財務コンサルタントに相談するか、または、ルクセンブルグ、セニガーバーク L-2633、トレヴェス通り6C番所在のファンドの名義書換事務代行会社であるJ.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーまたは現地のブラックロックのインベスター・サービス・チームに書簡を送付するべきである。

ポートフォリオにつき、各種クラス証券が販売される。以下は、発行可能なポートフォリオのクラス証券である。

クラスA受益証券(米ドル建て)は、GEIPについて販売される。当初販売手数料は、受益証券が販売される国における法律と慣習により認められる最高額の当初販売手数料に服する。管理会社は、特定の販売会社に、ポートフォリオの受益証券を、当該クラスの純資産価格の8.5%を超えない額で、当該金額が現地の法律および慣習の下で受諾される場合、より高額の当初手数料で販売することを授權する権利を有する。販売報酬は、毎日発生し、年率0.55%で選任された販売会社に四半期毎に支払われる。販売会社は、販売報酬の全部または一部を、その他の副販売会社またはディーラーに再分配することができる。管理会社は、その管理報酬の中から、販売会社に対して追加の販売報酬を支払うことができる。販売会社は、契約関係にある副販売会社またはディーラーに割引価格により販売させることができ、割引後の残額を取得することができる。更に、クラスA受益証券(米ドル建て)

は、メリルリンチ・アンド・カンパニーおよび(メリルリンチ・アンド・カンパニーが直接または間接に完全所有し管理する)その子会社ならびにそのパートナー、取締役および従業員、ならびにブラックロックが投資顧問をつとめるミューチュアル・ファンドの取締役会の特定の役員に対しては、純資産価格で販売される。

クラスF受益証券(米ドル建て)は、GEIPについて販売される。クラスF受益証券(米ドル建て)は、管理会社の裁量により機関投資家に対してのみ発行され、日本では公衆に募集されない。

過当取引に関する方針

ポートフォリオは、すべての受益者の利益に悪影響を及ぼす可能性がある過当取引慣行に関連した投資を意図的に認めることはない。過当取引とは、個人投資者または個人投資者のグループが、短期売買を繰り返していると思われる証券取引、または、過度に頻繁な取引もしくは大口取引のことである。

ポートフォリオが、アセット・アロケーションを目的とした特定の投資者により、または、ストラクチャード・プロダクト・プロバイダーにより利用される可能性があることを、投資者は認識しておくべきである。(受益証券の)買付けおよび解約により、ポートフォリオ資産の定期的な配分調整(リバランス)が必要となることがあるためである。かかる調整は、管理会社が過当取引または短期売買の疑いがあると判断した場合を除いて、通常、過当取引とはみなされない。

管理会社がその裁量で買付けを拒否することができる一般的な権限に加え、解約の停止および延期を含んだ過当取引に対する受益者の利益の保護を確保するため、本書の他の項にも管理会社の権限が存在する。

なお、管理会社は、過当取引が疑われた場合、以下の対応策を講じることができる。

個人投資者または個人投資者のグループが、過当取引に関わったとみなすことができるかどうかを確認する目的で、共同所有または管理下にある受益証券を統合する。したがって、管理会社は、過当取引を行ったものと判断した投資者に対し、受益証券買付けの一切の申込みを拒否する権利を留保する。

評価時点におけるポートフォリオの組入証券の公正な価格をより正確に反映するため、受益証券1口当たり純資産価格を調整する。かかる調整は、組入証券の市場価格の変動が、公正価格の評価により、全受益者の利益に適うものと管理会社が判断した場合に限って行われる。

管理会社が、その公正な判断で、過当取引を行った疑いがあるとみなした受益者に対しては、買戻金額の2%に相当する手数料を徴収する。当該手数料は、ポートフォリオの利益のために徴収されるものであり、手数料が徴収される可能性がある場合には、当該影響が及ぶ受益者に対して、事前通知が行われる。

所有に関する制限

管理会社は、約款により、「米国人」を含むがこれに限られないいずれかの者、企業または法人によって受益証券が所有されることを制限しまたは妨げることを許可されている。約款において、「米国人」とは、米国居住者または1933年米国証券法(随時改正済)に基づくレギュレーションSに明記されるその他の者と定義され、約款において随時追加補足されることがある。ファンドの受益証券が単独もしくは他者と共同で米国人により実質的に所有されていることがいずれかの時点で管理会社の知るところとなった場合、または現在米国の居住者ではない受益者が米国の居住者となった場合(およびその結果として米国人の定義に該当する場合)、管理会社は、当該受益証券をその純資産価格で強制的に買い戻す。管理会社がかかる強制的買い戻しを通知した場合、当該受益者は当該受益証券の所有者ではなくなる。

また、管理会社は、その裁量により、いつでも、以下の者(本段落の目的上、個別のパートナーシップ、法人、信託または組合を含む。)に対する受益証券の発行を一時的に中止する、完全に停止する、または制限することができる。

() 特定の国および地域において居住しもしくは設立された者ならびに / または

() EUおよび / もしくは米国の制裁リストに掲載されている者、もしくはEUおよび / もしくは米国の制裁リストに掲載されている国もしくは地域において居住しもしくは設立された者

ファンドおよび受益者全体の保護に必要な場合、管理会社は、特定の者による受益証券の取得を禁止することができる。

上記に関して、管理会社は、以下を行うことができる。

(a) その裁量による受益証券の申込みの拒絶

(b) その時点を問わず、受益証券の購入または保有が禁止されている受益者が保有している受益証券、および特にルクセンブルグの居住者である、またはその居住者となる個人投資家が保有する受益証券の買い戻し

ノミニーとして行為する販売会社以外の者が(法的にまたは実質的に)発行済受益証券の10%超を所有していることが管理会社の知るところとなった場合、管理会社は、10日以上前に書面による通知を行うことにより、かかる者の保有する10%を超える受益証券の一部または全部を当該通知の効力発生日に有効な買い戻価格で強制的に買い戻すことができる。

クラスF受益証券は、2010年法第174条に規定された機関投資家に対してのみ発行される。英文目録見書の日付現在、機関投資家には以下のものが含まれる。

(a) 自らのために申込みを行う銀行およびその他の金融セクターの専門家、保険会社および再保険会社、社会保障機構および年金基金、産業振興機構、慈善団体、商業および金融グループ企業ならびにかかる投資家が自身の資産の運用のために設置する組織。

(b) ルクセンブルグまたはルクセンブルグ国外で設立され、自らの名前で機関投資家(上記に定義される。)のために投資する金融機関およびその他の金融セクターの専門家。

(c) ルクセンブルグまたはルクセンブルグ国外で設立され、一任運用の指図に基づき自らの名前でその顧客のために投資する金融機関およびその他の金融セクターの専門家。

(d) ルクセンブルグまたはルクセンブルグ国外で設立された集団投資スキーム。

(e) 持株会社または同様の事業体(ルクセンブルグに本拠地を置くか否かを問わない。)で、その株主 / 実質所有者が富裕な個人であって洗練された投資家として合理的にみなし得る者であり、かかる持株会社が個人または家族のために財務上の利益 / 投資を保有することを目的とするもの。

(f) 持株会社または同様の事業体(ルクセンブルグに本拠地を置くか否かを問わない。)で、その構造、活動および実体から、機関投資家を構成するもの。

(g) 持株会社または同様の事業体(ルクセンブルグに本拠地を置くか否かを問わない。)で、その株主が前各号に定める機関投資家であるもの。

(h) 国および地方公共団体、中央銀行、国際機関または超国家的機関およびその他同様の組織。

マネー・ロンダリングの防止

マネー・ロンダリング防止規則のため、受益証券の申込みには追加の書類が必要となることがある。追加書類の提出が必要となる状況および正確な要件については、申込書の注記に記載されている。かかる情報は、投資者の身元または場合によってはフィナンシャル・アドバイザーの状況を確認するために用いられる。この情報は、これらの要件を遵守するためのみに用いられる。名義書換事務代行会社または現地のインベスター・サービス・チームが、あらゆる場合において、さらなる追加書類または情報を要求する権利を留保する点に留意されたい。書類を提出しない場合、買戻代金から天引きされることとなる場合がある。必要となる身元に関する書類に関する質問がある場合には、現地のインベスター・サービス・チームまたは名義書換事務代行会社に照会すること。

投資顧問会社は、ブラックロック・グループが運用する投資信託全体に多額の出資を行っている顧客とクライアント契約を締結しており、かつこれを継続する。かかるクライアント契約は、適用法に従い、かつ、他の受益者に通知を行うことなく締結されるが、受益者に課される手数料を放棄、変更もしくは修正し、または異なる手数料、運用成績に基づく分配もしくは対価を受益者に課す（リベートによるものを含む。）という効力を有する。その結果、ある受益者によるファンドへの投資に係る条件がその他の受益者に係る条件と異なることがある。

受益者は、公正な取扱いが、必ずしも同等または同一の取扱いを意味するものではないこと、また、ある受益者によるファンドへの投資に係る条件が他の受益者に係る条件と異なる場合があることに留意すべきである。

日本における申込（販売）手続等

日本においてはクラスA受益証券（米ドル建て）の募集が日本における販売会社を通じて行われる。日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、当該投資者から口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。日本における販売会社が定める申込締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は日本における販売会社に照会すること。申込単位は、100米ドル以上0.01米ドル単位、または管理会社が決定するその他の申込単位である。申込単位は、日本における販売会社によって異なる。具体的な申込単位については、日本における販売会社に照会すること。

適用ある申込価格は、クラスA受益証券（米ドル建て）について、当該注文が有効となる評価日（申込日）の純資産価格に基づくものとする。

申込手数料は、クラスA受益証券（米ドル建て）について申込金額の3.30%（注）（税抜3.00%）を上限として、日本における販売会社が定める。詳細は、日本における販売会社に照会すること。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）に係る消費税に相当する料率（10%）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となる可能性がある。

日本における販売会社の照会先：

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代行協会員）

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

ホームページ内：<https://www.pb.mufg.jp/>

「外国投資信託の運用報告書（全体版）および申込取扱場所」を参照すること。

日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、日本における約定日から起算して日本における4営業日目までに受渡しを行うものとする。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合がある。詳細は日本における販売会社に照会すること。

日本における販売会社は、口座約款を差入れた投資者に対し、買付代金の受領と引換えに取引報告書を交付する。申込金額は、口座約款に従い米ドル貨またはその円貨相当額で支払うものとし、円貨との換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

管理会社は、約款により、「米国人」を含むがこれに限られないいずれかの者、企業または法人によって受益証券が所有されることを制限しまたは妨げることを許可されている。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

受益者は、適用ある純資産価格で評価日において名義書換事務代行会社に対して申込書により、受益証券の買戻し請求を行う権利を有する。ただし、関連する受益証券の買付が決済されるまで、買戻しを請求することができない。買戻し請求は、書面で登記上の事務所をルクセンブルグ、セニンガーバーグ L - 2633、トレヴェス通り6C番に置く名義書換事務代行会社に対して行うことを要し、後記の買戻しの停止期間を除いて取消不能である。販売会社は、投資者に代わって、買戻し請求を名義書換事務代行会社に送ることができる。受益証券の買戻しは0.01口、または管理会社が決定するその他の買戻し単位とする。

買戻し時の受益証券の価格は、当該時にポートフォリオが保有する証券の時価により、受益者のコストを上回る場合も下回る場合もある。

支払は、通常、受益証券の表示通貨で行われるが、販売会社を通して買戻しを行った受益者は、同社との間で、他の通貨による支払の換算を手配できる。ただし、為替換算手数料は、受益者への支払金額より控除される。販売会社はまた、彼らを通じて買い戻された米ドル建て受益証券の買戻金の支払を、米ドルに制限することができる。

為替管理または保管受託銀行の支配が及ばないその他の状況により法的規定が支払を禁止しない場合にのみ、支払が行われる。

適式に記入された注文書が、投資者または販売会社からファンドの名義書換事務代行会社により、前記「1 申込(販売)手続等」に記載される関連する取引締切時点以前に受領された場合、買戻し注文はある特定の評価日に有効となる。

適式に記入された買戻し注文書が、関連する時間までに名義書換事務代行会社により受領されなかった場合、翌評価日に有効となる。

管理会社は、いずれか1評価日または連続する7評価日にわたる期間中に、当該評価日または当該期間の開始日時時点で発行済みの受益証券口数の10%を超えて買い戻す義務を負わないものとする。買戻しは、買戻し請求の受領日後7評価日を超えない期間にわたり延期することができる。買戻しの延期の場合、当該受益証券は、買戻しが有効となった日の適用ある受益証券1口当たり純資産価格(適用される手数料(もしあれば)控除後)で買い戻される。

受益証券の適用ある買戻し価格は、買戻し注文が有効となる評価日における評価時点に決定される受益証券1口当たり純資産価格とする。純資産価格の決定停止期間中買戻しが行われた受益証券は、管理会社が純資産価格の決定を再開次第、再開後最初の評価日に適用ある受益証券1口当たり純資産価格により買い戻される。

買戻し価格は、米国外においては、名義書換事務代行会社または総販売会社の登記上の事務所において請求次第入手可能である。

受益証券の買戻しについての管理会社の義務は、後記「4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 受益証券の発行および買戻しの停止ならびに純資産価格の計算の停止」に記載される停止に服する。

上記のとおり管理会社により買戻しが停止されている場合、販売会社による買戻し注文の受諾もまた停止される。

ポートフォリオの買い戻された受益証券についての支払は、通常、前記の表に記載される受益証券買戻し決済日までに小切手または銀行振込によって投資者が受領するよう行われる。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、ファンドの流動性リスクを監視するため、流動性の管理に関する方針を維持する。かかる方針には、測定に関するその他の手法および手段に加え、通常および例外的な流動性の状況下双方におけるストレス・テストの利用が含まれる。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、自らが用いる流動性管理のシステムおよび手続により、買戻請求に適切に対応するために必要な多様な手法および取決めを適用することができる。通常の場合では、買戻請求は、上記のとおり処理される。

買戻請求に応じて、その他の取決め(適用された場合、通常は投資者に利益をもたらす買戻しの権利を制限することとなる、ゲートまたは(本書に記載される)類似の取決めの使用が含まれる。)が用いられることがある。また、管理会社は、「4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 受益証券の発行および買戻しの停止ならびに純資産価格の計算の停止」に記載の特定の状況下において、買戻しを一時的に停止することができる。

日本における買戻し手続等

投資者は、各評価日に買戻し(換金)を請求することができる。受益証券の買戻しは0.01口、または管理会社が決定するその他の買戻し単位とする。買戻し単位は、日本における販売会社によって異なる。具体的な買戻し単位については、日本における販売会社に照会すること。買戻しは、手数料なしで、各評価日に日本における販売会社を通じて名義書換事務代行会社に対して請求することができる。日本における販売会社の定める買戻し請求締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は日本における販売会社に照会すること。

受益証券1口当たりの買戻し価格は、原則として、買戻し注文が有効となる評価日に計算される受益証券の1口当たり純資産価格とし、ファンドは、米ドル貨でのみ買戻し代金を支払う。かかる買戻し代金は、日本における販売会社の顧客に対して、口座約款の定めるところに従って、日本において買戻し請求の成立を確認した日(通常発注日の日本における翌営業日)から起算して原則として4営業日目以降に、日本における販売会社を通じて支払われるものとする。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合がある。詳細は日本における販売会社に照会すること。

管理会社は、いずれか1評価日または連続する7評価日にわたる期間中に、当該評価日または当該期間の開始日時時点でポートフォリオの発行済みの受益証券口数の10%を超えて買い戻す義務を負わないものとする。したがって、買戻しは、買戻し請求の受領日後7評価日を超えない期間にわたり延期することができる(ただし、常に上記上限に服する)。買戻しの延期の場合、当該受益証券は、買戻しが有効となった日の1口当たり純資産価格で買い戻される。

3【乗換え手続等】

受益証券は、買戻しおよび買戻し代金の他の受益証券への再投資の場合を除いて、別のクラスまたは別のポートフォリオの受益証券に乗り換えることができない。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

ポートフォリオの各種クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、分配方針、関連受益証券についての販売報酬およびクラス特有のヘッジ方法などにより異なることがある。ポートフォリオが保有する債務証券についての金利は毎日発生し、受取配当金は配当が宣言された日に発生する。

評価業務は、オルタナティブ投資ファンド運用会社によって、AIFMDレベル2により施行され、AIFMD規則により置換されたAIFMDに従い行われる。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、評価額決定委員会を用いて、評価業務が、機能的にも組織的にもオルタナティブ投資ファンド運用会社の組入証券運用業務から独立していることを確保する。

受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券のクラスに割り当てられるポートフォリオの純資産価額の該当額(後記の方法に従い、オルタナティブ投資ファンド運用会社が決定につき責任を負

う。)について、当該クラス証券に割り当てられる負債控除後の額を、関連する評価日の当該クラス証券の発行済み総口数で除して決定される。

ポートフォリオの負債は、ポートフォリオ・ベースで分離され、第三者である債権者はポートフォリオの資産についてのみ償還請求権を有する。

各クラス受益証券の純資産価格は、オルタナティブ投資ファンド運用会社の取締役、授権された役員または代表者により認証され、一切のかかる認証は、明白な間違いのある場合を除き、最終的なものとする。オルタナティブ投資ファンド運用会社の一般管理費用は、各クラス受益証券のファンド全体に対する価額に按分して、各クラス受益証券に配分される。

ポートフォリオの各クラス受益証券の純資産価格ならびに販売価格および買戻価格は、ファンドおよび総販売会社の主たる事務所において入手することができ、管理会社は、ヨーロッパにおいて発行されている主要な金融関連新聞および/または取締役会が随時決定するその他の新聞に、ポートフォリオの純資産価格の定期的な発表の手配を行う。

下記のオルタナティブ投資ファンド運用会社による決定は、オルタナティブ投資ファンド運用会社が随時採用する、役員またはオルタナティブ投資ファンド運用会社の指定する他の者による公正価値の暫定的な計算に係る一般的な指針を記載した方針に従って行われる。

コーポレート・ローンは、一般に証券取引所に上場されていない。純資産価額決定の際、ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用会社により承認された価格決定機関が提供するコーポレート・ローンの評価額を利用する。価格決定機関は、通常、相場価格が容易に入手可能な場合、買い呼び値でコーポレート・ローンを評価する。コーポレート・ローンの相場価格が容易に入手可能ではない場合、コーポレート・ローンは、価格決定のための価格決定マトリックスを利用して価格決定機関により決定される一貫性のある公正な市場価額によって評価される。価格決定手続およびその評価は、オルタナティブ投資ファンド運用会社の総括的監督の下で投資顧問会社により精査される。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、価格決定機関の利用がコーポレート・ローンの評価額決定の公正な方法である旨誠実に決定した。

株式、債券およびその他の公社債(短期債務を除くが、上場証券を含む。)から成る組入証券は、当該証券の通常の、機関投資家による取引の規模の単位について、市場情報、匹敵する証券の取引および機関トレーダーにより一般に認識されている証券間のさまざまな関係を用いてその価格を決定する一または複数の価格決定機関により提供される価格に基づき評価される。

評価時点にかかわらず、証券取引所に上場されているかまたは他の規制ある市場で取引されている組入証券は、評価日の直前の営業日の営業終了時において当該証券取引所または市場において直近の終値により評価される。なお、G E I Pについては、組入証券は、評価日における午後4時(ルクセンブルグ時間)現在の入手可能な終値により評価される。それぞれの時間を「関連時刻」という。

特定の有価証券の売却がない場合、当該有価証券の価格は、直近の入手可能な関連時刻現在の買い呼び値とし、一定の状況において、当該有価証券は、当該有価証券の流通市場である取引所の最終の売値、またはN A S D A Q等の当該有価証券の流通市場であるO T C市場における最終の買い呼び値とする。

規制ある市場において取引されていない固定利付証券は、一もしくは複数のディーラーまたは価格決定機関から入手した利用可能な直近の買い呼び値またはそれと同等の利回りによって評価される。O T C市場で取引されている有価証券は、入手可能な最終の買い呼び値で評価される。有価証券が複数の取引所で取引されている場合、有価証券は、オルタナティブ投資ファンド運用会社の指示に基づき流通市場として指定されている取引所で評価される。O T C市場および証券取引所の両方において取引されている組入証券は、最も広範で最も代表的な市場に従って評価される。

ポートフォリオがオプションを発行する場合、受領するプレミアムの金額が資産およびそれと同額の負債としてポートフォリオの会計帳簿に記載される。負債の価格は、取引所で取引されているオプションについては最終の売値、またはO T C市場において取引されているオプションについては最終の売り呼び値に基づき、発行済オプションの現在の市場価格を反映して爾後評価される。ポートフォリオにより購入されるオプションは、取引所で取引されているオプションについては最

終の売値、またはOTC市場において取引されているオプションについては最終の買い呼び値で評価される。

オープン・エンド型UCIへの投資は、その直近の入手可能な純資産価格で評価される。

金利スワップ、キャップおよびフロアの価額は、公式に従って決定され、その後、定期的に銀行の相場を入手することにより確認される。

先物契約および関連するオプションを含むその他の投資証券は、市場価格で決定される。

満期までの残存期間が60日未満の債券については、償還費用で評価される。ただし、かかる方法が公正な評価を提供できない場合でないものとする。

レポ取引は、原価と経過利息により評価される。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、市場相場が容易に入手できない場合、または独立した市場相場が公正な市場価格を反映していないと自ら判断する場合、適用法に従い、当該資産または負債の公正な市場価格を決定する。当該資産または負債の価格の決定時、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、(その資産の種類等を含む要因によって)1つまたは複数の種類の評価方法を使用することができる。例えば、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、かかる投資の取得原価に基づき当該資産の価格を決定する、または独自もしくは第三者のモデル(ポートフォリオ管理の直接の価格決定要因に依拠し、かつ、資産または負債の評価時にオルタナティブ投資ファンド運用会社が考慮する多様な要因に起因する重要性および特定の前提を反映するモデルを含む。)を使用することができる。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、当該資産または負債(または関連するもしくは同等な資産または負債)に関する実際の、執行された、過去の取引価格を評価の基礎として使用し、また適切な場合には、類似する資産または負債の評価における第三者の鑑定額を使用することもできる。

資産または負債の公正な市場価格の決定に使用される評価方法(上記の方法を含むが、これらに限られない。)は、個別の資産および/または負債の事情および状況に基づき、適用法に従い行為するオルタナティブ投資ファンド運用会社の単独の裁量により選択される。

ポートフォリオの基準通貨以外の通貨によって表示される資産または負債は、基準通貨に換算される。

一般に、組入証券の取引は、関連時刻以前に概ね完了する。ポートフォリオの受益証券の純資産価格の計算に使用される証券の価格は、かかる時間に決定される。時折り証券の価格に影響を与える事態が、決定時と評価時点との間に発生するが、それらはポートフォリオの純資産価格の計算に反映される。

受益証券の発行および買戻しの停止ならびに純資産価格の計算の停止

約款の下で、管理会社は、以下の期間中、受益証券1口当たり純資産価格の決定および受益証券の発行を停止することができ、かつポートフォリオの受益証券の買戻しを請求する受益者の権利を停止することができる。

・ポートフォリオの組入証券の相当部分が当該時取引されている主たる市場または証券取引所が、通常の休日以外に閉鎖されている期間、または取引が実質的に制限もしくは停止されている期間。

・緊急事態の存在によってポートフォリオにより組入証券の売却ができない期間。

・ポートフォリオの組入証券の価格または市場もしくは証券取引所における時価を決定するため通常使用されている通信手段が故障している期間。

・ポートフォリオの組入証券の売却または支払に関する送金ができない期間。

・管理会社の取締役会が、純資産価格の決定が実行不可能、または、その他ポートフォリオの受益者の最善の利益に反するとみなす期間。

・ポートフォリオの組入証券の重要な部分を形成するUCIの受益証券または投資証券の価格を決定することが不可能な場合(特に、当該UCIの純資産価格の決定が停止される場合)。

・ファンドまたはポートフォリオの解散決定の場合、当該解散決定について受益者への最初の通知が公告された日以後の期間。

管理会社は、ポートフォリオまたはファンドを解散せしめる事由の発生またはルクセンブルグ監督官庁の命令があった場合には、直ちにファンドの受益証券の発行および買戻しを停止するものとする。

受益証券の買戻請求をした受益者は、請求後7日以内に当該停止の書面による通知を受け、かつ、当該停止終了後には、直ちに通知を受けることになる。

(2)【保管】

受益証券が販売される海外市場においては、確認書または券面(発行されている場合)は受益者の責任において受益者により保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の券面(発行されている場合)またはその確認書は、日本における販売会社の名義で保管されかつ名義書換事務代行会社により取り扱われる。

日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引報告書が交付される。

(3)【信託期間】

ファンドおよびポートフォリオは、存続期間を無期限として設定されている。

(4)【計算期間】

ファンドの会計年度は、毎年2月1日に開始し翌年1月31日に終了する。

(5)【その他】

(a) 解散および合併

ファンドは存続期間を限定せず、そのポートフォリオの資産も限定せずに設立された。管理会社はいつでもファンドを終了することができる。管理会社は、(i)ポートフォリオの純資産総額が連続して30暦日以上の間減少し、3,000万米ドルを下回った場合、もしくは管理会社の取締役会が各受益者に対して30日前に通知を行って決定するそれを上回るもしくは下回る金額を下回った場合、または(ii)ポートフォリオに影響を及ぼす経済的もしくは政治的状況の変化を理由として管理会社の取締役会が適切であるとみなす場合、ポートフォリオの資産を換金し、また影響あるクラスの受益証券を払い戻す場合には当該受益証券のすべての保有者に対して、30日の事前通知を発送することにより、ポートフォリオを償還することができる。

管理会社の取締役会は、上記と同様の理由から、関連する評価日における受益証券1口当たりのそれぞれの純資産価格で、ポートフォリオまたはクラス受益証券を、ファンドの別のポートフォリオもしくはクラスとまたはルクセンブルグの他のUCIと合併することを決定することができる。

強制的買戻しまたは合併による終了の場合、当該ポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格は、終了または合併の1か月前の通知が郵送および公表された日から、終了されるポートフォリオの資産の名目上の実現原価を反映するものとする。強制的に買い戻された受益証券に関する資金で、当該受益者から請求されなかった資金は、保管受託銀行により、これが関係するルクセンブルグの供託機関に預託され、30年間請求されなかった場合には当該資金は没収されるものとする。

管理会社、または解散の場合、清算人は、ファンドの資産を換金し、純清算手取金は、清算報酬と費用を控除した後、ファンドの各受益証券保有者の間にその保有する受益証券の割合に応じて分配される。清算終了時において未請求で保管受託銀行の口座に残存する金額は、ユーロに転換され、ルクセンブルグの預託機関に保管受託銀行により預託される。ルクセンブルグ投信法第146条に基づき、それらは30年後に請求されなければ没収されることになる。

管理会社は、合併手続その他を通じて、受益証券の発行を対価とする、関連するポートフォリオへの出資により、他のUCIの資産の出資を受けることを決定できる。ただし、投資制限にかかる出資を理由として違反できず、出資は出資される資産の純資産総額に基づき行われ、ルクセンブルグの「reviseur d'entreprises」の特別監査報告書によって確認される。

管理会社は、関連する監督機関から事前の許可を受けて、EUの他のUCIとの間で、ポートフォリオまたはファンドの合併を決定することもできる。

(b) 約款

約款は、ファンドの登記上の事務所において営業時間中閲覧が可能である。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、いつでも約款の全部または一部を修正することができる。

修正は、保管受託銀行および管理会社による署名、または合意において記載されるそれ以降の他の日に効力を生じる。修正約款は、ルクセンブルグの商業および会社登記簿に記録されるものとする。修正約款がルクセンブルグの商業および会社登記簿に記録された旨の記載は、ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン(以下「RESA」という。)において公表される。

(c) ワラント、新受益証券引受権およびオプションの発行

ワラント、新受益証券引受権またはオプションに基づいて受益証券を買付ける権利は付与されない。

(d) 関係法人との契約の更改等に関する手続

．オルタナティブ投資運用契約

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、管理会社に180日前までに書面で通知することにより、本契約を終了することができる。

本契約に基づく権利または義務は、他方当事者の事前の承認があり、かつアイルランド中央銀行の要求事項および他の関連する規制当局の要求事項に従った場合を除き、いずれの当事者によっても譲渡することができない。

本契約は、アイルランドの法律に準拠し、これに従い解釈される。

．投資顧問契約

投資顧問契約は、オルタナティブ投資ファンド運用会社が投資顧問会社に対して書面で指示することによりいつでも終了することができ、また、投資顧問会社がオルタナティブ投資ファンド運用会社に対して3か月前に書面で通知することにより終了することができる。

本契約は、本契約当事者が署名した証書によってのみ変更することができる。

本契約は、英国の法律に準拠し、これに従い解釈されおよび執行されるものとする。

．保管契約

保管契約は、当事者の一方が他方に90日以上前に書面で通知をすることによりいつでも終了する。

本契約は、本契約当事者が署名した証書によってのみ変更することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、これに従い解釈および実施されるものとし、同じに基づき発生するいかなる紛争も、ルクセンブルグの地方裁判所に提起されるものとする。

．管理事務代行契約

管理事務代行契約は、本契約のいずれの当事者も90日前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでもこれを終了させることができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠するものとし、紛争事項は、ルクセンブルグの地方裁判所に提起されるものとする。

．名義書換事務代行契約

名義書換事務代行契約は、当事者の一方が他方に180日以上前に書面で通知することによりいつでも終了することができる。

本契約は、本契約当事者の署名した書面による場合を除き、変更することができない。いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による同意なくして、本契約または本契約で創設される権利を譲渡または変更することができない。かかる譲渡または変更と称する行為は、書面で裁可されない限り無効である。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従って解釈される。本契約の当事者は、ルクセンブルグの裁判所の非専属的管轄権に服する。

．業務契約

業務契約は、本契約のいずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、これを終了させることができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、紛争事項は、ルクセンブルグの地方裁判所に提起されるものとする。

・販売契約

販売契約は、本契約のいずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、これを終了させることができる。

本契約は、ジャージーの法律に準拠し、紛争事項は、ジャージーの王立裁判所に提起されるものとする。

・代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が90日前に他の当事者に対し指定の住所宛、書面により通知することにより終了する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

・受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が90日前に他の当事者に対し、指定の住所宛に書面により通知をなすことにより解約できる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、これにより解釈される。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、受益証券名義人として、ファンドに登録されているかまたは受益証券を保有していなければならない。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接権利を行使することはできない。これらの受益者は日本における販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社をして権利を自己のために行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、自らの責任において権利行使を行う。受益者の有する主な権利は、以下のとおりである。

(a) 収益分配請求権

各受益者は、配当という形で管理会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有する。

(b) 買戻請求権

受益者は、ファンドに対し、前記の制限に従って受益証券の買戻しを請求することができる。

(c) 残余財産分配請求権

ファンドが償還された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(d) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、ファンドから日本国内において、以下の権限を委任されている。

- (a) ファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限
- (b) 日本における受益証券の募集、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する代理人は、以下のとおりである。

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

(4) 【裁判管轄等】

日本の受益者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

a．本書記載のファンドの邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。ファンドの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第5項ただし書の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2021年5月31日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である、1米ドル=109.76円の為替レートが使用されている。

円換算額は原文の財務書類には記載されておらず、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

b．原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ（ファンドの本国における独立登録会計事務所）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は、本書に掲載されている。

1【財務諸表】

(1)【2021年1月31日に終了した計算期間の財務諸表】

【貸借対照表】

世界株式インカム・ポートフォリオ

純資産計算書

2021年1月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産			
有価証券ポートフォリオ - 原価		79,381,863	8,712,953
未実現利益		11,291,914	1,239,400
有価証券ポートフォリオ - 時価	2(a)	90,673,777	9,952,354
未収利息及び未収配当金	2(a)	108,966	11,960
投資売却未収入金	2(a)	2,684,443	294,644
ファンド受益証券販売未収入金	2(a)	38,722	4,250
資産合計		93,505,908	10,263,208
負債			
当座借越	2(a)	408,560	44,844
投資購入未払金	2(a)	2,151,282	236,125
未払費用及びその他の負債	2(a), 4, 5, 6, 7, 8	155,747	17,095
負債合計		2,715,589	298,063
純資産合計		90,790,319	9,965,145

43ページから48ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

世界株式インカム・ポートフォリオ

3年間の純資産価額の要約

2021年1月31日現在

	2021年1月31日現在		2020年1月31日現在		2019年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
純資産合計	90,790,319	9,965,145	100,733,419	11,056,500	103,966,269	11,411,338

1口当たり純資産額:

	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
クラスA分配型受益証券	15.44	1,695	14.95	1,641	13.27	1,457
クラスF分配型受益証券	17.98	1,973	17.21	1,889	15.18	1,666

43ページから48ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

【損益計算書】

世界株式インカム・ポートフォリオ
 損益計算書及び純資産変動計算書
 2021年1月31日に終了した年度

	注記	米ドル	千円
期首純資産		100,733,419	11,056,500
収益			
受取配当金(源泉税控除後)	2(c)	2,441,316	267,959
収益合計		2,441,316	267,959
費用			
管理報酬	4	198,880	21,829
販売報酬	4	198,880	21,829
事務管理報酬	6	62,587	6,870
監査報酬	7	15,872	1,742
弁護士報酬		46,767	5,133
印刷費及びその他の報告費用		65,077	7,143
税金	10	15,217	1,670
管理調整報酬	5	8,287	910
保管報酬	8	3,465	380
名義書換事務代行報酬		4,082	448
その他の報酬	2(c)	20,002	2,195
費用合計		639,116	70,149
投資純利益		1,802,200	197,809
投資実現利得	2(a),2(b)	10,859,618	1,191,952
投資実現損失	2(a),2(b)	(4,441,676)	(487,518)
実現純損失:			
外国通貨取引及び為替予約	2(d),2(e)	(362,094)	(39,743)
当期実現純利得		6,055,848	664,690

(続く)

	注記	米ドル	千円
投資未実現利益の変動		(3,292,363)	(361,370)
投資未実現損失の変動		121,364	13,321
未実現損失の純変動:			
外国通貨取引及び為替予約	2(d),2(e)	(294)	(32)
当期の未実現損失の純変動		(3,171,293)	(348,081)
営業活動による純資産の増加		4,686,755	514,418
受益証券の増減			
受益証券の発行による正味受取額	2(h)	6,485,410	711,839
受益証券の買戻による正味支払額	2(h)	(18,895,640)	(2,073,985)
受益証券の増減による純資産の減少		(12,410,230)	(1,362,147)
分配金宣言額	11	(2,219,625)	(243,626)
期末純資産		90,790,319	9,965,145

43ページから48ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

世界株式インカム・ポートフォリオ

発行済受益証券変動計算書

2021年1月31日に終了した年度

	期首発行済 受益証券口数	発行受益証券 口数	買戻受益証券 口数	期末発行済 受益証券口数
クラスA分配型受益証券	2,576,677	234,516	622,111	2,189,082
クラスF分配型受益証券	3,613,183	186,462	631,081	3,168,564

43ページから48ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

【投資有価証券明細表等】

世界株式インカム・ポートフォリオ

投資明細表

2021年1月31日現在

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
公認証券取引所に上場している又はその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券及びマネー・マーケット商品			
普通株式			
	オーストラリア		
29,201	Ansell Ltd	826,311	0.91
31,973	Sonic Healthcare Ltd	845,008	0.93
		<u>1,671,319</u>	<u>1.84</u>
	カナダ		
6,613	TELUS Corp	139,137	0.15
		<u>139,137</u>	<u>0.15</u>
	デンマーク		
24,311	Novo Nordisk A/S 'B'	1,694,888	1.87
		<u>1,694,888</u>	<u>1.87</u>
	フィンランド		
8,948	Kone Oyj 'B'	707,885	0.78
		<u>707,885</u>	<u>0.78</u>
	フランス		
2,097	LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE	1,280,648	1.41
37,725	Sanofi	3,576,590	3.94
5,194	Schneider Electric SE	767,919	0.85
		<u>5,625,157</u>	<u>6.20</u>
	ドイツ		
23,675	Deutsche Post AG Reg	1,176,636	1.30
		<u>1,176,636</u>	<u>1.30</u>

(続く)

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
	アイルランド		
5,885	Eaton Corp Plc	709,849	0.78
8,136	Medtronic Plc	915,625	1.01
		<u>1,625,474</u>	<u>1.79</u>
	オランダ		
6,775	Heineken NV	707,997	0.78
27,611	Koninklijke Philips NV	1,516,824	1.67
		<u>2,224,821</u>	<u>2.45</u>
	シンガポール		
75,600	DBS Group Holdings Ltd	1,434,898	1.58
60,500	United Overseas Bank Ltd	1,066,212	1.17
		<u>2,501,110</u>	<u>2.75</u>
	スペイン		
35,596	Amadeus IT Group SA	2,284,137	2.52
		<u>2,284,137</u>	<u>2.52</u>
	スイス		
12,718	Nestle SA Reg	1,434,631	1.58
		<u>1,434,631</u>	<u>1.58</u>
	台湾		
80,000	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	1,688,421	1.86
		<u>1,688,421</u>	<u>1.86</u>
	英国		
78,375	Amcor Plc - CDI	866,631	0.95
18,646	AstraZeneca Plc	1,930,923	2.13
421,898	BAE Systems Plc	2,698,421	2.97
58,095	British American Tobacco Plc	2,133,078	2.35
18,665	Diageo Plc	754,447	0.83
15,849	Ferguson Plc	1,861,302	2.05
26,647	Reckitt Benckiser Group Plc	2,266,961	2.50
102,836	RELX Plc	2,574,813	2.84
47,117	Unilever Plc	2,745,362	3.02
		<u>17,831,938</u>	<u>19.64</u>

(続く)

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
	米国		
17,945	AbbVie Inc	1,866,639	2.06
12,951	Assurant Inc	1,734,398	1.91
42,584	Bristol-Myers Squibb Co	2,645,318	2.91
42,746	Carrier Global Corp	1,646,148	1.81
29,898	Cisco Systems Inc/Delaware	1,348,101	1.48
49,640	Citizens Financial Group Inc	1,854,054	2.04
24,165	Coca-Cola Co	1,179,252	1.30
59,730	Comcast Corp 'A'	3,027,116	3.33
24,791	Hasbro Inc	2,347,708	2.59
29,653	International Paper Co	1,486,208	1.64
2,470	Intuit Inc	908,219	1.00
8,201	M&T Bank Corp	1,113,942	1.23
15,594	Microsoft Corp	3,687,981	4.06
28,703	Otis Worldwide Corp	1,854,214	2.04
29,682	Paychex Inc	2,592,129	2.85
32,847	Philip Morris International Inc	2,656,994	2.93
9,043	Procter & Gamble Co	1,168,989	1.29
14,609	Progressive Corp	1,290,559	1.42
51,646	Synchrony Financial	1,783,336	1.96
19,755	Sysco Corp	1,442,313	1.59
18,172	Texas Instruments Inc	3,046,718	3.36
6,745	UnitedHealth Group Inc	2,268,748	2.50
16,039	Visa Inc 'A'	3,168,504	3.49
		46,117,588	50.79
普通株式合計		86,723,142	95.52
公認証券取引所に上場している又はその他の規制市場で取引される譲渡 可能有価証券及びマネー・マーケット商品合計		86,723,142	95.52

(続く)

43ページから48ページ(訳者注: 原文のページ) の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
その他の譲渡可能有価証券及びマネー・マーケット商品			
普通株式			
	カナダ		
145,402	TELUS Corp	3,059,234	3.37
		3,059,234	3.37
普通株式合計		3,059,234	3.37
その他の譲渡可能有価証券及びマネー・マーケット商品合計		3,059,234	3.37
集団投資スキーム~			
	アイルランド		
	BlackRock ICS US Dollar Liquid		
8,910	Environmentally	891,401	0.98
	Aware Fund		
		891,401	0.98
集団投資スキーム合計		891,401	0.98
有価証券ポートフォリオ - 時価		90,673,777	99.87
その他の純資産		116,542	0.13
純資産合計(米ドル)		90,790,319	100.00

~関連当事者のファンドに対する投資である。詳細については、注記9を参照のこと。

セクター別内訳

2021年1月31日現在

	純資産比率(%)
非耐久消費財	43.46
金融	14.80
技術	13.13
工業	11.48
通信	8.33
耐久消費財	6.05
素材	1.64
集団投資スキーム	0.98
有価証券ポートフォリオ - 時価	99.87
その他の純資産	0.13
	100.00

43ページから48ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

[次へ](#)

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

財務諸表に対する注記

2021年1月31日現在

1 組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ(以下「当ファンド」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型契約型投資信託(fonds commun de placement)である。当ファンドは、投資信託に関連した2010年12月17日付の法律(改正後)(以下「2010年法」という。)のパートに基づいて設定されている。当ファンドは、2011年6月8日付の欧州議会及び理事会のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU指令第2011/61号(以下「AIFMD」という。)、並びにオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付のルクセンブルグの法律(改正後)(以下「2013年法」という。)に準拠して、オルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)としての資格を有している。

管理会社は、当ファンドのオルタナティブ投資運用会社ではない。管理会社は、マネー・マーケット・ファンド規制(以下「MMFR」という。)の要求に準拠すべく、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(以下「AIFM」という。)をオルタナティブ投資ファンド運用会社に任命した。AIFMは、当ファンドに対して投資運用サービス(ポートフォリオ及びリスク管理機能を含む。)の提供及び斡旋を行う。AIFMは、AIFMDの要求が適用されるが、同社の機能、パワー、裁量、職務、及び義務を委任する権利を有している。

2021年1月31日現在、当ファンドは、5つのポートフォリオの受益証券を販売している。これらは、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、スーパー・マネー・マーケット・ファンド及びワールド・インカム・ポートフォリオ(以下それぞれを「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。)である。各ポートフォリオは、異なる投資目的を持ち、異なる種類の投資に投資を行っている。

各ポートフォリオは、独立した資産プールであり、各ポートフォリオの独立した受益証券で表象される。独立した受益証券は、52ページ(訳者注:原文のページ)に詳述の通り、受益証券クラスに細分化されている。

各受益証券クラスは全ポートフォリオに対して同等の権利を有しているが、特徴及び手数料の構造はそれぞれ異なり、これについては当ファンドの目論見書において詳述している。

当年度中の重要な事象

- ブラックロック・インクの大株主であるPNCファイナンシャル・サービスズ・グループ・インクは、2020年5月11日に、この持分を米国内での売出(registered offering)により売却し、ブラックロック・インクがそれを買い取る旨を発表している。
- 日本での代理店である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、2020年6月1日以降、住所を「郵便番号100-8148 東京都千代田区大手町1丁目9-5 大手町フィナンシャルシティノースタワー」から「郵便番号100-8127 東京都千代田区大手町1丁目9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ」に変更している。

2 重要な会計方針の要約

財務諸表は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則、並びにルクセンブルグの投資会社に関するルクセンブルグの当局によって規定された財務諸表の作成に関連する法律上及び規制上の要求に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

(a) 投資及びその他の資産の評価

当ファンドの投資及びその他の資産は以下のように評価されている。

マネー・マーケット以外のポートフォリオ

- ・ ターム・ローンは、証券取引所に上場されていない。純資産価額（以下「NAV」という。）の決定において、ポートフォリオは、AIFMが承認した価格決定機関より提供されるターム・ローンの評価額を利用する。通常、価格決定機関は、相場が容易に入手できる場合には、買呼値でターム・ローンの評価額を利用する。相場が容易に入手できないターム・ローンの場合には、価格決定機関が評価額決定のための価格決定マトリックスを使用して決定した一貫性のある公正な市場価値で評価している。価格決定機関の方法及び評価方法は、AIFMの全般的な監督のもと、関連するポートフォリオの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）のレビューを受ける。AIFMは、価格決定機関の利用がターム・ローンの評価額決定の公正な方法であると誠実に判断している。
- ・ 組入証券は、持分証券、債券及びその他の債務商品（短期債券を除き、上場証券を含む。）で構成されている。これらの有価証券は、1つ又は複数の価格決定機関が市場情報や、類似の証券取引、機関トレーダー間で一般に認識されている証券間の多様な関係性を用いて通常の機関投資家の取引規模を単位として決定した価格に基づき評価される。
- ・ 証券取引所に上場されている又はその他の規制市場で取引されている組入証券は、世界株式インカム・ポートフォリオ（評価日現在のルクセンブルグ時間午後4時（以下「4PM CET」、又は各場合において「関連時刻」という。）時点で入手可能な最終の価格で評価される。）を除き、評価日の直前営業日の営業終了時点で入手可能な最終の当該取引所又は市場の価格で評価される。ある特定の有価証券について取引がなかった場合の有価証券の価格は、関連時刻において入手可能な直近の買呼値とするか、一定の場合には、当該有価証券の主要な市場である取引所の直近の取引価格、又はNASDAQ等の店頭（以下「OTC」という。）市場が主要な市場である有価証券については直近の買呼値で評価される。
- ・ オープン・エンド型の集団投資スキームに対する投資は、当該集団投資スキームの受益証券の直近の入手可能な純資産価額で評価される。
- ・ 証券取引所に上場されていない又はその他の規制市場で取引されていない固定利付証券は、1つ又は複数のディーラー又は価格決定機関から入手した利用可能な直近の買呼値又は利回り相当額により評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買呼値で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、AIFMにより又はその指示により主要な市場に指定された取引所に基づいて評価される。OTC市場及び証券取引所の両方で取引されている組入証券は、最も活発な、最も代表的な市場に従って評価される。
- ・ AIFMは、市場相場を容易に入手できない又は独立の市場相場が公正な市場価値を反映していないと判断する場合には、適用法に従い当該資産又は負債の公正な市場価値を算定している。資産又は負債の価格算定にあたり、AIFMは（資産の種類等の要因に応じて）1つ又は複数の公正価値評価手法を使用し得る。例えば、資産の価格を、投資の当初取得原価を基に算定する場合や、独自の又は第三者のモデルを使用する場合もある。このモデルには、直接ポートフォリオ管理の価格算定インプットに基づくモデルや、資産及び/又は負債の評価時にAIFMが考慮する複数の要因の重要性及び一定の仮定を反映したモデルがある。また、AIFMは、資産及び/又は負債（又は関連若しくは同等の資産及び/若しくは負債）について実際に行われた過去の取引価格を評価の基礎として使用する、又は適切な場合には第三者が評価した類似資産及び/又は負債の評価額を使用する場合もある。

2021年1月31日現在の公正価値調整を行った一部の有価証券の公正価値は、下表に開示の通りである。

ポートフォリオ	通貨	公正価値	純資産比率 (%)
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	16,100	0.01

当該有価証券の詳細は、インカム・ストラテジー・ポートフォリオの投資明細表を参照。

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

- ・ A I F Mは、募集及び買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券1口当たりの価格を、合理的に可能な範囲で、MMFRに従い、1米ドル(以下「安定NAV」という。)に安定させる手続を確立している。NAVは小数点以下四捨五入、又は当該金額相当の通貨とする。
- ・ このポートフォリオに組み入れられた有価証券及びマネー・マーケット商品は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法は、商品を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該商品の市場価値に与える影響に関係なく、ディスカウント又はプレミアムを満期まで均等償却する。この方法は評価に確実性を与えるが、償却原価により決定された価格が、その商品を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格を上回る又は下回る期間を生じさせることがある。
- ・ このポートフォリオは、短期公債CNAV MMFに分類されており、MMFRの規定に準拠している。これに伴い、AIFMは、慎重かつ厳格な流動性管理手続を新たに導入し、当該ポートフォリオに適用されるあらゆる流動性基準への遵守を確保している。
- ・ このポートフォリオの資産の流動性が十分である(合理的に予見可能な買戻に対応可能であり、割引価格での無理な現金化は行わない)かの判断を行うため、当該ポートフォリオの資産のボラティリティを頻繁にモニターしている。また、AIFMは、以下の方法のうち1つ又は複数を適用し得る。
 - 2588 買戻に対して流動性手数料を賦課する。流動性手数料には、ポートフォリオが流動性を維持するためのコストを適切に反映させ、当該期間に他の受益者が受益証券の買戻請求を行った場合に、ポートフォリオに残る受益者が不当に不利益を被らないようにする。
 - 2588 90日の期間のうち停止期間の合計が15日を超える場合、スーパー・マネー・マーケット・ファンドは自動的に短期公債CNAV MMFではなくなり、AIFMはその旨を受益者に通知するものとする。
 - 2588 このポートフォリオの管理会社の取締役会は、上記取決めに関する方針を決定後、その詳細をポートフォリオの所管官庁に直ちに報告するものとする。
 - 2588 買戻に関するゲート条項を設定する。これにより、最大15日間、1営業日における受益証券の買戻額を当該ポートフォリオの受益証券の最大10%までに制限する。
 - 2588 最大15日間の買戻停止
 - 2588 MMFR第24項(2)に定められた義務を履行する以外の緊急措置を講じない。
- ・ このポートフォリオは、シャドウNAV(このポートフォリオに組み入れられている有価証券及びマネー・マーケット商品の時価に基づく評価額)を算定している。MMFRの規定に従い、1口当たり安定基準価額と時価により算定した1口当たりNAVとの差額をモニターするとともに、MMFのウェブサイト(www.blackrock.com)に毎日公表している。

全ポートフォリオ

- ・ 現金は額面金額で評価される。
- ・ レポ契約及びリバース・レポ契約は、取得原価に経過利息を加算して評価される。レポ契約及びリバース・レポ契約に関連する債権債務の残高は、それぞれ純資産計算書の「投資売却未収入金」及

び「投資購入未払金」に計上されている。リバース・レポ契約に係る未収利息は、純資産計算書の「未収利息及び未収配当金」に計上されている。

- ・ マネー・マーケット商品等の流動性資産は償却原価に基づいて評価される。
- ・ 特に未収利息、未収配当金、投資売却未収入金及びファンド受益証券販売未収入金等の資産は額面価額で評価される。
- ・ 特に投資購入未払金、ファンド受益証券買戻未払金、未払利息及び未払分配金等の負債は額面価額で評価される。

(b) 投資実現利得及び損失

投資売却に係る実現利得及び損失は、平均原価法に基づき算定されている。

(c) 投資からの収益 / 費用

当ファンドは、以下の基準で投資からの収益を貸方計上している。

- ・ 受取利息は毎日未収計上され、これには、定額法に基づくプレミアムの償却及びディスカウントの増価が含まれる。
- ・ 銀行受取利息は発生主義に基づき認識され、リバース・レポ契約に係る受取利息が含まれている。
- ・ 受取配当金は権利落日に計上され源泉税控除後で表示される。
- ・ リバース・レポ取引に係る収益は、損益計算書の「銀行受取利息」に計上されている。
- ・ 金利差異(以下「IRD」という。)は、通貨ヘッジの過程から生じる、2つの類似する利付有価証券間の金利の差異である。例えば、米ドル1ヶ月物金利が0.25%で、豪ドル1ヶ月物金利が1%である場合、インプライドIRDは0.75%である。外国為替市場の取引業者は、先物外国為替レートの値付けの際にIRDを利用している。IRDはプラス、ゼロ又はマイナスになる可能性がある。一部の管轄区域では、IRDを分配金に含めることは元本からの支払に相当する場合がある。IRDは、損益計算書及び純資産変動計算書上のその他の報酬として計上される。

(d) 金融デリバティブ商品

当年度において、当ファンドは多くの為替予約及び先物契約を締結した。未決済の先物契約は決算日に契約を評価するため公正な市場価値で評価される。これら及び評価された未決済の契約から生じる評価益 / 評価損は未実現利益 / (損失) に計上されるとともに、純資産計算書の資産又は負債のいずれかに計上されている。未実現利益又は損失の純変動並びに為替予約及び先物契約の決済又は反対売買による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

当年度中に、当ファンドは、ある商品から発生するリターンと他の投資から発生するリターンを交換するスワップ取引を締結した。当ファンドはクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)を売建て又は買建てることができる。当ファンドがCDSを売建て及び / 又は買建てする場合、信用事象(契約において事前に定められる。)発生時の偶発的支払いと引き換えに、一連のプレミアムが当ファンドに対して又は当ファンドから支払われる。このプレミアムはCDSのコストに含まれている。可能な場合は、スワップは第三者の価格決定業者から入手される日々の価格に基づき時価評価され、実際のマーケット・メーカーと照合される。このような相場が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーによる日々の相場に基づき価格決定される。いずれの場合も、相場の変動は、損益計算書及び純資産変動計算書における未実現利益又は損失の純変動として計上される。スワップの満期又は終了時の実現純利得又は損失及びスワップに関連して稼得した利息は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオでは、組入証券について、株式市場又はその個々の業種において予想される通常の価格下落の影響をヘッジするために、株価指数コール・オプションの売却及び株価指数プット・オプションの購入を行う場合がある。指数オプションは、契約当事者が、行使時又は割当時に、指数の終値とオプションの行使価格との差額に所定の倍数を乗じた額の現金を支払う又は受領する点を除き、有価証券オプションに類似する。株価指数オプションを利用したヘッジの有効性は、主にオプションの原指数値の変動とポートフォリオのヘッジ対象部分の変動の間の相関度に左右される。とりわけ、転換証券

に関する相関度は、組入証券の市場価値がその転換価値に起因する程度に影響を受ける。未実現利益又は損失の純変動及びオプションの満期時又は反対売買時の実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

(e) 外貨換算

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資の原価は、購入日現在の実勢為替レートで換算されている。各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資及びその他の資産の市場価値は、2021年1月31日現在のルクセンブルグにおけるポートフォリオの評価時刻現在の実勢為替レートで換算されている。未実現利益又は損失の純変動並びに各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建てのその他の資産又は負債の処分又は決済による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての収益及び費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

為替レートが異なっているのは、ポートフォリオ間で価格決定マトリックス及び評価時点が異なるためである。下表には、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、及びワールド・インカム・ポートフォリオに関しては2021年1月31日の4 P M C E T時点の為替レートを、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンドに関しては2021年1月30日の5 P M C E T時点の為替レートを表示している。

以下の為替レートは、2021年1月31日現在、全ポートフォリオに関して、各ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資、その他の資産及びその他の負債の換算に使用されている。

通貨	グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオ 米ドル	インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンド 米ドル
豪ドル	0.768950	0.766950
カナダ・ドル	0.784191	0.780945
スイス・フラン	1.125556	1.125492
デンマーク・クローネ	0.163348	0.163002

ユーロ	1.214850	1.212251
英ポンド	1.372601	1.372000
日本円	0.009544	0.009587
シンガポール・ドル	0.753778	0.752332
新台湾ドル	0.035711	0.035689

(f) 合算財務諸表

当ファンドの合算財務諸表は米ドル建てで表示され、異なる全ポートフォリオの財務諸表の合計を含んでいる(訳者注:原文11ページ及び13ページの「BlackRock Global Investment Series Combined」の列を示している。)

(g) 繰延創立費

繰延創立費は資産化され、定額法により5年間にわたって償却される。2021年1月31日現在、全ポートフォリオが繰延創立費を償却済みである。

(h) 収益の平準化

各ポートフォリオは、受益証券の販売及び買戻しのみを理由として受益証券1口当たり未分配投資純利益が変動することを防止するために、平準化の会計慣行を採用している。これは、関連するポートフォリオの平準化勘定を維持することによって達成される。販売された受益証券の収入のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に貸方計上され、買い戻された受益証券の支払額のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に借方計上される。ポートフォリオによって宣言された分配金の一部は、過去に平準化勘定に貸方計上された金額で構成される場合がある。投資家に報告される利回りには、純利益から支払われた金額だけでなく平準化勘定から支払われた金額が含まれる場合がある。

収益の平準化は、損益計算書及び純資産変動計算書の受益証券の増減に含まれている。

(i) 未履行ローンは、借主に対する当ポートフォリオの残存債務である。

2021年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは未履行ローン135,117米ドルを有しており、純資産計算書の「未履行ローン債務」に開示している。

3 管理会社及び投資顧問会社

(a) 管理会社

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、当ファンドの管理会社である。管理会社は、運用規則に従い、対象受益者専用口座の当ファンドのポートフォリオを運用することに合意している。管理会社は、保管会社及び必要に応じてその他のエージェント(日本国内外の当ファンドの受益証券の販売会社を含む。)を任命しており、販売会社の選任は総販売会社に委任している。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)により規制されている。

(b) AIFM

管理会社は、AIFMDの意義の範囲内で当ファンドに対して投資運用サービス(ポートフォリオ及びリスク管理機能を含む。)の提供及び斡旋を行うため、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイ

ルランド・リミテッドをオルタナティブ投資ファンド運用会社に任命している。AIFMは、AIFMDの要求が適用されるが、同社の機能、パワー、裁量、職務、及び義務を委任する権利を有している。

AIFMは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社であり、アイルランド中央銀行の認可を受けている。

AIFMは、注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中から支払いを受ける。

(c) 投資顧問会社

AIFMが全面的に責任を負うことを条件として、各ポートフォリオは投資顧問会社による投資顧問サービスを受けている。

ポートフォリオ	投資顧問会社
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	ブラックロック・ジャパン株式会社
世界株式インカム・ポートフォリオ	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
ワールド・インカム・ポートフォリオ	ブラックロック・ジャパン株式会社

投資顧問会社はブラックロック・グループの一部を形成している。

投資顧問会社は、注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中からそれぞれ支払いを受ける。

4 管理報酬及び販売報酬

(a) 管理報酬

当年度中に、当ファンドは管理会社に対し管理報酬を支払った。

管理報酬の水準はNAVの年率0.33%から0.75%の範囲である。ただし、クラスF受益証券については例外であり、管理報酬を支払わないが、別途の取決めに基づき投資顧問会社又は関係会社に報酬を支払う。管理報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。当ファンドのAIFM及び投資顧問会社に対する報酬は、管理会社が負担しており、管理報酬から支払われる。

(b) 販売報酬

管理会社はまた、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(以下「総販売会社」という。)との間で販売契約を締結している。総販売会社は、米国外での受益証券の販売については、日本の販売会社(3ページから4ページ(訳者注:原文のページ)に開示)等の一定の販売会社と契約上の取決めに締結する場合がある。

販売報酬の水準はNAVの年率0.1667%から1.00%の範囲である。ただし、クラスAD受益証券、クラスD受益証券、クラスF受益証券及びインスティテューショナルI受益証券については販売報酬を支払っていない。販売報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、四半期ごとに支払われる。

各ポートフォリオの受益証券クラス1口当たりの管理報酬及び販売報酬は、当ファンドの目論見書に詳細が開示されている。

2020年4月30日以降、スーパー・マネー・マーケット・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券、及びインスティテューショナルI受益証券に関して、管理報酬、販売報酬の放棄が行われている。

5 管理調整報酬

管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ(ルクセンブルグ)エス・エー・アール・エル(以下「BROL」という。)との間で契約を締結しており、これに従ってBROLは、管理会社の取締役会の指示により、当ファンドのために一定の法人サービス及び管理調整サービスを提供する。

管理調整報酬の料率は、当ファンドの日々の平均NAVの年率0.025%である(クラスF受益証券を除く)。

6 事務管理報酬

管理契約に従った全般的な事務管理業務(これらのサービスには通常の報酬が課される。)によりルクセンブルグの本部において管理会社を支援するため、管理会社は、ルクセンブルグ L-1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 49番(49, avenue J-F Kennedy, L-1855 Luxembourg)に所在するステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHルクセンブルグ支店を事務管理代行会社に任命した。

7 監査報酬

下表は、デロイト・オーディット・エス・エイ・アール・エルに支払った2021年1月31日終了年度の報酬の内訳である。

	2021年1月31日 ユーロ
監査業務及び監査関連業務(VATを除く)	61,000
非監査業務	-

8 保管報酬

管理会社は、保管会社であるステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHルクセンブルグ支店と保管契約を締結している。当該契約は、AIFMの任命に伴い2019年1月17日付で修正されている。

保管契約は、費用又は分配金の支払いのためにトレーディング勘定又は営業勘定において保有する現金(他の銀行において保持される場合がある。)を除く、当ファンドのすべての有価証券及び現金を、保管会社が保有する、又は資金を継続的に管理する保管会社により承認された他の銀行の翌日物コール勘定又は定期預金に管理会社が現金を入れている場合には保管会社の指図に従う旨を規定している。保管会社は、当ファンドのために購入又は売却された有価証券の元本及びそれに係る収益の回収、並びにこれに関する支払及び収入の回収に責任を負う。AIFM及び当ファンドによるAIFMDへの準拠と同様に、AIFMDに基づく保管会社の役割には、受益証券保有者保護の充実のほか、当ファンド資産の分別管理と当ファンドのすべての金融商品、現金、及びその他の資産の保管責任(以下「分別保管機能」という。)が含まれることになった。

保管会社は、当ファンドの純資産に対し年率で表される通常の料率に従って、これらのサービスに関する報酬を当ファンドに請求する。保管会社は1社以上の取引銀行を定める場合があり、保管会社が米国における取引銀行を確保することが期待されている。この報酬は当ファンドが負担する。また分別保管機能の一環として、保管会社は、保管する金融商品の紛失について当ファンドに対して責任を負う。

9 関連当事者との取引

管理会社、総販売会社、AIFM、投資運用会社及び投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立された会社のブラックロック・インクである。PNCファイナンシャル・サービスズ・グループ・インクは、ブラックロック・インクの大株主であった。当ファンドのために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が、有価証券仲介サービス、外国為替サービス、銀行サービス及びその他のサービスを提供し、又は通常の条件により本人として行動し、これにより利益を得た可能性がある。ブローカー及びエージェントに対する手数料は関連する市場の慣例に従って支払われており、ブローカー又はエージェントが提供する大口取引その他による手数料の割引又は現金による手数料の割戻しの利

益は当ファンドに還元されている。PNCグループの会社のサービスは、手数料及びその他の取引条件が関係する市場の系列外のブローカー及びエージェントのものとおおむね同様であり、かつ、最良の最終損益を得るための上記の方針に一致していることを条件に、適切であると判断された場合に、投資顧問会社により利用される可能性がある。

当年度中、通常の業務範囲外又は通常の取引条件外の重要な取引は行われていない。

10 税金

現行のルクセンブルグの法律及び慣習に基づき、当ファンドはルクセンブルグにおける通常の所得税又はキャピタル・ゲイン税を課されず、当ファンドにより支払われる分配金もルクセンブルグの源泉税の対象とならない。ただし、当ファンドは、2010年法に従い年次税(taxe d'abonnement)の対象になっており、暦年の各四半期末現在の各ポートフォリオのNAVに対して年率0.05%が課される(スーパー・マネー・マーケット・ファンド及び2010年法第174条の意義の範囲の機関投資家向けポートフォリオ又は受益証券クラスについては、年率0.01%の軽減税率が課される。)。2021年1月31日終了年度では、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオはルクセンブルグの税金を支払っていないが、これは既にルクセンブルグの年次税の対象となっている他の集団投資に当ポートフォリオが保有する資産について年次税の支払を行っていないためである。

諸外国の税法に基づいて、利息、配当及びキャピタル・ゲインに対し、様々な税率で源泉税が課される場合がある。

11 分配金

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

純収益(未払費用控除後の発生利息収益)が各評価日の分配金となり、1口当たりNAVの日次の算定直前に記録されていた受益証券保有者を対象に、各評価日現在発行済みの全受益証券に関して宣言される。これは、常に、ルクセンブルグ時間の午後12時より前に決済された受益証券の申し込みについて、この日から当該受益証券が分配金の権利を得ること、及び買い戻された受益証券は当該買戻の決済日に宣言された日次の分配金を受け取る権利がないことを条件としている。

マネー・マーケット・ポートフォリオ以外

関連する他のポートフォリオの純収益は、(i)発生利息、稼得した割引（当初発行時及び市場でのディスカウント時の両方を含む。）又はその他の稼得した収益から、(ii)ポートフォリオの見積費用（管理報酬を含む。）を控除した額で構成されている。宣言された各分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払うか、実現及び未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準化勘定の貸方又は借方純額につきそれぞれ増額又は減額するかどうかを決定することができる。

12 信用枠

2021年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーの信用枠40,000,000米ドルを使用する権利を有していた。この信用枠は、2020年5月11日以降、65,000,000米ドルから40,000,000米ドルに変更となっている。2021年1月31日現在の借入引出額はなかった。

ローン・コミットメント費用は、当該信用枠に関連して日次で費用計上し、損益計算書及び純資産変動計算書に含めている。ローン・コミットメント費用の内訳としては、信用枠の未使用部分に対しては0.15%、使用部分に対してはFED又はLIBORレート（いずれか高い方）にマージン・スプレッド0.90%を上乗せした利率が課される。

コミットメント費用は、損益計算書の「ローン・コミットメント費用」に開示されている。

13 金融デリバティブ商品及び効率的なポートフォリオ管理手法

各ポートフォリオは、マーケット・リスク及び通貨リスクをヘッジするため、並びに効率的なポートフォリオの運用を目的として、デリバティブを利用することがある。

デリバティブの利用は、ポートフォリオをより高いリスクにさらす可能性がある。特に、デリバティブ契約はボラティリティが高くなる可能性があり、取引を開始するための当初証拠金の金額が通常は契約規模よりも小さい。比較的小さな市場の変動が、標準的な債券又は株式と比較して大きな影響をデリバティブに及ぼす可能性がある。

詳細は特定のファンドの投資明細表を参照。

14 取引コスト

投資目的を達成するために、ポートフォリオは、投資ポートフォリオに係るトレーディング活動に関する取引コストを負担する。下表に開示されているのは、2021年1月31日終了年度における各ポートフォリオについて個別に識別可能な取引コストである。これらには委託費用、決済手数料及びブローカー手数料が含まれている。

ポートフォリオ	通貨	取引コスト
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	米ドル	-
世界株式インカム・ポートフォリオ	米ドル	80,081
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	6,402
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	米ドル	-
ワールド・インカム・ポートフォリオ	米ドル	-

15 ブローカーに対する債権 / 債務

全ポートフォリオは、多様な相手先とデリバティブ取引を行っている。為替予約及びスワップ契約の相手先は投資明細表に表示されている。

相手先の当ファンドに対するエクスポージャー又は当ファンドの相手先に対するエクスポージャーをカバーするため、スワップに係る現金担保を支払又は受領している。

純資産計算書のブローカーに対する債権/債務は、当ファンドの清算ブローカー及び様々な相手先に対して支払った/相手先から受領した現金担保及び証拠金で構成されている。

16 後発事象

2021年4月1日付で、スヴェトラナ・プトビナ及びレオン・ジョセフィーヌ・シュワブが取締役に任命されている。

管理会社取締役会の見解では、この他に、財務諸表日後財務諸表承認日までの間に、2021年1月31日終了年度の財務諸表に重要な影響を与える事象は発生していない。

17 承認日

当財務諸表は、2021年5月20日に管理会社の取締役会の承認を得ている。

[次へ](#)

付録 - 受益証券クラス（無監査）

発行済受益証券クラス

2021年1月31日現在、当ファンドは以下の受益証券クラスを提供している。

クラスA

豪ドル建クラスA分配型受益証券

ユーロ建クラスA分配型受益証券

米ドル建クラスA分配型受益証券

シンガポール・ドル建クラスA分配型受益証券（ヘッジ有）

豪ドル建クラスA無分配型受益証券

日本円建クラスA無分配型受益証券

米ドル建クラスA無分配型受益証券

クラスAD

米ドル建クラスAD分配型受益証券

クラスB

米ドル建クラスB分配型受益証券

クラスC

米ドル建クラスC分配型受益証券

クラスA受益証券

米ドル建クラスA分配型受益証券

クラスB受益証券

米ドル建クラスB分配型受益証券

クラスF¹

米ドル建クラスF分配型受益証券

インスティテューショナルI受益証券¹

米ドル建インスティテューショナルI分配型受益証券

クラスJ

米ドル建クラスJ分配型受益証券

¹ 機関投資家が利用可能

販売開始した受益証券クラス

当年度に販売開始した受益証券クラスはなかった。

販売終了した受益証券クラス

当年度に販売終了した受益証券クラスはなかった。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

as at 31 January 2021

		BlackRock Global Investment Series Combined	Global Allocation Portfolio	Global Equity Income Portfolio	Income Strategies Portfolio	Super Money Market Fund	World Income Portfolio
	Note	USD	USD	USD	USD	USD	USD
Assets							
Securities portfolio at cost		3,114,686,478	229,621,099	79,381,863	296,350,811	2,480,187,641	29,145,064
Unrealised appreciation/(depreciation)		96,869,882	99,815,302	11,291,914	(14,672,605)	—	435,271
Securities portfolio at market value	2(a)	3,211,556,360	329,436,401	90,673,777	281,678,206	2,480,187,641 ⁽¹⁾	29,580,335
Cash at bank	2(a)	10,060,180	323	—	4,672,736	5,387,121	—
Due from broker	15	592	—	—	592	—	—
Interest and dividends receivable	2(a)	3,064,655	—	108,966	2,878,516	11,673	65,500
Receivable for investments sold	2(a)	762,647,701	91,717	2,684,443	4,766,639	756,000,000	104,902
Receivable for Fund units subscribed	2(a)	5,969,985	5,810,415	38,722	110,159	5	684
Unrealised appreciation on:							
Open forward foreign exchange transactions	2(d)	72,109	—	—	72,109	—	—
Total assets		3,993,361,582	335,338,856	93,505,908	294,178,957	3,240,588,440	29,751,421
Liabilities							
Cash owed to bank	2(a)	3,440,820	3,032,067	408,560	—	—	193
Payable for unfunded loan	2(i)	135,117	—	—	135,117	—	—
Payable for investments purchased	2(a)	776,215,417	2,182,244	2,151,282	11,497,171	760,383,903	817
Payable for Fund units redeemed	2(a)	1,043,356	688,934	—	249,725	—	104,697
Dividends payable	2(a)	140,523	—	—	—	140,523	—
Unrealised depreciation on:							
Open forward foreign exchange transactions	2(d)	13,763	—	—	13,763	—	—
Accrued expenses and other liabilities	2(a), 4, 5, 6, 7, 8	2,789,879	613,994	155,747	698,304	1,194,607	127,227
Total liabilities		783,778,875	6,517,239	2,715,589	12,594,080	761,719,033	232,934
Total net assets		3,209,582,707	328,821,617	90,790,319	281,584,877	2,478,867,407	29,518,487

⁽¹⁾ Valuation based on amortised cost method. Please refer to note 2(i).

Approved on behalf of the Board of Directors of the Management Company

Geoff Radcliffe

Director

Date 20 May 2021

Leon Schwab

Director

Date 20 May 2021

The notes on pages 43 to 48 form an integral part of these financial statements.

Annual report and audited financial statements [11]

Three Year Summary of Net Asset Values

as at 31 January 2021

	Currency	31 January 2021	31 January 2020	31 January 2019
Global Allocation Portfolio				
Total net assets	USD	328,821,817	286,402,315	384,488,623
Net asset value per:				
A Class non-distributing unit	USD	19.46	16.29	14.50
A Class non-distributing unit AUD	AUD	21.46	18.37	16.56
A Class non-distributing unit JPY	JPY	132.21	111.61	102.05
Global Equity Income Portfolio				
Total net assets	USD	90,790,319	100,733,419	103,966,269
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	15.44	14.95	13.27
F Class distributing unit	USD	17.98	17.21	15.18
Income Strategies Portfolio				
Total net assets	USD	281,584,877	319,090,892	338,167,587
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	5.56	5.55	5.36
A Class distributing unit SGD hedged	SGD	10.35	10.38	10.11
AD Class distributing unit	USD	9.49	9.48	9.17
B Class distributing unit	USD	5.56	5.55	5.37
C Class distributing unit	USD	10.06	10.03	9.70
J Class distributing unit	USD	5.52	5.54	5.38
Super Money Market Fund⁽¹⁾				
Total net assets	USD	2,478,867,407	2,388,874,401	1,475,431,198
Net asset value per:				
Common distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
Current distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
Institutional 1 distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
World Income Portfolio				
Total net assets	USD	29,518,487	28,471,301	28,850,964
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	11.56	11.25	10.79
A Class distributing unit AUD	AUD	10.37	10.46	10.38
A Class distributing unit EUR	EUR	9.56	9.49	9.40

⁽¹⁾ Super Money Market Fund publishes constant NAV as USD 1 and effective 1 July 2019 is classified as short term Public Debt Constant Net Asset Value Money Market Fund. Please refer to Note 2(a).

The notes on pages 43 to 48 form an integral part of these financial statements.

[12] BlackRock Global Investment Series

Statement of Operations and Changes in Net Assets

for the year ended 31 January 2021

	Note	BlackRock Global	Global Allocation	Global Equity
		Investment Series Combined	Portfolio	Income Portfolio
		USD	USD	USD
Net assets at the beginning of the year		3,103,572,328	266,402,315	100,733,419
Income				
Bank interest	2(c)	2,881,710	—	—
Bond and loan interest	2(c)	23,021,315	—	—
Dividends (net of withholding tax)	2(e)	3,415,330	—	2,441,316
Management fee rebate	4	15,778	—	—
Other income		29,017	—	—
Total Income		29,363,150	—	2,441,316
Expenses				
Bank interest	2(c)	1,460	1,024	—
Management fees	4	12,674,118	2,060,259	198,880
Distribution fees	4	6,418,652	2,060,259	198,880
Administration fees	6	725,080	132,380	62,587
Audit fees	7	100,425	15,160	15,872
Legal fees		521,744	16,401	46,767
Printing and other reporting fees		540,272	91,375	65,077
Taxes	10	387,742	—	15,217
Coordination fees	5	729,897	68,675	8,287
Depositary fees	8	90,724	5,742	3,465
Transfer agent fees		141,894	10,906	4,082
Loan commitment fees	12	127,166	—	—
Miscellaneous fees	2(c)	146,733	14,361	20,002
Total expenses before reimbursement		22,605,907	4,476,542	639,116
Reimbursement of expenses	4	6,852,990	—	—
Total expenses after reimbursement		15,752,917	4,476,542	639,116
Net investment income/(deficit)		13,610,233	(4,476,542)	1,802,200
Realised gain on Investments	2(a),2(b)	43,253,814	15,905,162	10,859,618
Realised (loss) on Investments	2(a),2(b)	(30,298,684)	(898,962)	(4,441,676)
Net realised gain/(loss) on:				
Futures contracts	2(d)	(1,118)	—	—
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d),2(e)	(3,123,337)	(1,573,060)	(362,094)
Swap transactions	2(d)	(15,300)	—	—
Net realised gain/(loss) for the year		9,815,375	13,433,140	6,055,848
Change in unrealised appreciation on Investments		50,452,760	50,445,218	(3,292,363)
Change in unrealised (depreciation) on Investments		8,423,997	—	121,364
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:				
Futures contracts	2(d)	201	—	—
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d),2(e)	80,521	(245)	(294)
Swap transactions	2(d)	(3,795)	—	—
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year		58,953,684	50,444,973	(3,171,293)
Increase/(Decrease) in net assets as a result of operations		82,379,292	89,401,571	4,686,755
Movements in unit capital				
Net receipts as a result of issue of units	2(h)	3,727,072,194	49,374,920	6,485,410
Net payments as a result of repurchase of units	2(h)	(3,682,857,517)	(66,357,189)	(18,895,640)
Increase/(Decrease) in net assets as a result of movements in unit capital		44,214,677	(16,982,269)	(12,410,230)
Dividends declared	11	(20,583,590)	—	(2,219,625)
Net assets at the end of the year		3,209,582,707	328,821,617	90,790,319

The notes on pages 43 to 48 form an integral part of these financial statements.

Annual report and audited financial statements [13]

Statement of Operations and Changes in Net Assets

for the year ended 31 January 2021 continued

	Note	Income Strategies Portfolio	Super Money Market Fund	World Income Portfolio
		USD	USD	USD
Net assets at the beginning of the year		319,090,892	2,368,874,401	28,471,301
Income				
Bank interest	2(c)	7,425	2,874,285	—
Bond and loan interest	2(c)	15,038,789	7,962,526	—
Dividends (net of withholding tax)	2(c)	254,560	—	719,454
Management fee rebate	4	15,778	—	—
Other income		—	26,955	2,062
Total income		15,316,552	10,883,766	721,516
Expenses				
Bank interest	2(c)	—	—	436
Management fees	4	1,731,004	8,552,348	131,627
Distribution fees	4	1,440,453	2,547,945	171,115
Administration fees	6	220,581	258,811	50,721
Audit fees	7	31,715	22,557	15,121
Legal fees		43,545	395,823	19,208
Printing and other reporting fees		83,063	235,356	65,401
Taxes	10	139,157	233,368	—
Coordination fees	5	72,125	574,228	6,582
Depositary fees	8	26,522	54,499	496
Transfer agent fees		16,778	107,585	2,543
Loan commitment fees	12	127,166	—	—
Miscellaneous fees	2(c)	48,837	—	63,533
Total expenses before reimbursement		3,980,946	12,982,520	526,783
Reimbursement of expenses	4	—	6,852,990	—
Total expenses after reimbursement		3,980,946	6,129,530	526,783
Net investment income/(deficit)		11,335,606	4,754,236	194,733
Realised gain on Investments	2(a),2(b)	16,142,589	152,385	194,080
Realised (loss) on Investments	2(a),2(b)	(24,875,072)	(1,570)	(81,404)
Net realised gain/(loss) on:				
Futures contracts	2(d)	(1,118)	—	—
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d),2(e)	(623,553)	—	(564,630)
Swap transactions	2(d)	(15,300)	—	—
Net realised gain/(loss) for the year		(9,372,474)	150,815	(451,954)
Change in unrealised appreciation on Investments		2,907,851	—	392,054
Change in unrealised (depreciation) on Investments		5,870,609	—	2,432,024
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:				
Futures contracts	2(d)	201	—	—
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d),2(e)	80,735	—	325
Swap transactions	2(d)	(3,795)	—	—
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year		8,855,601	—	2,824,403
Increase/(Decrease) in net assets as a result of operations		10,818,733	4,905,051	2,567,182
Movements in unit capital				
Net receipts as a result of issue of units	2(h)	18,186,332	3,648,848,544	4,176,988
Net payments as a result of repurchase of units	2(h)	(53,734,041)	(3,538,855,538)	(5,015,109)
Increase/(Decrease) in net assets as a result of movements in unit capital		(35,547,709)	109,993,006	(838,121)
Dividends declared	11	(12,777,039)	(4,905,051)	(881,875)
Net assets at the end of the year		281,584,677	2,478,867,407	29,518,487

The notes on pages 43 to 48 form an integral part of these financial statements.

[14] BlackRock Global Investment Series

Statement of Changes in Units Outstanding

for the year ended 31 January 2021

	Units outstanding at the beginning of the year	Units issued	Units redeemed	Units outstanding at the end of the year
Global Allocation Portfolio				
A Class non-distributing unit	12,328,745	1,630,038	2,105,475	11,853,308
A Class non-distributing unit AUD	5,492,390	1,101,178	1,904,906	4,688,662
A Class non-distributing unit JPY	17,473,793	4,430,720	5,437,260	16,467,253
Global Equity Income Portfolio				
A Class distributing unit	2,576,677	234,516	622,111	2,189,082
F Class distributing unit	3,613,183	166,462	631,081	3,168,564
Income Strategies Portfolio				
A Class distributing unit	4,921,414	336,779	1,526,638	3,731,555
A Class distributing unit SGD hedged	46,730	—	—	46,730
AD Class distributing unit	635,348	7,510	539,405	103,453
B Class distributing unit	446,439	182	52,475	394,146
C Class distributing unit	117,261	12,285	9,675	119,871
J Class distributing unit	50,878,290	3,046,443	7,555,746	46,368,987
Super Money Market Fund				
Common distributing unit	368,250	809	—	369,059
Current distributing unit	1,676,151,443	2,428,380,961	2,494,792,750	1,609,739,654
Institutional I distributing unit	692,354,707	1,220,466,775	1,044,062,789	868,758,693
World Income Portfolio				
A Class distributing unit	1,247,509	355,073	192,734	1,409,848
A Class distributing unit AUD	1,571,301	11,279	278,957	1,303,623
A Class distributing unit EUR	325,928	578	83,004	243,502

The notes on pages 43 to 48 form an integral part of these financial statements.

Annual report and audited financial statements [15]

[次へ](#)

Global Equity Income Portfolio

Portfolio of Investments as at 31 January 2021

Holding	Description	Market Value USD	% of Net Assets	Holding	Description	Market Value USD	% of Net Assets
Transferable Securities and Money Market Instruments Admitted to an Official Stock Exchange Listing or Dealt in on Another Regulated Market				United Kingdom continued			
COMMON STOCKS							
Australia							
29,201	Ansell Ltd	826,311	0.91	15,849	Ferguson Plc	1,861,302	2.05
31,973	Sonic Healthcare Ltd	845,908	0.93	26,647	Reckitt Benckiser Group Plc	2,266,961	2.50
		1,671,319	1.84	102,836	RELX Plc	2,574,813	2.84
Canada							
6,613	TELUS Corp	139,137	0.15	47,117	Unilever Plc	2,745,362	3.02
		139,137	0.15			17,831,938	19.64
Denmark				United States			
24,311	Novo Nordisk A/S 'B'	1,694,888	1.87	17,945	AbbVie Inc	1,866,639	2.06
		1,694,888	1.87	12,951	Assurant Inc	1,734,398	1.91
Finland							
8,948	Kone Oyj 'B'	707,885	0.78	42,584	Bristol-Myers Squibb Co	2,645,318	2.91
		707,885	0.78	42,746	Carrier Global Corp	1,646,148	1.81
France							
2,097	LVMH Moët Hennessy Louis Vuitton SE	1,280,648	1.41	29,898	Cisco Systems Inc/Delaware	1,348,101	1.48
37,725	Sanofi	3,576,590	3.94	49,640	Citizens Financial Group Inc	1,854,054	2.04
5,194	Schneider Electric SE	767,919	0.85	24,165	Coca-Cola Co	1,179,262	1.30
		5,625,157	6.20	59,730	Comcast Corp 'A'	3,027,116	3.33
Germany							
23,675	Deutsche Post AG Reg	1,176,636	1.30	24,791	Hasbro Inc	2,347,708	2.59
		1,176,636	1.30	29,653	International Paper Co	1,486,208	1.64
Ireland							
5,885	Eaton Corp Plc	709,849	0.78	2,470	Inluit Inc	908,219	1.00
8,136	Medtronic Plc	915,625	1.01	8,201	M&T Bank Corp	1,113,942	1.23
		1,625,474	1.79	15,594	Microsoft Corp	3,687,981	4.06
Netherlands							
6,775	Heineken NV	707,997	0.78	28,703	Otis Worldwide Corp	1,854,214	2.04
27,611	Koninklijke Philips NV	1,516,824	1.67	29,682	Paychex Inc	2,592,129	2.85
		2,224,821	2.45	32,847	Philip Morris International Inc	2,656,994	2.93
Singapore							
75,600	DBS Group Holdings Ltd	1,434,898	1.58	9,043	Procter & Gamble Co	1,168,989	1.29
60,500	United Overseas Bank Ltd	1,066,212	1.17	14,609	Progressive Corp	1,290,559	1.42
		2,501,110	2.75	51,646	Synchrony Financial	1,783,336	1.96
Spain							
35,696	Amadeus IT Group SA	2,284,137	2.52	19,755	Sysco Corp	1,442,313	1.59
		2,284,137	2.52	18,172	Texas Instruments Inc	3,046,718	3.36
Switzerland							
12,718	Nestle SA Reg	1,434,631	1.58	6,745	UnitedHealth Group Inc	2,266,748	2.50
		1,434,631	1.58	16,039	Visa Inc 'A'	3,168,504	3.49
Taiwan							
80,000	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	1,688,421	1.86			46,117,588	50.79
		1,688,421	1.86			86,723,142	95.52
United Kingdom				Total Common Stocks:			
78,375	Amcor Plc - CDI	866,631	0.95			86,723,142	95.52
18,646	AstraZeneca Plc	1,930,923	2.13	Total Transferable Securities and Money Market Instruments Admitted to an Official Stock Exchange Listing or Dealt in on Another Regulated Market			
421,898	BAE Systems Plc	2,698,421	2.97			86,723,142	95.52
58,095	British American Tobacco Plc	2,133,078	2.35	Other Transferable Securities and Money Market Instruments			
16,665	Diageo Plc	754,447	0.83	COMMON STOCKS			
				Canada			
				145,402	TELUS Corp	3,059,234	3.37
						3,059,234	3.37
				Total Common Stocks			
						3,059,234	3.37
				Total Other Transferable Securities and Money Market Instruments			
						3,059,234	3.37
				Collective Investment Schemes*			
				Ireland			
				8,910	BlackRock ICS US Dollar Liquid Environmentally Aware Fund	891,401	0.98
						891,401	0.98
				Total Collective Investment Schemes			
						891,401	0.98
				Securities portfolio at market value			
						90,673,777	99.87
				Other Net Assets			
						116,542	0.13
				Total Net Assets (USD)			
						90,790,319	100.00
				* Investment in related party fund, see further information in Note 9.			

The notes on pages 43 to 48 form an integral part of these financial statements.

Annual report and audited financial statements [17]

Global Equity Income Portfolio continued

Sector Breakdown as at 31 January 2021

	% of Net Assets
Consumer, Non-cyclical	43.46
Financial	14.80
Technology	13.13
Industrial	11.48
Communications	8.33
Consumer, Cyclical	6.05
Basic Materials	1.64
Collective Investment Schemes	0.98
Securities portfolio at market value	99.87
Other Net Assets	0.13
	<hr/> 100.00

The notes on pages 43 to 48 form an integral part of these financial statements.

[18] **BlackRock Global Investment Series**

[次へ](#)

Notes to the Financial Statements

1. Organisation

BlackRock Global Investment Series (the "Fund") is a *fonds commun de placement* formed under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg. The Fund is set up under Part II of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended (the "2010 Law"). The Fund qualifies as an alternative investment fund ("AIF") in accordance with Directive 2011/61/EU of the European Parliament and of the Council of 8 June 2011 on Alternative Investment Fund Managers ("AIFMD") and the Luxembourg law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers as amended (the "2013 Law").

The Management Company is not the alternative investment manager of the Fund. To comply with the requirements of the Money Market Funds Regulation (the "MMFR"), the Management Company appointed BlackRock Asset Management Ireland Limited (the "AIFM") as the alternative investment fund manager. The AIFM will provide and procure the provision of investment management services, including portfolio and risk management functions, for the Fund. The AIFM is entitled to delegate its functions, powers, discretions, duties and obligations, subject to AIFMD requirements.

As at 31 January 2021, the Fund offered units in five Portfolios: Global Allocation Portfolio, Global Equity Income Portfolio, Income Strategies Portfolio, Super Money Market Fund and World Income Portfolio (each a "Portfolio" and collectively the "Portfolios"). Each Portfolio has different investment objectives and invests in different types of investments.

Each Portfolio is a separate pool of assets and is represented by separate units of each Portfolio which are divided into unit classes as detailed on page 52.

The classes of units have equivalent rights in the Portfolios but carry different features and charging structures, which are more fully described in the Fund's Prospectus.

Significant events during the year

- On 11 May 2020, PNC Financial Services Group Inc., a substantial shareholder in BlackRock, Inc., announced its intent to sell this investment through a registered offering and related related buyback by BlackRock, Inc.
- Effective 1 June 2020, the Japanese Agent Company - Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd. changed address from Otemachi Financial City North Tower, 9-5, Otemachi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8148, to Otemachi Financial City Grand Cube, 1-9-2, Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8127.

2. Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg and with the legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements as prescribed by the Luxembourg authorities for Luxembourg investment companies and include the following significant accounting policies:

(a) Valuation of Investments and Other Assets

The Fund's investments and other assets are valued as follows:

Non-Money Market Portfolios

- Term loans are not listed on any securities exchange. In determining the Net Asset Value ("NAV"), the Portfolio utilises the valuations of term loans furnished by a pricing service approved by the AIFM. The pricing service typically values term loans at the bid price when quotations are readily available. Term loans for which quotations are not readily available are valued at fair market value on a consistent basis as determined by the pricing service using pricing matrices to determine valuations. The procedures of the pricing services and its evaluations are reviewed by the Investment Adviser of the relevant Portfolio (the "Investment Adviser") under the general supervision of the AIFM. The AIFM has determined in good faith that the use of a pricing service is a fair method of determining the valuation of term loans;
- Portfolio securities consisting of equities, bonds and other debt instruments (other than short-term obligations but including listed issues) may be valued on the basis of prices furnished by one or more pricing services which determine prices for normal, institutional-size trading units of such securities using market information, transactions for comparable securities and various relationships between securities that are generally recognised by institutional traders;
- Portfolio securities that are listed on stock exchanges or traded on other regulated markets are valued at the last known price on such exchanges or markets as of the close of the business day immediately preceding the valuation date with the exception of Global Equity Income Portfolio for which securities are valued at the valuation date the last known price as of 4.00 p.m. Luxembourg time ("4PM CET" or, in each case, the "Relevant Time"). If there are no such sales of a particular security, the value of such security will be the last available bid price of the Relevant Time or, in certain circumstances, such portfolio securities are valued at the last sale price on the exchange that is the primary market for such securities, or the last quoted bid price for those securities for which the Over-the-Counter ("OTC") market such as NASDAQ is the primary market for listed securities;
- Investments in open-ended collective investment schemes are valued on the basis of the last available net asset value of the units of such collective investment scheme;
- Fixed income securities that are not listed on stock exchanges or traded on other regulated markets are valued at the last available bid price or yield equivalents obtained from one or more dealers or pricing services. Securities traded in the OTC market are valued at the last available bid price. In cases where securities are traded on more than one exchange, the securities are valued on the exchange designated by or under

Notes to the Financial Statements continued

the direction of the AIFM as the primary market. Portfolio securities that are traded both in the OTC market and on a stock exchange are valued according to the broadest and most representative market;

- When market quotations are not readily available or the AIFM determines that the independent market quotation does not reflect fair market value, the AIFM will, in accordance with applicable laws, determine a fair market value for that asset or liability. When determining the price for such an asset or liability, the AIFM may use one or more of a variety of fair valuation methodologies (depending on factors including the asset type). The AIFM might, for example, price the asset based on the original cost of the investment or it might use proprietary or third-party models, including models that rely upon direct portfolio management pricing inputs and which reflect the significance attributed to the various factors being considered by the AIFM when it values the asset and/or liability, as well as certain assumptions. The AIFM might also use prices of actual, executed, historical transactions in the asset and/or liability (or related or comparable assets and/or liabilities) as a basis for valuation or even use, where appropriate, an appraisal by a third party experienced in the valuation of similar assets and/or liabilities.

As at 31 January 2021, the adjusted fair value applied to certain securities is disclosed in the table below:

Portfolio	Currency	Fair value	% of Net Assets
Income Strategies Portfolio	USD	16,100	0.01

Please refer to the Portfolio of Investments section for further details of the securities.

Super Money Market Fund

- The AIFM has established procedures designed to stabilise, to the extent reasonably possible and in accordance with the MMFR, the Super Money Market Fund's price per unit as computed for the purpose of subscriptions and redemptions at USD 1 (the "constant NAV"). NAV is rounded to the nearest percentage point, or its equivalent in currency terms;
- The Portfolio's underlying securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Super Money Market Fund would receive if it sold the instrument;
- The Portfolio is classified as a short term Public Debt CNAV MMF and complies with the requirements under MMFR. As a result of this, the AIFM has introduced additional prudent and rigorous liquidity management procedures to ensure compliance with any liquidity thresholds applicable to the Portfolio;

- To assess whether the assets of the Portfolio are sufficiently liquid to meet reasonably foreseeable redemptions and not force assets from being liquidated at discounted prices, the volatility of the Portfolio's assets is frequently monitored. The AIFM may also apply one or more of the following measures:

- imposing liquidity fees on redemptions that adequately reflect the cost to the Portfolio of achieving liquidity and ensure that the unitholders who remain in the relevant Portfolio are not unfairly disadvantaged when other unit holders redeem their units during the period;
- if, within a period of 90 days, the total duration of suspensions exceeds 15 days, the Super Money Market Fund shall automatically cease to be a short-term Public Debt CNAV MMF and the AIFM shall inform unitholders of this fact;
- after the Board of Directors of the Management Company of the Portfolio has determined its course of action with regard to above points, it shall promptly provide details of its decision to the competent authority of the Portfolio;
- imposing redemption gates that limit the amount of units to be redeemed on any one working day to a maximum of 10% of the units of the Portfolio for any period up to 15 working days;
- imposing a suspension of redemptions for any period of up to 15 working days; or
- taking no immediate action other than fulfilling the obligation laid down in Article 24 (2) of the MMFR.
- The Portfolio calculates a shadow NAV whereby underlying securities and money market instruments are valued based upon a mark-to-market price. In compliance with MMFR requirements, the difference between the constant NAV per unit and the NAV per unit calculated using mark-to-market is monitored and published daily on the website of the MMF: www.blackrock.com.

All Portfolios

- Cash is valued at its nominal amount;
- Repurchase agreements and reverse repurchase agreements are valued at cost plus accrued interest. Receivable and payable balances related to repurchase agreements and reverse repurchase agreements are included in the Statement of Net Assets respectively under the captions "Receivable for investments sold" and "Payable for investments purchased". The accrued interest from reverse repurchase agreements is included in the Statement of Net Assets under the caption "Interest and dividends receivable";
- Liquid assets such as money market instruments are valued on an amortised cost basis;
- Assets which include, in particular, interest and dividends receivable, receivable for investments sold and receivable for Fund units subscribed are valued at nominal value;
- Liabilities which include, in particular, payable for investments purchased, payable for Fund units redeemed, interest and dividends payable are valued at nominal value.

Notes to the Financial Statements continued

(b) Realised gains and losses on Investments

Realised gains and losses on sales of investments have been determined on the basis of the average cost method.

(c) Income/Expense from Investments

The Fund takes credit for income from its investments on the following basis:

- interest income is accrued daily and includes the amortisation on a straight-line basis of premiums and accretion of discounts;
- bank interest is recognised on an accruals basis and includes interest income from reverse repurchase agreements;
- dividend income is accrued on the ex-dividend date and is shown net of withholding tax;
- income from reverse repurchase transactions is included in the Statement of Operations under the caption "Bank Interest";
- an interest rate differential ("IRD") is the difference in interest rates between two similar interest bearing securities which arises from the currency hedging process e.g. if the 1 month interest rate on USD is 0.25% and on AUD it is 1%, then the implied IRD is 0.75%. Traders in the foreign exchange market use IRD's when pricing forward exchange rates. IRD's can be positive, nil or negative. Inclusion of IRD's in dividends may constitute a payment from capital in some jurisdictions. IRD is recorded as miscellaneous fees in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

(d) Financial Derivative Instruments

During the year, the Fund has entered into a number of forward foreign exchange transactions and futures contracts. Open futures contracts are valued at the fair market value to close the contracts on the accounting date. Surpluses/deficits arising from these and closed unsettled contracts are taken to unrealised appreciation/(depreciation) and are included under assets or liabilities (as appropriate) in the Statement of Net Assets. The net change in unrealised appreciation or depreciation and the net realised gains or losses on settlement or closing transactions of forward foreign exchange transactions and futures contracts are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

During the year, the Fund has entered into swap transactions to exchange the return generated by one instrument for the return generated by another investment. The Fund can write credit default swaps ("CDS") and purchase CDS. When the Fund writes and/or purchases a CDS, a series of premiums is paid to or paid by the Fund, in return for a payment contingent on a credit event (predefined in the agreement). The premiums are included in the cost of CDS. Where possible, swaps are marked to market based upon daily prices obtained from third party pricing agents and verified against the actual market maker. Where such quotations are not available swaps are priced based upon daily quotations from the market maker. In both cases changes in quotations are recorded as net change in unrealised appreciation or depreciation in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Net realised gains or

losses on maturity or termination of the swaps and the interest earned in relation to the swaps are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Each Portfolio may sell call options and purchase put options on stock indices to seek to hedge portfolio securities against the impact of anticipated general price declines in equity markets or specific industry sectors thereof. Options on indices are similar to options on securities except that on exercise or assignment, the parties to the contract pay or receive an amount of cash equal to the difference between the closing value of the index and the exercise price of the option times a specified multiple. The effectiveness of a hedge employing stock index options will depend primarily on the degree of correlation between movements in the value of the index underlying the option and in the portion of the portfolio being hedged. Among other factors, the degree of correlation with respect to convertible securities will be affected by the degree to which the market value of portfolio securities is attributable to their conversion value. The net change in unrealised appreciation or depreciation and the net realised gains or losses on expiration or closing transactions of options are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

(e) Foreign Exchange

The cost of investments in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio has been translated at the rates of exchange ruling at the time of purchase. Market value of investments and other assets in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio have been translated at the exchange rate prevailing at the Portfolios valuation point in Luxembourg as at 31 January 2021. The net change in unrealised appreciation or depreciation and the net realised gains or losses on disposal or settlement of other assets or liabilities in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Income and expenses in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio have been translated at the rates of exchange prevailing on transaction date.

Different exchange rates are resulting from the pricing matrix and different valuation points between the different Portfolios. In the below table, the 4PM CET exchange rates on 31 January 2021 are presented for Global Allocation Portfolio, Global Equity Income Portfolio and World Income Portfolio, the 5PM CET exchange rates on 30 January 2021 are presented for Income Strategies Portfolio and Super Money Market Fund.

The following exchange rates were used to translate the investments and other assets and other liabilities for all Portfolios denominated in currencies other than the base currency of the respective Portfolio as at 31 January 2021:

CCY	Global Allocation Portfolio, Global Equity Income Portfolio and World Income Portfolio	Income Strategies Portfolio and Super Money Market Fund
	USD	USD
AUD	0.768260	0.768360
CAD	0.784191	0.780945
CHF	1.125556	1.125492
DKK	0.163348	0.163002
EUR	1.214850	1.212251
GBP	1.372601	1.372000

Notes to the Financial Statements continued

CCY	Global Allocation Portfolio, Global Equity Income Portfolio and World Income Portfolio	Income Strategies Portfolio and Super Money Market Fund
	USD	USD
JPY	0.006544	0.006687
SGD	0.753778	0.752332
TWD	0.035711	0.035689

(f) Combined Financial Statements

The Combined Financial Statements of the Fund are expressed in USD and include the total of the financial statements of the different Portfolios.

(g) Deferred Organisational Expenses

Deferred organisational expenses are capitalised and are amortised on a straight-line basis over a five year period. As at 31 January 2021, all Portfolios had fully amortised their deferred organisational expenses.

(h) Income Equalisation

Each Portfolio follows the accounting practice of equalisation to prevent the undistributed income per unit from fluctuating solely by reason of subscriptions and redemptions of its units. This is accomplished by maintaining an equalisation account for the relevant Portfolio. The equalisation account is credited with that portion of the proceeds of subscribed units representing the net undistributed income per unit of those units, and is debited with that portion of any redemption payment representing net undistributed income per unit of the redeemed units. A portion of the dividends declared by a Portfolio may consist of amounts previously credited to the equalisation account. The yield reported to investors will include amounts paid from net income as well as any amount paid from the equalisation account.

The Income Equalisation is included in the Movements in unit capital in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

(i) Unfunded loans represent the remaining obligation of the Portfolio to the borrower.

As at 31 January 2021, the Income Strategies Portfolio had an unfunded loan of USD 135,117 disclosed under "Payable for unfunded loan" in the Statement of Net Assets.

3. Management Company and Investment Advisers

(a) Management Company

BlackRock Fund Management Company S.A. is the Management Company of the Fund. Pursuant to the Management Regulations, the Management Company has agreed to manage the Fund's Portfolios for the exclusive account of the relevant Unitholders. The Depositary and such other agents as appropriate, including Distributors of the Fund's Units in and outside Japan are appointed by the Management Company. The Management Company has delegated the appointment of Distributors to the Principal Distributor.

BlackRock Fund Management Company S.A. is a wholly owned subsidiary within the BlackRock Group and is regulated by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier* ("CSSF").

(b) AIFM

The Management Company has appointed BlackRock Asset Management Ireland Limited as the alternative investment fund manager to provide and procure the provision of investment management services, including portfolio and risk management functions, for the Fund within the meaning of the AIFMD. The AIFM is entitled to delegate its functions, powers, discretions, duties and obligations, subject to AIFMD requirements.

The AIFM is a wholly owned subsidiary within the BlackRock Group and is authorised by the Central Bank of Ireland.

The AIFM is paid out of the management fee due to the Management Company, as outlined in Note 4.

(c) Investment Advisers

Subject to the overall responsibility of the AIFM, each of the Portfolios receives investment advisory services from the Investment Advisers:

Portfolio	Investment Adviser
Global Allocation Portfolio	BlackRock Japan Co., Ltd.
Global Equity Income Portfolio	BlackRock Investment Management (UK) Limited
Income Strategies Portfolio	BlackRock Financial Management, Inc.
Super Money Market Fund	BlackRock Financial Management, Inc.
World Income Portfolio	BlackRock Japan Co., Ltd.

The Investment Advisers form part of the BlackRock Group.

The Investment Advisers are each paid out of the management fee due to the Management Company, as outlined in Note 4.

4. Management and Distribution Fees

(a) Management fees

During the year, the Fund paid management fees to the Management Company.

The level of management fee varies from 0.33% to 0.75% per annum of the NAV, with the exception of Class F units, which do not pay a management fee but rather a fee to the Investment Adviser or affiliates under a separate agreement. The level of management fee varies according to which Portfolio and unit class the investor buys. These fees accrue daily, are based on the NAV of the relevant Portfolio and are paid monthly. The Fund's AIFM and Investment Adviser fees are borne by the Management Company and paid through the management fee.

(b) Distribution fees

The Management Company has also entered into a Distribution Agreement with BlackRock Investment Management (UK) Limited (the "Principal Distributor"). The Principal Distributor may conclude contractual arrangements with certain Distributors for the distribution of units outside the U.S. such as the Japanese Distributors (as disclosed on pages 3 to 4).

The level of distribution fee varies from 0.1667% to 1.00% per annum, of the NAV, with the exception of Classes AD units, D units, F units, Institutional I units, which do not pay a distribution fee. The level of distribution fee varies according to which Portfolio and unit class the investor buys. These fees accrue daily, are based on the NAV of the relevant Portfolio and are paid quarterly.

Notes to the Financial Statements continued

The management and distribution fees per unit class for each Portfolio are disclosed in detail in the Fund's Prospectus.

Since 30 April 2020, there has been a fee waiver on management fees, distribution fees in place for the Super Money Market Fund's Common, Current and Institutional I units.

5. Coordination Fees

The Management Company has entered into an agreement with BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l. ("BROL") pursuant to which BROL, under the direction of the Board of Directors of the Management Company, provides certain corporate and administrative coordination services on behalf of the Fund.

The coordination fee rate is 0.025% of the average daily NAV of the Fund (excluding Class F units), per annum.

6. Administration Fees

The Management Company has appointed State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch, 49, avenue J-F Kennedy, L-1855 Luxembourg, as the Fund's Administrative Agent in Luxembourg to assist the Management Company at its principal office in Luxembourg with general administrative tasks pursuant to the Administration Agreement, against charging usual fees for these services.

7. Audit Fees

Detailed below are the fees paid to Deloitte Audit S.à r.l. for the year ended 31 January 2021.

	31 January 2021 EUR
Audit and audit related services (excluding VAT)	61,000
Non-audit services	—

8. Depositary Fees

The Management Company has entered into the Depositary Agreement with the Depositary, State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch. This agreement was amended effective 17 January 2019 in line with the appointment of the AIFM.

The Depositary Agreement provides that all securities and cash of the Fund, other than cash held in trading accounts or held in any operating accounts for expenses or dividend disbursement accounts (which may be maintained at other banks), are to be held by or to the order of the Depositary provided that the Management Company may place cash in overnight call accounts or on term deposit with other banks approved by the Depositary, who shall continue to supervise such funds. The Depositary is responsible for the collection of principal and income on, and the payment for and collection of proceeds of securities bought and sold for the Fund. In line with the compliance of the AIFM and the Fund's compliance with AIFMD, the Depositary's role pursuant to AIFMD enhances Unitholder protection and includes the responsibility to safekeep the assets of the Fund and hold in custody all financial instruments, cash and other assets of the Fund (the "Safekeeping Function").

The Depositary charges the Fund fees for these services in accordance with its usual rates expressed as a fraction of a percentage per annum of the net assets of the Fund. The Depositary may appoint one or more correspondent banks, and it is expected that the Depositary retains a correspondent bank

in the United States, whose fees shall be borne by the Fund. As part of its Safekeeping function, the Depositary is liable to the Fund for the loss of financial instruments which are held in custody.

9. Transactions with Related Parties

The ultimate holding company of the Management Company, the Principal Distributor, the AIFM, the Investment Manager and the Investment Advisers is BlackRock, Inc., a company incorporated in Delaware, USA. PNC Financial Services Group Inc. was a substantial shareholder in BlackRock, Inc. When arranging transactions in securities for the Fund, companies in the PNC Group may have provided securities brokerage, foreign exchange, banking and other services, or may have acted as principal, on their usual terms and may have benefited therefrom. Commission has been paid to brokers and agents in accordance with the relevant market practice and the benefit of any bulk or other commission discounts or cash commissions rebates provided by brokers or agents have been passed on to the Fund. The services of PNC Group companies could have been used by the Investment Advisers where it was considered appropriate to do so provided that their commissions and other terms of business are generally comparable with those available from unassociated brokers and agents in the markets concerned, and this is consistent with the above policy of obtaining best net results.

During the year there have been no significant transactions which were outside the ordinary course of business or which were not on normal commercial terms.

10. Taxes

Under present Luxembourg law and practice, the Fund is not liable to any Luxembourg ordinary income or capital gains tax, nor are dividends paid by the Fund subject to any Luxembourg withholding tax. However, the Fund is subject to a subscription tax ("taxe d'abonnement") of 0.05% per annum levied on the NAV of each Portfolio at the last day of each calendar quarter, in accordance with the 2010 Law, except in respect of Super Money Market Fund as well as in respect of the Portfolios or unit classes reserved for institutional investors within the meaning of Article 174 of the 2010 Law, on which a reduced tax of 0.01% per annum is levied. For the year ended 31 January 2021, Global Allocation Portfolio and World Income Portfolio have not paid Luxembourg taxes, as no subscription tax is paid on the assets held by the Portfolios in other undertakings for collective investment already subject to that tax in Luxembourg.

Under applicable foreign tax laws, withholding taxes may be imposed on interest, dividends and capital gains at various rates.

11. Dividends

Super Money Market Fund

The net income (i.e., accrued interest income net of accrued expenses) is declared as a dividend on each valuation date on all units outstanding on that day to the Unitholders of record immediately prior to the daily determination of NAV per unit, provided always that units shall be entitled to a dividend only from the day on which their subscription is settled prior to 12PM Luxembourg time and that units redeemed shall not be entitled to receive the daily dividend declared on the settlement day of their redemption.

Non-Money Market Portfolios

The net income of the relevant other Portfolios consists of (i) interest accrued, discount earned (including both original

Notes to the Financial Statements continued

issue and market discount) or other income earned, (ii) less the estimated expenses of the Portfolio (including management fees). In respect of each dividend declared, the Board of Directors of the Management Company may determine if, and to what extent, such dividend is to be paid out of undistributed net investment income, realised and unrealised capital gains, respectively increased or decreased by net equalisation credits or debits.

12. Credit Facility

As at 31 January 2021, Income Strategies Portfolio was entitled to a credit facility of USD 40,000,000 from State Street Bank and Trust Company. The credit facility line limit changed from USD 65,000,000 to USD 40,000,000 effective 11 May 2020. As at 31 January 2021, a loan of USD 0 was drawn down.

A loan commitment fee is charged on a daily basis in relation to this credit facility which is included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. The loan commitment fee consists of 0.15% charged on the unused portion of the credit facility and the Fed or LIBOR rate (depending on which is higher) + 0.90% margin spread on the used portion of the credit facility.

The commitment fee is disclosed in the Statement of Operations under the caption "Loan commitment fees".

13. Financial Derivative Instruments and Efficient Portfolio Management Techniques

Each of the Portfolios may use derivatives to hedge market and currency risk, and for the purposes of efficient portfolio management.

The use of derivatives may expose the Portfolios to a higher degree of risk. In particular, derivative contracts can be highly volatile, and the amount of initial margin is generally small relative to the size of the contract so that transactions are geared. A relatively small market movement may have a potentially larger impact on derivatives than on standard bonds or equities.

See further details in the specific Portfolio of Investments.

14. Transaction costs

In order to achieve its investment objective, a Portfolio will incur transactions costs in relation to trading activity on its Portfolio of investments. Disclosed in the table below are separately identifiable transaction costs incurred by each Portfolio for the year ended 31 January 2021. These include commission costs, settlement fees and broker fees.

Portfolios	CCY	Transaction costs
Global Allocation Portfolio	USD	—
Global Equity Income Portfolio	USD	90,061
Income Strategies Portfolio	USD	6,402
Super Money Market Fund	USD	—
World Income Portfolio	USD	—

15. Amounts due from/to broker

The Portfolios trade derivatives with a range of counterparties. The counterparties to forward foreign exchange transactions and swap contracts are shown in the Portfolio of Investments.

Cash collateral is paid or received on swaps to cover any exposure by the counterparty to the Fund or by the Fund to the counterparty.

Due from/to Broker on the Statement of Net Assets consists of cash collateral and margin paid/received from the Fund's clearing brokers and various counterparties.

16. Subsequent events

Effective 1 April 2021, Svetlana Butvina and Leon Josephine Schwab were appointed as Directors of the Board.

There have been no other events subsequent to the financial year end, and up to the date of the approval of the financial statements, which in the opinion of the Board of Directors of the Management Company may have had a material impact on the financial statements for the financial year ended 31 January 2021.

17. Approval date

The financial statements were approved by the Board of Directors of the Management Company on 20 May 2021.

Appendix I – Unit Classes (Unaudited)

Unit Classes In Issue

As at 31 January 2021, the Fund offers the following unit classes.

A Class
A Class distributing unit in AUD
A Class distributing unit in EUR
A Class distributing unit in USD
A Class distributing unit in SGD hedged
A Class non-distributing unit in AUD
A Class non-distributing unit in JPY
A Class non-distributing unit in USD
AD Class
AD Class distributing unit in USD
B Class
B Class distributing unit in USD
C Class
C Class distributing unit in USD
Common Units
Common distributing unit in USD
Current Units
Current distributing unit in USD
F Class[†]
F Class distributing unit in USD
Institutional I Units[†]
Institutional I distributing unit in USD
J Class
J Class distributing unit in USD

[†] available to institutional investors.

Unit Classes Launched

There were no unit classes launched during the year.

Unit Classes Closed

There were no unit classes closed during the year.

(2) 【2020年1月31日に終了した計算期間の財務諸表】

【貸借対照表】

世界株式インカム・ポートフォリオ

純資産計算書

2020年1月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産			
有価証券ポートフォリオ - 原価		86,174,049	9,458,464
未実現利益		14,462,915	1,587,450
有価証券ポートフォリオ - 時価	2(a)	100,636,964	11,045,913
銀行預金	2(a)	146,612	16,092
未収利息及び未収配当金	2(a)	143,315	15,730
資産合計		100,926,891	11,077,736
負債			
未払費用及びその他の負債	4,5,6,7,8	193,472	21,235
負債合計		193,472	21,235
純資産合計		100,733,419	11,056,500

39ページから45ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

世界株式インカム・ポートフォリオ

3年間の純資産価額の要約

2020年1月31日現在

	2020年1月31日現在		2019年1月31日現在		2018年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
純資産合計	100,733,419	11,056,500	103,966,269	11,411,338	131,523,009	14,435,965

1口当たり純資産額:

	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
クラスA分配型受益証券	14.95	1,641	13.27	1,457	15.43	1,694
クラスF分配型受益証券	17.21	1,889	15.18	1,666	17.45	1,915

39ページから45ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

【損益計算書】

世界株式インカム・ポートフォリオ
 損益計算書及び純資産変動計算書
 2020年1月31日に終了した年度

	注記	米ドル	千円
期首純資産		103,966,269	11,411,338
収益			
受取配当金(源泉税控除後)	2(c)	3,567,280	391,545
その他の収益		2,482	272
収益合計		3,569,762	391,817
費用			
銀行支払利息	2(c)	35	4
管理報酬	4	235,247	25,821
販売報酬	4	235,247	25,821
事務管理報酬	6	55,737	6,118
監査報酬	7	19,119	2,099
弁護士報酬		44,024	4,832
印刷費及びその他の報告費用		42,326	4,646
税金	10	27,389	3,006
管理調整報酬	5	9,802	1,076
保管報酬	8	77,188	8,472
その他の報酬	2(c)	15,572	1,709
費用合計		761,686	83,603
投資純利益		2,808,076	308,214
投資実現利得	2(a),2(b)	7,854,681	862,130
投資実現損失	2(a),2(b)	(2,484,154)	(272,661)
実現純損失:			
外国通貨取引及び為替予約	2(d),2(e)	(1,662,787)	(182,508)
当期実現純利得		3,707,740	406,962

(続く)

	注記	米ドル	千円
投資未実現利益の変動		5,413,274	594,161
投資未実現損失の変動		4,193,007	460,224
未実現利益の純変動：			
外国通貨取引及び為替予約	2(d),2(e)	136	15
当期の未実現利益の純変動		9,606,417	1,054,400
営業活動による純資産の増加		16,122,233	1,769,576
受益証券の増減			
受益証券の発行による正味受取額	2(h)	7,475,320	820,491
受益証券の買戻による正味支払額	2(h)	(23,781,209)	(2,610,225)
受益証券の増減による純資産の減少		(16,305,889)	(1,789,734)
分配金宣言額	11	(3,049,194)	(334,680)
期末純資産		100,733,419	11,056,500

39ページから45ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

世界株式インカム・ポートフォリオ

発行済受益証券変動計算書

2020年1月31日に終了した年度

	期首発行済 受益証券口数	発行受益証券 口数	買戻受益証券 口数	期末発行済 受益証券口数
クラスA分配型受益証券	2,863,347	184,128	470,798	2,576,677
クラスF分配型受益証券	4,346,625	294,552	1,027,994	3,613,183

39ページから45ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

[次へ](#)

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

財務諸表に対する注記

2020年1月31日現在

1 組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ(以下「当ファンド」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型契約型投資信託(fonds commun de placement)である。当ファンドは、投資信託に関連した2010年12月17日付の法律(改正後)(以下「2010年法」という。)のパートに基づいて設定されている。当ファンドは、2011年6月8日付の欧州議会及び理事会のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU指令第2011/61号(以下「AIFMD」という。)、並びにオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付のルクセンブルグの法律(改正後)(以下「2013年法」という。)に準拠して、オルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)としての資格を有している。

管理会社は、当ファンドのオルタナティブ投資運用会社ではない。管理会社は、マネー・マーケット・ファンド規制(以下「MMFR」という。)の要求に準拠すべく、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(以下「AIFM」という。)をオルタナティブ投資ファンド運用会社に任命した。AIFMは、当ファンドに対して投資運用サービス(ポートフォリオ及びリスク管理機能を含む。)の提供及び斡旋を行う。AIFMは、AIFMDの要求が適用されるが、同社の機能、パワー、裁量、職務、及び義務を委任する権利を有している。

2020年1月31日現在、当ファンドは、5つのポートフォリオの受益証券を販売している。これらは、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、スーパー・マネー・マーケット・ファンド及びワールド・インカム・ポートフォリオ(以下それぞれを「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。)である。各ポートフォリオは、異なる投資目的を持ち、異なる種類の投資に投資を行っている。

各ポートフォリオは、独立した資産プールであり、各ポートフォリオの独立した受益証券で表象される。独立した受益証券は、49ページ(訳者注:原文のページ)に詳述の通り、受益証券クラスに細分化されている。

各受益証券クラスは全ポートフォリオに対して同等の権利を有しているが、特徴及び手数料の構造はそれぞれ異なり、これについては当ファンドの目論見書において詳述している。

当年度中の重要な事象

- ・ 2019年2月28日より、管理会社の取締役会議長にグラハム・バンピングが任命されている。
- ・ MMFRに従い実施した変更点を反映させた新たな目論見書及び運用規則を、2019年7月1日付で発行している。
- ・ スーパー・マネー・マーケット・ファンドは、MMFRに基づき2019年7月1日から短期公債を対象とする安定基準価額マネー・マーケット・ファンド(以下「CNAV MMF」という。)に分類されている。この移行により、当該ポートフォリオの会計方針に変更はないが、ポートフォリオの透明性向上及び監視強化のため一層厳格な手順を導入している。この詳細は注記2に開示している。
- ・ 2019年9月19日、フランシーヌ・カイザーは管理会社の取締役会を退任した。
- ・ 2019年9月30日より、スーパー・マネー・マーケット・ファンドのベンチマークを、iMoneyNetのFirst Tier Retail Only Index(米ドル)からICEのBofAML US T-Bill 0-3ヶ月に変更している。
- ・ 2019年10月10日より、管理会社の取締役会の取締役にヘレン・リーズ・ジョーンズが任命されている。
- ・ ステート・ストリートのヨーロッパにおける銀行業務構造の効率化のための組織内再編の一環として、当ファンドの保管受託業務及び管理事務代行業務を行っていたステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーは、2019年11月4日(合併日)にステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHに吸収合併された。合併日以降はステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHが、ルクセンブルグ支店を通じて、保管受託業務及び管理事務代行業務を継続してい

る。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHルクセンブルグ支店は、保管受託業務及び管理事務代行業務を法律上引き継ぎ、当ファンドとの従前の契約と同等の義務・責任を負うとともに、同等の権利を有する。法律の適用により、保管受託業務及び管理事務代行業務に係る契約はすべて、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHルクセンブルグ支店に移管されている。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHルクセンブルグ支店は、欧州中央銀行、ドイツ連邦金融サービス監督庁(BaFin)及びドイツ連邦銀行の監督下にあり、またルクセンブルグ金融監督委員会(CSSF)から保管受託者及び管理事務代行者としての認可を得ている。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHルクセンブルグ支店は、ルクセンブルグの商業・法人登記所(RCS)に登記番号B148186で登記されている。

- ・ 2019年12月12日、ヘレン・リーズ-ジョーンズは管理会社の取締役会を退任した。
- ・ 2019年12月13日より、管理会社の取締役会の取締役にヘレン・プリングが任命されている。
- ・ 2020年1月7日、レオン・シュワブは管理会社の取締役会を退任した。
- ・ 新たな目論見書を2020年1月15日付で発行している。

2 重要な会計方針の要約

財務諸表は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則、並びにルクセンブルグの投資会社に関するルクセンブルグの当局によって規定された財務諸表の作成に関連する法律上及び規制上の要求に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

(a) 投資及びその他の資産の評価

当ファンドの投資及びその他の資産は以下のように評価されている。

マネー・マーケット以外のポートフォリオ

- ・ ターム・ローンは、証券取引所に上場されていない。純資産価額(以下「NAV」という。)の決定において、ポートフォリオは、AIFMが承認した価格決定機関より提供されるターム・ローンの評価額を利用する。通常、価格決定機関は、相場が容易に入手できる場合には、買呼値でターム・ローンを評価する。相場が容易に入手できないターム・ローンの場合には、価格決定機関が評価額決定のための価格決定マトリックスを使用して決定した一貫性のある公正な市場価値で評価している。価格決定機関の方法及び評価方法は、AIFMの全般的な監督のもと、関連するポートフォリオの投資顧問会社(以下「投資顧問会社」という。)のレビューを受ける。AIFMは、価格決定機関の利用がターム・ローンの評価額決定の公正な方法であると誠実に判断している。
- ・ 組入証券は、持分証券、債券及びその他の債務商品(短期債券を除き、上場証券を含む。)で構成されている。これらの有価証券は、1つ又は複数の価格決定機関が市場情報や、類似の証券取引、機関トレーダー間で一般に認識されている証券間の多様な関係性を用いて通常の機関投資家の取引規模を単位として決定した価格に基づき評価される。
- ・ 証券取引所に上場されている又はその他の規制市場で取引されている組入証券は、世界株式インカム・ポートフォリオ(評価日現在のルクセンブルグ時間午後4時(以下「4PM CET」、又は各場合において「関連時刻」という。)時点で入手可能な最終の価格で評価される。)を除き、評価日の直前営業日の営業終了時点で入手可能な最終の当該取引所又は市場の価格で評価される。ある特定の有価証券について取引がなかった場合の有価証券の価格は、関連時刻において入手可能な直近の買呼値とするか、一定の場合には、当該有価証券の主要な市場である取引所の直近の取引価格、又はNASDAQ等の店頭(以下「OTC」という。)市場が主要な市場である有価証券については直近の買呼値で評価される。
- ・ オープン・エンド型の集団投資スキームに対する投資は、当該集団投資スキームの受益証券の直近の入手可能な純資産価額で評価される。
- ・ 証券取引所に上場されていない又はその他の規制市場で取引されていない固定利付証券は、1つ又は複数のディーラー又は価格決定機関から入手した利用可能な直近の買呼値又は利回り相当額により評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買呼値で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、AIFMにより又はその指示により主要な市場に指定

された取引所に基づいて評価される。OTC市場及び証券取引所の両方で取引されている組入証券は、最も活発な、最も代表的な市場に従って評価される。

- ・ AIFMは、市場相場を容易に入手できない又は独立の市場相場が公正な市場価値を反映していないと判断する場合には、適用法に従い当該資産又は負債の公正な市場価値を算定している。資産又は負債の価格算定にあたり、AIFMは(資産の種類等の要因に応じて)1つ又は複数の公正価値評価手法を使用し得る。例えば、資産の価格を、投資の当初取得原価を基に算定する場合や、独自の又は第三者のモデルを使用する場合もある。このモデルには、直接ポートフォリオ管理の価格算定インプットに基づくモデルや、資産及び/又は負債の評価時にAIFMが考慮する複数の要因の重要性及び一定の仮定を反映したモデルがある。また、AIFMは、資産及び/又は負債(又は関連若しくは同等の資産及び/若しくは負債)について実際に行われた過去の取引価格を評価の基礎として使用する、又は適切な場合には第三者が評価した類似資産及び/又は負債の評価額を使用する場合もある。

2020年1月31日現在の公正価値調整を行った一部の有価証券及び/又はデリバティブの公正価値は、下表に開示の通りである。

ポートフォリオ	通貨	公正価値	純資産比率 (%)
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	1,487,286	0.47

当該有価証券の詳細は、インカム・ストラテジー・ポートフォリオの投資明細表を参照。

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

- ・ AIFMは、募集及び買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券1口当たりの価格を、合理的に可能な範囲で、MMFRに従い、1米ドル(以下「安定NAV」という。)に安定させる手続を確立している。NAVは小数点以下四捨五入、又は当該金額相当の通貨とする。
- ・ このポートフォリオに組み入れられた有価証券及びマネー・マーケット商品は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法は、商品を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該商品の市場価値に与える影響に関係なく、ディスカウント又はプレミアムを満期まで均等償却する。この方法は評価に確実性を与えるが、償却原価により決定された価格が、その商品を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格を上回る又は下回る期間を生じさせることがある。
- ・ このポートフォリオは、2019年7月1日から短期公債CNAV MMFに分類されており、MMFRの規定に準拠している。これに伴い、AIFMは、慎重かつ厳格な流動性管理手続を新たに導入し、当該ポートフォリオに適用されるあらゆる流動性基準への遵守を確保している。
- ・ このポートフォリオの資産の流動性が十分である(合理的に予見可能な買戻に対応可能であり、割引価格での無理な現金化は行わない)かの判断を行うため、当該ポートフォリオの資産のボラティリティを高頻度でモニターしている。また、AIFMは、以下の方法のうち1つ又は複数を採用し得る。

²⁵/₈₈ 買戻に対して流動性手数料を賦課する。流動性手数料には、ポートフォリオが流動性を維持するためのコストを適切に反映させ、当該期間に他の受益者が受益証券の買戻請求を行った場合に、ポートフォリオに残る受益者が不当に不利益を被らないようにする。

²⁵/₈₈ 90日の期間のうち停止期間の合計が15日を超える場合、スーパー・マネー・マーケット・ファンドは自動的に短期公債CNAV MMFではなくなり、AIFMはその旨を受益者に通知するものとする。

²⁵/₈₈ このポートフォリオの管理会社の取締役会は、上記取決めに関する方針を決定後、その詳細をポートフォリオの所管官庁に直ちに報告するものとする。

- 25
B8 買戻に関するゲート条項を設定する。これにより、最大15日間、1営業日における受益証券の買戻額を当該ポートフォリオの受益証券の最大10%までに制限する。
- 25
B8 最大15日間の買戻停止
- 25
B8 MMFR第24項(2)に定められた義務を履行する以外の緊急措置を講じない。
- このポートフォリオは、シャドーナAV(このポートフォリオに組み入れられている有価証券及びマネー・マーケット商品の時価に基づく評価額)を算定している。MMFRの規定に従い、1口当たり安定基準価額と時価により算定した1口当たりNAVとの差額をモニターするとともに、MMFのウェブサイト(www.blackrock.com)に毎日公表している。

全ポートフォリオ

- 現金は額面金額で評価される。
- レポ契約及びリバース・レポ契約は、取得原価に経過利息を加算して評価される。レポ契約及びリバース・レポ契約に関連する債権債務の残高は、それぞれ純資産計算書の「投資売却未収入金」及び「投資購入未払金」に計上されている。リバース・レポ契約に係る未収利息は、純資産計算書の「未収利息及び未収配当金」に計上されている。
- マネー・マーケット商品等の流動性資産は償却原価に基づいて評価される。
- 特に未収利息、未収配当金、投資売却未収入金及びファンド受益証券販売未収入金等の資産は額面価額で評価される。
- 特に投資購入未払金、ファンド受益証券買戻未払金及び未払分配金等の負債は額面価額で評価される。

(b) 投資実現利得及び損失

投資売却に係る実現純利得及び損失は、平均原価法に基づき算定されている。

(c) 投資からの収益/費用

当ファンドは、以下の基準で投資からの収益を貸方計上している。

- 受取利息は毎日未収計上され、これには、定額法に基づくプレミアムの償却及びディスカウントの増価が含まれる。
- 銀行受取利息は発生主義に基づき認識され、リバース・レポ契約に係る受取利息が含まれている。
- 受取配当金は権利落日に計上され源泉税控除後で表示される。
- リバース・レポ取引に係る収益は、損益計算書の「銀行受取利息」に計上されている。
- 金利差異(以下「IRD」という。)は、通貨ヘッジの過程から生じる、2つの類似する利付有価証券間の金利の差異である。例えば、米ドル1ヶ月物金利が0.25%で、豪ドル1ヶ月物金利が1%である場合、インプライドIRDは0.75%である。外国為替市場の取引業者は、先物外国為替レートの値付けの際にIRDを利用している。IRDはプラス、ゼロ又はマイナスになる可能性がある。一部の管轄区域では、IRDを分配金に含めることは元本からの支払に相当する場合がある。IRDは、損益計算書及び純資産変動計算書上のその他の報酬として計上される。

(d) 金融デリバティブ商品

当年度において、当ファンドは多くの為替予約及び先物契約を締結した。未決済の先物契約は決算日に契約を評価するため公正な市場価値で評価される。これら及び評価された未決済の契約から生じる評価益/評価損は未実現純利益/(損失)に計上されるとともに、純資産計算書の資産又は負債のいずれかに計上されている。未実現利益又は損失の純変動並びに為替予約及び先物契約の決済又は反対売買による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

当年度中に、当ファンドは、ある商品から発生するリターンと他の投資から発生するリターンを交換するスワップ契約を締結した。当ファンドはクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)を売建て又は買建てることができる。当ファンドがCDSを売建て及び/又は買建てする場合、信用事象(契約において事前に定められる。)発生時の偶発的支払いと引き換えに、一連のプレミアムが

当ファンドに対して又は当ファンドから支払われる。このプレミアムはCDSのコストに含まれている。可能な場合は、スワップは第三者の価格決定業者から入手される日々の価格に基づき時価評価され、実際のマーケット・メーカーと照合される。このような相場が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーによる日々の相場に基づき価格決定される。いずれの場合も、相場の変動は、損益計算書及び純資産変動計算書における未実現利益又は損失の純変動として計上される。スワップの満期又は終了時の実現純利得又は損失及びスワップに関連して稼得した利息は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオでは、組入証券について、株式市場又はその個々の業種において予想される通常の価格下落の影響をヘッジするために、株価指数コール・オプションの売却及び株価指数プット・オプションの購入を行う場合がある。指数オプションは、契約当事者が、行使時又は割当時に、指数の終値とオプションの行使価格との差額に所定の倍数を乗じた額の現金を支払う又は受領する点を除き、有価証券オプションに類似する。株価指数オプションを利用したヘッジの有効性は、主にオプションの原指数値の変動とポートフォリオのヘッジ対象部分の変動の間の相関度に左右される。とりわけ、転換証券に関する相関度は、組入証券の市場価値がその転換価値に起因する程度に影響を受ける。未実現利益又は損失の純変動及びオプションの満期時又は反対売買時の実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

(e) 外貨換算

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資の原価は、購入日現在の実勢為替レートで換算されている。各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資及びその他の資産の市場価値は、2020年1月31日現在のルクセンブルグにおけるポートフォリオの評価時刻現在の実勢為替レートで換算されている。未実現利益又は損失の純変動並びに各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建てのその他の資産又は負債の処分又は決済による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての収益及び費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

為替レートが異なっているのは、ポートフォリオ間で価格決定マトリックス及び評価時点が異なるためである。下表には、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、及びワールド・インカム・ポートフォリオに関しては2020年1月31日の4PM CET時点の為替レートを、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンドに関しては2020年1月30日の5PM CET時点の為替レートを表示している。

以下の為替レートは、2020年1月31日現在、全ポートフォリオに関して、各ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資、その他の資産及びその他の負債の換算に使用されている。

通貨	グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオ 米ドル	インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンド 米ドル
豪ドル	0.670050	0.670550
カナダ・ドル	0.756229	0.756229
スイス・フラン	1.035036	1.032684
デンマーク・クローネ	0.148030	0.147669
ユーロ	1.106250	1.103499
英ポンド	1.314800	1.310151

イスラエル・新シェケル	0.289943	0.289771
日本円	0.009196	0.009202
韓国ウォン	0.000839	0.000844
メキシコ・ペソ	0.052951	0.053182
スウェーデン・クローナ	0.103717	0.103608
シンガポール・ドル	0.732440	0.733299
新台湾ドル	0.033103	0.033039
南アフリカ・ランド	0.066952	0.067488

(f) 合算財務諸表

当ファンドの合算財務諸表は米ドル建で表示され、異なる全ポートフォリオの財務諸表の合計を含んでいる(訳者注:原文11ページ及び13ページの「BlackRock Global Investment Series Combined」の列を示している。)

(g) 繰延創立費

繰延創立費は資産化され、定額法により5年間にわたって償却される。

2020年1月31日現在、全ポートフォリオが繰延創立費を償却済みである。

(h) 収益の平準化

各ポートフォリオは、受益証券の販売及び買戻しのみを理由として受益証券1口当たり未分配投資純利益が変動することを防止するために、平準化の会計慣行を採用している。これは、関連するポートフォリオの平準化勘定を維持することによって達成される。販売された受益証券の収入のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に貸方計上され、買い戻された受益証券の支払額のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に借方計上される。ポートフォリオによって宣言された分配金の一部は、過去に平準化勘定に貸方計上された金額で構成される場合がある。投資家に報告される利回りには、純利益から支払われた金額だけでなく平準化勘定から支払われた金額が含まれる場合がある。

収益の平準化は、損益計算書及び純資産変動計算書の受益証券の増減に含まれている。

(i) 未履行ローンは、借主に対する当ファンドの残存債務である。

2020年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは未履行ローン1,316,295米ドルを有しており、純資産計算書の「未履行ローン債務」に開示している。

3 管理会社及び投資顧問会社

(a) 管理会社

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、当ファンドの管理会社である。管理会社は、運用規則に従い、対象受益者専用口座の当ファンドのポートフォリオを運用することに合意している。管理会社は、保管会社及び必要に応じてその他のエージェント(日本国内外の当ファンドの受益証券の販売会社を含む。)を任命しており、販売会社の選任は総販売会社に委任している。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)により規制されている。

(b) A I F M

管理会社は、A I F M Dの意義の範囲内で当ファンドに対して投資運用サービス（ポートフォリオ及びリスク管理機能を含む。）の提供及び斡旋を行うため、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドをオルタナティブ投資ファンド運用会社に任命している。A I F Mは、A I F M Dの要求が適用されるが、同社の機能、パワー、裁量、職務、及び義務を委任する権利を有している。

A I F Mは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社であり、アイルランド中央銀行の認可を受けている。

A I F Mは、注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中から支払いを受ける。

(c) 投資顧問会社

A I F Mが全面的に責任を負うことを条件として、各ポートフォリオは投資顧問会社による投資顧問サービスを受けている。

ポートフォリオ	投資顧問会社
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	ブラックロック・ジャパン株式会社
世界株式インカム・ポートフォリオ	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
ワールド・インカム・ポートフォリオ	ブラックロック・ジャパン株式会社

投資顧問会社はブラックロック・グループの一部を形成している。

投資顧問会社は、注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中からそれぞれ支払いを受ける。

4 管理報酬及び販売報酬

(a) 管理報酬

当年度中に、当ファンドは管理会社に対し管理報酬を支払った。

管理報酬の水準はNAVの年率0.45%から0.75%の範囲である。但し、クラスF受益証券については例外であり、管理報酬を支払わないが、別途の取決めにに基づき投資顧問会社又は関係会社に報酬を支払う。管理報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。当ファンドのA I F M及び投資顧問会社に対する報酬は、管理会社が負担しており、管理報酬から支払われる。

(b) 販売報酬

管理会社はまた、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（以下「総販売会社」という。）との間で販売契約を締結している。総販売会社は、米国外での受益証券の販売については、日本の販売会社（3ページから4ページ（訳者注：原文のページ））に開示）等の一定の販売会社と契約上の取決めに締結する場合がある。

販売報酬の水準はNAVの年率0.25%から1.00%の範囲である。但し、クラスAD受益証券、クラスD受益証券、クラスF受益証券及びインスティテューショナルI受益証券については販売報酬を支払っていない。販売報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、四半期ごとに支払われる。

各ポートフォリオの受益証券クラス1口当たりの管理報酬及び販売報酬は、当ファンドの目論見書に詳細が開示されている。

2019年2月1日から2020年1月15日までの期間に、スーパー・マネー・マーケット・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券、及びインスティテューショナルI受益証券に関して、管理報酬、販売報酬の放棄が行われた。この放棄は、2020年1月16日から停止している。

5 管理調整報酬

管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ(ルクセンブルグ)エス・エー・アール・エル(以下「BROL」という。)との間で契約を締結しており、これに従ってBROLは、管理会社の取締役会の指示により、当ファンドのために一定の法人サービス及び管理調整サービスを提供する。

管理調整報酬の料率は、当ファンドの日々の平均NAVの年率0.025%である(クラスF受益証券を除く)。

6 事務管理報酬

管理契約に従った全般的な事務管理業務(これらのサービスには通常の報酬が課される。)によりルクセンブルグの本部において管理会社を支援するため、管理会社は、ルクセンブルグ L-1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 49番(49, avenue J-F Kennedy, L-1855 Luxembourg)に所在するステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHルクセンブルグ支店を事務管理代行会社に任命した。

7 監査報酬

下表は、デロイト・オーディット・エス・エイ・アール・エルに支払った2020年1月31日終了年度の報酬の内訳である。

	2020年1月31日 ユーロ
監査業務及び監査関連業務(VATを除く)	61,000
非監査業務	-

8 保管報酬

管理会社は、保管会社であるステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHルクセンブルグ支店と保管契約を締結している。当該契約は、AIFMの任命に伴い2019年1月17日付で修正されている。

保管契約は、費用又は分配金の支払いのためにトレーディング勘定又は営業勘定において保有する現金(他の銀行において保持される場合がある。)を除く、当ファンドのすべての有価証券及び現金を、保管会社が保有する、又は資金を継続的に管理する保管会社により承認された他の銀行の翌日物コール勘定又は定期預金に管理会社が現金を入れている場合には保管会社の指図に従う旨を規定している。保管会社は、当ファンドのために購入又は売却された有価証券の元本及びそれに係る収益の回収、並びにこれに関する支払及び収入の回収に責任を負う。AIFM及び当ファンドによるAIFMDへの準拠と同様に、AIFMDに基づく保管会社の役割には、受益証券保有者保護の充実のほか、当ファンド資産の分別管理と当ファンドのすべての金融商品、現金、及びその他の資産の保管責任(以下「分別保管機能」という。)が含まれることになった。

保管会社は、当ファンドの純資産に対し年率で表される通常の料率に従って、これらのサービスに関する報酬を当ファンドに請求する。保管会社は1社以上の取引銀行を定める場合があり、保管会社が米国における取引銀行を確保することが期待されている。この報酬は当ファンドが負担する。また分別保管機能の一環として、保管会社は、保管する金融商品の紛失について当ファンドに対して責任を負う。この保管会社の役割の拡大により、当ファンドが支払う保管報酬は、最大0.0062%増加する。

9 関連当事者との取引

管理会社、総販売会社、AIFM、投資運用会社及び投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立された会社のブラックロック・インクである。PNCファイナンシャル・サービスズ・

グループ・インクは、ブラックロック・インクの大株主である。当ファンドのために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が、有価証券仲介サービス、外国為替サービス、銀行サービス及びその他のサービスを提供し、又は通常の条件により本人として行動し、これにより利益を得た可能性がある。ブローカー及びエージェントに対する手数料は関連する市場の慣例に従って支払われており、ブローカー又はエージェントが提供する大口取引その他による手数料の割引又は現金による手数料の割戻しの利益は当ファンドに還元されている。PNCグループの会社のサービスは、手数料及びその他の取引条件が関係する市場の系列外のブローカー及びエージェントのものとおおむね同様であり、かつ、最良の最終損益を得るための上記の方針に一致していることを条件に、適切であると判断された場合に、投資顧問会社により利用される可能性がある。

当年度中、通常の業務範囲外又は通常の取引条件外の重要な取引は行われていない。

10 税金

現行のルクセンブルグの法律及び慣習に基づき、当ファンドはルクセンブルグにおける通常の所得税又はキャピタル・ゲイン税を課されず、当ファンドにより支払われる分配金もルクセンブルグの源泉税の対象とならない。但し、当ファンドは、2010年法に従い年次税(taxe d'abonnement)の対象になっており、暦年の各四半期末現在のファンドのNAVに対して年率0.05%が課される(スーパー・マネー・マーケット・ファンド及び2010年法第174条の意義の範囲の機関投資家向けポートフォリオ又は受益証券クラスについては、年率0.01%の軽減税率が課される。)。2020年1月31日終了年度では、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオはルクセンブルグの税金を支払っていないが、これは既にルクセンブルグの年次税の対象となっている他の集団投資に当ファンドが保有する資産について年次税の支払を行っていないためである。

諸外国の税法に基づいて、利息、配当及びキャピタル・ゲインに対し、様々な税率で源泉税が課される場合がある。

11 分配金

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

純収益(未払費用控除後の発生利息収益)が各評価日の分配金となり、1口当たりNAVの日次の算定直前に記録されていた受益証券保有者を対象に、各評価日現在発行済みの全受益証券に関して宣言される。これは、常に、ルクセンブルグ時間の昼12時より前に決済された受益証券の申し込みについて、この日から当該受益証券が分配金の権利を得ること、及び買い戻された受益証券は当該買戻の決済日に宣言された日次の分配金を受け取る権利がないことを条件としている。

マネー・マーケット・ポートフォリオ以外

関連する他のポートフォリオの純収益は、(i)発生利息、稼得した割引(当初発行時及び市場でのディスカウント時の両方を含む。)又はその他の稼得した収益から、(ii)ポートフォリオの見積費用(管理報酬を含む。)を控除した額で構成されている。宣言された各分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払うか、実現及び未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準化勘定の貸方又は借方純額につきそれぞれ増額又は減額するかどうかを決定することができる。

12 信用枠

2020年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーの信用枠65,000,000米ドルを使用する権利を有していた。2020年1月31日現在の借入引出額はなかった(2019年度:0米ドル)。

ローン・コミットメント費用は、当該信用枠に関連して日次で費用計上し、損益計算書及び純資産変動計算書に含めている。ローン・コミットメント費用の内訳としては、信用枠の未使用部分に対しては0.15%、使用部分に対してはFED又はLIBORレート(いずれか高い方)にマージン・スプレッド0.90%を上乗せした利率が課される。

コミットメント費用は、損益計算書の「ローン・コミットメント費用」に開示されている。

13 金融デリバティブ商品及び効率的なポートフォリオ管理手法

各ポートフォリオは、マーケット・リスク及び通貨リスクをヘッジするため、並びに効率的なポートフォリオの運用を目的として、デリバティブを利用することがある。

デリバティブの利用は、ポートフォリオをより高いリスクにさらす可能性がある。特に、デリバティブ契約はボラティリティが高くなる可能性があり、取引を開始するための当初証拠金の金額が通常は契約規模よりも小さい。比較的小さな市場の変動が、標準的な債券又は株式と比較して大きな影響をデリバティブに及ぼす可能性がある。

詳細は特定のファンドの投資明細表を参照。

14 取引コスト

投資目的を達成するために、ポートフォリオは、投資ポートフォリオに係るトレーディング活動に関する取引コストを負担する。下表に開示されているのは、2020年1月31日終了年度における各ポートフォリオについて個別に識別可能な取引コストである。これらには委託費用、決済手数料、ブローカー手数料及び保管報酬が含まれている。

ポートフォリオ	通貨	取引コスト
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	米ドル	-
世界株式インカム・ポートフォリオ	米ドル	47,043
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	6,505
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	米ドル	-
ワールド・インカム・ポートフォリオ	米ドル	-

15 ブローカーに対する債権 / 債務

全ポートフォリオは、多様な相手先とデリバティブ取引を行っている。為替予約及びスワップ契約の相手先は投資明細表に表示されている。

相手先の当ファンドに対するエクスポージャー又は当ファンドの相手先に対するエクスポージャーをカバーするため、スワップに係る現金担保を支払又は受領している。純資産計算書のブローカーに対する債権 / 債務は、当ファンドの清算ブローカー及び様々な相手先に対して支払った / 相手先から受領した現金担保及び証拠金で構成されている。

16 後発事象

管理会社の取締役会は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の大流行による、ポートフォリオの投資目標の達成能力に対する市況の影響について検討を行った。最新の入手可能な情報を基に、ポートフォリオは引き続き投資目標に沿って管理されており、ポートフォリオ運用や純資産価額の公表に混乱は生じていない。投資目標の変更は予想されておらず、管理会社の取締役会はポートフォリオの運用成績を今後も継続的に監視していく方針である。

この他に、財務諸表の修正を要する又は財務諸表に開示が必要な後発事象は生じていない。

17 承認日

当財務諸表は、2020年5月19日に管理会社の取締役会の承認を得ている。

[次へ](#)

付録 - 受益証券クラス(無監査)

発行済受益証券クラス

2020年1月31日現在、当ファンドは以下の受益証券クラスを提供している。

クラスA

豪ドル建クラスA分配型受益証券

ユーロ建クラスA分配型受益証券

米ドル建クラスA分配型受益証券

シンガポール・ドル建クラスA分配型受益証券(ヘッジ有)

豪ドル建クラスA無分配型受益証券

日本円建クラスA無分配型受益証券

米ドル建クラスA無分配型受益証券

クラスAD

米ドル建クラスAD分配型受益証券

クラスB

米ドル建クラスB分配型受益証券

クラスC

米ドル建クラスC分配型受益証券

クラスA受益証券

米ドル建クラスA分配型受益証券

クラスB受益証券

米ドル建クラスB分配型受益証券

クラスF¹

米ドル建クラスF分配型受益証券

インスティテューショナルI受益証券¹

米ドル建インスティテューショナルI分配型受益証券

クラスJ

米ドル建クラスJ分配型受益証券

¹ 機関投資家が利用可能

販売開始した受益証券クラス

当年度に販売開始した受益証券クラスはなかった。

販売終了した受益証券クラス

当年度に販売終了した受益証券クラスはなかった。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

as at 31 January 2020

		BlackRock Global Investment Series Combined	Global Allocation Portfolio	Global Equity Income Portfolio	Income Strategies Portfolio	Super Money Market Fund	World Income Portfolio
	Note	USD	USD	USD	USD	USD	USD
Assets							
Securities portfolio at cost		3,066,900,607	237,535,785	86,174,049	339,385,181	2,372,869,593	30,935,999
Unrealised appreciation/(depreciation)		37,993,126	49,370,084	14,462,915	(23,451,066)	—	(2,388,607)
Securities portfolio at market value	2(a)	3,104,893,733	286,905,869	100,636,964	315,934,115	2,372,869,593 ⁽¹⁾	28,547,192
Cash at bank	2(a)	11,526,480	489,464	146,612	8,003,415	2,886,989	—
Due from broker	15	1,263	—	—	1,263	—	—
Interest and dividends receivable	2(a)	3,909,130	—	143,315	3,326,391	359,909	79,515
Receivable for investments sold	2(a)	1,064,819,054	399,515	—	938,583	1,063,480,956	—
Receivable for Fund units subscribed	2(a)	1,004,417	269,987	—	734,430	—	—
Other assets		247,938	—	—	22,770	225,168	—
Total assets		4,186,402,015	288,064,835	100,926,891	328,960,967	3,439,822,615	28,626,707
Liabilities							
Cash owed to bank	2(a)	3,896	—	—	—	—	3,896
Payable for unfunded loan	2(i)	1,316,295	—	—	1,316,295	—	—
Payable for investments purchased	2(a)	1,074,387,476	222,653	—	7,332,823	1,066,832,000	—
Payable for Fund units redeemed	2(a)	1,409,122	835,811	—	473,311	—	—
Dividends payable	2(a)	2,600,704	—	—	—	2,600,704	—
Net unrealised depreciation on:							
Futures contracts	2(d)	201	—	—	201	—	—
Open forward foreign exchange transactions	2(d)	20,571	—	—	20,571	—	—
Swaps at market value	2(d)	11,373	—	—	11,373	—	—
Accrued expenses and other liabilities	4,5,6,7,8	3,080,049	504,056	193,472	715,501	1,515,510	151,510
Total liabilities		1,082,829,687	1,662,520	193,472	9,870,075	1,070,948,214	155,406
Total net assets		3,103,572,328	286,402,315	100,733,419	319,090,892	2,368,874,401	28,471,301

⁽¹⁾ Valuation based on amortised cost method. Please refer to Note 2(a).

Approved on behalf of the Board of Directors of the Management Company



Director

Date 19 May 2020



Director

Date 19 May 2020

The notes on pages 39 to 45 form an integral part of these financial statements.

Annual report and audited financial statements [11]

Three Year Summary of Net Asset Values

as at 31 January 2020

	Currency	31 January 2020	31 January 2019	31 January 2018
Global Allocation Portfolio				
Total net assets	USD	286,402,315	364,466,623	419,562,169
Net asset value per:				
A Class non-distributing unit	USD	16.29	14.50	15.70
A Class non-distributing unit AUD	AUD	19.37	16.56	18.05
A Class non-distributing unit JPY	JPY	111.61	102.05	113.49
Global Equity Income Portfolio				
Total net assets	USD	100,733,419	103,966,269	131,523,099
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	14.95	13.27	15.43
F Class distributing unit	USD	17.21	15.18	17.45
Income Strategies Portfolio				
Total net assets	USD	319,090,892	336,167,587	386,887,876
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	5.55	5.36	5.72
A Class distributing unit SGD hedged	SGD	10.38	10.11	10.89
AD Class distributing unit	USD	9.48	9.17	9.78
B Class distributing unit	USD	5.55	5.37	5.73
C Class distributing unit	USD	10.03	9.70	10.34
J Class distributing unit	USD	5.54	5.38	5.82
Super Money Market Fund⁽¹⁾				
Total net assets	USD	2,368,874,401	1,475,431,198	1,386,832,717
Net asset value per:				
Common distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
Current distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
Institutional 1 distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
World Income Portfolio				
Total net assets	USD	28,471,301	28,850,564	35,761,108
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	11.25	10.79	11.19
A Class distributing unit AUD	AUD	10.46	10.38	11.05
A Class distributing unit EUR	EUR	9.49	9.40	10.07

⁽¹⁾ Super Money Market Fund publishes constant NAV as USD 1 and effective 1 July 2019 is classified as short term Public Debt Constant Net Asset Value Money Market Fund. Please refer to Note 2(a)

The notes on pages 39 to 45 form an integral part of these financial statements.

[12] BlackRock Global Investment Series

Statement of Operations and Changes in Net Assets

for the year ended ended 31 January 2020

	Note	BlackRock Global	Global Allocation	Global Equity
		Investment Series Combined	Portfolio	Income Portfolio
		USD	USD	USD
Net assets at the beginning of the year		2,310,884,241	364,468,623	103,966,269
Income				
Bank interest	2(c)	13,031,845	—	—
Bond and loan interest	2(c)	49,196,895	—	—
Dividends (net of withholding tax)	2(c)	4,734,832	—	3,567,280
Other income		29,160	11,955	2,482
Total income		66,992,732	11,955	3,569,762
Expenses				
Bank interest	2(c)	13,724	12,981	35
Management fees	4	13,990,541	2,404,068	235,247
Distribution fees	4	7,804,946	2,404,068	235,247
Administration fees	6	903,035	211,158	55,737
Audit fees	7	89,093	15,161	19,119
Legal fees		207,135	54,798	44,024
Printing and other reporting fees		261,035	31,240	42,326
Taxes	10	378,294	—	27,389
Coordination fees	5	661,289	80,135	9,802
Depository fees	8	488,159	23,559	77,188
Transfer agent fees		91,512	11,982	—
Loan commitment fees	12	100,883	—	—
Miscellaneous fees	2(c)	238,763	3,721	15,572
Total expenses before reimbursement		25,228,409	5,252,871	761,686
Reimbursement of expenses	4	3,931,700	—	—
Total expenses after reimbursement		21,296,709	5,252,871	761,686
Net investment income/(deficit)		45,696,023	(5,240,916)	2,808,076
Realised gain on Investments	2(a),2(b)	41,245,222	16,810,136	7,854,681
Realised (loss) on Investments	2(a),2(b)	(26,504,047)	(737,770)	(2,484,154)
Net realised gain/(loss) on:				
Futures contracts	2(d)	1,644	—	—
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d),2(e)	(4,011,792)	(1,964,136)	(1,662,787)
Swap transactions	2(d)	(14,734)	—	—
Options contracts	2(d)	(7,376)	—	—
Net realised gain/(loss) for the year		10,708,917	14,108,230	3,707,740
Change in unrealised appreciation on Investments		30,783,593	20,068,067	5,413,274
Change in unrealised (depreciation) on Investments		18,260,864	592,030	4,193,007
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:				
Futures contracts	2(d)	(355)	—	—
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d),2(e)	48,825	260	136
Swap transactions	2(d)	17,226	—	—
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year		49,110,153	20,660,357	9,606,417
Increase/(Decrease) in net assets as a result of operations		105,615,093	29,527,671	16,122,233
Movements in unit capital				
Net receipts as a result of issue of units	2(h)	3,831,686,146	10,394,357	7,475,320
Net payments as a result of repurchase of units	2(h)	(3,091,580,462)	(117,989,336)	(23,761,209)
Increase/(Decrease) in net assets as a result of movements in unit capital		740,105,684	(107,593,979)	(16,305,889)
Dividends declared	11	(52,932,690)	—	(3,049,194)
Net assets at the end of the year		3,103,572,328	286,402,315	100,733,419

The notes on pages 39 to 45 form an integral part of these financial statements.

Annual report and audited financial statements [13]

Statement of Operations and Changes in Net Assets

for the year ended ended 31 January 2020 continued

	Note	Income Strategies Portfolio	Super Money Market Fund	World Income Portfolio
		USD	USD	USD
Net assets at the beginning of the year		338,167,587	1,475,431,195	28,850,564
Income				
Bank interest	2(c)	34,429	12,997,416	—
Bond and loan interest	2(c)	19,731,429	29,465,466	—
Dividends (net of withholding tax)	2(c)	81,294	—	1,086,258
Other income		—	14,723	—
Total income		19,847,152	42,477,605	1,086,258
Expenses				
Bank interest	2(c)	—	—	708
Management fees	4	1,990,315	9,220,944	139,967
Distribution fees	4	1,846,039	3,337,835	181,957
Administration fees	6	247,269	338,446	50,425
Audit fees	7	13,909	25,672	15,232
Legal fees		77,489	—	30,824
Printing and other reporting fees		70,215	67,678	49,576
Taxes	10	170,229	180,676	—
Coordination fees	5	82,930	481,424	6,998
Depository fees	8	163,348	213,210	10,854
Transfer agent fees		2,141	74,610	2,779
Loan commitment fees	12	100,883	—	—
Miscellaneous fees	2(c)	12,259	32,799	174,412
Total expenses before reimbursement		4,577,026	13,973,094	663,732
Reimbursement of expenses	4	—	3,931,700	—
Total expenses after reimbursement		4,577,026	10,041,394	663,732
Net investment income/(deficit)		15,270,126	32,436,211	422,526
Realised gain on investments	2(a),2(b)	16,249,261	83,402	247,742
Realised (loss) on investments	2(a),2(b)	(23,196,435)	(54,102)	(31,586)
Net realised gain/(loss) on:				
Futures contracts	2(d)	1,644	—	—
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d),2(e)	(30,357)	—	(354,512)
Swap transactions	2(d)	(14,734)	—	—
Options contracts	2(d)	(7,376)	—	—
Net realised gain/(loss) for the year		(6,997,997)	29,300	(138,356)
Change in unrealised appreciation on investments		5,070,915	—	231,337
Change in unrealised (depreciation) on investments		13,531,826	—	(55,999)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:				
Futures contracts	2(d)	(355)	—	—
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d),2(e)	48,410	—	19
Swap transactions	2(d)	17,226	—	—
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year		18,668,022	—	175,357
Increase/(Decrease) in net assets as a result of operations		26,940,151	32,465,511	459,527
Movements in unit capital				
Net receipts as a result of issue of units	2(h)	16,343,880	3,794,826,801	2,645,988
Net payments as a result of repurchase of units	2(h)	(45,661,025)	(2,901,383,398)	(2,766,494)
Increase/(Decrease) in net assets as a result of movements in unit capital		(29,317,145)	893,443,203	(120,506)
Dividends declared	11	(18,699,701)	(32,465,511)	(718,284)
Net assets at the end of the year		319,090,892	2,368,874,401	28,471,391

The notes on pages 39 to 45 form an integral part of these financial statements.

[14] BlackRock Global Investment Series

Statement of Changes in Units Outstanding

for the year ended 31 January 2020

	Units outstanding at the beginning of the year	Units issued	Units redeemed	Units outstanding at the end of the year
Global Allocation Portfolio				
A Class non-distributing unit	16,945,779	169,100	4,786,134	12,328,745
A Class non-distributing unit AUD	6,739,135	598,127	1,844,872	5,492,390
A Class non-distributing unit JPY	39,899,378	600,126	23,025,711	17,473,793
Global Equity Income Portfolio				
A Class distributing unit	2,863,347	184,128	470,798	2,576,677
F Class distributing unit	4,346,625	294,552	1,027,994	3,613,183
Income Strategies Portfolio				
A Class distributing unit	6,192,288	397,354	1,668,228	4,921,414
A Class distributing unit SGD hedged	69,180	—	22,450	46,730
AD Class distributing unit	775,809	27,663	168,124	635,348
B Class distributing unit	544,862	23,067	121,490	446,439
C Class distributing unit	112,940	4,322	1	117,261
J Class distributing unit	54,566,671	2,506,259	6,194,640	50,878,290
Super Money Market Fund				
Common distributing unit	361,942	6,308	—	368,250
Current distributing unit	989,723,343	3,044,445,491	2,358,017,391	1,676,151,443
Institutional I distributing unit	485,345,913	750,374,801	543,366,007	692,354,707
World Income Portfolio				
A Class distributing unit	1,399,090	15,190	166,771	1,247,509
A Class distributing unit AUD	1,444,409	262,564	125,672	1,571,301
A Class distributing unit EUR	263,131	63,829	1,032	325,928

The notes on pages 39 to 45 form an integral part of these financial statements.

Annual report and audited financial statements [15]

[次へ](#)

Notes to the Financial Statements

1. Organisation

BlackRock Global Investment Series (the "Fund") is a *fonds commun de placement* formed under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg. The Fund is set up under Part II of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended (the "2010 Law"). The Fund qualifies as an alternative investment fund ("AIF") in accordance with Directive 2011/61/EU of the European Parliament and of the Council of 8 June 2011 on Alternative Investment Fund Managers ("AIFMD") and the Luxembourg law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers as amended (the "2013 Law").

The Management Company is not the alternative investment manager of the Fund. To comply with the requirements of the Money Market Funds Regulation (the "MMFR"), the Management Company appointed BlackRock Asset Management Ireland Limited (the "AIFM") as the alternative investment fund manager. The AIFM will provide and procure the provision of investment management services, including portfolio and risk management functions, for the Fund. The AIFM is entitled to delegate its functions, powers, discretions, duties and obligations, subject to AIFMD requirements.

As at 31 January 2020, the Fund offered units in five portfolios, Global Allocation Portfolio, Global Equity Income Portfolio, Income Strategies Portfolio, Super Money Market Fund and World Income Portfolio (each a "Portfolio" and collectively the "Portfolios"). Each Portfolio has different investment objectives and invests in different types of Investments.

Each Portfolio is a separate pool of assets and is represented by separate units of each Portfolio which are divided into unit classes as detailed on page 49.

The classes of units have equivalent rights in the Portfolios but carry different features and charging structures, which are more fully described in the Fund's Prospectus.

Significant events during the year

- Effective 28 February 2019, Graham Bamping was appointed as Chairman of the Board of the Directors of the Management Company.
- A new Prospectus and Management Regulations were issued on 1 July 2019 to reflect the changes implemented in compliance with the MMFR.
- Effective 1 July 2019, the Super Money Market Fund was classified as a short term Public Debt Constant Net Asset Value Money Market Fund ("CNAV MMF") under MMFR. This transition has not resulted in a change in accounting policy for the Portfolio however it has introduced more stringent procedures designed to increase transparency and supervision of the Portfolio's liquidity. This is disclosed further in Note 2.
- Effective 19 September 2019, Francine Keiser resigned from the Board of Directors of the Management Company.

- Effective 30 September 2019, the benchmark for Super Money Market Fund has been changed from iMoneyNet First Tier Retail Only Index (USD) to ICE BofAML US T-Bill 0-3 Month.
- Effective 10 October 2019, Helen Lees-Jones was appointed as Director of the Board of the Management Company.
- As part of an internal restructuring with the aim to streamline State Street's banking entity structure across Europe, State Street Bank Luxembourg S.C.A., in their capacity as the Fund's Depositary and Administrative Agent, merged into State Street Bank International GmbH with effect from 4 November 2019 (the Merger Date). Since the Merger Date, State Street Bank International GmbH continues to carry out the depositary and administrative agent functions through State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch. As legal successor of the Depositary and Administrative Agent, State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch has assumed the same duties and responsibilities, and has the same rights under the existing agreements with the Fund. Any agreements in place with the Depositary and Administrative Agent have been transferred to State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch by operation of law. State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch, is supervised by the European Central Bank, the German Federal Financial Services Supervisory Authority (BaFin) and the German Central Bank and has been authorised to act as Depositary and Administrative Agent by the CSSF in Luxembourg. State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch is registered in the Luxembourg Commercial and Companies' Register (RCS) under number B 148 186.
- Effective 12 December 2019, Helen Lees-Jones resigned from the Board of Directors of the Management Company.
- Effective 13 December 2019, Helen Pring was appointed as Director of the Board of the Management Company.
- Effective 7 January 2020, Leon Schwab resigned from the Board of Directors of the Management Company.
- A new Prospectus was issued on 15 January 2020.

2. Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg and with the legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements as prescribed by the Luxembourg authorities for Luxembourg investment companies and include the following significant accounting policies:

(a) Valuation of Investments and Other Assets

The Fund's investments and other assets are valued as follows:

Notes to the Financial Statements continued

Non-Money Market Portfolios

- Term loans are not listed on any securities exchange. In determining the Net Asset Value ("NAV"), the Portfolio utilises the valuations of term loans furnished by a pricing service approved by the AIFM. The pricing service typically values term loans at the bid price when quotations are readily available. Term loans for which quotations are not readily available are valued at fair market value on a consistent basis as determined by the pricing service using pricing matrices to determine valuations. The procedures of the pricing services and its evaluations are reviewed by the Investment Adviser of the relevant Portfolio (the "Investment Adviser") under the general supervision of the AIFM. The AIFM has determined in good faith that the use of a pricing service is a fair method of determining the valuation of term loans;
- Portfolio securities consisting of equities, bonds and other debt instruments (other than short-term obligations but including listed issues) may be valued on the basis of prices furnished by one or more pricing services which determine prices for normal, institutional-size trading units of such securities using market information, transactions for comparable securities and various relationships between securities that are generally recognised by institutional traders;
- Portfolio securities that are listed on stock exchanges or traded on other regulated markets are valued at the last known price on such exchanges or markets as of the close of the business day immediately preceding the valuation date with the exception of Global Equity Income Portfolio for which securities are valued at the valuation date the last known price as of 4.00 p.m. Luxembourg time ("4PM CET" or, in each case, the "Relevant Time"). If there are no such sales of a particular security, the value of such security will be the last available bid price of the Relevant Time or, in certain circumstances, such portfolio securities are valued at the last sale price on the exchange that is the primary market for such securities, or the last quoted bid price for those securities for which the Over-the-Counter ("OTC") market such as NASDAQ, is the primary market for listed securities;
- Investments in open-ended collective investment schemes are valued on the basis of the last available net asset value of the units of such collective investment scheme;
- Fixed income securities that are not listed on stock exchanges or traded on other regulated markets are valued at the last available bid price or yield equivalents obtained from one or more dealers or pricing services. Securities traded in the OTC market are valued at the last available bid price. In cases where securities are traded on more than one exchange, the securities are valued on the exchange designated by or under the direction of the AIFM as the primary market. Portfolio securities that are traded both in the OTC market and on a stock exchange are valued according to the broadest and most representative market;

- When market quotations are not readily available or the AIFM determines that the independent market quotation does not reflect fair market value, the AIFM will, in accordance with applicable laws, determine a fair market value for that asset or liability. When determining the price for such an asset or liability, the AIFM may use one or more of a variety of fair valuation methodologies (depending on factors including the asset type). The AIFM might, for example, price the asset based on the original cost of the investment or it might use proprietary or third-party models, including models that rely upon direct portfolio management pricing inputs and which reflect the significance attributed to the various factors being considered by the AIFM when it values the asset and/or liability, as well as certain assumptions. The AIFM might also use prices of actual, executed, historical transactions in the asset and/or liability (or related or comparable assets and/or liabilities) as a basis for valuation or even use, where appropriate, an appraisal by a third party experienced in the valuation of similar assets and/or liabilities.

As at 31 January 2020, the adjusted fair value applied to certain securities and/or derivatives are disclosed in the table below:

Portfolio	Currency	Fair value	% of Net Assets
Income Strategies Portfolio	USD	1,487,296	0.47

Please refer to the Portfolio of Investments section for further details of the securities.

Super Money Market Fund

- The AIFM has established procedures designed to stabilise, to the extent reasonably possible and in accordance with the MMFR, the Super Money Market Fund's price per unit as computed for the purpose of subscriptions and redemptions at USD 1 (the "constant NAV"). NAV is rounded to the nearest percentage point, or its equivalent in currency terms;
- The Portfolio's underlying securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Super Money Market Fund would receive if it sold the instrument;
- Effective 1 July 2019, the Portfolio is classified as a short term Public Debt CNAV MMF and complies with the requirements under MMFR. As a result of this, the AIFM has introduced additional prudent and rigorous liquidity management procedures to ensure compliance with any liquidity thresholds applicable to the Portfolio;

Notes to the Financial Statements continued

- To assess whether the assets of the Portfolio are sufficiently liquid to meet reasonably foreseeable redemptions and not force assets from being liquidated at discounted prices, the volatility of the Portfolio's assets is frequently monitored. The AIFM may also apply one or more of the following measures:
 - imposing liquidity fees on redemptions that adequately reflect the cost to the Portfolio of achieving liquidity and ensure that the unitholders who remain in the relevant Portfolio are not unfairly disadvantaged when other unit holders redeem their units during the period;
 - if, within a period of 90 days, the total duration of suspensions exceeds 15 days, the Super Money Market Fund shall automatically cease to be a short-term Public Debt CNAV MMF and the AIFM shall inform unitholders of this fact;
 - after the Board of Directors of the Management Company of the Portfolio has determined its course of action with regard to above points, it shall promptly provide details of its decision to the competent authority of the Portfolio;
 - imposing redemption gates that limit the amount of units to be redeemed on any one working day to a maximum of 10% of the units of the Portfolio for any period up to 15 working days;
 - imposing a suspension of redemptions for any period of up to 15 working days; or
 - taking no immediate action other than fulfilling the obligation laid down in Article 24 (2) of the MMFR.
- The Portfolio calculates a shadow NAV whereby underlying securities and money market instruments are valued based upon a mark-to-market price. In compliance with MMFR requirements, the difference between the constant NAV per unit and the NAV per unit calculated using mark-to-market is monitored and published daily on the website of the MMF: www.blackrock.com.

All Portfolios

- Cash is valued at its nominal amount;
- Repurchase agreements and reverse repurchase agreements are valued at cost plus accrued interest. Receivable and payable balances related to repurchase agreements and reverse repurchase agreements are included in the Statement of Net Assets respectively under the captions "Receivable for investments sold" and "Payable for investments purchased". The accrued interest from reverse repurchase agreements is included in the Statement of Net Assets under the caption "Interest and dividends receivable";
- Liquid assets such as money market instruments are valued on an amortised cost basis;
- Assets which include, in particular, interest and dividends receivable, receivable for investments sold and receivable for Fund units subscribed are valued at nominal value;
- Liabilities which include, in particular, payable for investments purchased, payable for Fund units redeemed, interest and dividends payable are valued at nominal value.

(b) Realised gains and losses on Investments

Net realised gains and losses on sales of investments have been determined on the basis of the average cost method.

(c) Income/Expense from Investments

The Fund takes credit for income from its investments on the following basis:

- interest income is accrued daily and includes the amortisation on a straight-line basis of premiums and accretion of discounts;
- bank interest is recognised on an accrual basis and includes interest income from reverse repurchase agreements;
- dividend income is accrued on the ex-dividend date and is shown net of withholding tax;
- Income from reverse repurchase transactions is included in the Statement of Operations under the caption "Bank Interest";
- an interest rate differential ("IRD") is the difference in interest rates between two similar interest bearing securities which arises from the currency hedging process e.g. if the 1 month interest rate on USD is 0.25% and on AUD it is 1%, then the implied IRD is 0.75%. Traders in the foreign exchange market use IRD's when pricing forward exchange rates. IRD's can be positive, nil or negative. Inclusion of IRD's in dividends may constitute a payment from capital in some jurisdictions. IRD is recorded as miscellaneous fees in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

(d) Financial Derivative Instruments

During the year, the Fund has entered into a number of forward foreign exchange transactions and futures contracts. Open futures contracts are valued at the fair market value to close the contracts on the accounting date. Surpluses/deficits arising from these and closed unsettled contracts are taken to net unrealised appreciation/(depreciation) and are included under assets or liabilities (as appropriate) in the Statement of Net Assets. The net change in unrealised appreciation or depreciation and the net realised gains or losses on settlement or closing transactions of forward foreign exchange transactions and futures contracts are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

During the year, the Fund has entered into swap agreements to exchange the return generated by one instrument for the return generated by another investment. The Fund can write credit default swaps ("CDS") and purchase CDS. When the Fund writes and/or purchases a CDS, a series of premiums is paid to or paid by the Fund, in return for a payment contingent on a credit event (predefined in the agreement). The premiums are included in the cost of CDS. Where possible, swaps are marked to market based upon daily prices obtained from third party pricing agents and verified against the actual market maker. Where such quotations are not available swaps are priced based upon daily quotations from the market maker. In both cases changes in quotations are recorded as net change in unrealised appreciation or depreciation in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Net realised gains or

Notes to the Financial Statements continued

losses on maturity or termination of the swaps and the interest earned in relation to the swaps are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Each Portfolio may sell call options and purchase put options on stock indices to seek to hedge portfolio securities against the impact of anticipated general price declines in equity markets or specific industry sectors thereof. Options on indices are similar to options on securities except that on exercise or assignment, the parties to the contract pay or receive an amount of cash equal to the difference between the closing value of the index and the exercise price of the option times a specified multiple. The effectiveness of a hedge employing stock index options will depend primarily on the degree of correlation between movements in the value of the index underlying the option and in the portion of the portfolio being hedged. Among other factors, the degree of correlation with respect to convertible securities will be affected by the degree to which the market value of portfolio securities is attributable to their conversion value. The net change in unrealised appreciation or depreciation and the net realised gains or losses on expiration or closing transactions of options are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

(e) Foreign Exchange

The cost of investments in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio has been translated at the rates of exchange ruling at the time of purchase. Market value of investments and other assets in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio have been translated at the exchange rate prevailing at the Portfolios valuation point in Luxembourg as at 31 January 2020. The net change in unrealised appreciation or depreciation and the net realised gains or losses on disposal or settlement of other assets or liabilities in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Income and expenses in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio have been translated at the rates of exchange prevailing on transaction date.

Different exchange rates are resulting from the pricing matrix and different valuation points between the different Portfolios. In the below table, the 4PM CET exchange rates on 31 January 2020 are presented for Global Allocation Portfolio, Global Equity Income Portfolio and World Income Portfolio, the 5PM CET exchange rates on 30 January 2020 are presented for Income Strategies Portfolio and Super Money Market Fund.

The following exchange rates were used to translate the investments and other assets and other liabilities for all Portfolios denominated in currencies other than the base currency of the respective Portfolio as at 31 January 2020:

CCY	Global Allocation Portfolio, Global Equity Income Portfolio and World Income Portfolio	Income Strategies Portfolio and Super Money Market Fund
	USD	USD
AUD	0.670050	0.670050
CAD	0.756229	0.756229
CHF	1.035036	1.032664
DKK	0.148030	0.147669
EUR	1.106250	1.103469
GBP	1.314900	1.310151

[42] BlackRock Global Investment Series

CCY	Global Allocation Portfolio, Global Equity Income Portfolio and World Income Portfolio	Income Strategies Portfolio and Super Money Market Fund
	USD	USD
ILS	0.289943	0.289771
JPY	0.009196	0.009202
KRW	0.000839	0.000844
MXN	0.052951	0.053182
SEK	0.103717	0.103608
SGD	0.732440	0.733299
TWD	0.033103	0.033039
ZAR	0.066952	0.067468

(f) Combined Financial Statements

The Combined Financial Statements of the Fund are expressed in USD and include the total of the financial statements of the different Portfolios.

(g) Deferred Organisational Expenses

Deferred organisational expenses are capitalised and are amortised on a straight-line basis over a five year period. As at 31 January 2020, all Portfolios had fully amortised their deferred organizational expenses.

(h) Income Equalisation

Each Portfolio follows the accounting practice of equalisation to prevent the undistributed income per unit from fluctuating solely by reason of subscriptions and redemptions of its units. This is accomplished by maintaining an equalisation account for the relevant Portfolio. The equalisation account is credited with that portion of the proceeds of subscribed units representing the net undistributed income per unit of those units, and is debited with that portion of any redemption payment representing net undistributed income per unit of the redeemed units. A portion of the dividends declared by a Portfolio may consist of amounts previously credited to the equalisation account. The yield reported to investors will include amounts paid from net income as well as any amount paid from the equalisation account.

The Income Equalisation is included in the Movements in unit capital in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

(i) Unfunded loans represent the remaining obligation of the Fund to the borrower.

As at 31 January 2020, the Income Strategies Portfolio had an unfunded loan of USD 1,316,295 disclosed under "Payable for unfunded loan" in the Statement of Net Assets.

3. Management Company and Investment Advisers

(a) Management Company

BlackRock Fund Management Company S.A. is the Management Company of the Fund. Pursuant to the Management Regulations, the Management Company has agreed to manage the Fund's Portfolios for the exclusive account of the relevant Unitholders. The Depositary and such other agents as appropriate, including Distributors of the Fund's Units in and outside Japan are appointed by the Management Company. The Management Company has delegated the appointment of Distributors to the Principal Distributor.

Notes to the Financial Statements continued

BlackRock Fund Management Company S.A. is a wholly owned subsidiary within the BlackRock Group and is regulated by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier* ("CSSF").

(b) AIFM

The Management Company has appointed BlackRock Asset Management Ireland Limited as the alternative investment fund manager to provide and procure the provision of investment management services, including portfolio and risk management functions, for the Fund within the meaning of the AIFMD. The AIFM is entitled to delegate its functions, powers, discretions, duties and obligations, subject to AIFMD requirements.

The AIFM is a wholly owned subsidiary within the BlackRock Group and is authorised by the Central Bank of Ireland.

The AIFM is paid out of the management fee due to the Management Company, as outlined in Note 4.

(c) Investment Advisers

Subject to the overall responsibility of the AIFM, each of the Portfolios receives investment advisory services from the Investment Advisers:

Portfolio	Investment Adviser
Global Allocation Portfolio	BlackRock Japan Co., Ltd
Global Equity Income Portfolio	BlackRock Investment Management (UK) Limited
Income Strategies Portfolio	BlackRock Financial Management, Inc.
Super Money Market Fund	BlackRock Financial Management, Inc.
World Income Portfolio	BlackRock Japan Co., Ltd

The Investment Advisers form part of the BlackRock Group.

The Investment Advisers are each paid out of the management fee due to the Management Company, as outlined in Note 4.

4. Management and Distribution Fees

(a) Management fees

During the year, the Fund paid management fees to the Management Company.

The level of management fee varies from 0.45% to 0.75% per annum of the NAV, with the exception of Class F units, which do not pay a management fee but rather a fee to the Investment Adviser or affiliates under a separate agreement. The level of management fee varies according to which Portfolio and unit class the investor buys. These fees accrue daily, are based on the NAV of the relevant Portfolio and are paid monthly. The Fund's AIFM and Investment Adviser fees are borne by the Management Company and paid through the management fee.

(b) Distribution fees

The Management Company has also entered into a Distribution Agreement with BlackRock Investment Management (UK) Limited (the "Principal Distributor"). The Principal Distributor may conclude contractual arrangements with certain Distributors for the distribution of units outside the U.S. such as the Japanese Distributors (as disclosed on pages 3 to 4).

The level of distribution fee varies from 0.25% to 1.00% per annum, of the NAV, with the exception of Classes AD units, D units, F units, Institutional I units, which do not pay a distribution

fee. The level of distribution fee varies according to which Portfolio and unit class the investor buys. These fees accrue daily, are based on the NAV of the relevant Portfolio and are paid quarterly.

The management and distribution fees per unit class for each Portfolio are disclosed in detail in the Fund's Prospectus.

For the period from 1 February 2019 to 15 January 2020, a fee waiver on management fees, distribution fees was in place for the Super Money Market Fund's Common, Current and Institutional I units. This waiver ceased effective 16 January 2020.

5. Coordination Fees

The Management Company has entered into an agreement with BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l. ("BROL") pursuant to which BROL, under the direction of the Board of Directors of the Management Company, provides certain corporate and administrative coordination services on behalf of the Fund.

The coordination fee rate is 0.025% of the average daily NAV of the Fund (excluding Class F units), per annum.

6. Administration Fees

The Management Company has appointed State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch, 49, avenue J-F Kennedy, L-1855 Luxembourg, as the Fund's Administrative Agent in Luxembourg to assist the Management Company at its principal office in Luxembourg with general administrative tasks pursuant to the Administration Agreement, against charging usual fees for these services.

7. Audit Fees

Detailed below are the fees paid to Deloitte Audit S.à r.l. for the year ended 31 January 2020.

	31 January 2020 EUR
Audit and audit related services (excluding VAT)	61,000
Non-audit services	—

8. Depositary Fees

The Management Company has entered into the Depositary Agreement with the Depositary, State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch. This agreement was amended effective 17 January 2019 in line with the appointment of the AIFM.

The Depositary Agreement provides that all securities and cash of the Fund, other than cash held in trading accounts or held in any operating accounts for expenses or dividend disbursement accounts (which may be maintained at other banks), are to be held by or to the order of the Depositary provided that the Management Company may place cash in overnight call accounts or on term deposit with other banks approved by the Depositary, who shall continue to supervise such funds. The Depositary is responsible for the collection of principal and income on, and the payment for and collection of proceeds of securities bought and sold for the Fund. In line with the compliance of the AIFM and the Fund's compliance with AIFMD, the Depositary's role pursuant to AIFMD enhances Unitholder protection and includes the responsibility to safekeep the assets of the Fund and hold in custody all financial instruments, cash and other assets of the Fund (the "Safekeeping Function").

Notes to the Financial Statements continued

The Depositary charges the Fund fees for these services in accordance with its usual rates expressed as a fraction of a percentage per annum of the net assets of the Fund. The Depositary may appoint one or more correspondent banks, and it is expected that the Depositary retains a correspondent bank in the United States, whose fees shall be borne by the Fund. As part of its Safekeeping function, the Depositary is liable to the Fund for the loss of financial instruments which are held in custody. This enhanced role of the Depositary leads to an increase in depositary fees by up to 0.0062%, payable by the Fund.

9. Transactions with Related Parties

The ultimate holding company of the Management Company, the Principal Distributor, the AIFM, the Investment Manager and the Investment Advisers is BlackRock, Inc., a company incorporated in Delaware, USA. PNC Financial Services Group Inc. is a substantial shareholder in BlackRock, Inc. When arranging transactions in securities for the Fund, companies in the PNC Group may have provided securities brokerage, foreign exchange, banking and other services, or may have acted as principal, on their usual terms and may have benefited therefrom. Commissions have been paid to brokers and agents in accordance with the relevant market practice and the benefit of any bulk or other commission discounts or cash commissions rebates provided by brokers or agents have been passed on to the Fund. The services of PNC Group companies could have been used by the Investment Advisers where it was considered appropriate to do so provided that their commissions and other terms of business are generally comparable with those available from unassociated brokers and agents in the markets concerned, and this is consistent with the above policy of obtaining best net results.

During the year there have been no significant transactions which were outside the ordinary course of business or which were not on normal commercial terms.

10. Taxes

Under present Luxembourg law and practice, the Fund is not liable to any Luxembourg ordinary income or capital gains tax, nor are dividends paid by the Fund subject to any Luxembourg withholding tax. However, the Fund is subject to a subscription tax ("taxe d'abonnement") of 0.05% per annum levied on the NAV of the Fund at the last day of each calendar quarter, in accordance with the 2010 Law, except in respect of Super Money Market Fund as well as in respect of the Portfolios or unit classes reserved for institutional investors within the meaning of Article 174 of the 2010 Law, on which a reduced tax of 0.01% per annum is levied. For the year ended 31 January 2020, the Global Allocation Portfolio and World Income Portfolio have not paid Luxembourg taxes, as no subscription tax is paid on the assets held by the Fund in other undertakings for collective investment already subject to that tax in Luxembourg.

Under applicable foreign tax laws, withholding taxes may be imposed on interest, dividends and capital gains at various rates.

11. Dividends

Super Money Market Fund

The net income (i.e., accrued interest income net of accrued expenses) is declared as a dividend on each valuation date on all units outstanding on that day to the Unitholders of record immediately prior to the daily determination of NAV per unit, provided always that units shall be entitled to a dividend only

from the day on which their subscription is settled prior to 12 noon Luxembourg time and that units redeemed shall not be entitled to receive the daily dividend declared on the settlement day of their redemption.

Non-Money Market Portfolios

The net income of the relevant other Portfolios consists of (i) interest accrued, discount earned (including both original issue and market discount) or other income earned, (ii) less the estimated expenses of the Portfolio (including management fees). In respect of each dividend declared, the Board of Directors of the Management Company may determine if, and to what extent, such dividend is to be paid out of undistributed net investment income, realised and unrealised capital gains, respectively increased or decreased by net equalisation credits or debits.

12. Credit Facility

As at 31 January 2020, Income Strategies Portfolio was entitled to a credit facility of USD 65,000,000 from State Street Bank and Trust Company. As at 31 January 2020, a loan of USD 0 was drawn down (2019: USD 0).

A loan commitment fee is charged on a daily basis in relation to this credit facility which is included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. The loan commitment fee consists of 0.15% charged on the unused portion of the credit facility and the FED or LIBOR rate (depending on which is higher) + 0.90% margin spread on the used portion of the credit facility.

The commitment fee is disclosed in the Statement of Operations under the caption "Loan commitment fees".

13. Financial Derivative Instruments and Efficient Portfolio Management Techniques

Each of the Portfolios may use derivatives to hedge market and currency risk, and for the purposes of efficient portfolio management.

The use of derivatives may expose the Portfolios to a higher degree of risk. In particular, derivative contracts can be highly volatile, and the amount of initial margin is generally small relative to the size of the contract so that transactions are geared. A relatively small market movement may have a potentially larger impact on derivatives than on standard bonds or equities.

See further details in the specific Portfolio of Investments.

14. Transaction costs

In order to achieve its investment objective, a Portfolio will incur transactions costs in relation to trading activity on its Portfolio of investments. Disclosed in the table below are separately identifiable transaction costs incurred by each Portfolio for the year ended 31 January 2020. These include commission costs, settlement fees, broker fees and depositary fees.

Portfolios	CCY	Transaction costs
Global Allocation Portfolio	USD	—
Global Equity Income Portfolio	USD	47,043
Income Strategies Portfolio	USD	6,505
Super Money Market Fund	USD	—
World Income Portfolio	USD	—

Notes to the Financial Statements continued

15. Amounts due from/to Broker

The Portfolios trade derivatives with a range of counterparties. The counterparties to forward foreign exchange transactions and swap contracts are shown in the Portfolio of Investments.

Cash collateral is paid or received on swaps to cover any exposure by the counterparty to the Fund or by the Fund to the counterparty. Due from/to Broker on the Statement of Net Assets consists of cash collateral and margin paid/received from the Fund's clearing brokers and various counterparties.

16. Subsequent events

The Board of Directors of the Management Company has assessed the impact of market conditions arising from the COVID-19 outbreak on the Portfolios' ability to meet their

investment objectives. Based on the latest available information, the Portfolios continue to be managed in line with their investment objectives, with no disruption to the operations of the Portfolios and the publication of net asset values. No investment objectives are expected to be altered and the Board of Directors of the Management Company will continue to monitor the performance of the Portfolios on an ongoing basis.

There have been no other events subsequent to the financial year end which require an adjustment to, or disclosure in, these financial statements.

17. Approval date

The financial statements were approved by the Board of Directors of the Management Company on 19 May 2020.

Appendix I – Unit Classes (Unaudited)

Unit Classes In Issue

As at 31 January 2020, the Fund offers the following unit classes.

A Class
A Class distributing unit in AUD
A Class distributing unit in EUR
A Class distributing unit in USD
A Class distributing unit in SGD hedged
A Class non-distributing unit in AUD
A Class non-distributing unit in JPY
A Class non-distributing unit in USD
AD Class
AD Class distributing unit in USD
B Class
B Class distributing unit in USD
C Class
C Class distributing unit in USD
Common Units
Common distributing unit in USD
Current Units
Current distributing unit in USD
F Class¹
F Class distributing unit in USD
Institutional I Units¹
Institutional I distributing unit in USD
J Class
J Class distributing unit in USD

¹ available to institutional investors.

Unit Classes Launched

There were no unit classes launched during the year.

Unit Classes Closed

There were no unit classes closed during the year.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年5月末日現在)

		米ドル(を除く)	千円(および を除く)
資産総額		98,267,475	10,785,838
負債総額		763,782	83,833
		97,503,693	10,702,005
純資産総額(-)	クラスA 受益証券 (米ドル建て)	36,875,582	4,047,464
	クラスF 受益証券 (米ドル建て)	60,628,111	6,654,541
発行済口数	クラスA 受益証券 (米ドル建て)	2,126,502口	
	クラスF 受益証券 (米ドル建て)	2,993,862口	
1口当たり純資産価格 (/)	クラスA 受益証券 (米ドル建て)	17.34	1,903円
	クラスF 受益証券 (米ドル建て)	20.25	2,223円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換

受益証券の名義書換機関は、以下のとおりである。

取扱機関 J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

取扱場所 セニンガーバークL - 2633、トレヴェス通り6C番

受益証券に関する確認書を含む（これらに限定されない。）受益証券の名義書換または譲渡は、ファンドの受益証券登録簿に記載されるものとする。

受益証券の名義書換は、譲渡者および譲受者またはそれらの各ブローカーによって署名される譲渡証券を名義書換事務代行会社に対して交付することによって、または管理会社もしくは管理会社が指名する一もしくは複数の者によって署名される書面による譲渡承認書によって、有効となる。

各受益証券は、ポートフォリオの不可分の共有権を表章する。受益証券が複数の者によって共同所有されるか、または登録受益者以外の一もしくは複数の者によって実質的に所有される場合、各共同所有者または各実質所有者（両者を総称して「登録所有者」という。）は、管理会社および名義書換事務代行会社との関係における当該共同所有者または実質所有者を代表する者を、名義書換事務代行会社または当該目的のため管理会社が指名する一または複数の者に対し指名することを要し、共同所有者の場合は、管理会社は、共同所有者の中の単一代表者の当該指名の受領時まで、当該受益証券に関する権利の行使の全部または一部を停止することができる。当節の第二文に従い、管理会社および保管受託銀行は、受益証券登録簿に登録されている名義人を、当該受益証券の絶対所有者として扱うことができ、またそう扱うことにより全面的に保護されるものとし、当該受益証券におけるもしくは当該受益証券に対する他の者の権利、利益または請求を無視し、顧慮しないことができるものとする。

受益証券の各所持人は、各所持人が所有する受益証券の自己名義での受益証券登録簿への登録時またはそれ以前に、また受益証券の各買付申込者は、各申込みの受諾時またはそれ以前に、名義書換事務代行会社または管理会社が当該目的のため指名する一もしくは複数の者に対し、ファンドの受益証券登録簿に記載され、管理会社および名義書換事務代行会社からの一切の通知および通信が送付される各買付申込者の住所を通知するものとする。受益者が上記のとおり住所を通知しない場合、名義書換事務代行会社に別の住所を通知するまでは、受益証券登録簿には「名義書換事務代行会社気付」として記載されるものとする。受益者は、名義書換事務代行会社に対する書面による通知によって、受益証券登録簿上の登録住所を随時変更することができる。

日本における販売会社に受益証券の保管を委託する日本の受益者については、日本における販売会社を通じて名義書換を行い、その他の受益者は、自己の責任により手配する。

2 受益者集会

受益証券には議決権が付与されていない。

3 受益者に対する特典はない。

4 受益証券についての譲渡制限

適用される法律により禁止されている場合を除き、米国人（下記に定義される。）ならびに発行済受益証券の10%以上を保有する者（日本人、販売会社および/またはそのノミニーを除く。）に対する場合以外譲渡制限はない。

「米国人」とは、米国居住者または1933年米国証券法（随時改正済）のレギュレーションSで規定されるその他の者をいう。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

a. 資本金の額

管理会社の資本金は、50万米ドル(約5,488万円)で、2021年5月末日現在全額払込済である。なお、1株12.5米ドル(約1,372円)の記名株式40,000株を発行済である。

最近5年間において資本金の額の増減はない。

b. 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役会の構成員は管理会社の株主である必要はない。取締役は、翌年の年次株主総会でその後任者が選任され就任するまでの期間を任期として年次株主総会において選任されるものとする。ただし、取締役は、株主総会の決議により、事由の有無に拘らず、解任されおよび(または)更迭されることがある。死亡、引退その他の事由により取締役に欠員が生じた場合は、残りの取締役が会議を開き、多数決により、翌年の年次株主総会までの期間、かかる欠員を補充するため取締役を選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名および1名ないしそれ以上の副会長を選出することができる。取締役会はまた秘書役を選任することができる。秘書役は取締役である必要はなく取締役会と株主総会の議事録を保管する責任を有する。

取締役会は、会長または2名の取締役の招集により招集通知に指定する場所において開催される。

取締役会会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務める。

取締役会は、管理会社の運営および管理に必要なとみなされるジェネラル・マネジャーおよびアシスタント・ジェネラル・マネジャーその他の役員を含む管理会社役員を随時任命することができる。いずれのにかかる任命も取締役会の決定により取り消すことができる。役員は管理会社の取締役または株主である必要はない。任命された役員は管理会社の定款に特段の規定がない限り、取締役会によって役員に与えられた権限と義務を有する。

取締役会の通知は、緊急時を除き少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役会にあてて書面によりなされるものとする。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載するものとする。招集通知は、ケーブル、テレックス、電報またはファクシミリによる各取締役の同意により省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

いずれの取締役もケーブル、テレックス、電報またはファクシミリにより別の取締役をその代理人として指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の少なくとも過半数が出席もしくは代理出席している場合にのみ、審議を行い有効に行為することができる。決議は取締役会に出席もしくは代理出席している取締役の多数決によるものとする。

前記にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議と全部の各取締役による署名を含んだ一通または数通の書面から構成されることができる。当該決議の日付は、最後の署名の日付である。

取締役会は、特に、管理会社の利益のために管理および業務の一切の行為を遂行するための最も広範な権限を有している。法または定款によって明示的に留保されていない権限は、取締役会の権限とする。

管理会社は、管理会社のいずれか2名の取締役の共同の署名によって拘束され、取締役会によってかかる権限が授けられた者の個人の署名にも拘束される。

2019年1月17日付で、管理会社はAIFMとオルタナティブ投資運用契約を締結し、2019年1月17日付で、AIFMは投資顧問会社と投資顧問契約を締結した。

投資顧問会社は、常にAIFMの指示に従うものとするが、投資顧問契約の規定によれば、投資顧問会社は、証券またはその他の資産に投資されたファンドのポートフォリオの運用に責任を持つことになっている。特定の証券の売買もしくは保有の決定は、投資顧問会社の責任においてなされるが、AIFMの監督を受ける。

c. 役員および従業員の状況

(2021年5月末日現在)

氏名	役職名	略歴	保有株式数
グラハム D. バンピング (Graham D. Bamping)	取締役会長 および非執行 取締役	ブラックロック・グループの従業員としては退職したが、取締役としての地位を有している。	0
ジェフリー・ラドクリフ (Geoffrey Radcliffe)	非執行取締役	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー、 マネージング・ディレクター	0
ジョアン・フィッツジェラルド (Joanne Fitzgerald)	非執行取締役	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー、 ディレクター	0
エイドリアン M. ローレンス (Adrian M. Lawrence)	非執行取締役	ブラックロック・インベストメント・マネジメン ト(UK)リミテッド、製品開発担当ディレク ター	0
スヴェトラナ・ブトピナ (Svetlana Butvina)	非執行取締役	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー、 マネージング・ディレクターおよびリスク管理部 門のヘッド	0
レオン・シュワブ (Leon Schwab)	非執行取締役	ブラックロック・グローバル・ファンズ、ディレ クター(アドミニストレーション・サービス・グ ループ)、EMEAオルタナティブ、レギュレー ションおよびタックス関連部門のヘッド	0
デロイト・オーディット・ エス・エイ・アール・エル (Deloitte Audit S.à r.l.)	独立監査人	1990年現職に就任	0

(注1) フィッツジェラルド氏、ローレンス氏、ラドクリフ氏、ブトピナ氏およびシュワブ氏は、ブラックロック・グループ(管理会社を含む。)の従業員であり、また、バンピング氏は、ブラックロック・グループの元従業員である。

(注2) ファンドの独立監査人は、デロイト・オーディット・エス・エイ・アール・エル(Deloitte Audit S.à r.l.)である。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドの管理および運用を行う。管理会社は、ファンドの管理業務を、管理事務代行会社ならびに登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社に委託しており、ファンド資産の保管業務を保管受託銀行に委託している。

2021年5月末日現在、管理会社は、ルクセンブルグ籍のアンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託であるブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズの5本のポートフォリオを管理している。ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ全体の純資産総額は、3,117,860,372.14米ドルである。

3【管理会社の経理状況】

a．本書記載の管理会社の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、欧州連合が承認した国際財務報告基準に準拠して作成された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。管理会社の財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第5項ただし書の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2021年5月31日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル＝109.76円の為替レートが使用されている。

円換算額は原文の財務書類には記載されておらず、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

b．原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ（管理会社の本国における独立登録会計事務所）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は、本書に掲載されている。

(1) 【貸借対照表】

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
財政状態計算書
2020年12月31日現在

	注記	2020年12月31日現在		2019年12月31日現在	
		千米ドル	千円	千米ドル	千円
資産					
非流動資産					
金融資産	7	831	91,211	828	90,881
流動資産					
売掛金及びその他の債権	9	1,215	133,358	1,584	173,860
現金及び現金同等物	10	5,667	622,010	6,183	678,646
		<u>6,882</u>	<u>755,368</u>	<u>7,767</u>	<u>852,506</u>
資産合計		<u>7,713</u>	<u>846,579</u>	<u>8,595</u>	<u>943,387</u>
資本及び負債					
資本					
資本金	11	500	54,880	500	54,880
その他の準備金		519	56,965	596	65,417
利益剰余金		5,566	610,924	5,239	575,033
資本合計		<u>6,585</u>	<u>722,770</u>	<u>6,335</u>	<u>695,330</u>
流動負債					
買掛金及びその他の債務	13	1,128	123,809	2,260	248,058
資本及び負債合計		<u>7,713</u>	<u>846,579</u>	<u>8,595</u>	<u>943,387</u>

2021年5月20日に取締役会の承認を得て、下記の者が代表して署名した。

ジョアン・フィッツジェラルド
取締役

ジェフ・ラドクリフ
取締役

17ページから33ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

(2) 【損益計算書】

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
損益計算書

2020年12月31日に終了した年度

	注記	修正再表示後*			
		2020年度		2019年度	
		千米ドル	千円	千米ドル	千円
収益	4	13,624	1,495,370	17,994	1,975,021
売上原価		(13,211)	(1,450,039)	(17,420)	(1,912,019)
売上総利益		413	45,331	574	63,002
管理費用		(137)	(15,037)	(106)	(11,635)
営業利益	5	276	30,294	468	51,368
金融収益		3	329	21	2,305
デリバティブ金融商品に係る純利得/(損失)		2	220	(1)	(110)
金融収益純額		5	549	20	2,195
税引前利益		281	30,843	488	53,563
法人所得税(費用)/収益	6	(31)	(3,403)	208	22,830
当期純利益		250	27,440	696	76,393

上記の業績は、すべて継続事業から生じたものであった。

*比較情報の修正再表示の詳細については、注記18を参照のこと。

17ページから33ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

持分変動計算書

2020年12月31日に終了した年度

	資本金	その他の準備金	利益剰余金	合計
	千米ドル	千米ドル	千米ドル	千米ドル
2020年1月1日現在	500	596	5,239	6,335
当期純利益			250	250
包括利益合計			250	250
その他の準備金からの振替		(77)	77	
2020年12月31日現在	500	519	5,566	6,585

	資本金	その他の準備金	利益剰余金	合計
	千米ドル	千米ドル	千米ドル	千米ドル
2019年1月1日現在	500	532	4,607	5,639
当期純利益			696	696
包括利益合計			696	696
その他の準備金への振替		64	(64)	
2019年12月31日現在	500	596	5,239	6,335

	資本金	その他の準備金	利益剰余金	合計
	千円	千円	千円	千円
2020年1月1日現在	54,880	65,417	575,033	695,330
当期純利益			27,440	27,440
包括利益合計			27,440	27,440
その他の準備金からの振替		(8,452)	8,452	
2020年12月31日現在	54,880	56,965	610,924	722,770

	資本金	その他の準備金	利益剰余金	合計
	千円	千円	千円	千円
2019年1月1日現在	54,880	58,392	505,664	618,937
当期純利益			76,393	76,393
包括利益合計			76,393	76,393
その他の準備金への振替		7,025	(7,025)	
2019年12月31日現在	54,880	65,417	575,033	695,330

17ページから33ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

キャッシュ・フロー計算書

2020年12月31日に終了した年度

	注記	2020年度		2019年度	
		千米ドル	千円	千米ドル	千円
営業活動による キャッシュ・フロー					
当期純利益		250	27,440	696	76,393
非資金項目によるキャッシュ・ フローに対する調整					
為替差損/(益)	5	3	329	(7)	(768)
金融収益		(3)	(329)	(21)	(2,305)
法人所得税(収益)/費用	6	31	3,403	(208)	(22,830)
		281	30,843	460	50,490
運転資本に関する調整：					
売掛金及びその他の債権の減少	9	369	40,501	1,053	115,577
買掛金及びその他の債務の(減少) /増加	13	(1,132)	(124,248)	1,037	113,821
事業による現金の増減		(482)	(52,904)	2,550	279,888
法人所得税(支払額)/還付額		(31)	(3,403)	208	22,830
営業活動による正味キャッシュ・ フロー		(513)	(56,307)	2,758	302,718
投資活動による キャッシュ・フロー					
利息受取額				7	768
現金及び現金同等物の(減少)/増加		(513)	(56,307)	2,765	303,486
現金及び現金同等物1月1日残高		6,183	678,646	3,411	374,391
保有現金に対する為替レート の変動の影響		(3)	(329)	7	768
現金及び現金同等物12月31日残高		5,667	622,010	6,183	678,646

17ページから33ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

[次へ](#)

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

財務諸表に対する注記

2020年12月31日に終了した年度

1 全般的情報

当社は、ルクセンブルグで設立し同地を拠点とする、非公開有限責任株式会社である。

登記上の事務所の住所は、以下の通りである。

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 35 A 番 (35A, Avenue JF Kennedy, Luxembourg L-1855, Grand Duchy of Luxembourg)

当財務諸表は、2021年5月20日に取締役会により発行の承認を受けている。

2 会計方針

重要な会計方針及び主要な会計上の見積りの要約

当財務諸表の作成に適用した重要な会計方針は以下に記載されている。これらの方針は、特段の記載がない限り、すべての表示年度に首尾一貫して適用されている。

作成の基礎

財務諸表は、欧州連合が承認し採択している国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠し、かつ取得原価主義会計(ただし、IFRS第13号「公正価値測定」(以下「IFRS第13号」という。)又は他の関連基準に従い公正価値で測定している保有金融商品の再評価を除く。)により作成している。取得原価は、通常、資産と交換に引き渡した対価の公正価値に基づいている。

継続企業の前提

当社の事業活動は、将来の成長、業績及びポジションに影響を与える可能性のある要因と共に、当社が直面している重要なリスクと併せて、取締役報告書に記載されている。

継続企業の前提を評価する上で、取締役は、上記の要因(当社の財政状態及び特に重要な正味現金ポジションを含む。)を考慮している。報告日現在において、当社は、翌12ヶ月間に見込まれる資金需要を賄うことができる十分な既存資金を有している。これに加えて、事業から資金を生成する能力の実績から、取締役は、当社が事業リスクを首尾よく管理できる状態にあると確信している。

適切な調査の結果、取締役は、当社が予見可能な将来、少なくとも本報告書日から12ヶ月間は事業を継続させるための十分な資力を有していると合理的に予測している。このため、取締役は、取締役報告書及び財務諸表の作成において継続企業の前提を引き続き適用している。

会計方針の変更

新基準、解釈指針及び修正の適用

2020年1月1日から適用開始した基準、解釈指針及び修正による財務諸表に対する重要な影響はない。

収益の認識

認識

当社は、サービスの提供により、投資顧問報酬、管理報酬、及び販売報酬関連の収益を稼得している。収益は、約束したサービスに対する支配を顧客に移転した時点、すなわち、履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)、当該サービスと交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額(以下「取引価格」という。)で認識する。当社は、複数のサービスを含んでいる可能性のある契約を締結しているが、一定の場合には、これらのサービス全体を対象に「単一報酬」を請求することがあ

る。これらのサービスが別個のものであると判断した場合には、それらを区分して会計処理を行っている。当社のサービスに対する報酬は、その額が当社の影響力の及ばない市況に応じて変動し得ることから、通常変動対価の形式をとる。変動対価については、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い場合(すなわち、関連する不確実性が解消された場合)に、取引価格の一部に含めている。一部の顧客との契約に関しては、顧客へのサービス提供にあたり第三者や関連当事者を関与させているが、当社は、約束したサービスを顧客に移転する前に支配しているため、通常これらの契約において本人と見なされる。したがって、収益と関連コストを総額で表示している。

報酬に関する契約

サービスの提供から生じる収益に関する報酬契約の詳細並びに収益の測定及び認識方法は、以下の通りである。

- ・投資顧問及び管理報酬：この報酬は、サービスを一定の期間にわたり履行するにつれて認識している。当該報酬は、主に純資産価額又は運用対象資産(以下「AU」という。)に対する当社の料率に基づいており、純資産価額又はAUの増減(市場価値の増加若しくは減少、為替換算、又は正味インフロー若しくはアウトフロー等)の影響を受ける。投資ファンドに係る投資顧問及び管理報酬は、当該ファンドの契約上の費用上限額に従い放棄又は自発的に放棄した純額の報酬額を表示している。報酬は通常、未収額を月次で請求している。
- ・販売報酬：当社は、ファンドに係る販売業務及び受益者向けサービスを、ファンドの管理業務とは分けて別個のサービスとして会計処理を行っている。これは、顧客がサービスからの便益をそれ単独で得ることができ、かつ当該サービスを区分して識別可能(すなわち、約束したサービスの性質がサービスのそれぞれを個々に移転すること。)であるためである。当社は、当社が管理している一定のミューチュアル・ファンドの元引受会社及び/又は販売会社を務めている場合の販売報酬を、販売報酬収益に計上している。販売報酬は通常、純資産価額に基づいており、サービスを履行し金額が判明した時点で認識している。このため、当社が認識した販売報酬の一部は、(当期に収益認識基準を充足した)過年度に履行したサービスに関連している場合がある。継続的な受益者向けサービスに係る報酬収益については、当該サービスを一定期間にわたり履行した時点又は履行するにつれて認識している。当社は、当社が管理する一定のファンドに代わって、様々なファンドの販売及び受益者向けのサービスを行う契約を第三者と締結している。当該契約は、通常ファンドが支払う管理報酬の一部として又は純資産価額に対する所定の料率により金額が定められる。これらの取引において当社は本人と見なされるため、販売報酬と発生した販売及びサービス提供コストを総額で表示している。

外貨建取引及び残高

当財務諸表は、米ドル(当社が営業活動を行う主たる経済環境の通貨(当社の機能通貨))で表示している。

当社の機能通貨以外の通貨(外貨)での取引は、取引日の実勢為替レートで認識している。各財政状態計算書日において、外貨建貨幣性資産及び負債は当該日現在の実勢レートで換算替えしている。貨幣性項目に係る為替差額は発生した期の損益計算書に認識している。取得原価で測定している外貨建非貨幣性項目は換算替えを行っていない。公正価値で計上している外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日現在の実勢レートで換算している。純損益を通じて公正価値(以下「FVTPL」という。)で測定する非貨幣性項目に係る為替差額は、発生した期の損益計算書に、公正価値測定による利得又は損失の一部として計上している。その他の包括利益を通じて公正価値(以下「FVTOCI」という。)で測定する非貨幣性項目に係る為替差額は、発生した期のその他の包括利益計算書に、公正価値測定による利得又は損失の一部として計上している。

税金

法人所得税費用は、現在の未払税金の合計金額を表している。

当期の法人所得税費用は、当社が営業活動を行い課税所得が生じる国において、報告日までに制定され、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて算定している。

金融商品

認識及び認識の中止

金融資産及び金融負債は、当該金融商品の契約条項の当事者になった場合に認識している。

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は当該金融資産を譲渡し、かつリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した場合に、認識を中止している。当該資産の帳簿価額と受け取った対価の合計額との差額は、損益計算書に利得又は損失として認識している。

金融負債は、当該金融負債が消失、免責、取消し、又は失効となった時に認識を中止している。認識を中止した当該金融負債の帳簿価額と支払った及び支払予定額との差額は、損益計算書に認識している。

金融資産の通常の方法による売買は、すべて取引日（当社が金融資産を購入又は売却することを確約し当該金融商品の契約条項の当事者になった日）基準により認識及び認識の中止を行っている。

金融資産の分類及び当初測定

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS第15号」という。）に従って重大な金融要素を含んでいないため取引価格で測定する売掛金を除き、すべての金融資産は、公正価値（取引コストがある場合調整後）で当初測定している。

金融商品は、以下の区分に分類している。

- ・ 償却原価
- ・ 純損益を通じた公正価値（以下「FVTPL」という。）

この分類は、以下の両方に基づき決定している。

- ・ 金融資産の管理に関する当社の事業モデル
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

損益計算書に認識する金融資産に係る収益及び費用はすべて、「金融費用」、「金融収益」、又は「デリバティブ金融商品に係る純利得又は損失」に認識している（ただし、「管理費用」に表示している売掛金の減損を除く。）。

償却原価で測定する金融資産に生じた為替差損益は、損益計算書の「管理費用」に表示するとともに、注記5に開示している。FVTPLで測定する金融資産の外国為替部分は公正価値測定による利得又は損失の一部を構成しており、損益計算書の「デリバティブ金融商品に係る純利得又は損失」に認識している。

金融資産の事後測定

償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の条件を満たす（かつ、FVTPLで測定するものとして指定していない）場合、償却原価で測定している。

- ・ 当該資産が、金融資産を保有し契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・ 当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが生じる。

当初認識後、これらの金融資産は実効金利法による償却原価で測定し、収益はこれを基に認識している。割引計算はその影響額に重要性がない場合は省略している。

当社の現金及び現金同等物並びに売掛金及びその他の債権は、金融商品のこの区分に該当する。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

「回収するために保有」又は「回収と売却のために保有」以外の他の事業モデルの中で保有している金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定するものに分類している。さらに、事業モデルに関わら

ず、契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払いのみでない金融資産は、F V T P Lで会計処理を行っている。当社のデリバティブはこの区分に該当する。

当社は、償却原価又はF V T O C Iの金融資産を、F V T P Lで測定するものとして指定する場合があります。この選択は取消不能であり、F V T P Lへの分類が測定又は認識の不整合を大幅に低減する場合にのみ適用可能である。当社にF V T P Lで測定するものとして指定している金融資産はない。

この区分の資産は公正価値で測定し、利得又は損失は損益計算書に認識している。

金融資産の減損

F V T P Lで測定するものを除くすべての負債性金融資産について、予想信用損失(以下「E C L」という。)の識別という将来予測的な手法により、各報告日において減損評価を実施している。E C Lとは、契約に従って支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、当社が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利で割り引いたものとして定義されている。

売掛金の減損損失は、単純化したアプローチ(全期間の予想信用損失を適用)に基づき認識している。この過程では、売掛金が回収不能となる確率を、単一の損失率を用いる手法により評価している。

その他の金融資産に対する引当額の算定は、金融資産の当初認識以降の信用リスクの著しい増大の有無に基づいた手法を用いている。当初認識以降に信用リスクが著しく増大していない金融資産については、12ヶ月のE C Lを認識する。信用リスクが著しく増大している場合には、全期間のE C Lを認識する。

償却原価で測定する保有資産のE C Lは損益計算書に認識し、これに対応する当該資産の帳簿価額の調整は引当金勘定を通じて行っている。

金融負債の分類及び測定

金融負債は、公正価値で当初測定し、(該当がある場合)取引コストを調整する(ただし、当社が金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した場合を除く。)

その後金融負債は、実効金利法による償却原価で測定する(ただし、企業結合において負担した条件付対価、デリバティブを含む売買目的保有負債、及びF V T P Lで測定するものに指定した金融負債(公正価値で事後測定し利得又は損失は損益計算書に認識)を除く。)

当社が償却原価で測定している金融負債は、買掛金及びその他の債務である。当社にF V T P Lで測定するものとして指定している金融負債はない。

利息関連費用はすべて損益計算書の「金融費用」に計上し、金融商品の公正価値の変動は「デリバティブに金融商品に係る純利得又は損失」に計上している。

償却原価で測定する金融負債に生じた為替差損益は、損益計算書の「管理費用」に表示するとともに、注記5に開示している。

デリバティブ

デリバティブとは、その価値が1つ又は複数の基礎となる金融商品又は指数から算出される契約である。当社のデリバティブは、為替予約である。

当社は、一定の状況においてデリバティブを利用し、為替変動に係るリスクの経済的ヘッジ及び一定のシード投資に係る市場価格エクスポージャーの経済的ヘッジを行っている。当社の方針では、トレーディング目的のデリバティブは行わない。当社は、デリバティブを正式なヘッジ手段として指定していないため、ヘッジ会計は適用していない。

デリバティブは、デリバティブの契約締結日に財政状態計算書に公正価値で認識し、その後は各財政状態計算書日において公正価値で再測定を行う。公正価値の再測定から生じる利得又は損失は、損益計算書に直ちに認識している。財政状態計算書上、公正価値がプラス(未実現利得)のデリバティブは資産に計上し、公正価値がマイナス(未実現損失)のデリバティブは負債に計上している。

資本性金融商品

資本性金融商品とは、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約である。当社が発行する資本性金融商品は、受領した収入額（発行に直接起因するコスト控除後）で認識している。当社の普通株式は、資本性金融商品に分類している。

3 重要な会計上の判断及び見積りの不確実性の主要な要因

法人所得税

当社は法人所得税の対象となっており、納税引当金の算定には判断が要求される。最終的な税額の決定が不確実な多数の取引及び計算が存在する。税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高い場合、当社は財務諸表上の法人所得税を、法人所得税申告において使用する税務処理と整合させて測定している。当該可能性が高くない場合には、不確実性の影響を、最も可能性の高い金額又は期待値を用いて測定している。最終的な税額が当初計上額と異なる場合、当該差額は当該決定が行われた期の法人所得税に影響を及ぼす。

明細は注記6に記載している。

4 収益

	(単位：千米ドル)	
	2020年度	修正再表示後*
投資顧問及び管理報酬	13,624	17,994

投資形態毎の内訳

	(単位：千米ドル)	
	2020年度	修正再表示後*
現金運用	5,611	8,724
株式	415	476
債券	3,450	3,845
複合資産	4,148	4,949
	13,624	17,994

*比較情報の修正再表示の詳細については、注記18を参照のこと。

契約資産

契約資産は、サービスと交換に受け取る対価に対する当社の条件付権利であり、主にサービスと交換に受け取る未だ請求を行っていない未収収益に関連するものである。これは、注記9で未収収益として開示している。

残存履行業務に配分した取引価格

当社はサービスを履行するにつれて収益を認識しており、当該収益は当社が請求する権利を有している金額に該当するため、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」第121項の実務上の便法を適用し、残存履行業務に関する情報の開示は行っていない。

5 営業利益

費用/(収益)に計上した金額

	(単位：千米ドル)	
	2020年度	2019年度
為替差損/(益)	3	(7)

6 法人所得税

当社はルクセンブルグの法人所得税、地方事業税及び富裕税の対象となっている。当社が属する連結納税主体の一員として当社に配分された費用(法人所得税、地方事業税及び富裕税)は、以下の通りである。

損益計算書の法人所得税(収益)/費用

	(単位：千米ドル)	
	2020年度	2019年度
当期税金		
ルクセンブルグの法人税の過年度の修正	(1)	(236)
富裕税	32	28
当期法人所得税合計	31	(208)
損益計算書の法人所得税費用/(収益)	31	(208)

当期の税引前利益に対する税額は、ルクセンブルグの法人税の標準税率24.94%(2019年度：24.94%)よりも低い(2019年度：より低い)。

差異の調整は以下の通りである。

	(単位：千米ドル)	
	2020年度	2019年度
税引前利益	281	488
標準税率での法人税	70	122
過年度の修正による当期税金の減少	(1)	(236)
課税所得の算定の際に損金不算入となる費用の影響による増加	1	
連結納税の影響による増加/(減少)	56	(126)
財政状態計算書上の税額の換算により生じる未認識の為替差損益による当期税金の(減少)/増加	(127)	4
富裕税	32	28
税金費用/(収益)合計	31	(208)

7 金融資産

	(単位：千米ドル)	
	2020年12月31日現在	2019年12月31日現在
非流動金融資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	831	828
非流動金融資産の増減		
	(単位：千米ドル)	
	2020年12月31日現在	2019年12月31日現在
取得原価		
1月1日現在	828	814
増加	3	14
12月31日現在	831	828

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、注記8に記載の通り、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズのスーパー・マネー・マーケット・ファンドに対する当社の持分である。増加は、分配金の再投資である。

8 非連結の組成された企業への関与

2020年12月31日現在の当社の運用対象資産は、31億米ドル(2019年度：30億米ドル)であった。

当社は、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に定義される組成された企業とみなされる投資ファンドを管理している。当社は、IFRS第10号「連結財務諸表」で定める「支配」を有していないため、組成された企業を連結していない。当社は、関連当事者からの投資顧問報酬、管理報酬、及び販売報酬の受領を通じて、当該非連結の組成された企業の利益を受け取っている。当該非連結の組成された企業は、オープン・エンド型投資会社として設定されている。

当該非連結の組成された企業は多様な投資目的及び投資方針を有しており、これらは販売に係る各書類の条件の適用を受ける。ただし、すべての非連結の組成された企業は、主に第三者の投資者からの資金を資産ポートフォリオに投資し、当該投資者に対して、当該資産の値上り益、当該資産からの配当収益又はその両方からの収益を提供している。このため、投資者は、その保有する資産の将来価値に関する不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受ける。

当該非連結の組成された企業は、投資者からの出資により資金調達を行っている。また、当社は、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズのスーパー・マネー・マーケット・ファンドに対する投資831千米ドル(2019年度：828千米ドル)、口数830,953(2019年度：828,392)を保有している。詳細は注記7を参照のこと。

2020年12月31日までの当年度に上記に関連して受領した報酬は、11,014千米ドル(2019年度：14,499千米ドル)であった。2020年12月31日現在の財政状態計算書上の帳簿価額は、583千米ドル(2019年度：886千米ドル)であり、未収収益に表示している。

損失に対する最大エクスポージャー

当社のこれらの非連結の組成された企業への関与に関連する最大損失エクスポージャーは、上述の帳簿価額に限定されている。

財政的支援

当社は、当年度中に同社の非連結の組成された企業に対して財政的支援を一切提供しておらず、将来において財政的支援を提供する契約上の義務又は現在の意図を有していない。

その他の情報

当社が保有する持分に付随する経済的権利又は議決権は、他の投資者の保有する経済的権利又は議決権と違いはない。当社の非連結の組成された企業に対する持分の公正価値又はリスクに影響を及ぼす可能性のある流動性の取決め、保証又はその他のコミットメントはない。

9 売掛金及びその他の債権

	(単位：千米ドル)	
	2020年12月31日現在	2019年12月31日現在
グループ会社に対する債権	632	697
未収収益	583	886
その他の債権		1
	<u>1,215</u>	<u>1,584</u>

すべての売掛金及びその他の債権は1年以内に期限到来予定である。

10 現金及び現金同等物

	(単位：千米ドル)	
	2020年12月31日現在	2019年12月31日現在
銀行預金	<u>5,667</u>	<u>6,183</u>

11 資本金

割当済・全額払込済株式

	2020年12月31日 現在		2019年12月31日 現在	
	千株	千米ドル	千株	千米ドル
普通株式 1株当たり12.50米ドル	<u>40</u>	<u>500</u>	<u>40</u>	<u>500</u>

12 その他の準備金

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が発行済資本金の10%に達するまで、最低でも年間純利益(前期繰越損失控除後)の5%を法定準備金に繰り入れることが要求されている。

当該準備金は、会社の存続期間中は、現金配当その他の形で分配することはできない。

すでに上限額である50千米ドルに達していたため、2019年度及び2020年度に繰入は行っていない。当該準備金は財政状態計算書のその他の準備金に含まれている。

富裕税準備金

年次総会の構成員は、当社が富裕税の控除を受けるために、富裕税特別準備金の設定を承認している。この特別準備金の額は、予想される富裕税控除額の5倍である。富裕税負債に関して当該税額控除の恩恵を受けるには、この富裕税特別準備金は5年間分配できない。当該準備金は財政状態計算書のその他の準備金に含まれている。

当年度に富裕税準備金への繰り入れは行っていない(2019年度:141千米ドル)。

さらに、2015年度以前に繰り入れた当該準備金合計77千米ドル(2019年度:77千米ドル)を取り崩し、富裕税準備金から利益剰余金に振り替えた。

2020年12月31日現在の富裕税準備金は、469千米ドル(2019年度:546千米ドル)である。

13 買掛金及びその他の債務

	(単位:千米ドル)	
	2020年12月31日現在	2019年12月31日現在
未払費用	41	36
グループ会社に対する債務	1,083	2,196
富裕税に関する負債	4	28
	<u>1,128</u>	<u>2,260</u>

すべての買掛金及びその他の債務は1年以内に期限到来予定である。

14 公正価値測定

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下の通り算定している。

レベル1 - 同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格(無調整)により算出した公正価値測定

レベル2 - レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接(即ち、価格)又は間接(即ち、価格から算出)に観察可能なインプットにより算出した公正価値測定

レベル3 - 資産又は負債に関する、観察可能でないインプットにより算出した公正価値測定

当社の資産及び負債の公正価値測定のヒエラルキーは、下表の通りである。

公正価値で測定する資産

2020年度

	レベル2	(単位:千米ドル) 合計
資本性金融商品	831	831

公正価値で測定する資産

2019年度

	レベル2	(単位:千米ドル) 合計
為替予約	1	1
資本性金融商品	828	828
	829	829

評価方法及び仮定

当年度に評価技法の変更は行っていない。

15 金融資産及び金融負債の分類

2020年12月31日終了年度の会計上の区分別の金融資産及び金融負債の分類は、以下の通りである。

	(単位：千米ドル)	
	償却原価で測定する 金融資産及び金融負債 - 強制	F V T P Lで測定する 金融資産及び金融負債 - 強制
資産		
非流動資産		
その他の非流動金融資産		831
流動資産		
売掛金及びその他の債権	1,215	
現金及び現金同等物	5,667	
資産合計	6,882	831
負債		
流動負債		
買掛金及びその他の債務	(1,128)	
負債合計	(1,128)	

2019年12月31日終了年度の会計上の区分別の金融資産及び金融負債の分類は、以下の通りである。

	(単位：千米ドル)	
	償却原価で測定する 金融資産及び金融負債 - 強制	F V T P Lで測定する 金融資産及び金融負債 - 強制
資産		
非流動資産		
その他の非流動金融資産		828
流動資産		
売掛金及びその他の債権	1,583	1
現金及び現金同等物	6,183	
資産合計	7,766	829
負債		
流動負債		
買掛金及びその他の債務	(2,260)	
負債合計	(2,260)	

公正価値で測定する金融商品

公正価値ヒエラルキー並びに評価方法及び仮定の詳細は、注記14を参照のこと。

公正価値で測定していない金融商品

現金及び現金同等物、売掛金及びその他の債権、並びに買掛金及びその他の債務の帳簿価額は、性質が短期であるため公正価値(E C L 考慮後) に近似している。財政状態計算書日現在、 E C L は軽微と判断し、売掛金及びその他の債権に対する引当金の認識は行っていない。

16 財務リスクについての検討

この注記では、当社の財務リスクに対するエクスポージャー及び当社の資本管理に関する情報を表示している。

信用リスク及び減損

信用リスクは、売掛金、銀行口座又は通常の財務業務の一環として他のブラックロックのグループ会社の口座に保有する余剰資金及びその他の資産投資に関連して発生する。売掛金に係る不履行リスク(報酬収益取引の支払者に起因)は低いと考えており、当社は基礎となる契約条件の範囲で未回収の管理報酬の決済に積極的に努め、売掛金に関する信用リスクに対するエクスポージャーを最小化している。関係会社間残高は集中管理されており、合意の上で定期的に決済されている。

期日経過債権の大半について減損しているとは判断していない。債権は、当初の実効金利で割り引いた予想キャッシュ・フローが帳簿価額を下回らない限り減損にはならない。売掛金について、当社は単純化した単一の損失率を使用するアプローチの適用により平均実績損失率を算定しており、この計算に将来の事象及び債権の将来の回収可能性を織り込んでいる。この結果の E C L 率は当社にとって軽微であるため、引当金の認識は行っていない。

当社は、関係会社債権の E C L の評価に実務上の便法を適用している。関係会社債権に債務不履行実績がないこと及び将来の業績予測を前提に、関係会社残高の全額について E C L 引当金を認識しないこととしている。その他の債権の E C L は僅少であると判断し、財務諸表に引当金の認識は行っていない。

担保も信用補完も有していないため、注記15に開示されている金融資産の帳簿価額は、当社の信用リスクに対する最大エクスポージャーを表している。

市場リスク

市場リスクとは、為替レート、金利、及び市場価格の変動が当社の資本及び/又は利益に影響を及ぼすリスクである。

為替リスク

為替リスクは、当社の外貨建資産が同一通貨建の負債と一致しない場合に発生する。また、為替エクスポージャーは、主に機能通貨以外の通貨建ての報酬収益に関して取引毎に発生する。当社は、投資顧問報酬、管理報酬、及び販売報酬からの収益を米ドル建で稼得している。費用は主にユーロ建であるため、当社の収益はユーロと米ドルの為替の動向に伴い変動する。

為替エクスポージャーは定期的に監視され、最小化されている。通常、非経常項目に関連して生じる為替エクスポージャーは性質上大きく、案件毎に管理されている。ブラックロック・グループの他の企業との会社間債権債務に関連する為替エクスポージャーの管理に、為替予約を利用している。

感応度分析

感応度分析では、各財政状態計算書日における金融商品を対象とし、市場変数の変動を想定している。ただし、世界的金融市場固有の不確実性により、特に市場リスクは相互依存的な傾向があり単独で変動する可能性は低いことから、設定した仮定が実際の結果と大幅に異なる可能性がある点に留意が必要である。

ユーロの為替レートが20%上昇又は下落することを想定する。20%は、為替リスクについて経営幹部に社内報告する際に用いる感応率であり、経営者が判断する為替レートの合理的に起こり得る変動を表している。

ユーロの為替レートが20%上昇した場合、利益及び資本は18千米ドル増加する。

ユーロの為替レートが20%下落した場合、利益及び資本は28千米ドル減少する。

17 関連当事者取引

当年度中に発生した関連当事者との取引は、最終親会社が支配する他の企業とのサービス費用に関するものであった。

関連当事者からの利益及び債権

(単位：千米ドル)

2020年度

兄弟会社

関連当事者に対する債権

632

(単位：千米ドル)

2019年度

兄弟会社

関連当事者に対する債権

697

関連当事者に対する支出及び債務

(単位：千米ドル)

2020年度

兄弟会社

A I F Mに委託しているサービス及び割戻

10,150

その他の費用

92

10,242

関連当事者に対する債務

1,083

(単位：千米ドル)

2019年度

兄弟会社

A I F Mに委託しているサービス及び割戻

13,629

その他の費用

74

13,703

関連当事者に対する債務

2,195

当年度中に管理者若しくは取締役会又はその他の関連当事者に対する貸付金はなかった。

18 比較情報の修正再表示

当社は前年度まで、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ内の一定のファンドに関して、ファンドが販売会社に直接支払を行っている金額について販売報酬並びに販売及びサービス提供コストを認識していなかった。しかし、契約条件を再検討した結果、当社は、キャッシュ・フローに関わらず販売業務の提供及び管理に責任を有しており、当該契約において本人とみなされることから、当該ファンドに関する販売報酬並びに販売及びサービス提供コストを当社が認識すべきとの結論に至った。このため、前年度の比較情報の修正再表示を行い、収益と売上原価を総額表示している。営業利益に対する影響はない。下表は、当該修正再表示が損益計算書の数値に与えた影響の要約である。

2019年度の損益計算書

	（単位：千米ドル）		
	前年度報告額	調整額	修正再表示後
収益	14,499	3,495	17,994
売上原価	(13,925)	(3,495)	(17,420)
売上総利益	574		574

19 親会社及び最終親会社

当社の直接的な持株会社はブラックロック・グループ・リミテッド - ルクセンブルグ支店である。最終親会社及び支配当事者はアメリカ合衆国デラウェア州で設立された会社であるブラックロック・インクである。ブラックロック・インクは当社を含む最大かつ最小のグループの親会社で、グループの財務諸表を作成している。当グループの財務諸表の写しは、ウェブサイトであればwww.blackrock.comのインベスター・リレーションズから請求することにより、又は55 イースト 52ストリート ニューヨーク ニューヨーク州 10055、アメリカ合衆国宛てに、若しくはinvrel@blackrock.comに電子メールで請求することにより入手できる。

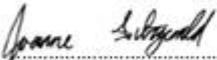
[次へ](#)

BlackRock Fund Management Company S.A.

Statement of Financial Position as at 31 December 2020

	Note	31 December 2020 \$ 000	31 December 2019 \$ 000
Assets			
Non-current assets			
Financial assets	7	831	828
Current assets			
Trade and other receivables	9	1,215	1,584
Cash and cash equivalents	10	<u>5,667</u>	<u>6,183</u>
		<u>6,882</u>	<u>7,767</u>
Total assets		<u>7,713</u>	<u>8,595</u>
Equity and liabilities			
Equity			
Share capital	11	500	500
Other reserves		519	596
Retained earnings		<u>5,566</u>	<u>5,239</u>
Total equity		6,585	6,335
Current liabilities			
Trade and other payables	13	<u>1,128</u>	<u>2,260</u>
Total equity and liabilities		<u>7,713</u>	<u>8,595</u>

Approved by the Board on 20 May 2021 and signed on its behalf by:


.....
Ms Joanne Fitzgerald
Director


.....
Mr Geoff Radcliffe
Director

The notes on pages 17 to 33 form an integral part of these financial statements.
Page 14

BlackRock Fund Management Company S.A.**Income Statement for the Year Ended 31 December 2020**

	Note	2020 \$ 000	Restated* 2019 \$ 000
Revenue	4	13,624	17,994
Cost of sales		<u>(13,211)</u>	<u>(17,420)</u>
Gross profit		413	574
Administrative expenses		<u>(137)</u>	<u>(106)</u>
Operating profit	5	<u>276</u>	<u>468</u>
Finance income		3	21
Net gains/(losses) on derivative financial instruments		<u>2</u>	<u>(1)</u>
Net finance income		<u>5</u>	<u>20</u>
Profit before tax		281	488
Income tax (expense)/receipt	6	<u>(31)</u>	<u>208</u>
Profit for the year		<u>250</u>	<u>696</u>

The above results were derived wholly from continuing operations.

* See note 18 for details regarding the restatement of comparatives.

The notes on pages 17 to 33 form an integral part of these financial statements.

Page 13

BlackRock Fund Management Company S.A.

Statement of Changes in Equity for the Year Ended 31 December 2020

	Share capital \$ 000	Other reserves \$ 000	Retained earnings \$ 000	Total \$ 000
At 1 January 2020	500	596	5,239	6,335
Profit for the year	-	-	250	250
Total comprehensive income	-	-	250	250
Transfer from other reserves	-	(77)	77	-
At 31 December 2020	500	519	5,566	6,585
	Share capital \$ 000	Other reserves \$ 000	Retained earnings \$ 000	Total \$ 000
At 1 January 2019	500	532	4,607	5,639
Profit for the year	-	-	696	696
Total comprehensive income	-	-	696	696
Transfer to other reserves	-	64	(64)	-
At 31 December 2019	500	596	5,239	6,335

The notes on pages 17 to 33 form an integral part of these financial statements.

Page 15

BlackRock Fund Management Company S.A.**Statement of Cash Flows for the Year Ended 31 December 2020**

	Note	2020 \$ 000	2019 \$ 000
Cash flows from operating activities			
Profit for the year		250	696
Adjustments to cash flows from non-cash items:			
Foreign exchange loss/(gain)	5	3	(7)
Finance income		(3)	(21)
Income tax (receipt)/expense	6	<u>31</u>	<u>(208)</u>
		281	460
Working capital adjustments:			
Decrease in trade and other receivables	9	369	1,053
(Decrease)/increase in trade and other payables	13	<u>(1,132)</u>	<u>1,037</u>
Cash generated from operations		(482)	2,550
Income taxes (paid)/received		<u>(31)</u>	<u>208</u>
Net cash flow from operating activities		<u>(513)</u>	<u>2,758</u>
Cash flows from investing activities			
Interest received		<u>-</u>	<u>7</u>
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents		(513)	2,765
Cash and cash equivalents at 1 January		6,183	3,411
Effect of exchange rate fluctuations on cash held		<u>(3)</u>	<u>7</u>
Cash and cash equivalents at 31 December		<u>5,667</u>	<u>6,183</u>

The notes on pages 17 to 33 form an integral part of these financial statements.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020****1 General information**

The Company is a private company limited by share capital incorporated and domiciled in Luxembourg.

The address of its registered office is:

35A, Avenue JF Kennedy

Luxembourg

L-1855

Grand Duchy of Luxembourg

These financial statements were authorised for issue by the board on 20 May 2021.

2 Accounting policies**Summary of significant accounting policies and key accounting estimates**

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the years presented, unless otherwise stated.

Basis of preparation

The financial statements have been prepared in accordance with adopted IFRSs as approved by the EU and under historical cost accounting rules, except for the revaluation of any financial instruments held at fair value in accordance with IFRS 13 'Fair Value Measurement' ("IFRS 13") or other relevant standards. Historical cost is generally based on the fair value of the consideration given in exchange for assets.

Going concern

The Company's business activities, together with the factors likely to affect its future development, performance and position, are set out in the Directors' Report along with principal risks and uncertainties.

In assessing the going concern status, the directors have taken into account the above factors, including the financial position of the Company and in particular the significant net cash position. The Company has, at the date of this report, sufficient existing finances available for its estimated requirements for the next 12 months. This, together with its proven ability to generate cash from operations, provides the directors with the confidence that the Company is well placed to manage its business risks successfully.

After making appropriate enquiries, the directors have a reasonable expectation that the Company has adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future, being at least 12 months from the date of this report. Accordingly, they continue to adopt the going concern basis in preparing the Directors' Report and financial statements.

Changes in accounting policy**New standards, interpretations and amendments adopted**

None of the standards, interpretations and amendments effective for the first time from 1 January 2020 have had a material effect on the financial statements.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)****2 Accounting policies (continued)****Revenue recognition***Recognition*

The Company earns revenue from the provision of services relating to investment advisory, administration and distribution fees. Revenue is recognised upon transfer of control of promised services to customers, i.e. when (or as) a performance obligation is satisfied, in an amount that reflects consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those services (the "transaction price"). The Company enters into contracts that can include multiple services and, in certain instances, may charge a "unitary fee" to cover these services. Such fees are accounted for separately if they are determined to be distinct. Consideration for the Company's services is generally in the form of variable consideration because the amount of fees is subject to market conditions that are outside the Company's influence. The Company includes variable consideration as part of its transaction price when it is highly probable that a significant reversal will not occur, i.e. when the associated uncertainty is resolved. For some contracts with customers, the Company involves third parties and related parties in providing services to the customer. Generally, the Company is deemed to be the principal in these arrangements because the Company controls the promised services before they are transferred to customers, and accordingly presents the revenue gross of related costs.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)****2 Accounting policies (continued)***Fee arrangements*

Below are details of fee arrangements, and how these are measured and recognised, for revenue from the provision of services:

- **Investment advisory and administration fees:** The fees are recognised as the services are performed over time. Such fees are primarily based on agreed-upon percentages of net asset value or AUM. These fees are affected by changes in net asset value or AUM, including market appreciation or depreciation, foreign exchange translation and net inflows or outflows. Investment advisory and administration fees for investment funds are shown net of fees waived pursuant to contractual expense limitations of the funds or voluntary waivers. Fees are generally invoiced monthly in arrears.
- **Distribution fees:** The Company accounts for fund distribution services and shareholder servicing as distinct services, separate from fund management services, because customers can benefit from each of the services on their own and because the services are separately identifiable (that is, the nature of the promised services is to transfer each service individually). The Company records sales commissions as distribution fee revenue for serving as the principal underwriter and/or distributor for certain mutual funds that it manages. Distribution fees are generally based on net asset values and are recognised when the services are performed and the amount is known. Consequently, a portion of the distribution fees the Company recognised may be related to the services performed in prior periods that met the recognition criteria in the current period. The Company recognises ongoing shareholder servicing fee revenue when and as shareholder services are performed over time. The Company contracts with third parties for various fund distribution services and shareholder servicing of certain funds to be performed on its behalf. These arrangements are generally priced as a portion of the fee paid to the Company by the fund or as an agreed-upon percentage of net asset value. The Company presents its distribution fees and distribution and servicing costs incurred on a gross basis as it is deemed to be the principal in such transactions.

Foreign currency transactions and balances

The financial statements are presented in US dollar, which is the currency of the primary economic environment in which the Company operates (its functional currency).

Transactions in currencies other than the Company's functional currency (foreign currencies) are recognised at the rates of exchange prevailing on the dates of the transactions. At each statement of financial position date, monetary assets and liabilities that are denominated in foreign currencies are retranslated at the rates prevailing at that date. Exchange differences on monetary items are recognised in the income statement in the period in which they arise. Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are not retranslated. Non-monetary items carried at fair value that are denominated in foreign currencies are translated at the rates prevailing at the date when the fair value was determined. Exchange differences on non-monetary items, measured at fair value through profit or loss ("FVTPL"), are reported as part of the fair value gain or loss in the income statement in the period in which they arise. Exchange differences on non-monetary items, measured at fair value through other comprehensive income ("FVTOCI"), are reported as part of the fair value gain or loss in other comprehensive income in the period in which they arise.

Tax

Income tax expense represents the sum of the tax currently payable.

The current income tax charge is calculated on the basis of tax rates and laws that have been enacted or substantively enacted by the reporting date in the countries where the Company operates and generates taxable income.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)****2 Accounting policies (continued)****Financial instruments***Recognition and derecognition*

Financial assets and financial liabilities are recognised when the Company becomes party to the contractual provisions of the financial instrument.

Financial assets are derecognised when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire, or when the financial asset and substantially all the risks and rewards are transferred. The difference between the carrying amount of the asset and the sum of the consideration received is recognised as a gain or loss in the income statement.

A financial liability is derecognised when it is extinguished, discharged, cancelled or expires. The difference between the carrying amount of the financial liability derecognised and the consideration paid and payable is recognised in the income statement.

All regular way purchases or sales of financial assets are recognised and derecognised on a trade date basis, i.e. the date on which the Company commits to purchase or sell the financial assets and becomes party to the contractual provisions of the instrument.

Classification and initial measurement of financial assets

Except for those trade receivables that do not contain a significant financing component and are measured at the transaction price in accordance with IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' ("IFRS 15"), all financial assets are initially measured at fair value adjusted for transaction costs (where applicable).

Financial assets are classified into the following categories:

- amortised cost; and
- fair value through profit or loss ("FVTPL").

The classification is determined by both:

- the Company's business model for managing the financial asset; and
- the contractual cash flow characteristics of the financial asset.

All income and expenses relating to financial assets that are recognised in the income statement are presented within finance costs, finance income or net gains or losses on derivative financial instruments, except for impairment of trade receivables which is presented within administrative expenses.

Foreign exchange gains or losses arising on financial assets at amortised cost are presented in the income statement within administrative expenses and disclosed in note 5. For financial assets at FVTPL, the foreign exchange component forms part of the fair value gains or losses and is recognised in the income statement within net gains on derivative financial instruments.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)****2 Accounting policies (continued)***Subsequent measurement of financial assets**Financial assets at amortised cost*

Financial assets are measured at amortised cost if the assets meet the following conditions (and are not designated as FVTPL):

- they are held within a business model whose objective is to hold the financial asset and collect its contractual cash flows; and
- the contractual terms of the financial assets give rise to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding.

After initial recognition, these are measured at amortised cost using the effective interest method and income is recognised on this basis. Discounting is omitted where the effect of discounting is immaterial.

The Company's cash and cash equivalents and trade and other receivables fall into this category of financial instruments.

Financial assets at fair value through profit or loss

Financial assets that are held within a different business model other than 'hold to collect' or 'hold to collect and sell' are categorised at fair value through profit and loss. Further, irrespective of business model financial assets whose contractual cash flows are not solely payments of principal and interest are accounted for at FVTPL. The Company's derivative financial instruments fall into this category.

The Company may designate an amortised cost or FVTOCI financial asset at FVTPL, such an election is irrevocable and applicable only if the FVTPL classification significantly reduces a measurement or recognition inconsistency. The Company has not designated any financial assets at FVTPL.

Assets in this category are measured at fair value with gains or losses recognised in the income statement.

Impairment of financial assets

All debt-type financial assets, which are not measured at FVTPL, are assessed for impairment at each reporting date using a forward-looking approach by identifying expected credit losses ("ECLs"). ECLs are defined as the difference between the contractual cash flows that are due in accordance with the contract and the cash flows that the Company expects to receive, discounted at the original effective interest rate.

Impairment provisions for trade receivables are recognised based on the simplified approach using the lifetime expected credit losses. During this process the probability of the non-payment of the trade receivables is assessed using the single loss-rate approach.

For other financial assets, the methodology used to determine the amount of the provision is based on whether there has been a significant increase in credit risk since initial recognition of the financial asset. For those where credit risk has not increased significantly since initial recognition, twelve month ECLs are recognised. For those where credit risk has increased significantly, lifetime ECLs are recognised.

For assets held at amortised cost, any ECL is recognised in the income statement with a corresponding adjustment to the asset's carrying value through a provision account.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)****2 Accounting policies (continued)***Classification and measurement of financial liabilities*

Financial liabilities are initially measured at fair value, and, where applicable, adjusted for transaction costs unless the Company designated a financial liability at fair value through profit or loss.

Subsequently, financial liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method except for contingent consideration acquired in a business combination, held for trading liabilities (including derivatives) and financial liabilities designated at FVTPL, which are carried subsequently at fair value with gains or losses recognised in the income statement.

The Company's financial liabilities at amortised cost are trade and other payables. The Company has not designated any financial liabilities at FVTPL.

All interest-related charges are included in the income statement within finance costs and changes in an instrument's fair value are included within net gains on derivative financial instruments.

Foreign exchange gain or losses arising on financial liabilities at amortised cost are presented in the income statement within administrative expenses and disclosed in note 5.

Derivative financial instruments

Derivative financial instruments are contracts, the values of which are derived from one or more underlying financial instruments or indices. The Company's derivative financial instruments are, forwards and foreign exchange.

In certain circumstances, the Company uses derivative financial instruments to economically hedge its risk associated with foreign exchange movements and to economically hedge against market price exposure with respect to certain seed investments. It is not the Company's policy to trade in derivative instruments. The Company does not designate its derivative instruments as formal hedging instruments and hedge accounting is not applied.

A derivative financial instrument is recognised in the statement of financial position at fair value at the date a derivative contract is entered into and is subsequently re-measured to its fair value at each statement of financial position date. The resulting gain or loss is recognised in the income statement immediately. In the statement of financial position, derivative financial instruments with positive fair values (unrealised gains) are included as assets and derivative financial instruments with negative fair values (unrealised losses) are included as liabilities.

Equity instruments

An equity instrument is any contract that evidences a residual interest in the assets of an entity after deducting all of its liabilities. Equity instruments issued by the Company are recognised at the proceeds received, net of direct issue costs. The Company's ordinary shares are classified as equity instruments.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)****3 Critical accounting judgements and key sources of estimation uncertainty***Income taxes*

The Company is subject to income tax and judgement is required in determining the provision for tax. There are many transactions and calculations for which the ultimate tax determination is uncertain. If it is probable that the tax authority will accept an uncertain tax treatment, the Company measures its income taxes in the financial statements consistently with the tax treatment used in its income tax return. Otherwise, it measures the effect of the uncertainty using either the most likely amount or expected value method. Where the final tax outcome is different from the amounts that were initially recorded, such differences will impact the current income tax in the period in which such determination is made.

Full details are set out in note 6.

4 Revenue

	2020	Restated*
	\$ 000	2019
		\$ 000
Investment advisory and administration fees	13,624	17,994

	2020	Restated*
	\$ 000	2019
		\$ 000
Analysis by investment style		
Cash management	5,611	8,724
Equity	415	476
Fixed income	3,450	3,845
Multi-asset	4,148	4,949
	<u>13,624</u>	<u>17,994</u>

* See note 18 for details regarding the restatement of comparatives.

Contract assets

Contract assets relate to the Company's conditional rights to consideration for services, primarily relating to accrued income for unbilled services. These are disclosed as accrued income in note 9.

Transaction price allocated to remaining performance obligations

As the Company recognises revenue as the services are performed, which corresponds to the amount to which it has a right to invoice, the Company has applied the practical expedient in paragraph 121 of IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' and does not disclose information relating to its remaining performance obligations.

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)

5 Operating profit

Arrived at after charging/(crediting)

	2020	2019
	\$ 000	\$ 000
Foreign exchange losses/(gains)	<u>3</u>	<u>(7)</u>

6 Income tax

The Company is subject to Luxembourg corporate income tax, municipal business tax and net wealth tax. The charge allocated to the Company as part of the fiscal unity to which it forms a part of, representing corporate income tax, municipal business tax and net wealth tax is shown below:

Tax (credited)/charged in the income statement

	2020	2019
	\$ 000	\$ 000
Current taxation		
Luxembourg corporation tax adjustments in respect of prior periods	(1)	(236)
Net wealth tax	<u>32</u>	<u>28</u>
Total current income tax	<u>31</u>	<u>(208)</u>
Tax expense/(receipt) in the income statement	<u>31</u>	<u>(208)</u>

The tax on profit before tax for the year is lower than (2019: lower than) the standard rate of corporation tax in Luxembourg of 24.94% (2019: 24.94%).

The difference is reconciled below:

	2020	2019
	\$ 000	\$ 000
Profit before tax	<u>281</u>	<u>488</u>
Corporation tax at standard rate	70	122
Decrease in current tax from adjustment in respect of prior periods	(1)	(236)
Increase from effect of expenses not deductible in determining taxable profit	1	-
Increase/(decrease) arising from effect of fiscal unity	56	(126)
(Decrease)/increase in current tax from unrecognised foreign exchange gains or losses from tax balance sheet revaluation	(127)	4
Net wealth tax	<u>32</u>	<u>28</u>
Total tax charge/(credit)	<u>31</u>	<u>(208)</u>

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)

7 Financial assets

	31 December 2020 \$ 000	31 December 2019 \$ 000
Non-current financial assets		
Financial assets at fair value through profit and loss	831	828

Movement in non-current financial assets

	31 December 2020 \$ 000	31 December 2019 \$ 000
Cost		
At 1 January	828	814
Additions	3	14
At 31 December	831	828

Financial assets at fair value through profit and loss represent the Company's holdings in the BlackRock Global Investment Series Super Money Market Fund, as outlined in note 8. Additions represent reinvested distributions.

8 Interests in unconsolidated structured entities

The AUM of the Company as at 31 December 2020 was \$3.1bn (2019: \$3.0bn).

The Company manages investment funds which are considered to be structured entities within the definition of IFRS 12 'Disclosure of Interests in Other Entities'. Structured entities are not consolidated as the Company does not have "control" as defined under IFRS 10 'Consolidated Financial Statements'. The Company receives an interest in these unconsolidated structured entities through the receipt of investment advisory, administration and distribution fees from related parties. The unconsolidated structured entities are constituted as open-ended investment companies.

The unconsolidated structured entities have various investment objectives and policies and are subject to the terms and conditions of their respective offering documentation. However, all unconsolidated structured entities invest capital primarily from third-party investors in a portfolio of assets in order to provide a return to those investors from capital appreciation of those assets, income from those assets, or both. Accordingly, they are susceptible to market price risk arising from uncertainties about future values of the asset they hold.

The unconsolidated structured entities are financed through equity capital provided by investors. Additionally, the Company holds an investment of 830,953 units (2019: 828,392) in BlackRock Global Investment Series Super Money Market Fund with a value of \$831k (2019: \$828k). See note 7 for details.

The fees received during the year to 31 December 2020, in relation to the above, were \$11,014k (2019: \$14,499k). The carrying value on the statement of financial position as at 31 December 2020 is \$583k (2019: \$886k), as represented by accrued income.

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)

8 Interests in unconsolidated structured entities (continued)

Maximum exposure to loss

The Company's maximum exposure to loss associated with its interest in these unconsolidated structured entities is limited to the carrying amounts shown above.

Financial support

The Company has not provided financial support to any of its unconsolidated structured entities during the year, and has no contractual obligations or current intention of providing financial support in the future.

Other information

There are no differences to the economic or voting rights attaching to the equity held by the Company from those held by other investors. There are no liquidity arrangements, guarantees or other commitments that may affect the fair value or risk of the Company's interest in the unconsolidated structured entities.

9 Trade and other receivables

	31 December 2020 \$ 000	31 December 2019 \$ 000
Receivables from group companies	632	697
Accrued income	583	886
Other receivables	-	1
	<u>1,215</u>	<u>1,584</u>

All trade and other receivables are due within one year.

10 Cash and cash equivalents

	31 December 2020 \$ 000	31 December 2019 \$ 000
Cash at bank	<u>5,667</u>	<u>6,183</u>

11 Share capital

Allotted, called up and fully paid shares

	31 December 2020		31 December 2019	
	No. 000	\$ 000	No. 000	\$ 000
Ordinary shares of \$12.50 each	<u>40</u>	<u>500</u>	<u>40</u>	<u>500</u>

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)****12 Other reserves****Legal reserve**

Luxembourg companies are required to appropriate to the legal reserve a minimum of 5% of the annual net income, after deducting any losses brought forward, until such reserve equals 10% of subscribed capital.

This reserve may not be distributed, in the form of cash dividends or otherwise, during the life of the Company.

No allocations were made in 2019 or 2020 as the maximum \$50k had already been reached. This reserve is included as other reserves in the statement of financial position.

Net Wealth Tax reserve

The members' general meeting has ratified the creation of a special net wealth tax reserve in order to reduce the net wealth tax payable by the Company. This special reserve amounts to five times the envisaged net wealth tax credit. This special net wealth tax reserve has to remain unavailable for distribution for five years to take advantage of the reduction in net wealth tax liability. This reserve is included as other reserves in the statement of financial position.

During the year, amounts totalling \$nil (2019: \$141k) were allocated to the net wealth tax reserve.

Additionally, amounts totalling \$77k (2019: \$77k) relating to amounts transferred pre 2015 were released from the net wealth tax reserve to retained earnings.

The net wealth tax reserve at 31 December 2020 amounted to \$466k (2019: \$546k).

13 Trade and other payables

	31 December 2020 \$ 000	31 December 2019 \$ 000
Accrued expenses	41	36
Amounts due to group companies	1,083	2,196
Net wealth tax liability	<u>4</u>	<u>28</u>
	<u>1,128</u>	<u>2,260</u>

All trade and other payables are due within one year.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)****14 Fair value measurement**

The fair values of financial assets and financial liabilities are determined as follows:

Level 1 - fair value measurement derived from quoted prices (unadjusted) in active market prices for identical assets or liabilities.

Level 2 - fair value measurement derived from inputs other than quoted prices included within level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as price) or indirectly (i.e. derived from prices).

Level 3 - fair value measurement derived from unobservable inputs for the asset or liability.

The following tables provide the fair value measurement hierarchy of the Company's assets and liabilities.

Assets measured at fair value

2020

	Level 2	Total
	\$ 000	\$ 000
Equity instruments	831	831

Assets measured at fair value

2019

	Level 2	Total
	\$ 000	\$ 000
Forward foreign exchange contracts	1	1
Equity instruments	828	828
	829	829

Valuation methods and assumptions

There were no changes to the valuation techniques during the year.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)****15 Classification of financial assets and financial liabilities**

The classification of financial assets and financial liabilities by accounting categorisation for the year ending 31 December 2020 was as follows:

	Financial assets & liabilities at amortised cost - Mandatory \$ 000	Financial assets & liabilities at FVTPL - Mandatory \$ 000
Assets		
Non-current assets		
Other non-current financial assets	-	831
Current assets		
Trade and other receivables	1,215	-
Cash and cash equivalents	5,667	-
Total assets	<u>6,882</u>	<u>831</u>
Liabilities		
Current liabilities		
Trade and other payables	<u>(1,128)</u>	-
Total liabilities	<u>(1,128)</u>	-

The classification of financial assets and financial liabilities by accounting categorisation for the year ending 31 December 2019 was as follows:

	Financial assets & liabilities at amortised cost - Mandatory \$ 000	Financial assets & liabilities at FVTPL - Mandatory \$ 000
Assets		
Non-current assets		
Other non-current financial assets	-	828
Current assets		
Trade and other receivables	1,583	1
Cash and cash equivalents	6,183	-
Total assets	<u>7,766</u>	<u>829</u>
Liabilities		

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)

15 Classification of financial assets and financial liabilities (continued)

	Financial assets & liabilities at amortised cost - Mandatory \$ 000	Financial assets & liabilities at FVTPL - Mandatory \$ 000
Current liabilities		
Trade and other payables	(2,260)	-
Total liabilities	<u>(2,260)</u>	<u>-</u>

Financial instruments measured at fair value

For details of the fair value hierarchy and valuation methods and assumptions refer to note 14.

Financial instruments not measured at fair value

Due to their short-term nature, the carrying value of cash and cash equivalents, trade and other receivables, and trade and other payables approximates their fair value after taking into account ECLs. At the statement of financial position date, no allowance has been recognised for impairment of trade and other receivables as ECLs are considered to be immaterial.

16 Financial risk review

This note presents information about the Company's exposure to financial risks and the Company's management of capital.

Credit risk and impairment

Credit risk arises in relation to trade receivables, surplus cash held in bank accounts or held on account with other BlackRock group companies as part of normal treasury operations, and other asset investments. The risk of default in relation to trade receivables arising from fee income debtors is considered low and the Company minimises exposure to credit risk with respect to trade receivables by actively pursuing settlement of outstanding management fee invoices within the terms and conditions of the underlying agreement. Intercompany balances are managed centrally and agreed upon and settled on a regular basis.

Most receivables that are overdue are not considered to be impaired. A receivable will not be impaired unless the expected cash flows, discounted at the original effective interest rate, are less than the carrying value. For trade receivables, the Company adopts the simplified single loss rate approach to determine its average historical loss rate, building into this calculation future events and the likelihood that debt will be recovered in the future. The resulting ECL rate is immaterial to the Company and no allowance has been recognised.

The Company applies a practical expedient to its assessment of ECLs for intercompany receivables. Given the lack of intercompany defaults in the past and future projected results, the Company does not propose recognising an ECL allowance on any of its intercompany positions. The ECLs on other receivables are considered to be immaterial and no allowance has been recognised in the financial statements.

The carrying amount of the financial assets disclosed in note 15 represents the Company's maximum exposure to credit risk as no collateral or credit enhancements are held.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)****16 Financial risk review (continued)****Market risk**

Market risk is the risk that the Company's capital and/or earnings may be impacted by changes in foreign exchange rates, interest rates and market prices.

Foreign exchange risk

Foreign exchange risk arises where the Company's foreign currency assets are not matched by liabilities denominated in the same currency. In addition, foreign exchange exposures arise on a transactional basis largely in relation to fee income which is denominated in non-functional currencies. The Company derives revenues from investment advisory, administration and distribution fees denominated in US Dollar. Expenses are mainly denominated in Euro and as a consequence the Company's revenues may fluctuate as a result of Euro and US Dollar exchange movements.

Foreign currency exposures are monitored regularly and minimised. Foreign currency exposures that arise in relation to non-operational items are usually large in nature and are managed on a case-by-case basis. Foreign currency exposures relating to intercompany payables and receivables with other BlackRock group entities are managed utilising foreign exchange forward contracts.

Sensitivity analysis

The sensitivity analysis covers the financial instruments at each of the statement of financial position dates and assumes changes in market variables. It should however be noted that due to the inherent uncertainty in the world of financial markets the assumptions made may differ significantly from the actual outcome particularly as market risks tend to be interdependent and are therefore unlikely to move in isolation.

Euro exchange rates are assumed to increase or decrease by 20%. 20% is the sensitivity rate used when reporting foreign currency risk internally to key management personnel and represents management's assessment of a reasonably possible change in foreign exchange rates.

If the Euro exchange rate increased by 20%, profit and equity would increase by \$18k.

If the Euro exchange rate decreased by 20%, profit and equity would decrease by \$28k.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)****17 Related party transactions**

The transactions with related parties that occurred during the year related to service charges with other entities controlled by the ultimate parent undertaking.

Income and receivables from related parties

	Fellow subsidiaries \$ 000
2020	
Amounts receivable from related party	632

	Fellow subsidiaries \$ 000
2019	
Amounts receivable from related party	697

Expenditure with and payables to related parties

	Fellow subsidiaries \$ 000
2020	
Outsourced AIFM services and retrocessions	10,150
Other expenses	92
	<u>10,242</u>
Amounts payable to related party	<u>1,083</u>

	Fellow subsidiaries \$ 000
2019	
Outsourced AIFM services and retrocessions	13,629
Other expenses	74
	<u>13,703</u>
Amounts payable to related party	<u>2,195</u>

There were no loans to the manager or board of directors or any other related party during the year.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2020 (continued)****18 Restatement of comparatives**

Previously, for certain funds within the BlackRock Global Investment Series range, the Company did not recognise distribution fees and distribution and servicing costs for amounts paid to distributors directly by the fund. However, upon review of the contractual terms, it was determined that the Company is responsible for providing and controlling the distribution services, irrespective of cash flows and is thus deemed to be the principal in this arrangement. It was therefore concluded that all distribution fees and distribution and servicing costs related to these funds should be recognised by the Company. Accordingly, the prior period comparatives have been restated to reflect this gross presentation of revenue and costs of sales. There has been no impact on the operating profit. The following table summarises the impact of the restatements on the figures presented within the income statement:

Income statement for the year ended 2019	Previously reported	Adjustment	Restated
	\$ 000	\$ 000	\$ 000
Revenue	14,499	3,495	17,994
Cost of sales	(13,925)	(3,495)	(17,420)
Gross profit	<u>574</u>	<u>-</u>	<u>574</u>

19 Parent and ultimate parent undertaking

The Company's immediate holding company is BlackRock Group Limited - Luxembourg Branch. The ultimate parent company and controlling party is BlackRock, Inc., a company incorporated in the State of Delaware in the United States of America. The parent company of the largest and smallest group that includes the Company and for which group accounts are prepared is BlackRock, Inc. Copies of the group financial statements are available upon request from the Investor Relations website at www.blackrock.com or requests may be addressed to Investor Relations at 55 East 52nd Street, New York, NY 10055, USA or by email at invrel@blackrock.com.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社およびその他のブラックロック・グループ内の会社は、他の顧客のために取引を行う。ブラックロック・グループ内の会社ならびにその従業員および他の顧客は、管理会社およびその顧客との間の利益相反に直面する。ブラックロックは、利益相反に関する方針を保持する。顧客のために行うすべての取引について、顧客の利益を害するリスクが残らないように、顧客の利益を害するリスクを完全に緩和することが常に可能とは限らない。

ブラックロックが合理的な確信をもって緩和できないと考えるリスクを生じさせる利益相反のシナリオは、以下のとおり開示される。本書および開示可能な利益相反のシナリオは、随時更新することができる。

(1) ブラックロック・グループ内およびPNCグループとの間の関係から生じる利益相反

PA取引

ブラックロック・グループの従業員は、顧客の投資情報を取得可能である一方、個人口座を通じて取引を行うこともできる。従業員が一定程度の規模の取引を行うことができた場合、顧客の取引の価額に影響を及ぼすリスクがある。ブラックロック・グループは、従業員の取引が事前に承認されていることを確保するために策定された個人取引方針を実施している。

従業員関係

ブラックロック・グループの従業員は、ブラックロックの顧客または顧客との間に利益相反があるその他の個人と関係を持つことがある。かかる従業員の関係は、顧客の利益を犠牲にして、従業員の意思決定に影響を及ぼすことがある。ブラックロック・グループは、利益相反に関する方針を保持しており、それに基づき、従業員にあらゆる潜在的な利益相反の申告を義務づけている。

大株主 - PNC

PNCフィナンシャル・サービス・グループ・インコーポレーテッド(以下「PNC」という。)は、ブラックロック・インクの議決権付普通株式の20.9%を保有する。締結済みの株主間契約によって、PNCは、ブラックロック・インクの取締役会の取締役2名を指名することができる。ブラックロック・グループ内の会社は、顧客にとって不都合な影響をPNCから不当に受ける可能性がある。ブラックロック・インクおよびPNCの双方は、独立してかつ個別に運営され、両者間のすべての取引および収益は、ブラックロック・インクの委任状勧誘通知において開示される。また、PNCは、議決権を行使する際に、不当な影響を及ぼすことを防ぐため、ブラックロック・インクの取締役会の勧告に従って議決権を行使しなければならない。

(2) 管理会社の利益相反

プロバイダー・アラジン

ブラックロック・グループは、その投資運用業務全体にわたり、単一のテクノロジー・プラットフォームとして、アラジンのソフトウェアを使用している。保管業務提供者およびファンドの事務管理業務提供者は、AIFMおよび管理会社が使用するデータにアクセスするために、アラジンのソフトウェアの一種であるプロバイダー・アラジンを使用することができる。各業務提供者は、プロバイダー・アラジンの使用の対価として、ブラックロック・グループに報酬を支払う。プロバイダー・アラジンの使用に関する業務提供者の契約によって、管理会社が当該業務提供者の選任または選任の更新を促されることで、潜在的な利益相反が生じることがある。かかる契約は、リスクを緩和するために、「アームズ・レングス」基準で締結される。

販売関係

総販売会社は、販売業務および販売関連業務の対価として、第三者に報酬を支払うことがある。かかる支払によって、第三者は、その顧客の最善の利益に反して、ファンドへの投資を働きかけることを促すことがある。ブラックロック・グループ内の会社は、かかる支払がなされる法域におけるすべての法律および規制の要件を遵守している。

取引費用

取引費用は、投資者がファンドに関する取引を開始または終了する際に発生する。ファンドの他の顧客が加入・脱退の費用を負担するリスクがある。ブラックロック・グループは、希薄化防止規制等、他の投資者の行為から投資家を保護するための方針および手続を整備している。

(3) A I F Mの利益相反

手数料およびリサーチ

適用規制により許容される場合(疑義を避けるため付言するならば、M i F I D の対象ファンドを除く。)、ファンドの投資運用会社または投資顧問会社として行為する一部のブラックロック・グループ内の会社は、一部の法域における特定のブローカーとの株式取引の際に発生した手数料を外部調査の支払に充てることができる。調査は、これを賄った取引の顧客に限らず、より幅広い顧客に使用されうため、かかる取決めによって、一部のファンドが他よりも利益を得ることがある。ブラックロック・グループは、各地域の適用規制および市場慣行の遵守を確保するために策定された手数料利用方針を整備している。

競合注文の時機

同時期またはほぼ同時期に生じた同一の有価証券に関する同一方向の複数の注文を取り扱う際、A I F Mは、注文の性質、規制上の制約または実勢の市場状況を考慮して、各注文につき全体として最良の結果を、公平にかつ一貫して達成することを目指す。これは、通常、競合する注文の集約を通じて達成される。取引者が適格要件を満たす競合注文を集約しなかった場合、または適格要件を満たさない競合注文を集約した場合、利益相反が生じること、すなわち、ある注文が他よりも有利な執行がなされたように見えることがある。ファンドの具体的な取引指示について、他の顧客のためにより良い執行条件が達成されるリスクがある(例えば、注文が集約に含まれなかった場合)。ブラックロック・グループは、注文の順位付けおよび集約について定める注文取扱手順および投資配分方針を整備している。

同時期のロングおよびショートのパポジション

A I F Mは、異なる顧客のために同一の有価証券に関して同時に反対のパポジション(すなわち、ロングおよびショート)を設定し、保有しまたは手仕舞いすることがある。これにより、A I F Mのいずれか一方の顧客の利益が害されることがある。また、ブラックロック・グループ全体の投資運用チームは、ロングのみのマンドートおよびロング・ショートのマンドートを有すること、すなわち、あるポートフォリオにおいてロングで保有する有価証券を別のポートフォリオで空売りする可能性がある。ある勘定においてショート・ポジションをとる投資決定をした場合、別の顧客の勘定におけるロング・ポジションの価格、流動性または評価にも影響を及ぼすことがあり、その逆も同様である。ブラックロック・グループは、複数の勘定を公平に扱うことを目的として、ロング・ショート(サイド・バイ・サイド)に関する方針を運用している。

クロス取引 - 価格決定に関する利益相反

同一の有価証券について複数の注文を取り扱う際、A I F Mは、最良の執行を得るために、反対のフローを突き合わせて「クロス」取引を行うことがある。クロス取引において、執行が各顧客の最善の利益のために行われないことがある(例えば、取引が公正かつ合理的な価格を構成しなかった場合)。ブラックロック・グループは、クロス取引に関する方針を実施することでかかるリスクを軽減する。

M N P I

ブラックロック・グループ内の会社は、顧客のために自ら投資する上場有価証券に関して、重要な未公開情報（M N P I）を受領する。不正取引を防止するため、ブラックロック・グループは、情報障壁を築き、関連する有価証券に関与する一または複数の投資チームによる取引を制限する。かかる制限は、顧客勘定の投資パフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。ブラックロックは、重要な未公開情報の障壁に関する方針を実施している。

ブラックロックの投資制限または制約および関係当事者

ファンドは、ブラックロック・グループの顧客の勘定に全体として適用される、一定の法域における保有基準制限および報告義務のために、投資活動を制限されることがある。かかる制限により投資機会が失われることで、顧客に悪影響が及ぶことがある。ブラックロック・グループは、限られた投資機会を、影響を受けた勘定の間で長期的に公平かつ公正に割り当てるために策定された投資および取引の配分に関する方針に従ってかかる利益相反に対処している。

関係当事者商品への投資

A I F Mは、顧客向けの投資運用業務を提供しながら、他の顧客のためにブラックロック・グループ内の会社が提供する商品に投資することがある。ブラックロックは、自社またはその関連会社が提供する業務を推薦することもできる。かかる活動は、ブラックロックに増収をもたらすことがある。かかる利益相反に対処するにあたり、ブラックロックは、投資ガイドラインの遵守を目指し、企業倫理・行動規範を整備している。

投資配分および優先順位

ある顧客のためにある有価証券の取引を執行する際、注文が集約され、集約された注文を複数の取引により充足させることがある。他の顧客の注文と集約して取引が執行された場合、これらの取引を配分する必要性が生じる。A I F Mがある顧客の勘定に取引をどの程度容易に配分できるかは、当該顧客が指示した取引の規模に対する当該取引の規模および価格により制限されることがある。配分プロセスの結果、ある顧客が最善の価格での取引の利益をすべて得ることができないことがある。A I F Mは、全顧客の公正な扱いを長期的に確保するために策定された投資および取引の配分に関する方針に従ってかかる利益相反に対処している。

ファンドの透明性

ブラックロック・グループ内の会社は、顧客のポートフォリオのために自社が保有するブラックロック・ファンドに投資するにあたり、情報に関して有利となることがある。かかる情報優位によって、A I F Mがファンドのために投資を行う前に、ブラックロック・グループ内の会社がその顧客のために投資を行うことがある。損失のリスクは、ブラックロック・グループの受益証券の価格決定および希薄化防止メカニズムを通じて緩和される。

サイド・バイ・サイド・マネジメント：成功報酬

A I F Mは、異なる料金体系を有する複数の顧客勘定を管理している。かかる相違によって、従業員が、報酬が定額の勘定または報酬の支払のない勘定よりも成功報酬が支払われる勘定を選び好みすることが促され、同様のマニフェストを有する顧客勘定の間で、パフォーマンス水準が一貫しない結果となるリスクがある。ブラックロック・グループ内の会社は、企業倫理・行動規範を遵守することによりかかるリスクに対処している。

上記の利益相反に加え、以下の場合にもA I F Mとその許可を受けた受任者との間に利益相反が生じることがある。すなわち、() 受任者が、A I F Mを支配するまたはその行動に影響を及ぼすことができる場合であって、A I F Mおよび受任者が、同じグループの一員であるまたはその他の契約関係を有する場合（この場合、利益相反の可能性は、かかる支配の程度が大きければ大きいほど高くなる）、() ファンドへの投資者が、受任者を支配するまたはその行動に影響を及ぼすことができる場合であって、受任者および投資者が、同じグループの一員であるまたはその他の契約関係を有する場合（この場合、利益相反の可能性は、かかる支配の程度が大きければ大きいほど高くなる）、() 受任者が、ファンドまたはファンドの投資者の費用負担で、金銭的利益を得るまたは金銭的損失を回避する可能性がある場合、() 受任者が、A I F Mまたはファンドに提供されるサービスまたは業務の

結果について利害関係を有する可能性がある場合、()受任者に、ファンドまたはファンドの投資者の利益より別の顧客の利益を優遇する金銭的その他の動機がある可能性がある場合、()受任者が、AIFM以外の者から、AIFMおよびファンドに提供される集団的なポートフォリオ運用活動に関して、かかるサービスの標準的な手数料または報酬以外に、金銭、商品またはサービスの形で報奨金を受領している、またはする可能性がある場合である。

また、AIFM自ら、AIFMの従業員または支配によりAIFMと関連のある者(受任者を含む。)が、以下に該当するために潜在的な利益相反が生じることがある。

- (a) ファンド、顧客グループの中のある顧客またはファンドへの投資者の費用負担で、当該投資者または当該ファンドの利益に反する金銭的利益を得る(または損失を回避する)可能性が高い場合。
- (b) ある投資者、ファンド、顧客または顧客グループの利益よりも別の投資者、ファンド、顧客または顧客グループの利益を優遇する金銭的その他の動機がある場合。
- (c) ファンドもしくはその投資者、もしくはある顧客に提供されるサービス/業務、またはファンド、顧客もしくは投資者に代わって行われた取引の結果について、ファンドがかかる結果について有するものとは異なる利害関係を有する場合。
- (d) 別のファンド、顧客またはファンド以外の顧客のために行う業務と同じ業務をファンドのために行う場合。
- (e) ファンドまたはその投資者以外の者から、かかるサービスの標準的な手数料または報酬以外に、金銭、商品またはサービスの形で報奨金を受領する場合。
- (f) AIFMまたは投資顧問会社の一または複数に支配する受任者を選任する場合、および/またはかかる受任者がファンドへの投資者を自ら支配する場合。
- (g) 実施されたもしくはプライム・ブローカーに引き渡された取引またはプライム・ブローカーがファンドに提供したその他のサービスに関し、ファンドまたはその投資者の利益とは異なる商業的利益を有するプライム・ブローカーを選任する場合。

5【その他】

a. 定款の変更

管理会社の定款の変更、増資または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

b. 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。特に、管理会社が6か月以上業務を停止した場合、CS SFは、2010年法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

c. 訴訟事件その他の重要事項

管理会社の親会社であるブラックロック・インクおよびその多数の子会社(以下、総称して「ブラックロック」という。)は、その時々において、通常の業務過程で生じる業務上の訴訟の対象となっている。過去の訴訟のいずれも、ブラックロックの業務に重大な影響を及ぼしたことはなく、また現在係属中の訴訟のいずれも、かかる重大な影響を及ぼすことはない見込みである。

上記を除いて、訴訟事件その他、管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド

(BlackRock Asset Management Ireland Limited) (AIFM)

資本金の額

2020年12月末日現在、125,001スターリング・ポンド(約1,945万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円貨換算は、便宜上、2021年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=155.60円)による。以下、英ポンドの円貨表示はすべてこれによるものとする。

事業の内容

AIFMは、非公開の株式会社であり、1995年1月19日にアイルランドにおいて設立された。AIFMは、ブラックロック・インク(BlackRock, Inc.)の間接的な完全所有子会社である。

AIFMの主たる活動は、ファンドのような集団投資スキームに対する資産運用業務および管理事務業務の提供である。

(2) ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

(BlackRock Investment Management (UK) Limited) (投資顧問会社および総販売会社)

資本金(株式資本)の額

2020年12月末日現在、94,485,000英ポンド(約147億187万円)

事業の内容

英国において、投資運用業を営んでいる。

(3) ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店

(State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)

(保管受託銀行および管理事務代行会社)

資本金の額

該当事項なし。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHの資本金の額は、2021年5月末日現在、2,071,811,566ユーロ(約2,770億8,408万円)である。

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、2021年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=133.74円)による。以下、ユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

事業の内容

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、2009年10月8日にルクセンブルグの法律に基づき設立され、ルクセンブルグにおいて、あらゆる種類の銀行業務を行い、また金融サービスの提供およびその他の関連する業務を行っている。

(4) J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.)

(登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社)

資本金(株式資本)の額

2020年6月末日現在、5,112百万米ドル(約5,610億9,312万円)

事業の内容

1973年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事している。

(5) ブラックロック・オペレーションズ(ルクセンブルグ)エス・エー・アール・エル(BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l)(管理業務会社)

資本金の額

2020年12月末日現在、2,623,500ユーロ(約3億5,087万円)

事業の内容

ブラックロック・オペレーションズ(ルクセンブルグ)エス・エー・アール・エルは、ルクセンブルグを所在地とするブラックロックの運営会社であり、オフショアまたはクロスボーダーのリテール向け商品(ルクセンブルグ、ケイマン諸島およびアイルランドで設定されたミューチュアル・ファンド)をサポートしている。同社の主要な取組みは、ファンド業務に関するプロジェクトおよび例外事項である。プロジェクトには、ファンドの変更、運用開始および終了ならびにファンドに関連するまたは影響するその他の事項(UCITS V等)が含まれる(ただし、これらに限定されない。)、例外事項には、通常の事業に対する例外事項またはその中断(価格の伝達に関する問題または誤謬等)が含まれる(ただし、これらに限定されない。)。同社は、包括的な管理調整業務を行っており、それには保管およびファンド会計等の第三者たる業務提供者に対するすべての委託活動が含まれる。

(6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

(代行協会員および日本における販売会社)

資本金の額

2021年3月末日現在、405億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド

(BlackRock Asset Management Ireland Limited)(AIFM)

管理会社とのオルタナティブ投資運用契約に基づき、オルタナティブ投資運用業務を行う。

AIFMは、ファンドに関する組入証券の管理およびリスクの管理機能の執行に責任を負う。AIFMは、ファンドの資産の評価にも責任を負う。AIFMは、AIFMD規則に従って、アイルランド中央銀行より、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為する権限を付与されている。AIFMは、AIFMDに従って遂行するその業務の結果生じる可能性のある職業賠償責任リスクを、AIFMD規則により置き換えられたとおり、「自らの資産」を通じてカバーする。

AIFMは、各ポートフォリオに関して、関連する投資制限に従いファンドの投資方針を実行する責任を負う。

AIFMは、資産の組入証券の日々の運用を投資顧問会社に委任した。投資顧問会社は、各ポートフォリオの投資目的および投資方針に従って、常にAIFMの監督および指示の下に、各ポートフォリオの資産の投資を運用することについて、AIFMに責任を負う。

(2) ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

(BlackRock Investment Management (UK) Limited)(投資顧問会社および総販売会社)

AIFMとの投資顧問契約に基づき、投資運用業務および投資顧問業務を行う。

また、管理会社との販売契約に基づき、受益証券の販売業務、販売促進業務およびマーケティング業務の提供ならびに販売会社の選任を行う。

総販売会社は、販売が行われる法域に適用ある法律に従うことを条件に、ファンドを直接販売する権限を有しており、また、ファンドの他の販売会社を任命する権限を有している。総販売会社は、第三者販売会社と再委託販売契約を締結することができる。総販売会社は、事務管理業務の一部を行わ

せるため、ブラックロック(チャネル・アイランズ)リミテッド(BlackRock (Channel Islands) Limited)(以下「BCI」という。)を選任した。BCIは、1972年8月10日に無期限でジャージーにおいて設立された有限責任の会社である。

(3) ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店
(State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)

(保管受託銀行および管理事務代行会社)

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管受託業務、純資産価格の計算、会計帳簿の記帳および受益証券発行等、保管受託銀行および管理事務代行会社としての業務を行う。

保管受託銀行の業務には、特に以下が含まれる。

- () ファンドのキャッシュ・フローが適切に監視され、また、ファンドの受益証券の申込みに伴い投資者によりまたは投資者に代わって行われたすべての支払が受領されたことを確保すること。
- () ファンドの資産を保管すること。これには、(a) 保管受託銀行の帳簿に開設された金融商品口座に記録することができるすべての金融商品および保管受託銀行に物理的に交付することができるすべての金融商品を保管すること、および(b) その他の資産について、かかる資産の所有権を確認し、適宜、記録を保持することが含まれる(以下「保管機能」という。)
- () (関係する限りにおいて、) ファンドのために管理会社により実行されるファンドの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が、適用法および約款に従って行われることを確保すること。
- () ファンドの受益証券の価格が、適用法および約款に従って計算されることを確保すること。
- () 適用法または約款に抵触しない限り、AIFMの指示を実行すること。
- () ファンドの資産に関する取引において、いかなる対価も、通常の期限内に送金されることを確保すること。
- () ファンドの利益が、適用法および約款に従って充当されることを確保すること。

保管受託銀行のファンドに関連する業務および責任は、保管契約に詳細に定められている。保管受託銀行は、かかる業務および責任の履行を除き、直接間接を問わずファンドの業務内容、設立、支援または管理に関与せず、英文目論見書の作成についての責任を負わず、また一部の記載を除き、英文目論見書に記載されるいかなる情報についての責任も負わない。

保管受託銀行は、一部の資産に関して、その保管機能をステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに委託する契約を締結している。保管受託銀行の責任は、保管受託銀行が保管機能を第三者に委託したことによる影響を受けない。ただし、かかる責任が受託者に適法に移転された場合(かかる移転は、ファンドの受益者に通知される。)、またはAIFMDに定められた保管受託銀行の合理的な支配を超える外部要因に基づき金融商品の損失が生じた場合を除く。かかる責任が適法に移転されていない場合、保管受託銀行は、金融商品の損失についてファンドの資産により補償されない。

管理会社およびAIFMは、保管受託銀行との合意により上述の保管契約を変更し、および/または、その裁量により、かかる保管受託業務を提供する代わりに業務提供者を任命する権利を留保する。

(4) J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.
(J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.)

(登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社)

J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.は、管理会社との契約に基づき、ファンドの登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社として受益証券の発行、買戻しおよび乗換えならびに支払事務代行業務等を行う。

- (5) ブラックロック・オペレーションズ(ルクセンブルグ)エス・エー・アール・エル(BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l)(管理業務会社)

管理会社との業務契約に基づき、ファンドのために会社関係業務および管理調整業務を提供する。

- (6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
(代行協会員および日本における販売会社)

日本におけるポートフォリオに関する代行協会員業務、および日本におけるクラスA受益証券(米ドル建て)の募集について、ポートフォリオの日本における販売会社としての業務を行う。

3【資本関係】

管理会社、AIFM、投資顧問会社兼総販売会社および管理業務会社の最終的な親会社は、ブラックロック・インクである。

第3【投資信託制度の概要】

定 義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法
S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
A I F M D	オルタナティブ投資信託運用者(以下「A I F M」という。)に関する欧州議会および理事会の2011年6月8日付指令2011/61/EU
A I F M 法	オルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体(現在はE Cが継承)
E U	欧州連合(特に、E Cにより構成)
F C P	契約型投資信託
K I I D	指令2009/65/E C(以下に定義される。)第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	E U加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるE U加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でE U加盟国に相当するとみなされる国
パート ファンド	(特に指令2009/65/E Cをルクセンブルグ法において導入する)2010年法パートに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
P R I I P	パッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品
S I C A F	固定資本を有する投資法人
R A I F	リザーブド・オルタナティブ投資ファンド
R E S A	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S 所在加盟国	指令2009/65/E C 第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
U C I T S ホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、U C I T S 所在加盟国以外の加盟国
U C I T S 管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S V 指令	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「U C I T S」という。)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および欧州理事会の指令2009/65/E Cを、保管受託機能、報酬に関する方針および制裁に関して改正する欧州議会および欧州理事会の2014年7月23日付指令2014/91/EU

I . ルクセンブルグの投資信託の形態

1 . 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1983年8月25日法は、指令85/611/EEC(以下「UCITS 指令」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法(改正済)に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(以下「2002年法」という。)は、UCITS 指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/EC(以下「UCITS 指令」という。)をルクセンブルグ法に導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)(以下「SIF法」という。)は、2007年、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。これらの投資信託は、当該ビークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託(以下「SIF」という。)は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供する。SIF法は、2012年3月26日付法律により改正された。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、SIF法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令である指令2009/65/EC(以下「指令2009/65/EC」という。)をルクセンブルグ法に導入した。

2 . 2010年法の効力発生

既存のUCITSおよびUCITS管理会社は、2011年7月1日に2010年法の適用対象となった。2012年7月1日以降、すべてのUCITSは、その簡易目論見書を新たな主要投資家情報文書(以下「KIID」という。)に変更しなければならないという2010年法第159条の対象となる。

2011年1月1日以降、これまで2002年パート に従っていたUCIは、2010年法パート の適用対象となる。権限の委託に関する一定の規定は、2012年7月1日に効力が発生した。

2011年1月1日以降、既存のUCI管理会社は、2010年法の適用対象となった。権限の委託に関する一定の規定は、2012年7月1日に効力が発生した。

2010年法の財務に関するすべての規定は、2011年1月1日に効力が発生した。

3 . AIFM法の効力発生

AIFM法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にAIFMDを導入し、さらに、2010年法およびSIF法等を改正するものである。この点については後記「 . AIFM法」を参照のこと。

4 . UCITS V 指令の導入

UCITS V 指令は2016年3月18日に発効し、また、UCITS V 指令を導入するルクセンブルグの2016年5月10日法は、2016年6月1日に発効した(UCITS V 法)。

2015年12月18日、保管受託銀行の責任に関してUCITS V 指令を補完する委員会の委託規則(EU)2016/438(レベル2措置)が公布された。当該規則は、その後、2016年3月24日に欧州連合官報(OJEU)にて公表され、2016年10月13日より適用されている。

(将来のEUのレベル2措置を見込んだ)CSSF通達14/587は現在、2016年10月13日に発効したCSSF通達16/644に取って代えられた。レベル2措置が特に適用されるすべての規定(特に保管受託銀行との契約内容)は、新たな通達から除外された。当該通達は、UCITS V 法およびレベル2措置が特に適用されない特定の側面を明確にすることだけでなく、UCITS V 法およびレベル2措置の特定の側面を明確にすることを目的としている。通達16/644は、CSSF通達18/697によって改正された。

ESMAはUCITS指令の申請書に関する質問および回答(Q&A)(定期的に更新される。)を公表した。

2010年法の適用に関するQ&A文書もまた、CSSFによって公表され、定期的に更新される。

5. UCITS V 指令に基づくきわだった変更に関する高レベルの概観

第 章に記載されるとおり、2010年法に服するルクセンブルグのUCITSおよびルクセンブルグのUCIに適用される規定は、UCITS V 法の効力が発生したことにより変更された。以下に当該変更に関する高レベルの概観を表記する。

保管受託銀行の責任体制

UCITS V 指令は保管受託銀行として行為することのできる適格事業者に対する規制を強化する。国家の中央銀行、十分な資金および適切なインフラを有する金融機関および規制された企業のみがUCITSの保管受託銀行としての適格性を有し、すべてのUCITS資産の保管を維持する。

UCITSの資産は保管受託銀行が支払不能となった場合、加盟国の支払不能に関する法律に規定されるとおり、明確な分別管理規則および防御規定により保護される。

保管受託銀行の責任は強化されている。保管受託銀行は、保管されているいかなるUCITSの資産の損失に対しても責任を負う。UCITSの投資家は常に、保管受託銀行に対して直接、救済を求める権利を有し、管理会社がかかる任務を遂行する能力に依拠することはない。すべての保管受託契約は、UCITS V 委託規則(2016/438)において概説される6か月の移行期間中(すなわち、2016年10月13日より前)に更新されなければならなかった。

2018年2月6日に可決されたオムニバス法に従い、UCITS Vの保管受託銀行制度は、ルクセンブルグの領域内の小口投資家に販売される、ルクセンブルグにおいて認可または登録されたAIFMによって運用されるパート ファンドにのみ適用されることとなった。

報酬

UCITSの管理会社に対する報酬方針は、報酬慣行が、過度なリスク負担を推奨しないようにし、その代わりに健全かつ有効なリスク管理を推進するために導入されている。報酬慣行の透明性は強化される。かかる報酬方針は、AIFMD法の報酬方針に沿ったものである。

かかる報酬方針に関する情報は、2016年3月18日に、会社のウェブサイトにおいて提供されなければならなかった。2016年3月18日までにUCITS目論見書にかかる情報により更新する必要はなかった。しかしながら、2016年3月18日より後にその他の目的のために目論見書を修正する最初の機会には、かかる情報を目論見書に含める必要がある。KIIDは、2016年3月18日より後の可能となった最初の機会または次回の年次更新時に、報酬情報が含まれるよう更新されなければならない。

さらに、UCITS V 法の第33条第2項に従って、上記の報酬に関する情報についても年次報告書に含まれるものとする。

統一された制裁制度

UCITS V 指令は、有効かつ統一された制裁を確保するため、既存の制度を強化する。協力関係が強化された統一システムは、UCITSの規則違反をより有効に発見できるようにする。

2010年法に従うルクセンブルグのUCITSおよびUCI(2016年5月10日法により改正済)

1. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIの概要

1.1. 一般規定とその範囲

1.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パートI UCITS(以下「パートI」という。)

パートII その他のUCI(以下「パートII」という。)

パートIII 外国のUCI

パートIV 管理会社

パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2010年法は、パートIが適用されるUCITSとパートIIが適用されるUCIを区分して取り扱っている。

1.1.2. EUのいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、指令2009/65/ECが当該国において立法化されている限度において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

1.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)

1.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS

- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

1.1.5. 法的形態

2010年法パート またはパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人 (investment companies)
 - 変動資本を有する投資法人 (以下「SICAV」という。)
 - 固定資本を有する投資法人 (以下「SICAF」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

1.2.1. 契約型投資信託 (FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社 (以下「管理会社」という。) およびその保管受託銀行 (以下「保管受託銀行」という。) の三要素から成り立っている。

FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、管理会社との間に確立されるFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款 (以下を参照のこと。) に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券 (以下「受益証券」という。) に対する権利を有する。

FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格 (約款にその詳細が規定されることが求められる。) に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されることができるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。IML通達91/75 (CSSF通達05/177およびCSSF通達18/697により改正済) は、パート ファンドがその受益証券 (または投資口) の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で (原則として月に一度以上) 決定しなければならない旨を定める。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの配分方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)本書の日付現在、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのF C Pについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- F C Pは、ルクセンブルグの商業および会社登録機関(以下「R C S」という。)において登録されなければならない*。

(*)会社および組織に関する法律上の公表に係る制度を改革する2016年5月27日法を参照のこと。

(注)緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

1.2.1.1. 保管受託銀行

C S S Fにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がF C Pの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、F C Pの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。保管受託銀行の任命は、保管受託銀行に対し保管機能、監督機能およびキャッシュ・フローの監視機能を委託する旨の書面による契約によって証明されなければならない。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、払戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること(パート ファンドのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。
- 投資家の利益のために、独立して、かつ単独で行為すること。

保管受託銀行は、ファンドのキャッシュ・フローの適切な監視について責任を負い、とりわけ、UCITSによって申込みおよび金銭が適切に受領されていることを確保し、現金が管理会社およびUCITSの名義で開設された個別の勘定に正確に帳簿記入されていることを確保する。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他の加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCS SFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社所在加盟国が、2010年法パート に従いFCPの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

契約型投資信託の資産は、以下のとおり、保管受託銀行の保管に付されるものとする。

a) 保管されうる金融商品について保管受託銀行は、以下を行うものとする。

(i) 保管受託銀行の帳簿において開設された金融商品の勘定に登録しうるすべての金融商品および保管受託銀行に物理的に交付されうるすべての金融商品を保管すること。

() 保管受託銀行の帳簿において開設された金融商品の勘定に登録しうるすべての金融商品が、通達2006/73/EC第16条に記載の原則に従って、保管受託銀行の帳簿に契約型投資信託を代理して行為する管理会社の名義で開設された分別勘定内に登録され、随時適用法に従って契約型投資信託に帰属すると明確に特定されることを確保すること。

b) その他の資産について保管受託銀行は、以下を行うものとする。

(i) 契約型投資信託を代理して行為する管理会社によって提供された情報もしくは文書または(利用可能となる場合には)外部の証拠に基づき契約型投資信託が所有権を有しているか評価することにより、かかる資産に対する契約型投資信託の所有権を確認すること。

() 契約型投資信託が所有権を有することが確認された資産について、記録を保管し、当該記録を更新すること。

保管受託銀行は、管理会社に対し、契約型投資信託のすべての資産の包括的な目録を定期的に提供するものとする。

保管受託銀行が保管する契約型投資信託の資産は、保管受託銀行または保管権限が委託されたいかなる第三者によっても、自身の勘定のために再利用されてはならない。ただし、以下の場合を除く。

a) 資産の再利用が契約型投資信託の勘定のために実行される場合。

b) 契約型投資信託を代理してなされた管理会社の指示を保管受託銀行が遂行する場合。

c) 再利用が契約型投資信託および受益者の利益のためである場合。

d) 取引が所有権譲渡契約に基づき契約型投資信託によって受領された高品質かつ流動性のある担保によってカバーされる場合。

担保の市場価値は、あらゆる時点において、再利用資産の市場価値とプレミアムの合計額またはそれ以上であるものとする。

保管受託銀行および/またはルクセンブルグに所在する第三者で契約型投資信託の資産の保管を委託された者が支払不能となった場合、保管されている契約型投資信託の資産は、かかる保管受託銀行および/またはかかる第三者の債権者間での分配またはかかる債権者の利益のための換金を目的に利用することはできない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ職務を第三者に委託することができる。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図での任務委託ではない場合。
- b) 保管受託銀行が当該委託に客観的な理由があると証明できる場合。
- c) 保管受託銀行が、その任務の一部を委託することを予定している第三者を選定および任命するにあたって、すべての正当な技量、配慮および注意を行使し、かつ、その任務の一部を委託した第三者および当該第三者に委託された事項に関連する当該第三者の手配状況の定期的な精査および継続的な監視においても、引き続きすべての正当な技量、配慮および注意を行使する場合。

上記にかかわらず、第三国の法律上、特定の金融商品が現地の法主体によって保管されることが義務付けられている場合で、その点において定められた委託要件を充足する現地の法主体が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を充足する現地の法主体が存在しない期間に限り、かつ、以下の場合に限り、当該第三国の法律上義務付けられる範囲内でのみ当該現地の法主体にその権限を委託することができる。

- a) 当該契約型投資信託の受益者が、その投資前に、かかる委託が第三国の法律における法的制約によって義務付けられている事実、かかる委託を正当化する状況およびかかる委託に伴うリスクについて適切に知らされている場合。
- b) 管理会社が、契約型投資信託を代理して、保管受託銀行に対してかかる金融商品の保管にかかる現地の法主体に委託するよう指示した場合。

なお、第三者は、当該権限を同一の条件の下で再委託することができる。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。

保管受託銀行の受益者に対する責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及できるようになり、受益者は保管受託銀行を提訴できるようになった。

保管受託銀行の責任は、第三者に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行またはその委託先によって保管された資産が消失した場合、保管受託銀行は、同一の金融商品またはそれに相当する金額の資産を遅滞なくUCITSに返還する義務を負う。さらに、保管受託銀行は、要求される基準に沿ってその職務を遂行したことにつき立証責任を負う。

1.2.1.2. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の1.4.2.の(15)に定められた条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、以下の1.4.1.の(1)に定められた条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

1.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有しうる投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

2010年法に従い、SICAVの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法に定められる最も重要な要件は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定する(パートファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート以外のファンドについては最低1か月に1回とする。)。
- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。

1.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

買戻会社を有しない投資法人も設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

1.2.2.3. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は、FCPに関するものと統一されることとなった(上記1.2.1.1.)。

ファンドが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、パート ファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

1.2.2.4. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記1.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、原則として、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

1.2.2.5. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合

(d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合

(e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の1.4.2.の(15) および(16) に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

1.3. 2010年法によるルクセンブルグのUCITSおよびUCIの投資制限

A) パート ファンド/UCITS

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

(1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。

(2) UCITSは、指令2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
- かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同様であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令2009/65/ECの要件と同様であること。

- かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏付けとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。通達11/512は、CSSF通達18/698によって改正された。
- CSSFは、とりわけOTCデリバティブ取引について受領された担保の運用に関する要件を詳しく定め、カウンターパーティー・リスクの計算に関する情報を提供する2013年2月18日付CSSF通達13/559を制定している。CSSF通達13/559は、2014年10月1日に発効し、ESMAが2014年8月1日に発表した「監督当局およびUCITS運用企業のための指針 - ETFおよびその他のUCITS銘柄に関する指針 (ESMA/2014/937 ENを参照のこと。)」の改訂版を投資信託に関する2010年12月17日法パート に従うUCITSに適用されるルクセンブルグ法に移行することを目的としているCSSF通達14/592に取って代えられた。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品

- E U法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともE U法が規定するのと同じ程度厳格であるとC S S Fが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - C S S Fが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4指令78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) U C I T Sは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているU C I T Sは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) U C I T Sは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用U C I T Sに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。特に、U C I T Sの資産の信用度を評価するにあたって、信用格付機関に関する欧州議会および理事会の2009年9月16日付規則(E C)第1060/2009号第3条第1項(b)に定義される信用格付機関によって発行された信用格付のみに、また、それらに機械的に依拠してはならない。U C I T Sはまた、O T Cデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。U C I T Sは、C S S Fが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S Fに定期的に報告しなければならない。
- (b) U C I T Sは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S Fが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) U C I T Sは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポーザーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
当該エクスポーザーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
U C I T Sは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポーザーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。U C I T Sが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。
譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を含む場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。
- (10) (a) U C I T Sは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
U C I T Sは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T Sの取引の相手方に対するO T Cデリバティブ取引におけるリスクのエクスポー

ジャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。指令83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCS SFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10) にかかわらず、C S S Fは、U C I T Sに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のE U加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。
- C S S Fは、(10) および(11) に記載する制限に適合するU C I T Sの受益者への保護と同等の保護を当該U C I T Sの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。
- これらのU C I T Sは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。
- (b) (a) に記載するU C I T Sは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a) に記載するU C I T Sは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) U C I T Sは、(2) に記載するU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券を取得することができるが、一つのU C I T Sまたはその他のU C Iの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。
- この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するU C Iの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていないなければならない。
- (b) U C I T S以外のU C Iの受益証券への投資は、合計して、一つのU C I T Sの資産の30%を超えてはならない。
- U C I T SがU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券を取得した場合、U C I T Sまたはその他のU C Iのそれぞれの資産は(10) 記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のU C I T Sおよび/または他のU C Iの受益証券に、U C I T Sが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 他のU C I T Sおよび/または他のU C Iにその資産の相当部分を投資するU C I T Sは、目論見書において、当該U C I T Sならびに投資を予定している投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該U C I T Sならびに投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、U C I T Sが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面

において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート または指令2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a) および(b) は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a) および(b) に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10) および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書1.3.A)の制限に適合する必要はない。リスク分散の原則の遵守の確保にあたっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12) および(13)は適用されない。

- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。
- 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339(以下「通達08/339」という。)を出した。
- 通達08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により取って代えられる。)の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するにあたり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日付でCSSFにより発表された通達08/380により改正された。
- 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸付取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。通達08/356は、2011年5月30日付でCSSFにより発表された通達11/512により改正された。
- 通達08/339は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。当該通達08/339は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸付取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

2013年2月18日にC S S Fは、欧州証券市場監督局(以下「E S M A」という。)が2012年12月18日に発表した「監督当局およびU C I T S運用企業のための指針 - E T Fおよびその他のU C I T S銘柄に関する指針」をルクセンブルグ法に移行する通達13 / 559(以下「通達13 / 559」という。)を出した。

通達13 / 559は、投資家保護の強化を目的とし、さらに

指数連動型U C I T Sについて、通達13 / 559は目論見書、重要投資家情報書類および年次報告書に記載すべき情報の詳細を規定する。レバレッジ指数連動型U C I T Sについて、通達13 / 559はグローバル・エクスポージャーの上限および計算に関する説明を提示する。

通達13 / 559は、U C I T S上場ファンドが遵守しなければならない開示上の要請および投資家が流通市場の代わりにU C I T S上場ファンドに直接受益証券の買戻請求を行う権利が付与される状況を規定する。

通達13 / 559は、効率的なポートフォリオ運用手法に関して目論見書および年次報告書に開示しなければならない情報を規定する。通達13 / 559は、同手法から生じた収益がU C I T Sにすべて還元されなければならない旨およびU C I T Sは、貸与されているか、またはレポ取引またはリバース・レポ取引の対象となる現金 / 有価証券をいつでも買い戻すことができ、またいつでもその取引を終了させることができる旨を明記する。

通達13 / 559は、トータル・リターン・スワップまたはそれと類似の特徴を有する金融デリバティブ商品を締結することによってU C I T Sが保有する資産は、裏付けとなるエクスポージャーをU C I T Sの投資上限計算時に算入されなければならないとする一定の分散投資制限を遵守しなければならない旨規定し、当該契約が投資運用委託取決めとしてみなされる条件を規定する。

通達13 / 559は、O T C金融デリバティブ取引および効率的ポートフォリオ運用手法のための担保の運用に関する規則を規定する。

通達13 / 559は、金融指標(すなわち、分散投資制限、ベンチマーク、構成銘柄のリバランス頻度、計算方法の開示、個別評価)の詳細について規定する。そこで、通達13 / 559は、2010年法第44条に記載される上限20%および30%を考慮し、商品指数の構成が十分に分散されていない旨、規定する。

2014年8月1日付で、E S M Aは、U C I T Sが、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、第三国、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関によって発行または保証される、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品によって完全に担保されている場合に、担保分散要件の適用外とする「監督当局およびU C I T S運用企業のための指針 - E T Fおよびその他のU C I T S銘柄に関する指針(E S M A / 2014 / 937 E N)」の改訂版を発表した。かかるU C I T Sは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を受領しなければならないが、単一の銘柄による有価証券が当該U C I T Sの純資産価額の30%を超えてはならない。加盟国によって発行または保証される証券で完全に担保される予定のU C I T Sは、当該U C I T Sの目論見書においてその事実を開示しなければならない。さらに、U C I T Sは、その純資産価額の20%を超える担保として受取可能な証券を発行または保証する加盟国、地方自治体または公的国際機関を特定しなければならない。この適用除外は、2012年12月18日付で発表された指針において定める担保管理のその他の基準に影響するものではない。当該指針は、その全体が再規定され以前の指針はE S M A / 2014 / 937 E Nによって置き換えられる。

上記のように、2014年9月30日付C S S F通達14 / 592は、当該指針をルクセンブルグの規制の枠組みに組み込み、上記の通達13 / 559を置き換えるものである。

B) パート ファンド/UCI

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F 規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定される。

(注)かかる規則は未だ出されていない。

I M L 通達91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、O E C D加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするE Cの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでC S S Fとともに協議することができる。

1.4. 管理会社

パート ファンドのみを運用するすべての管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される(以下を参照のこと)。

1.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S FによりR E S Aにおいて公告される。

管理会社は、UCIの運用以外の活動に従事してはならない(ただし、付随的な性質の自らの資産の運用のみは行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に従うUCIでなければならないと解される。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はC S S Fに対し適切な方法で通知しなければならない。
 - b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、U C Iが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。
- (2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注) 現在はかかる規則は存在しない。
 - b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全に、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S Fは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。

- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S F から承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に従う管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、C S S F の事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S F は当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S F に対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S F による認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、R E S A において公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009 / 65 / E C に従い認可されるU C I T S の運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該指令に定められていないその他のU C I の運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009 / 65 / E C の下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T S の運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびU C I の受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) C S S F は、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

() 管理会社が運用するF C P (管理会社が運用権限を委託したかかるF C P のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

() 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

() 管理会社が運用するU C I (管理会社が運用権限を委託したかかるU C I のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S FがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (5) (a) に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

- (6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

- (8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全に、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

- (9) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3) (a) に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

- (10) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる—または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

- (13) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務付けられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する指令97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

- (15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならず、C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。

c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。

d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T S の目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用する U C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用する U C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用する U C I T S が確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (f) 健全かつ有効なリスク管理と合致しており、また、リスク管理を推進する報酬に関する方針および慣行を設定し、適用しなければならない。
- (17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定された U C I T S を運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。
管理会社は、U C I T S 所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

設立の権利および業務提供の自由

- (18) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用する U C I T S の受益証券を支店を設置せずに U C I T S 所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (19) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

- (20) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社は、2018年8月23日から適用され、2012年10月24日付CS SF通達12/546を代替するCS SF通達18/698(以下「通達18/698」という。)に従う。

通達18/698は、第16章に従う管理会社、第17章に従う管理会社のルクセンブルグ支店、自己管理型UCITS、AIFMおよび内部管理型AIF(以下に定義される。)にも適用される。

通達18/698は、通達12/546の要件に加え、従来成文化されていなかった管理上の慣行に準拠し、UCITS管理会社およびAIFMに同一の原則を適用する(以前は、AIFMに適用される特定の通達はなかった。)。通達12/546と同様に、通達18/698は、自己管理型UCITSにも適用され、またUCITS管理会社およびAIFMと(性質上可能な範囲内で)同一の規則に従う必要のある内部管理型AIFにも新たに適用される。

通達18/698のパート は、UCITS管理会社およびAIFMに課される要件について定める。かかる要件の大部分は、通達12/546またはCS SF管理上の慣行によって既に適用されている。しかしながら、これらの事業体が整備しなければならない方針および手続に関連する、新たな要件または追加の規定もある。かかる新たな要件または規定により、ルクセンブルグのUCITS管理会社およびAIFMは、既存の方針および手続がすべての詳細な点を含め通達を確実に遵守したものとするために、各々、詳細な分析を行わなければならない。また、通達18/698では、リソースに関する想定について非常に明確に述べられており、特に、主要な機能においては最低3名のフルタイムの従業員が要求されている。

業務執行役員への委託の最大数および居住に関する基準ならびに取締役会メンバーへの委託の最大数および在職期間に関する想定もまた成文化されているが、正当な動機によるものであることを条件としてこれらの原則には例外が認められている。

委託契約の内容ならびに当初および継続的なデューデリジェンスに関する委託の枠組みおよび厳密な想定は、通達18/698において展開される。有用なことに、通達18/698には、管理会社、AIFM、自己管理型SICAVおよび内部管理型AIF、場合によっては投資信託の登録代理人についてのAML義務に関するCS SFの想定についても詳述される。

通達18/698のパート は、集団的投資信託運用に加えて、投資一任業務および場合によっては投資顧問業務を提供するための許可を受けることを希望するUCITS管理会社およびAIFMに関する既存の管理上のCS SFの慣行を確認するものである。

パート は、UCITS管理会社またはAIFMの業務を別のEU加盟国に通知するために行われる手順について詳述するものであり、設立の自由および業務提供の自由(パスポート)の観点から必要な指針を提供するものである。

パート は、特定の状況において、UCITS管理会社およびAIFMについて、法令により均衡性が許容される地域において均衡性の原則が行使されうることをあらためて定めている。主要な機能において3名のフルタイムの従業員が要求されることに関して一切の例外がないということが、明確に示されている。通達18/698では、均衡性を要求された場合になされる主張についても述べられている。

パート では、第16章に従う管理会社に係る想定を再度規定し、これを第17章に従う管理会社のルクセンブルグ支店にも適用する。

パート は、自己管理型UCITSおよび内部管理型AIFに関連し、関係するパート の適用規定の指針を示す。

通達18/698は、一連の追加的なC S S F報告義務を導入するものであることに留意することが重要である。この追加的な管理上の負担を課す代わりに、かかる通達の対象となる事業体は、C S S Fに報告書を提出するまで事業年度終了後5か月間を与えられる。

2. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIに関する追加的な法律上および規制上の規定
- 2.1. 設立および運営に関する法律および法令
- 2.1.1. 1915年法
- 商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、FCPの管理会社、および(2010年法により明示的に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(*société anonyme*)の形態をとるかにかかわらず投資法人に対して適用される。
- 以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、SICAVにも一定の範囲で適用される。
- 2.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第420条の1)
- 最低1名の投資主が存在すること。
- 公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.0ユーロ相当額である。
- 2.1.1.2. 規約の必要的記載事項(1915年法第420条の15)
- 規約には、以下の事項の記載が必要とされる。
- () 設立者の身元
 - () 会社の形態および名称
 - () 本店の所在地
 - () 会社の目的
 - () 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
 - () 発行時に払込済の額
 - () 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類に記載
 - () 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権(もしあれば)に対する制限規定
 - () 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
 - (注) 1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
 - () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
 - (xi) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載
 - (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
 - (x) 会社の存続期間
 - (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積
- 2.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)
- 会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。
- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
 - () 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第420条の19および第420条の20)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.1.1.5. 無記名株制度(1915年法第430条の6)

無記名株の不動化に関する2014年7月28日法は、1915年法第430条の6を大幅に改訂し、無記名株制度を抜本的に変更した。

現在、無記名株は、無記名株の発行者によって指定された無記名株保管機関に保管しなければならない。当該指定は、ルクセンブルグ官報において公表されなければならない。

無記名株保管機関は、()各株主の正確な特定および保有する株式または利札の数、()預託された日ならびに()株式譲渡または記名株券への転換がなされた日の情報を含む株主名簿を、ルクセンブルグにおいて維持する。各無記名株主は、登録簿における当該株主に関する情報を確認する権利のみを有する。

現在、無記名株の所有権は、無記名株の物理的な株券ではなく、無記名株登録簿における登録により証明される。

無記名株保管機関は、該当する株主からの書面による要請があった場合、当該株主について無記名株登録簿に登録されている情報を確認する証明書を発行する。所有権の譲渡は、発行会社および第三者に対して、無記名株保管機関による無記名株登録簿への譲渡通知の登録により有効となる。

無記名株に付随する権利は、無記名株の無記名株保管機関への預託および上記情報の無記名株登録簿への登録の場合にのみ行使できる。

2014年8月18日以前に存在していた物理的な無記名株は、遅くとも2016年2月18日までに無記名株保管機関に預けなければならず、かかる預託が行われなかった場合には、消却されるものとし、当該消却に関する手取金はCaisse de Consignationに預託された。

2014年8月18日以前に存在しており、2016年2月18日までに預託されなかった物理的な無記名株に付随する議決権は、預託されるまで自動的に停止された。かかる株式の配当の支払は、2016年2月18日までに預託されなかった場合、当該預託がなされるまで遅らされるが、時効を損なうことなく、当該配当について利息の支払はない。

上述の議決権が停止された無記名株は、株主総会における定足数要件および多数決要件には勘案されないものとする。当該無記名株の株主は、かかる株主総会への参加は認められないものとする。

2.1.1.6. 1915年法の近代化

商事会社に関する改正法は、2016年8月23日に効力が発生し、ルクセンブルグの企業のためにより柔軟性のある制度を創設すること、また、これまでルクセンブルグ市場において、既に一般に承認されている特定の慣行を法律に定めることを目的としている。

かかる新たな法律は、2016年8月23日以降に設立された会社に適用される。

改正法により導入された主な改正点は、以下のとおりである。

- (i) 取締役会が委員会を新設することができる既存の慣行を推認する新たな条項が導入された。
- () 定款の変更に従って、その経営権限を運用委員会(*comité de direction*)または必ずしも取締役であることを要しないジェネラル・マネジャー(*directeur général*)に委託することができる。かかる委託は、会社全体の全般的な方針または取締役会に対して法律によって留保されている行為へは拡張することができない。かかる委託から恩恵を受ける個人は、取締役と同じ責任についてのリスクを負う。

- () 最低議決権の10%を保有する株主に対して、取締役に対して行動を起こすための権利を付与する新たな条項が導入された。
- () 取締役会は、現在、会社資本の最低10%を保有する株主(法が改正される前には、20%を保有する必要があった。)が要求する場合、定時株主総会を延期する義務を負う。
- () 特定の場合において、株主総会の決議が無効と宣言されることがある新たな条項が導入された。かかる特定の場合の例として、不正を意図したものの、議題の一部を構成しない事項が審議された場合がある。決議の無効については、裁判所により判断されなければならない。提案された決議に対して賛成の投票をした者は、原則として、無効となるような行動を意図しない。第三者が善意で株主総会の決議に従って権利を取得した場合、裁判所は、当該決議の無効が、関係する第三者の権利への影響がないと決定することができる。総会の決議を無効とする訴えは、株主総会后6か月以内に行われなければならない。
- () 株式資本の10%を保有する株主または議決権の10%を保有する株主は、会社の運営のために行われた決定に関連して取締役会に質問をすることができる。従前の必要株式保有割合は株式資本の20%であり、「特別な事情」が存在する条件が付されていた。
- () 会社の国籍を変更するために、全会一致の同意の要件が適用されなくなった。
- () 定款の変更に従って、取締役会は、現在、別の地方自治体へも、会社の登記上の事務所を移転する権限を受け取ることができる。以前は、かかる移転には株主投票を伴う定款の変更が必要であった。このようなどおりではあるものの、定款は更新されなければならない。
- () 定款の変更に従って、取締役会は、引受契約から生じる義務の履行を怠ることになる場合を例として、株主の議決権を停止することができる。また、株主は、一時的または永久に、自身の議決権を任意で放棄することができ、その場合にはその旨を会社に通知しなければならない。
- () 株主名簿に記載されている株主への招集通知は、現在、定款の条項がこの可能性を許す限り、また、関係する株主からの承認を得ることを条件として、別の手段(電子メール等)で送付することができるようになった。
- (xi) 株主総会の公表は、現在、1回の公表方法により、少なくとも総会の15日前(定款に規定がない限り、それより長期にわたることはない。)に、8日間の間隔で2度公表されなければならない。
- (x) 利益相反制度は、取締役のみならず、日々の管理の責任者、ジェネラル・マネジャー、運用委員会の構成員および清算人にまで拡大される。単独で、直接的または間接的な「世襲的」利益は、制度の範囲内に該当する。利益相反規則が取締役会の停滞を導く場合、関連する決議は定時株主総会で言及することができる。

さらに、改正された会社法は、柔軟なコーポレート・ガバナンスの構造を有する「単純型株式会社」(*société par actions simplifiée*)という会社の新たな形態を生み出した。公開有限責任会社に適用される規則は、かかる会社へも適用される。

2.1.2. 関連するその他の規制

- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付C S S F 規則No.10 - 4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付C S S F 規則No.10 - 5
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F 通達11/509

- ルクセンブルグの金融部門の監督当局(CSSF)により課される料金に関する2017年12月21日付大公規則(随時改正、補完および置換済)。
- 通達14/592は2014年9月30日に出され、欧州証券市場監督局が2014年8月1日に発表した「監督当局およびUCITS運用企業のための指針 - ETFおよびその他のUCITS銘柄に関する指針」をルクセンブルグ法に移行した。

2.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- () 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(IML)に取って代わられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会(CSSF)に移管された。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。かかる情報文書は、共通の様式にて作成され、比較可能とし、小口投資家にも理解しやすいように表示される。

2012年7月1日以降、すべてのUCITSは、2002年法第109条以下に基づき作成された簡易目論見書を、主要投資家情報に変更しなければならないという2010年法第159条の対象となる。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

2.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

2010年法に従うUCITSは、前項に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009/65/ECに従う管理会社により運用され、指令2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviser d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人(réviser d'entreprises agréé)に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。I M L通達97 / 136 (C S S F通達08 / 348により改正) に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。C S S F通達08 / 348は、財務情報に関する報告内容を充実させ、報告の形式を変更するために、報告要件を他の種類のピークルへ拡張する2015年12月3日付C S S F通達15 / 627により補完された。

() 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.1.5. 2016年5月10日法に基づく制裁制度の更新

2016年法は、U C I T S Vに定められる違反目録に適用ある制裁を施行する。かかる制裁には、公式声明、管理会社の認可の停止または取消および一定額以下の罰金が含まれる。かかる罰金は、法人については5,000,000ユーロまたはその売上高の10%のいずれか高い方を上限とし、自然人については5,000,000ユーロを上限とする。

C S S Fは、そのウェブサイトに行行政処分を公告し、当該公告を5年以上維持する。さらに、E S M Aは、C S S Fおよびその他の所管国内当局より伝達されたすべての制裁に関する中央データベースを維持する。かかる制裁は、年次報告書に公表され、また、E S M Aウェブサイトにおいて入手可能な管理会社の一覧表においても制裁が言及される。

さらに、C S S Fは、潜在的または実際の法律違反の報告を促進するための新たな内部告発機構も設置している。

2.1.6. U C I T S投資口クラスに関するE S M Aの見解

あるU C I T Sの投資口クラスが投資口クラス毎に異なるものであるか否かおよびその差異の程度ならびに当該分野(非常に単純な投資口クラスからより高度に洗練された投資口クラスまで)における異なる多様な国内慣行の存在につき定める法的規定がU C I T S指令になかったことから、2017年1月30日、E S M Aは、同一U C I T Sファンドの投資口クラスが種類毎に有しうる差異の限度についての見解を公表した。

かかる枠組みは、以下の4つの累積条件に基づくものである。

共通の投資目的

同一ファンドまたはサブ・ファンドの投資口クラスには、共通の資産プールに反映される共通の投資目的がなければならない。E S M Aは、投資口クラスレベルでのヘッジの取決めとファンドの共通の投資目的保持要件は、両立しないと考えている。したがって、ヘッジの取決めにより投資家を一定のリスクから保護しようとするU C I T Sは、個別のファンドまたはサブ・ファンドとして設立されるべきである。当該規制原則の唯一の例外は、為替リスクヘッジに関するものである。

非波及性

為替リスクを体系的にヘッジするためにデリバティブ・オーバーレイを使用する場合、それにより、取引相手方リスクおよび運用リスクがファンドまたはサブ・ファンドのすべての投資家に及ぶおそれがあり、さらに同一ファンドまたはサブ・ファンドの他の投資口クラスに波及するリスクが生じる可能性がある。E S M Aは、そのような波及リスクは運用および会計上の分別管理ならびにストレステストの実施、さらにデリバティブ・オーバーレイから生

じる債務が共通の資産プールのうち関連する投資口クラスに帰属する部分の価額を超えない
ようにすることにより制御されなければならないとしている。

事前決定

E S M Aは、ファンドの投資予定者が自身の投資に係る権利および特徴の全体像を十分に把握できるようにするため、投資口クラスの特徴はすべて、当該投資口クラスが設定される前に決定されるべきだとしている。かかる事前決定要件は、体系的な為替リスクヘッジの取決めにも適用される。ただし、後者の場合、E S M Aは、為替ヘッジに使用するデリバティブ商品の種類およびその運用上の適用については、U C I T S 管理会社はその裁量により選択することができるとしている。

透明性

U C I T S ファンドまたはサブ・ファンドにおける異なる投資口クラスの存在および性質は、募集書類により(関連する投資口クラスへの投資者であるか否かにかかわらず)すべての投資家に開示されなければならない。

上記枠組みの導入による重大な潜在的影響を考慮し、E S M Aは、E S M Aの見解が公表されるよりも前に設定された投資口クラスへの投資家への潜在的な悪影響を軽減するために以下の経過規定を予定している。

- E S M Aの見解に適合しない投資口クラスは、本見解の公表から6か月以内(すなわち2017年7月30日)に新規投資家による投資を締め切る。
- 既存投資家による追加投資は、本見解の公表から18か月以内(すなわち2018年7月30日)に停止しなければならない。

2017年2月13日、C S S Fは、U C I T S がE S M Aにより定められた期限内に上記の要件を遵守することを期待していることを確認した。

その後、ルクセンブルグファンド協会(A L F I)は、E S M Aの見解が実施されるべき方法を明確にするため、C S S Fとの協議を開始した。C S S Fは、A L F Iと協議しながら質疑応答の書類に取り組んでおり、また後者は、適宜の時期に提言を行う見込みである。既存または新規の投資家による追加投資に関する上記の経過規定に加え、C S S Fは、2017年12月31日を新たな運用要件(例えば、波及リスクに関するストレステスト、オーバーヘッジおよびアンダーヘッジへの制限(それぞれ105%と95%)または透明性に関する新たな義務等)の遵守の期日とすることを検討している。さらに、最も重要な側面についての結論として、C S S Fは、E S M Aの見解に為替ヘッジの定義がない中、当該為替ヘッジの取決めがすべて体系的なものであることを条件として、投資家の通貨とサブ・ファンドの通貨、主要ポートフォリオの通貨またはそのポートフォリオの複数の通貨との間での為替ヘッジ、および部分ヘッジを許容する方針である。

2.1.7. 成功報酬に関するE S M Aガイドライン

E S M Aは、小口投資家に販売されるU C I T S およびA I F (ただし、(a)クローズド・エンド型A I F、または(b)欧州のベンチャーキャピタルファンドではないオープン・エンド型A I F (もしくは他のベンチャーキャピタルA I F)、欧州の社会的起業ファンド、プライベートエクイティA I Fもしくは不動産A I Fを除く。)に関して、成功報酬の分野における標準化を提示し、国の所管官庁による集中的な監督を促進するためのガイドラインを公表した。

ガイドラインに定められる2021年1月6日より後に成功報酬を採用して設定された新規ファンド、または適用日より前に存在したが当該日より後に初めて成功報酬を導入したファンドの運用者は、これらのファンドについて直ちにこれらのガイドラインを遵守しなければならない。

2021年1月6日より前に存在した、成功報酬を採用するファンドの運用者は、2021年7月6日より後の事業年度の開始時まで、これらのファンドについてこれらのガイドラインを適用しなければならない。

ガイドラインは、()成功報酬の計算方法、()成功報酬モデルと、ファンドの目的、戦略および方針の整合性の評価手法、()成功報酬の具体化の頻度、()ファンドの運用実績が

マイナスの場合の成功報酬の支払、()成功報酬モデルの投資家に対する開示に関する指針を定めたものである。

通達20/764において、CSSFは、ESMAガイドラインを全面的に承認し、行政上の慣行にこれらを組み入れている。既存のアンブレラ・ファンドの新規に設定されたコンパートメント、すなわちコンパートメントまたは受益証券クラス/投資証券クラスごとに成功報酬を設定する新規のコンパートメントにも、2021年1月6日時点でガイドラインが適用されることが付記されている。

ガイドラインは、さらに、ルクセンブルグの小口投資家に販売される外国籍AIFに適用される。

2.2. 清算

2.2.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

2.2.1.1. FCPの強制的・自動的解散

a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合

b. 管理会社が破産宣告を受けた場合

c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

2.2.1.2. SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

2.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.2.2. 清算の方法

2.2.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

2.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行う清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.2.2.1.に記載された方法で預託される。

2.3. 税制

2.3.1. ファンドの税制

2.3.1.1. 資本税(*droit d'apport*)

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2010年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

2.3.1.2. 年次税(*taxe d'abonnement*)

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に係る金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。() 2010年法第175条に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ビークル、(ただし、該当する年金基金が従業員のため同一グループの一部である場合に限られる。)および() 従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。

2010年法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに
- 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
 - () 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

2020年12月に導入された新たな法律により、タクソノミー規制の下で環境上持続可能な経済活動と認められる活動(以下「認定活動」という。)に投資する場合における、2010年12月17日法(改正済)に基づく投資信託(以下「UCI」という。)(すなわち、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託である「UCITS」およびパート ファンド)の年次税率が引き下げられた。

UCI(またはUCIの一つ以上のコンパートメント)は、認定活動に投資されたその純資産の価額に応じて、この年次税率の引下げの利益を享受することができる。

- UCI(またはその一つ以上のコンパートメント)がその純資産の5%以上を認定活動に投資した場合、UCIは年率0.04%(0.05%ではなく)の年次税率による利益を享受することができる。
- UCI(またはその一つ以上のコンパートメント)がその純資産の20%以上を認定活動に投資した場合、UCIは年率0.03%(0.05%ではなく)の年次税率による利益を享受することができる。
- UCI(またはその一つ以上のコンパートメント)がその純資産の35%以上を認定活動に投資した場合、UCIは年率0.02%(0.05%ではなく)の年次税率による利益を享受することができる。
- UCI(またはその一つ以上のコンパートメント)がその純資産の50%以上を認定活動に投資した場合、UCIは年率0.01%(0.05%ではなく)の年次税率による利益を享受することができる。

2.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

A I F M法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にA I F M Dを導入し、さらに、2010年法等を改正するものである。この点については後記「 . A I F M法」を参照のこと。

ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法(以下「SIF法」という。)を採択した。SIF法は、その後改正された。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

SIF法の下で設定されたビークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、SIF法は、前者を「専門投資信託」(以下「SIF」という。)と称している。

1. 範囲

SIF制度は、(i)その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび(ii)その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2003/71/EC等の各種欧州指令(いわゆる「目論見書指令」)の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家が、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令2006/48/ECに定める金融機関、指令2004/39/ECに定める投資会社もしくは指令2001/107/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ビークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2. 投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、SIF法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、SIFに関連するリスク分散に関するCSSFの通達07/309は、数量的制限を定めている。CSSFは、SIFの投資制限が以下のガイドラインに従う場合、リスク分散原則が遵守されたとみなす。

1)原則として、SIFはその資産またはコミットメントの30%以上を同一発行体が発行する同一種類の有価証券に投資しない。ただし以下の場合を除く。

- OECD加盟国もしくはその地方機関、もしくはEU、(地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず)国際的機関が発行または保証する有価証券への投資:
- 少なくともSIFに適用されるリスク分散要件に匹敵するリスク分散要件に従うターゲットUCIへの投資。この制限適用のため、第三者に対し種々のサブ・ファンド間で債務の

分別原則が確実に実施される場合、ターゲットのアンブレラ型UCIの各サブ・ファンドは、別個の発行体とみなされる。

2) 原則として、SIFはその資産の30%を超えて同一発行体が発行する同一種類の有価証券にショート・ポジションを保有することとなるような空売りを行わない。

3) 金融派生商品を使用する場合、SIFは裏付け資産の適切な分散により、類似する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

これらの規則の逸脱は、適切な動機に基づき行われる。

3. 構造的側面および業務上の規則

3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託(以下「FCP」という。)および変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

・契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

・投資法人(SICAVまたはSICAF)

特性の要約については、上記2.2.2項を参照のこと。

SIF法に基づき、SICAVは、2010年法に従うSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で設立されるSIFは、SIF法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、持分により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用することができる。

SIF法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、SIF法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.1.2. 複数クラスの仕組み

SIF法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。

3.1.3. 資本構造

SIF法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に従うUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口/受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、SIF法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、SIF法の下で、SIFは、(例えば、SIFが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。しかしながら、CSSFは受益者または公衆の利益のため、投資口の発行、買い戻しまたは償還の停止を要求する場合がある。

SIFは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口(当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

4. 規制上の側面

4.1. 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/マネージャー、投資ポートフォリオの運用に責任を有する者、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役、投資ポートフォリオの運用に責任を有する者または上記の業務提供者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

4.2. 保管受託銀行

UCIと同様に、SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

SIF法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

4.3. リスク管理および利益相反

S I Fは、ポートフォリオのリスク特性全体に対するポジションおよびポジションの寄与に関連するリスクに伴うリスクを適切な方法で、確定、測定、管理および精査するため、リスク管理の適切なシステムを完遂することを要求されている。

さらに、S I Fは、S I Fおよび、適用ある場合は、S I Fの事業行為に貢献する者またはS I Fに直接または間接に関連ある者との間で生じる利益相反により、投資家の利益が損なわれるリスクを最小化するように、構成され組織されることが要求されている。潜在的利益相反がある場合、S I Fは投資家の利益が守られることを確実にするものとする。

C S S F規則No.15 - 07により、S I F法第42条2項(1)および(2)の適用が明確化される。なお、実務上、S I Fの承認プロセスでは、C S S Fによりリスク管理プロセスおよび利益相反ポリシーが既に義務付けられており、かかる規制は、これらの既存の要件をその範囲で形式化しているに過ぎない。

4.4. 委託規則

S I Fは、自己の行為をより効率的に行うために第三者に機能の委託を考える場合、C S S Fの承認を得なければならない。

他の条件に基づき、当該委託により、ファンドに対する効率的監督または委託行為のファンドによる効率的精査が妨げられないものとする。投資運用の中核機能を預託銀行に委託しないものとし、S I FはC S S Fの販売書類は、委託された機能を記載しなければならない。

投資ポートフォリオの運用に関する委託の場合、投資ポートフォリオの運用のために授權または登録され、慎重な監督に服する自然人または法人にのみ委託される。この委託が慎重な監督に基づき第三者から自然人または法人に対しなされる場合、C S S Fおよび同国の監督当局との協力が確保されなければならない。これらの条件が満たされない場合、C S S Fは委託先の選択を、その評判および経験に基づき承認しなければならない。

2012年4月1日以前に設立されたS I Fは、2013年6月30日まで、これらの条件が適用される限りにおいて、これらの条件を遵守しなければならない。

4.5. 承認された法定監査人

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない。

4.6. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、S I F法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。これらの必須要素への修正は、C S S Fの承認に基づく。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。現金以外の出資は、出資時点で、承認された法定監査人が作成する報告書に記載されなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

4.7. 関連するその他の規制上の側面

- リスク管理および利益相反に関する専門投資信託のための2007年2月13日法律第42条2項の適用に関するC S S F規則No.15 - 07。この規則により、すべてのS I Fは、リスク管理シス

テムおよび利益相反ポリシーを維持しなければならず、後者の詳細をC S S Fに伝達しなければならない。この規則は、2016年2月1日に効力が発生している。

- ルクセンブルグの金融部門の監督当局(C S S F)により課される料金に関する2017年12月21日付大公規則(随時改正、補完および置換済)。

5 . S I Fの税制の特徴

S I Fについては、0.01%(これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%)の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。S I F法は、2010年法と同様の方法により、他のルクセンブルグU C Iに投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテューショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

S I Fが受領する収益およびS I Fによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

A I F M法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にA I F M Dを導入し、さらに、S I F法等を改正するものである。この点については後記「 . A I F M法」を参照のこと。

A I F M法

A I F M法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にA I F M Dを導入し、さらに、2010年法およびS I F法等を改正するものである。

2013年A I F M法は13章から構成される。

第1章：総則

第2章：オルタナティブ投資信託運用者の認可

第3章：A I F Mの運営条件

第4章：透明性要件

第5章：特定タイプのオルタナティブ投資信託（以下「A I F」という。）を運用するA I F M

第6章：E UにおけるE U A I F Mの販売権限およびE U A I Fの運用権限

第7章：第三国に関する具体的規則

第8章：小口投資家に対する販売

第9章：監督組織

第10章：暫定規定

第11章：刑罰規定

第12章：改正および各種規定

第13章：廃止および最終規定

1. 2013年法に従うルクセンブルグのA I F M

1.1. 2013年法に従うルクセンブルグのA I F Mの概要

2008年の金融危機後、欧州の立法者は、2008年11月のG20サミットの結論を受けて、オルタナティブ投資信託セクターの活動から発生するシステムック・リスクを監督するため、当該業界を規制することを決定した。

オルタナティブ投資信託運用者に関する指令は、2010年11月11日付で採択され、欧州のオルタナティブ投資信託運用者に関する規制枠組みを定めている。A I F M Dによって欧州レベルでは規制されていなかったオルタナティブ投資信託に課される新規の義務と引換えに、A I Fは、すべてのE U加盟国（以下「加盟国」という。）のプロの投資家に対するA I Fの販売を認める欧州のパスポートから、利益を享受する。

ルクセンブルグは、2014年7月22日から完全に適用される2013年7月12日法（以下「A I F M法」という。）を通じて、A I F M Dをルクセンブルグ法に移行した。

2. 範囲

2.1. 一般的範囲

A I F M制度は、以下に適用される。

- ・一または複数のE U A I F / 非E U A I Fを運用するE U A I F M
- ・一または複数のE U A I Fを運用する非E U A I F M
- ・E UでA I Fを販売する非E U A I F M

A I F M制度は、非常に広範なアプローチを有し、以下のようなU C I T S指令の適用対象ではないすべてのA I FのA I F Mを網羅する。

- ・U C Iに関する2010年12月17日法（改正済）パート に従うU C I。
- ・A I F M法に定められる基準を満たす、S I Fに関する2007年2月13日法（改正済）に従うS I F。

- ・ A I F M法に定められる基準を満たす、S I C A Rに関する2004年6月15日法(改正済)に従うS I C A R。
 - ・ A I F M法に定められる基準を満たす、規制を受けていないピークル。
- 上記は、A I F M法第1条(39)に基づいており、また、同条は、以下に該当する投資信託(その投資コンパートメントを含む。)がA I F M法の対象であると規定している。
- ・ 多数の投資者の利益のため、定義された投資方針に従い投資することを目的として、多数の投資者から資金を調達し、かつ、
 - ・ 指令2009/65/EC(以下「UCITS指令」という。)第5条に基づく認可を必要としない投資信託。

2.2. 運用体制

A I F Mは、A I FによりまたはA I Fのために任命される外部運用者となるか、または、以下に該当する場合に限りA I F自身(以下「自己運用A I F」という。)となる可能性がある。

- ・ A I Fの法的形式が内部運用を許可する場合、および
- ・ A I Fの統治機関が外部A I F Mを任命しないことを選択する場合。

2.3. 例外

A I F M法において、3種類の例外が存在する。

2.3.1. 明示的除外

次の一定の組織は、明示的にA I F M法の範囲から除外されている。すなわち、持株会社、キャプティブファンド、年金基金の管理会社、従業員参加スキームもしくは従業員貯蓄スキーム、超国家的機関、国家中央銀行、証券化のための特別目的会社、ならびに国家、地域および地方の政府および機関である。さらに、A I F M法は、外部資本を調達していない場合には、ファミリー・オフィス・タイプの取決めには適用されない。

2.3.2. 限度額を下回るA I F

一定の限度額を超えないA I Fを運用するA I F Mは、A I F M法の要件から免除されるが、C S S Fの登録要件には従う。かかるA I F Mはまた、販売パスポートから利益を享受するため、A I F M制度の適用への参加を決定することもできる。

2.3.3. 既得権条項

A I F M法は、クローズド・エンド型A I Fを運用するA I F Mに関して、2つの既得権条項を定めることを予定している。

- ・ A I F Mは、A I Fが2013年7月22日以降に追加の投資を行わない場合には、A I F M法に基づく認可を受けることなく、当該A I Fを運用し続けることができる。
- ・ A I F Mは、年次報告書を公表する義務を遵守しており、自己が運用するA I Fの投資家向け申込期間がA I F M法の効力発生前に終了し、かつ、A I Fの期間が遅くとも2016年に満了する場合には、A I F M法に基づく認可を受けることなく、A I Fを運用し続けることができる。

2.4. 特定の状況

場合に依りて、自己運用A I Fは、それ自体がA I F Mであると考えられ、A I F M法を遵守しなければならなくなる。

UCITS指令に基づき認可される管理会社は、UCITSおよびA I Fの双方を運用するため、A I F M法に基づくA I F Mとしての認可(またはその逆)を申請することができる。

3. A I F Mの認可

ルクセンブルグに登録上の事務所を有するか、または担当加盟国がEUに存するA I F Mは、A I F Mとして行為するため、C S S Fの認可を求めなければならない。非EU A I F Mの担当加

盟国とは、当該非EU AIFMが最も密接な繋がりを有する国である。その繋がりとはいわゆる、AIFの登録地、ある国でAIFMが運用する登録済AIFの数またはある国で運用されている資産の量である。

ルクセンブルグAIFMとしての認可は、すべての加盟国で有効である。ただし、AIFM法の条件が継続的に遵守されるものとする。

3.1. AIFMとしての認可に係る申請要件

ルクセンブルグ籍AIFMとしての認可を申請するAIFMは、一定の文書および情報をCSSFに提供しなければならない。また、資本要件に関する一定の規則を遵守しなければならない。UCITS制度に基づき認可された管理会社は、AIFMとしての認可を申請する場合に、UCITS制度に基づく管理会社としての認可の関連で既に提出された情報または文書の提出を要求されることはない。ただし、かかる情報または文書が最新のものであることを条件とする。

3.2. AIFMとしての認可の範囲

認可されたAIFMは、以下の内部運用機能を行うことを認められる。

- ・少なくとも以下を含む投資運用機能。
 - ・ポートフォリオ運用。
 - ・リスク管理。
- ・さらに、AIFMは、以下の業務も提供することができる。
 - ・管理事務。
 - ・販売。
 - ・AIFの資産に係る業務。

CSSFが認可する外部運用のAIFMは、以下の業務も提供することができる。

- ・投資対象のポートフォリオの運用。
- ・付随的業務。

4. 運用条件

4.1. 一般的原則

AIFM法には、AIFMに対する以下の事項の義務付けといった、UCITS指令に定められる行動基準に類似している一般的運用条件に関する原則に基づく複数の規則が含まれる。

- ・活動の遂行に際し、正直に、正当な技量および注意をもって、かつ、公正に行為すること。
- ・AIFおよび投資家の最善の利益ならびに市場の信頼性のために行為すること。
- ・事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用すること。
- ・利益相反の回避のため、すべての合理的な手段を講じること。
- ・事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の要求を遵守すること。
- ・すべての投資家を公正に扱うこと。

4.2. 特別規則

4.2.1. 利益相反

AIFM法において、AIFMはAIFの運用の過程で発生する利益相反を見極め、管理しなければならないと定められている。

利益相反の状況は、記録され、定期的に更新されなければならない。当該状況は、上級管理職に書面で報告されなければならない。また、持続性のある媒体またはウェブサイトでは投資家に開示されなければならない。

AIFMはまた、書面により、利益相反に係る方針を設定しなければならない。かかる方針は、有効かつ適当でなければならない。利益相反を発生させうる活動およびかかる相反を防止し、管理し、監視する手順を定めなければならない。

議決権行使に関して、A I Fおよびその投資家の独占的な利益のために議決権が行使される時期および方法を決定する適切かつ有効な戦略が、議決権行使の監視および確保ならびに潜在的利益相反の防止または管理のための措置および手続とともに、実行されなければならない。この点に関して実行される戦略は、要求に応じて投資家に提供されなければならない。

4.2.2. 報酬

A I F Mは、自己が運用するA I Fのリスク特性に重大な影響を及ぼす専門業務を行う部類の従業員に関して、当該リスク特性に沿った報酬に関する方針および慣行を設定し、維持しなければならない。

報酬方針は、「十分に柔軟性を有し」、適切にバランスがとれていなければならない。また、当該報酬方針は、健全かつ有効なリスク管理を推進し、過度なリスク負担を推奨しないようにするという観点から、A I F M Dの別表 の規定を遵守しなければならない。

報酬の付与手順は、文書化されなければならない。リスク、パフォーマンス、ライフサイクル、A I Fの償還方針、個別のパフォーマンス、A I F MおよびA I F Mの事業分野のパフォーマンスといった、複数の要因を考慮に入れなければならない。

報酬の変動部分に関しては据え置かれ、部分的にA I Fの受益証券またはその同等物で構成されるものとし、また、少なくとも1年間の発生期間の終了時またはその期間中に付与されなければならない。

上記の要件は、規模、内部組織ならびに業務の性質、範囲および複雑性に関する均衡検討に鑑み、実施されなければならない。

報酬規則の遵守を確保するため、A I F Mは、報酬方針に関する一定の詳細を公衆に開示しなければならない。また、監督機関は、少なくとも1年に1度、当該方針につき精査しなければならない。

4.2.3. リスク管理

A I F Mは、A I F Mが

- ・すべての関連あるリスクを特定し、
- ・A I Fの市場流動性リスク、取引相手方リスクおよびその他の関連あるリスクに対するエクスポージャーを評価し、および
- ・規制で示される要素に対応できるようにし、

A I F Mにより監視、評価および定期的に審査されるリスク管理方針および手続を、実行しなければならない。

A I F Mはまた、ポートフォリオ運用を含む運営ユニットから機能上および序列上切り離されるべき、恒久的なリスク管理機能を備えるよう求められる。

リスク管理機能により、A I F Mが設定するリスク管理方針および手続が実行され、リスク制限(A I F Mが規定および実施しなければならない。)の遵守が確保および監視され、かつ、政府機関に対しリスク制限との一貫性およびその遵守について定期的に最新情報が提供され、上級管理職に対しリスク水準について定期的に最新情報が提供されるものとする。

A I F Mは、C S S F通達の別紙1に規定される様式に従い、管理するA I FについてA I F MまたはU C I T S管理会社の事業年度終了後5か月以内にC S S Fに対してリスク管理プロセス(以下「RMP」という。)を提出することを、通達18/698によって義務づけられている。

4.2.4. 流動性管理

A I F Mは、A I F Mのレバレッジされていないクローズド・エンド型のA I Fを除き、流動性リスクを監視および管理し、投資家、取引相手方、債権者およびその他の相手方に対する対象債務が遵守されるよう確保するため、自己が運用する各A I Fに関して、適切な流動性管理方針および手続を設定するよう求められる。当該方針および手続はまた、投資戦略、流動性特性、償還方針およびすべての投資家の公正な取扱いに沿っていなければならない。

A I F Mはまた、ポジションおよび想定投資対象の質的および量的な流動性ならびに自己が運用する各A I Fの流動性に関する適切な制限を評価するため、適切な流動性測定手続を実行しな

ればならない。さらに、当該AIFMは、自己の流動性管理を、自己が運用するAIFが投資する他の投資信託を運用しているAIFMの流動性管理と、比較しなければならない。

AIFMは、定期的に、通常および例外的な流動性状況において、ストレステストを実施するよう求められる。

4.2.5. レバレッジ

レバレッジを用いるAIFMは、その旨を投資家に開示し、CS SFに報告しなければならない。

AIFMはまた、投資家に開示すべき制限も設定しなければならず、また、AIFMによるかかるレバレッジの利用がシステムック・リスクの蓄積に寄与する場合には、当該制限を定期的にCS SFに知らせなければならない。

4.2.6. 経営支配権

AIFMは、AIFMが運用するAIFが保有する非上場会社の議決権の割合が、当該会社の株式を取得、処分または保有する場合に10%、20%、30%、50%および75%の基準値に達するか、これらを超過するかまたはこれらを下回る時はいつでも、CS SFに対し、かかる議決権割合を通知するよう求められる。

かかる経営支配権もまた、当該会社およびその株主に対して開示されなければならない。

4.2.7. 資本要件

AIFMは、最低当初資本要件を有し、当該要件は、AIFMが自己運用AIFである場合には300,000ユーロであり、外部AIFMとして行為する場合には150,000ユーロである。

AIFMはまた、250,000,000ユーロを超える運用資産のうちの少なくとも0.02%(10,000,000ユーロをキャップとする。)を、追加自己資金と構成しなければならない。AIFMが信用機関の保証または保険契約を有する場合、AIFMは、予想される追加自己資金額の50%までしか追加することを認められない。

AIFMはまた、専門職の過失に起因する潜在的な専門職業賠償責任リスクをカバーするため、追加自己資金を提供するかまたは専門職業賠償責任保険を付保しなければならない。

5. 設立要件

5.1. 一般的要件

AIFMは、自己の事業の性質、規模および複雑性ならびに当該事業の過程で行われる業務および活動の性質および範囲を考慮に入れなければならない。また、以下の事項を行わなければならない。

- ・意思決定手続および組織体制の確立。
- ・コンプライアンスを担保するための内部統制機構の確立。
- ・内部の報告および情報伝達ならびに関与する第三者との効率的な情報のフローの確立。
- ・適切かつ秩序正しい事業記録の維持。
- ・情報保護手続の安全性、機密性および信頼性の確保。
- ・事業継続方針の設定。
- ・会計方針および手続ならびに評価規則の設定。
- ・監視および評価システムの設定。
- ・AIFMが運用したAIFの償還方針が投資家に開示されるよう確保するための適切な手続の設定。

5.2. リソース

AIFMは、常時、AIFの適切な運用に必要である十分かつ適切な人的リソースおよび技術的リソースを利用しなければならない。

5.3. 電子データ処理

A I F Mは、各ポートフォリオの取引、申込みまたは償還注文の記録を許可するため、適当な電子的システムに関する適切かつ十分な取決めを行うものとする。

A I F Mは、適宜、電子データ処理の間の高度な安全性ならびに記録された情報の信頼性および機密性を確保するものとする。

5.4. 会計手続

A I F Mは、投資家が保護され、適用ある規則および基準に基づき純資産価額(以下「NAV」という。)が正確に算定されるよう確保するため、会計手続を使用するものとする。

A I F Mは、C S S Fによって承認された1名以上の独立監査人にその年次会計書類を監査させるものとする。さらに、当該監査人は、A I F Mに関するその業務を遂行する際に、A I F M法の重大な違反となると思われる事実または決定を認識した場合、C S S Fに通知する義務がある。

会計記録は、A I Fのすべての資産および負債が、常時直接的に特定できる形で維持されなければならない。また、A I Fの各コンパートメントは、その個別の勘定を有しなければならない。

5.5. 上級管理職による統制および監督機能

A I F Mは、統治機関、上級管理職および監督機能(存在する場合)が、A I F MによるA I F M D上の義務の遵守につき責任を負うよう確保しなければならない。

A I F Mはまた、上級管理職が以下の事項につき責任を負うよう確保しなければならない。

- ・運用される各A I Fに関する一般的投資方針の実施、および、当該A I Fの規則において関連ある場合には、設立書類、目論見書または募集文書の実施。
- ・運用される各A I Fに関する投資戦略の承認を監督すること。
- ・評価方針が良好に実施されるよう確保すること。
- ・A I F Mが恒久的かつ有効なコンプライアンス機能を持つよう確保すること。
- ・運用される各A I Fに関する一般的投資方針、投資戦略およびリスク制限が正確かつ有効に実施され、かつ遵守されていることを、定期的に承認および精査すること。
- ・運用される各A I Fの投資決定の実施に関する内部手続の適切性について、当該決定が承認された投資戦略に沿うよう確保するため、定期的に承認および審査すること。
- ・リスク管理方針ならびに当該方針の実施に関する取決め、プロセスおよび技法(A I F Mが運用する各A I Fのリスク制限システムを含む。)を、定期的に承認および精査すること。
- ・適切な報酬方針を設定および適用すること。

5.6. 恒久的なコンプライアンス機能

A I F Mは、(A I F Mの事業の性質、規模および複雑性ならびに当該事業の過程で行われる業務および活動の性質および範囲を考慮に入れた上で)A I F MによるA I F M D上の義務の不遵守のリスクおよび付随するリスクを発見するために設計された適切な方針および手続を設定、実施および維持するものとし、また、かかるリスクを最小限にし、所管官庁がその権限をA I F M Dに基づき有効に行使できるようにするための適切な措置および手続を実施するものとする。

A I F Mは、独立して稼働する恒久的かつ有効なコンプライアンス機能を設置および維持しなければならない。また、以下の事項を行わなければならない。

- ・A I F Mの義務の遵守の不備に対処するための措置、方針および手続ならびに行われる行為の適切性および有効性を監視し、定期的に評価すること。
- ・業務および活動の実施に責任を有する関連ある者に助言を行い、A I F MのA I F M D上の義務の遵守においてその者を援助すること。
- ・必要な権限、リソース、専門技術およびすべての関連情報へのアクセス権を有すること。
- ・コンプライアンスに係る事項に関する定期的な(少なくとも年に1度の)上級管理職に対する報告(特に、何らかの不備がある場合に適切な救済措置が講じられたか否かを示すこと。)のために備え、これにつき責任を負うこと。

- ・ A I F Mが監視する業務または活動の履行に関与しないこと。
- ・ A I F Mの客観性に影響を及ぼさない形で報酬を受けること。

独立したコンプライアンス機能を設定する義務は、その任命がA I F Mの事業の性質、規模および複雑性ならびにその業務および活動の性質および範囲を鑑みて不相応である場合には、コンプライアンス機能が有効であり続け、A I F Mがその不相応性を論証することができる限り、発生しない。

5.7. 内部監査機能

A I F Mは、適切かつ相応である場合には、A I F Mのシステム、内部統制機構および取決めを検討および評価し、提言を行い、その適用を確認し、内部監査事項を報告するため、A I F Mの他の機能および活動から切り離され、独立していなければならない内部監査機能を確立しなければならない。

5.8. 個人取引

A I F Mは、個人取引(すなわち、機密情報の濫用または開示、A I F Mの義務との相反、インサイダー取引関連事項等)に関する適切な取決めを行わなければならない。

A I F Mは、あらゆる個人取引に関して通知されなければならない、当該個人取引につき記録しなければならない。

本制度は、金融商品の個人取引のみならず、その他の資産の個人取引にも適用される。

5.9. 記録保管要件

以下に言及される記録は、少なくとも5年間保管されなければならない、また、他のA I F M(譲渡が行われる場合)またはC S S Fが参照するために閲覧できる形で情報を保管できる媒体に維持しなければならない。

5.9.1. ポートフォリオ取引の記録

A I F Mは、遅滞なく、A I F Mが運用するA I Fに係る各ポートフォリオ取引に関して、正確な情報(資産の種類、量、価格、取引相手方、注文種類等)の記録を維持しなければならない、かかる記録は、注文および実行された取引または契約の詳細を再現するのに十分なものでなければならない。

5.9.2. 申込注文および償還注文の記録

A I F Mは、受領されたA I Fの申込みおよび償還注文(該当する場合)が、当該注文の受領後不当な遅滞なく記録されるよう確保するため、すべての合理的な手段を講じなければならない。記録には、関連するA I F、注文の実施者または送信者、注文の日時、注文の受領者、注文の条件および手段等の、非常に正確な情報が含まれなければならない。

5.10. 成功報酬に関するE S M Aガイドライン

前記「 、 2、2.1.7」を参照のこと。

6. 評価

A I F Mは、自己が運用するA I Fの資産の正確な評価を提供しなければならない。

さらに、A I F Mは、自己が運用するA I FのN A Vを定期的に計算および公表することも要求される。

6.1. 評価者

外部または内部の評価者が存在する可能性がある。

評価者は、ポートフォリオ運用機能から独立していなければならない、評価者の報酬は、その独立性を損なってはならない。さらに、外部評価者は、義務的な専門家登録を行わなければならない、

かつ、評価者の資格および能力の証明を記載した評価者による署名がなされた書面の形で、十分な専門性の保証を提供しなければならない。

6.2. 評価手続

評価手続および方針は、書面形式で、健全性および透明性を有していなければならない。また、評価プロセスを適切に文書化していなければならない。当該方針および手続はまた、関連あるAIFの各種の資産に関する評価方針を参照し、かつ、評価に関与するすべての者の義務、役割および職務を設定しなければならない。

AIFMは、特定の資産評価モデルの利用を選択した理由を説明しなければならない。当該モデルは、上級管理職および各モデルを構築するプロセスに関与していない十分な専門技術を有する者が確認しなければならない。さらに、CSSFは、当該モデルを監査役または外部評価者が確認することを要求することがある。

評価手続は、受益証券または投資証券の発行、申込み、償還または消却毎に資産が評価されるよう確保しなければならない。少なくとも、毎年1度の評価を行わなければならない。また、AIFMは、受益証券または投資証券の口数を、発行時および少なくとも受益証券または投資証券の価格が計算される時毎に、定期的に確認しなければならない。

オープン・エンド型AIFを運用するAIFMは、AIFが保有する資産ならびに当該資産の発行頻度および償還頻度にとって適切な頻度で、評価および計算を遂行しなければならない。

クローズド・エンド型AIFを運用するAIFMは、自己が運用するAIFの資本が増減した場合に、また、直近の決定された価額が公正および正確でないと思われる場合はいつでも、評価につき最終決定しなければならない。

手続、方針および評価方法の適切性は、少なくとも1年に1度精査されなければならない。

6.3. NAVの公表

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFまたはAIFMがEUで販売する各AIFに関して、AIFの評価手続および/または価格設定方法ならびにAIFの最新のNAVまたはAIFの最新の受益証券価格に関する説明を公表しなければならない。

6.4. 責任

AIFMは、自己が運用するAIFおよびその投資家に対し、AIFの資産の評価ならびにAIFのNAVの計算および公表につき責任を負う。ただし、外部評価者が任命されている場合、当該評価者は、AIFMに対し、当該評価者の過失または故意の職務不履行の結果被る損失につき責任を負う。

7. AIFMの機能の委託

7.1. 一般的規定

AIFMは、自己の業務効率を最適化するため、厳格な条件に従い、ポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能を委託することができる。再委託も、同様の条件およびAIFMの承認に基づき、認可されることができる。

自己の機能を委託するAIFMは、委託の客観的理由を提示しなければならない。また、CSSFに対し、委託の全体構造を正当化することおよび委託先が適切に資格を有し、委託業務を履行できることを示すことができなければならない。

委託により、AIFMが運用するAIFまたはその投資家に対するAIFMの責任および義務が変更されてはならず、AIFMとして認可されるための条件に影響を及ぼされないものとする。

AIFMは、委託先がその機能を有効に、かつ、適用ある法律および規制要件に従って実行するよう確保しなければならない。また、委託先がその任務を履行するための十分なリソースを有しているか否かおよび任務が委託された者が十分な能力および良好な評判を有しているか否かを評価

しなければならない。A I F Mはまた、委託に付随するリスクを監督および管理できるようにするため、必要な専門技術およびリソースを保持しなければならない。場合に応じて、A I F Mは、その委託先が再委託先に対して同様に対応しているかを確認しなければならない。書面による契約は、A I F Mおよび委託先の権利および義務を明確に定義していなければならない。

ポートフォリオ運用機能の委託は、A I F Mの投資方針に従い実施されなければならない。

A I F Mはまた、自己の委託先に、委託機能の遂行能力に重大な影響を及ぼしうる展開につき開示させ、機密情報を保護させ、災害復興のための継続計画を策定させ、定期的なバックアップ設備を検証させるようにしなければならない。

7.2. 他事業体との問題

7.2.1. 利益相反

A I F Mは、履行された委託業務が、利益相反を引き起こさず、ポートフォリオ運用機能またはリスク管理機能が機能上および序列上分離されているようにしなければならない。

A I F Mはまた、自己の委託先に、潜在的利益相反を特定、管理および監視するためのすべての合理的な手段を講じさせ、かかる相反の存在をA I F Mに開示させるようにしなければならない。

7.2.2. ポートフォリオ運用機能またはリスク管理機能の委託

ポートフォリオ運用機能またはリスク管理機能は、以下の事業体にのみ委託することができる。

- ・ U C I T S 指令に基づき認可された管理会社。
- ・ M i F I D に基づきポートフォリオ運用を行うことを認可された投資法人。
- ・ M i F I D に基づくポートフォリオ運用を行う認可を有していると指令2006 / 48 / E C に基づき認可された信用機関。
- ・ A I F M D に基づき認可された外部で任命されたA I F M。

ポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能は、同時に委託することはできない。

7.2.3. 名義のみの事業体

A I F Mは、「名義のみの事業体 (letter-box entity) 」とならないよう確保しなければならない。

A I F Mは、以下に該当する場合、名義のみの事業体であるとみなされる。

- ・ 委託先を監督するためおよび委託に伴うリスクを管理するための必要なリソースおよび専門技術を保有しなくなった場合。
- ・ 調査権、検査権、閲覧権もしくは指導権を損失するか、またはこれを行うことが実務上不可能になった場合。
- ・ 委託機能が、A I F M が保持する機能を実質的に超過する場合。
- ・ 以下を行う権限を有しなくなった場合。
 - ・ 上級管理職の責任に基づき主要分野における決定を行うこと。
 - ・ 上級管理職の機能 (投資方針、投資戦略等の実施) を実行すること。

7.3. 運営上の問題

7.3.1. 第三国企業への委託

A I F Mがそのリスク管理機能およびポートフォリオ運用機能を第三国企業に委託する場合、当該A I F Mの国の当局および委託先の国の当局は、以下の権利をA I F Mの設立地加盟国の当局に付与する旨の合意を締結する。

- ・ 関連ある情報または文書を閲覧する権利。
- ・ 実地検査を要請できる権利。
- ・ A I F M D に違反した場合に遅滞なく第三国当局から情報を受け取ることができる権利。
- ・ A I F M D に違反した場合に執行行為に協力する権利。

7.3.2. 有効な監督

A I F Mは、自己の委託先を効率的に監督できなければならない。かかる監督要件を満たすため、A I F Mは、自己の監査役および規制当局が、委託機能または委託先の事務所に関するデータへのアクセス権を有し、委託先がC S S Fに協力し、委託機能を監督するのに必要なすべての情報が遅滞なく利用可能とされるよう、確保しなければならない。

7.3.3. 再委託への同意

上記の条件は、委託先がその機能のいずれかを再委託する場合に準用される。

A I F Mは、書面により再委託の承認を行わなければならない。かかる委託は、この要件が満たされた場合にのみ有効となる。委託を行うA I F Mから事前に付与される一般的な同意は、十分であるとはみなされないものとする。

いかなる再委託も、C S S Fに通知されなければならない。

8 . 保管受託銀行

8.1. 任命

A I F M法は、A I F Mにより運用される各A I Fについて、単独の保管受託銀行の任命を導入している。保管機能を運用機能と分離し、投資家の資産を保管受託銀行の資産と分別する必要があることから、A I F Mは保管受託銀行として行為することはできない。

A I F M Dに基づくE U A I Fの保管受託銀行は、金融商品に係る保管および事務管理の付随的業務も提供している信用機関もしくはM i F I Dの投資会社、またはU C I T S指令に基づき保管受託銀行として行為することができるブルーデンシャル規制に従うその他の種類の機関のいずれかでなければならない。E U A I Fの保管受託銀行は、当該A I Fが所在する国にその登記上の事務所または支店を有していなければならない。ただし、A I F M法の発効から4年間の移行期間中は、A I FまたはA I F Mの所在加盟国の所管官庁は、保管受託銀行が他の加盟国で設立されることを許可することができる。

非E U A I Fの保管受託銀行は、A I F M法に定める規定と同様の効果を有し、有効に執行される有効なブルーデンシャル規制および監督に従う信用機関またはその他の(E U A I Fに関して前項で言及される法人と同じ性質の)法人でなければならない。非E U A I Fの保管受託銀行は、A I Fが設立される第三国(一定の条件を遵守することを条件とする。)または当該A I Fを運用しているA I F Mの所在加盟国もしくは当該A I Fを運用している非E U A I F Mの担当加盟国で設立されなければならない。

初期投資の日から5年間の期間中に実行可能な償還権を有さず、かつ、保管されるべき資産に投資していないかまたは発行会社もしくは未上場の会社の支配権の獲得を可能にするために当該会社に投資しているA I Fの場合、ルクセンブルグは、保管受託銀行がその専門業務の一環として保管受託機能を果たす法人たることを許可する。

A I F Mはまた、プライム・ブローカーの職務がその保管受託機能から業務上および階級上独立しており、利益相反の可能性が確認され、管理され、かつA I Fの投資家に開示される限りにおいて、プライム・ブローカーを保管受託銀行に任命することもできる。

A I F Mは、プライム・ブローカーがA I Fのプライム・ブローカーが保有する総資産額に関する報告を保管受託銀行に対して提供することを確保しなければならない。

8.2. 職務

保管受託銀行は、資産の保管、監督義務およびキャッシュ・モニタリングという3つの主要な職務を有する。

8.2.1. 資産の保管

保管受託銀行は、A I Fの資産(当該保管受託銀行名義の口座で登録または保有が可能な譲渡性のある有価証券である場合に当該保管受託銀行に物理的に交付される場合もされない場合もある金融商品を含む。)の保管に関して責任を負う。

保管受託銀行の保管に係る最低限の職務は、以下のとおりである。

- ・帳簿記入が適切に行われるよう確保すること。
- ・記録を保管し、口座を分離すること。
- ・調整を実施すること。
- ・相当の注意(高レベルの投資家保護)を確保すること。
- ・あらゆる保管リスクを評価し、監視すること。
- ・損失リスクを最小限にするための組織的な取決めに導入すること。
- ・所有権を証明すること。

8.2.2. 監督義務

保管受託銀行は、AIFの性質、規模および複雑性に関連するリスクを評価しかつ適切な手続を定め、AIF、そのAIFMまたは第三者が責任を負う手続の事後的な検証を行い、ならびにエスカレーション手続を確立しなければならない。保管受託銀行がその監督義務を履行するために、AIFMは、保管受託銀行がその職務の実施に必要なすべての関連情報を処分するよう確保しなければならない。

8.2.3. キャッシュ・モニタリング

保管受託銀行の義務は、AIFのキャッシュ・フローを適切に監視するための手続が設けられているかを検証することである。定期的な精査を少なくとも年に1回行う必要がある。

かかる義務には、以下が含まれる。

- ・すべての現金が適切に帳簿に記入されるよう確保すること。
- ・適切な調整手続が設けられるよう確保すること。
- ・適切なキャッシュ・フロー確認手続が実施されるよう確保すること。
- ・一貫した検査を監視し、実行すること。
- ・相違が確認された場合に常に是正措置が行われるよう確保すること。
- ・第三者に開設された預金口座に関連する情報が提供されるよう確保すること。

8.3. 委託

保管受託銀行は、第三者に保管の職務を委託することができ、当該第三者はさらに、当該機能を同じ条件で再委託することができる。

かかる委託は、客観的に正当化されなければならない、当該委託の適切性ならびに保管受託銀行がその委託先を選択し、任命し、および精査するために用いるべき相当の技能、注意および努力に関する厳しい条件に従う。

保管機能が第三者に委託された場合、保管受託銀行は、その委託先がAIFの顧客に帰属する資産と当該委託先自身の資産とを分離していることを確認しなければならない。

8.4. 責任

AIFM法には、保管受託銀行の義務の履行時に発生したまたはAIFM、AIFおよびそれらの投資家が被った損失について保管受託銀行が責任を負う旨記載されている。同法は、保管されている金融商品の損失(以下「無過失責任」という。)とその他の損失(以下「過失責任」という。)とを区別している。

保管受託銀行が金融商品を保管し、当該資産が消失した場合、当該保管受託銀行は、同一の金融商品またはそれに相当する金額を、AIFまたは(場合に応じて)AIFを代理して行為するAIFMに遅滞なく返還する義務を負う。ただし、当該消失が当該保管受託銀行の合理的な支配の及ばない例外的な事由の結果として生じたものであり、これに対抗するあらゆる合理的な努力を行ったとしてもその事由の結果は不可避であったということが証明できる場合はこの限りではない。

以下のいずれかの条件が満たされた場合に、保管された金融商品が消失したものとみなす。

- ・金融商品が存在しなくなった場合。
- ・金融商品がまだ存在するものの、AIFが当該金融商品に対する所有権を永久に失った場合。

- ・ A I F が金融商品の所有権を有するものの、当該金融商品を永久に処分することができない場合。

保管受託銀行は、自己の過失または自己の義務の適切な履行を故意に怠ったことによるその他の損失について、A I F またはその投資家に対して責任を負う。

保管受託銀行の責任は、いかなる第三者への委託によっても影響を受けない。かかる第三者により保管されている金融商品が消失した場合でも、保管受託銀行が引き続き責任を負う。ただし、かかる状況下にある保管受託銀行が当該委託が A I F M 法に従って行われたことを証明できる場合に限り、当該保管受託銀行と A I F または A I F を代理して行為する A I F M との間の書面による契約でかかる免責が明示的に認められ、かつ、当該委託先との書面による契約でかかる責任を明示的に譲渡し、A I F または A I F M が当該委託先に対して直接的に請求を行うことを許可する場合、当該保管受託銀行はその責任を免じられる。かかる免責は、客観的な理由により正当化されなければならない。

C S S F 通達 18 / 697 は、U C I T S ファンドではないファンドの保管受託銀行 (C S S F 通達 16 / 644 (改正済) に該当するファンドの保管受託銀行) に適用される設立要件に関連している。

9 . 透明性

A I F M 法に基づく透明性に係る義務は、3つの異なる形式をとる。

第一に、E U で販売または運用される A I F に係る年次報告書は、A I F の種類に応じて、事業年度終了後 6 か月以内または 4 か月以内に投資家および所管の規制当局の閲覧に供されなければならない。かかる報告書には以下の事項を記載しなければならない。

- ・ 当該 A I F の国の会計基準に従って作成される貸借対照表。
- ・ 収支計算。
- ・ 活動報告。
- ・ 投資家に提供した情報の重大な変更。
- ・ A I F M のスタッフメンバーの報酬の合計金額。
- ・ 当該 A I F のリスク特性に重大な影響を与える活動を行う上級管理職およびスタッフメンバーに振り分けられる報酬の総額。

第二に、以下の投資家の開示義務が適用される。

- ・ 投資家による投資の前に行われる A I F M から当該投資家への情報開示。
- ・ 投資家に対する定期的な開示。
- ・ 重大な変更についての投資家に対する開示。

第三に、一定の情報を C S S F に報告する義務が存在する。A I F M は、自らが運用している各 A I F に関して、とりわけ、A I F M が取引を行う市場、実施されるリスク管理システム、レバレッジのレベルおよび流動性管理手法を報告することを義務付けられている。

10 . 販売

販売とは、A I F M が運用する A I F の受益証券または投資証券に関して、A I F M が主導しまたは A I F M を代理して、E U 域内に住所地を有しもしくは E U 域内に登記上の事務所が所在する投資家に対してまたはかかる投資家に関して行われる直接または間接的な勧誘または募集と定義される。

私募制度下においてルクセンブルグ国内の小口投資家に対する販売は認められているが、関連する A I F が、C S S F または C S S F が採用する監督基準と同等の基準を用いているとみなされる所在加盟国もしくは第三国の監督機関による恒久的な監督下にあることを条件とする。

10.1. E U 域内で E U A I F を販売する E U A I F M

認可されたEU AIFMは、2013年7月22日付で、EU域内のプロの投資家に対してEU AIFを販売するためのパスポートによる利益を享受することができる。EU全域におけるかかる販売は、当該AIFMが設立された加盟国の規制当局と当該販売が行われる加盟国との間の通知手続を要する。

認可されたEU AIFMは、私募制度下において、EU域内のプロの投資家に対してEU AIFを販売することができなくなる。

10.2. EU域内で非EU AIFを販売するEU AIFM

2015年より、EU域内で非EU AIFを販売するEU AIFMは、EU域内のプロの投資家に当該AIFを販売する際には、パスポート制度による利益を享受することができる。かかるAIFMは、AIFM法を完全に遵守しなければならない。さらに、当該AIFMの所在加盟国と当該AIFの第三国との間の協力協定が必要となる。かかる第三国は、FATFのブラックリストに掲載されていないものであることを要する。

EU AIFMは、2018年まで、私募制度に基づくEU域内での非EU AIFの販売を行うことができる。私募制度は、パスポート制度と3年間併存した後、パスポート制度に完全に取って代わられる予定である。

AIFM法の全制度は、保管受託銀行に係る規定を除き、私募制度に基づき販売されるファンドに適用される。組織的なリスク監視を目的とした協力協定が、関連する加盟国と当該非EU AIFの所管官庁の間に存在しなければならない。かかる第三国は、FATFのブラックリストに掲載されていないものとする。

10.3. EU域内でAIFを販売する非EU AIFM

2015年より、非EU AIFMは、パスポート制度に基づきEU域内でEU AIFまたは非EU AIFを販売する際には、当該AIFMの担当加盟国からのAIFM法に基づく認可を受けることが必要となる。

AIFMは、ルクセンブルグ国内でEU AIFまたは非EU AIFを販売するために、AIFM法を完全に遵守しなければならない。AIFM法の規定が当該非EU AIFMまたは当該非EU AIFが従う法律に抵触する場合、後者の法律が優先するものとする。ただし、かかる場合には、当該非EU AIFMは、当該非EU AIFMの国またはそれが運用するAIFの国の規制の枠組みがルクセンブルグと同レベルの保護を提供していることを証明する必要がある。

非EU AIFMはまた、担当加盟国における法定代理人を任命しなければならない。

2015年より、EU AIFをEU域内で販売せずに運用しようとする非EU AIFMは、担当加盟国からの認可も取得しなければならない。かかるAIFMは、AIFM法を完全に遵守しなければならない。

非EU AIFMは、その担当加盟国から認可を受けるために、EU AIFの所管官庁と非EU AIFMまたはFATFのブラックリストに掲載されていない非EU AIFMの設立国の所管官庁との間に適切な協力協定が存在すること等、追加の条件を満たさなければならない。さらに、非EU AIFMの国と担当加盟国との間で税務事項に関する実効的な情報交換に係る協力の取決めも行われなければならない。実効的な監督は非EU AIFMの国の法令により妨げられてはならない。

これらの場合において、かかるAIFMは、2015年より、通知手続を遵守した場合にパスポートによる利益を享受する。

2015年より、非EU AIFMがパスポート制度に基づき非EU AIFを販売しようとする場合、当該非EU AIFMの担当加盟国の所管官庁と当該非EU AIFの所管官庁との間で協力協定が締結されなければならない。さらに、当該非EU AIFの国は、FATFのブラックリストに掲載されていないことを要し、当該非EU AIFの国、当該非EU AIFMの担当加盟国および当該非EU AIFが販売される加盟国との間で、税務事項に関する実効的な情報交換に係る協力の取決めが存在しなければならない。

非EU AIFMは、2018年まで、私募制度に基づきEU域内でAIFを販売することができる。私募制度は、パスポート制度と3年間併存した後、パスポート制度に完全に取って代わられる予定である。

私募制度に基づきAIFを販売する非EU AIFMは、年次報告書、投資家への開示および規制当局への報告の要件を遵守しなければならない。さらに、かかるAIFMは、支配株式の報告要件ならびにAIFが販売される加盟国、当該AIFの加盟国および当該AIFMの第三国の間に

おける協力協定の存在要件も遵守しなければならない。かかる第三国は、F A T Fのブラックリストに掲載されていないことを要する。

C S S Fは、A I F Mに関するQ & A (定期的に変更される。)を公表した。

2016年7月23日法に従うリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(R A I F)

1. 概要

リザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「R A I F」という。)は、2016年7月23日法(以下「R A I F法」という。)により導入された投資ファンドビークルである。R A I Fは、認可されたA I F Mの管理の下でA I Fとしての適格性を有する。このため、R A I Fは、前記の規定にも従う。R A I Fは、開始前にC S S Fの承認を必要としない。このため、市場化までの時間は短縮される。R A I F制度に該当する旨は、投資ビークルの設立文書に明示されなければならない。また、R A I Fの設立は、公正証書に記録され、ルクセンブルグの商業登記所に通知されなければならない。

2. 範囲

R A I Fは、ルクセンブルグに所在する以下の投資信託である。

- ・ A I F M法に基づくA I Fとしての適格性を有する。
- ・ その資金の資産への集団的投資を唯一の目的とし、投資リスクの分散および資産運用により投資家の利益をはかることを目指す。
- ・ その証券または持分が一または複数の情報に精通した投資家(R A I F法に定義される。)向けに限定される。
- ・ 設立文書において、投資信託がR A I F法の規定に従う旨が記載されている。

R A I Fの主たる事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2.1. 情報に精通した投資家

R A I Fは、R A I F法第2条に定める基準を満たす、機関投資家、プロの投資家または以下の条件を満たすその他の投資家である情報に精通した投資家に限定される。

- a) 情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で述べた。
- b) 125,000ユーロ以上の投資を行う。
- c) 規則(E U) 575 / 2013に定める金融機関、指令2004 / 39 / E Cに定める投資会社、指令2009 / 65 / E Cに定める管理会社または指令2011 / 61 / E Uに定める認可されたA I F Mが行った審査の対象となった。同審査は、R A I Fへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明するものではない。

3. 運用要件:

3.1. A I F M

R A I Fは、A I F Mを任命しなければならない。

3.2. 保管受託銀行

R A I Fは、A I F M法に従って任命された保管受託銀行を有することを要する。第 章第8項を参照のこと。

3.3. AML / CFTに関する任命

AML / CFTの目的上ルクセンブルグの間接税当局によって監督されるRAIFは、法律上2名のAML / CFTの責任者を任命することを要する。

- ・ AML要件の遵守につき責任を負う経営体(例えば、取締役会)の構成員である「*responsible du respect des obligation*」(以下「RR」という。)
- ・ 活動の規模および性質上必要とされる場合は、適切な階層レベルのコンプライアンス担当役員(取締役会構成員または第三者)である「*responsable du contrôle du respect des obligations*」(以下「RC」という。)

4. RAIFの法的形態

RAIF法は、特に、FCPおよびSICAVについて言及しているが、RAIFがとりうる法的形態を制限していない。このため、これら以外の法的形態も可能である。

4.1. 契約型投資信託

SIFと同様に、RAIFは、契約型投資信託(FCP)の形態に基づく設立が可能である(特性の要約については、前記 .の3.1.1項を参照のこと。)

4.2. 会社型投資信託

RAIFは、SIFと同様の会社型投資信託の形態(特性の要約については、前記 .の3.1.1項を参照のこと。)および特別有限責任パートナーシップ(*société en commandite spéciale*)に基づく設立が可能である。

RAIFの会社形態は、RAIF法がかかる規定の適用除外を明示的に認める場合を除き、商事会社に関する1915年法およびその他関連あるルクセンブルグ会社法の規定に従う。

5. 監査

RAIFは、年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人による監査を受けなければならない。各年次報告書には、承認された法定監査人の報告書、および場合に応じて、その資格がすべて記載される。

6. 法的形態に関する特則

6.1. アンブレラ・ファンド

RAIFは、各々がRAIFの資産および負債の異なる部分に対応する複数のコンパートメントにより構成することができる。

RAIFの設立文書は、その可能性および適用される運用規則を明示的に定めなければならない。RAIFのためにまとめられた募集書類または関連するコンパートメントのためにまとめられた固有の募集書類には、各コンパートメントの固有の投資方針を記載しなければならない。各コンパートメントは、これを傘下にもつRAIFが償還されなくとも、個別に償還することができる。最後に残るコンパートメントが償還されると、RAIFは償還される。

6.2. 資本構造

RAIFの最低資本金の要件は1,250,000ユーロであり、かかる最低額は、RAIFの設立から12か月以内に達成されなければならない。SICAVの資本金は、全額割り当てなければならない、1口につき最低5%までの払込金額が、現金または現金以外の出資方法で支払われなければならない。

6.3. 資産評価

規約またはパートナーシップ契約に別途規定されない限り、RAIFの資産は、公正価額に基づき評価される。かかる価額は、規約またはパートナーシップ契約に定める規則に従って決定されなければならない。

7. 投資家に提供すべき報告書および情報

7.1. 募集書類

募集書類は、AIFM法第21条を遵守したものでなければならず、また、新規の証券または持分が新規投資家に対し発行される際に募集書類の必須要素が最新のものであることが確保しなければならない。

7.2. 年次報告書

年次報告書は、投資信託の商業および法人登記ならびに会計および年次財務書類に関する2002年12月19日付改正法の第29条および第30条を遵守したものでなければならない。RAIFは、年次報告書を公表する際は、RAIF法の別表を遵守しなければならない。別表は、リスク・キャピタルに相当する資産への投資を唯一の目的とする旨を設立文書に記載したRAIFには適用されない。

リスク・キャピタルに相当する資産にのみ投資するRAIFは、2002年12月19日付改正法の第56条および第57条の遵守を免除されない。

また、年次報告書の内容は、AIFM法第20条に定める規則に従う。

8. 販売

8.1. EU域内のプロの投資家

RAIFは、EU域内のプロの投資家に対するRAIFの投資証券、受益証券または持分の販売を認めるEUのパスポートから、利益を享受する。AIFMは、販売を希望する加盟国の規制当局に通知を行わなければならない。

8.2. その他の情報に精通した投資家への販売

EU域内外のプロの投資家としての適格性を有しない情報に精通した投資家に販売を行うためには、RAIFは、販売が行われる各国における募集に関する現地の規則を遵守しなければならない。

8.3. クローズド・エンド型のRAIF

リスク分散の原則に従って投資を行わないRAIFおよびクローズド・エンド型のRAIFは、その投資証券または受益証券の募集を行い、または取引承認を受ける予定がある場合、2005年7月10日付目論見書法の規定に該当する可能性がある。

ほとんどの場合、RAIFは、適用除外の一つから利益を享受することができるが、目論見書法の適用除外を受けない場合、目論見書を作成しなければならないことがある。

9. 税制

RAIFは、ルクセンブルグで課せられる富裕税および所得税を免除される。RAIFは、年率0.01%の年次税が課せられるが、年次税が課せられるその他のUCI、SIFおよびRAIFに投資を行うRAIFは免除される。さらに、短期金融商品への投資および金融機関への預金を行うRAIFは、RAIF法第46条の条件が遵守される場合、年次税が免除される。最後に、証券および持分の年金機関への積立てを行うRAIFおよびその資産の50%以上をマイクロファイナンス機関に投資する方針に従うRAIFまたは50%以上をマイクロファイナンス機関に投資することを方針とするファンドも、年次税を免除される。

9.1. リスク・キャピタルに投資するRAIF

リスク・キャピタルに相当する資産への投資を唯一の目的とする旨を設立文書に定めるRAIFは、別の税制の対象となる。

リスク・キャピタルへの投資は、RAIF法第48条に基づき、「その開業、発展または証券取引所への上場を考慮した事業体への資産の直接または間接的出資」と定義される。このため、本条に該当するRAIFは、リスク分散の方針に基づき運用する必要がない。設立文書において、RAIFがリスク・キャピタルに相当する資産に投資する旨を明示的に記載する要件により、税制は、RAIF全体およびそのすべてのコンパートメントに適用される。一部のコンパートメントが別の税制に従い、これ以外のコンパートメントが通常のRAIF税制に従うことは不可能である。

毎事業年度、RAIFの法定監査人は、前事業年度においてRAIFがリスク・キャピタルにのみ投資を行い、その方針に従ったことを証明する報告書をまとめる。報告書は、直属の税務当局に提出しなければならない。

リスク・キャピタルの構成要素について、これ以上の説明はないが、その定義は、リスク・キャピタルへの投資会社に関する2004年6月15日法に示される定義と同一である。したがって、リスク・キャピタルのコンセプト、およびリスク・キャピタルへの投資会社に関して提案された投資

方針の許容性評価のためにC S S Fにより適用される基準について記載するC S S F通達06 / 241が指針となる。

リスク・キャピタルへの投資を行うR A I Fに適用される税制は、ルクセンブルグの一般的な法人税制である。したがって、法人所得税、地方事業税および連帯付加税が適用される。

上記にかかわらず、譲渡性のある証券から生じる所得およびかかる資産の譲渡、出資または清算から生じる所得は、課税所得を構成しない。このため、実現された損失または実現されていないが資産評価に計上された損失は、会社の課税所得から控除することができない。

9.2. R A I Fの投資家

R A I Fが投資家に行う分配は、ルクセンブルグにおける源泉課税を受けない。同様に、R A I Fの受益証券、投資証券または持分の償還による収益は、ルクセンブルグの源泉課税の対象外である。ルクセンブルグの居住者でない(すなわち、ルクセンブルグの恒久的施設を通じて行為していない)投資家に関しては、R A I Fの受益証券、投資証券または持分に所得税またはキャピタル・ゲイン税が課されることはない。

9.3. 国際課税

国際課税の適用は、関連する法域および適用される二重課税防止条約に応じて、個別に判断しなければならない。一般に、S I C A VまたはS I C A Rの法的形態を採用するR A I Fは、ルクセンブルグが締結している多数の二重課税防止条約の恩恵を受けることができる。特別有限責任パートナーシップは、ルクセンブルグの税金の観点からは、税制が完全に透明であり、このため、投資家は、租税条約に基づき享受できる利益を請求することが可能となる。

新たな規制

1. マネー・マーケット・ファンド規制(M M F R)

2017年5月16日、欧州理事会はマネー・マーケット・ファンド(以下「M M F」という。)に関する規制の最終案を採択した。M M F Rは2017年7月20日に効力を発生し、2018年7月21日より適用されている。

「M M F」の名称の使用を希望する、またはM M F方針/目的を追求する既存のU C I T SまたはA I Fは、遅くとも2019年1月21日までにM M F Rの遵守を示すすべての書類および証拠と共に、具体的な申請書を所管官庁に提出しなければならない。

M M F Rの目的は、マネー・マーケット・ファンド(M M F)について、その経済に関する資金調達役を確保し、域内市場の信頼性および安定性を維持しながら、将来起こりうる金融危機に対してより安全かつ回復の速いものになるよう、これに関する規制枠組みの設置を目指すものである。

M M Fとは、短期金融商品に投資するU C I T SまたはA I Fと定義される。M M F Rは、現行の規則を補完することを目的としている。つまり、新たな規制の範囲に該当するマネージャーおよびファンドは、M M Fに固有の要件およびU C I T S指令またはA I F M指令の双方を遵守しなければならない。

現在、M M Fは、変動純資産価格(V N A V) M M Fおよび一定純資産価格(C N A V) M M Fという2つの種類に分類される。本規制により、低ボラティリティ純資産価格(L V N A V) M M Fと称される新たなM M Fカテゴリーが導入され、かかるカテゴリーは、既存のC N A V M M Fに取って代わる予定である。

MMF Rは、MMFの構造の安定性を確保し、十分に分散されている資産のうち信用力が最も高いものに投資されることを保証するため、MMFについて、特に資産構成および資産の評価に関して、共通の規則を定めている。

また、本規制は、MMFの流動性を高めるための共通の基準を設定するが、これは、市況が緊張下にある際に急な買戻請求にも対応できるようにするためである。また、本規制は、投資信託運用者が投資家の行動を十分理解していることを確保するための共通の規則も定めていて、これによって、将来の買戻請求に備えている。本規制は、投資家や監督者に対し、十分かつ透明性のある情報を提供している。

C S S Fは、MMF Rの関連で多数の通達を公表している。具体的には、MMFの投資信託運用者がその報告義務を履行するために必要とする技術的な詳細を明確にすることを目的とするC S S F通達20/734、E S M Aの「MMF規制に基づくストレステスト・シナリオに関する指針」をルクセンブルグの規制に組み込むC S S F通達20/735およびE S M Aの「MMF R第37条に基づく監督当局への報告に関する指針」をルクセンブルグの規制に組み込むC S S F通達20/736である。

2. パッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品(PRIIP)ならびに重要事項説明書(KID)

2.1. 範囲

PRIIPの組成業者およびPRIIPについて助言を行うまたはこれを販売する者(以下「PRIIP組成業者」という。)はすべて、PRIIP規制の対象となる。KIDは、EEA域内の小口投資家によるPRIIPの入手を可能とするときはいつでも、交付されなければならない。小口投資家には、MiFID に定義されるプロの投資家としての適格性を有しないすべての投資家が含まれる。

2.1.1. 時間的な適用範囲

PRIIP規制は、2018年1月1日以降に設定されたすべてのPRIIPに適用される。規制の効力発生前にPRIIPとして既に適格性を有していた商品に関しては、状況次第である。UCITSおよびAIFは、2021年12月31日まで、PRIIP規制第32条に従い規制の対象外であるが、第32条に記載のもの以外の事業体はすべて、2021年12月31日以前にも適用対象となる。2021年12月31日には、すべての事業体が適用対象となる。

2.1.2. 地域的な適用範囲

PRIIP規制は、EEAの域内で入手可能なすべてのPRIIPに適用される。これは、PRIIP規制が、EEA域内でPRIIPを提供するPRIIP組成業者に地域的な適用を追加で課していることを意味する。このため、小口投資家にPRIIPを提供するPRIIP組成業者は、KIDを交付しなければならない。

2.1.3. 人的な適用範囲および小口投資家

PRIIP規制は、PRIIPの組成業者およびPRIIPについて助言を行うまたはこれを販売する者すべてに適用される。KIDが交付されなければならないのは、小口投資家のみである。しかしながら、小口投資家は、MiFID の定義するプロの投資家に該当しないすべての投資家をいう。このため、RAIF法に基づく情報に精通した投資家およびセミプロの投資家は、プロの投資家の定義に該当しない場合には、小口投資家とみなされ、KIDの交付を受けなければならない。

2.1.4. 物理的範囲

PRIIP規制は、PRIIP組成業者が、小口投資家にPRIIPに接触することを可能にしたときはいつでも、適用される。PRIIPは、PRIIP規制第4条において、「投資の法的

な形態にかかわらず、小口投資家に払い戻されるべき金額が、参照値または小口投資家により直接購入されていない一つ以上の資産の運用成績へのエクスポージャーを理由とする変動にさらされる」投資商品と広く定義される。

2.2. K I Dの様式および内容

2.2.1. 様式

K I Dは、契約前の情報を構成し、P R I I Pを提供する前に小口投資家に交付されなければならない。K I Dは、拘束力のある契約関連書類、募集書類の関連部分およびP R I I Pの要項と一致しなければならない。さらに、K I Dは、販売用資料と明確に区別された独立した書類でなければならない。K I Dに含まれる必要のある情報に関連する場合は、目論見書等との相互参照を行うことができる。K I Dは、A 4用紙3枚以内に収め、読みやすく、かつ、比較可能なものとするべきである。

2.2.2. 重要事項

K I Dは、所定の様々な見出しの下に、P R I I Pの重要事項を記載しなければならない。提供されるべき必要事項は、P R I I P規制の第 項「重要事項説明書の様式および内容」および委員会の委託規則(E U) 2017 / 653に定めるとおりである。

2.2.3. P R I I Pの交付

投資家が、P R I I Pに関する契約または募集により拘束される前に、十分な時間をかけて書類を検討することができるように、K I Dの小口投資家への交付は十分に早く行われなければならない。

2.2.4. P R I I P K I DのU C I T S適用除外に関する2022年6月までの延長およびP R I I Pの検討の延期

2021年6月に欧州委員会は、() P R I I Pからのリテール投資の一時免除を2022年6月30日まで延長し、() 2022年7月1日をもって重複する契約前K I D開示を終了するために、P R I I P規制およびU C I T S指令の緊急措置的改正の法案を提示する。これらの緊急措置的改正は、本年末までに採択される見込みである。リテール投資戦略および資本市場同盟の一環として、次年度よりさらに広範なP R I I P検討が行われる。

3. 証券金融取引規制(SFT R)

2016年1月12日に発効した証券金融取引規制(以下「SFT R」という。)には、金融市場参加者および非金融市場参加者に対する証券金融取引に関する新たな報告義務が含まれる。なお、証券金融取引とは、証券貸付取引、レポ取引、現先取引、ストック・ローン、証券の購入に関連する信用取引およびトータル・リターン・スワップを含むものと定義される。報告すべき詳細には、担保の構成、担保が再利用の目的で利用できるかまたは再利用されたか、一日の終了時点での担保の差替えおよび適用されるヘアカットが含まれる。

AIFMおよびUCITSは、トータル・リターン・スワップおよび証券金融取引に関する具体的なデータを2017年1月13日以降に公表されるAIFおよびUCITSの年次報告書に記載することを義務付けられる。投資家に対する契約前の開示は、2017年7月13日より適用される。

4. ベンチマーク規制(BMR)

BMRは、2016年4月28日に開催された欧州議会の本会議において採択され、2018年1月1日より適用される。

BMRは、金融商品およびファイナンス契約のベンチマークとして参照される、または投資信託のパフォーマンス測定のために使用される指標を規定している。本規制は、金融ベンチマークとして使用されている指標への信用を取り戻し、ベンチマークの規定、策定および使用を調和させることを目的としている。

本規制の主な対象はベンチマーク提供事業者ではあるものの、UCITSファンドおよびAIFMにとっても以下の範囲でベンチマークを使用する場合には無関係ではない。

- (a) サブ・ファンドのパフォーマンスを測定する場合
- (b) 指標または複数の指標の組合せのリターンを追跡する場合
- (c) ポートフォリオの資産配分を明確にする場合
- (d) 成功報酬を計算する場合

監督下にある事業体(UCITSファンド、UCITS管理会社、AIFM等)によるベンチマークの使用は、以下の条件に従うものとする。

- ・提供事業者は、認可されたベンチマーク運営機関または当該規則に規定される同等要件(特に登録および協力協定)を充足する非EU提供事業者でなくてはならない。
- ・ベンチマークが実質的に変更されたか既に提供されなくなった場合に従うべき手順を詳述する、(関係当局の請求に応じてそれまたはその更新版が提出可能である)書面での確固たる手順書を導入しなくてはならない。

ベンチマーク使用における違反は、いずれも罰金を含む一連の行政処分の対象となる。

UCITSファンドの目論見書の投資対象が、ベンチマークを参照する譲渡性のある証券またはその他投資商品である場合、当該目論見書にはそのベンチマークがESMAが実施する登録に含まれている運営機関により提供されたものかどうかの明確な記載がなされるものとする。2018年1月1日より前に承認されたUCITSファンドの目論見書は、遅くとも2019年1月1日までのそれぞれの最初の機会にこれらの要件を加えるよう更新しなくてはならない。

AIF目論見書の開示またはAIFの投資家が入手可能な情報については言及されていない。

発効および経過規定:

本規則は一般的に2018年1月1日より適用するものとする。ただし、

- ・発効日である2016年6月30日以前に既にベンチマークを提供した指標提供事業者は、2020年1月1日までに認可または運営機関としての登録の申請をしなくてはならない。

- ・未承認または未登録提供事業者は、2020年1月1日までであれば既存ベンチマークの提供を継続することができる。

ルクセンブルグにおける本規則を施行するベンチマーク法は、2018年4月23日に発効した。

ルクセンブルグのベンチマーク法は、C S S F、または一定の場合にはC A Aをベンチマーク規制の規定が適切に適用されることを確保するための所管官庁に指定する。

ベンチマーク法は、本規則の違反があった場合に広範囲に及ぶ行政処分およびその他の行政措置を課す権限をC S S FおよびC A Aそれぞれに与える。当該処分は、以下を含むことがある。

- () 運営機関または利用者に対し、違反を構成する行為を停止し、当該違反を繰り返さないことを求める命令。
- () 違反により取得した利益または回避した損失の返済。
- () 公的警告。
- () 運営機関の認可または登録の取消または停止。
- () 運営機関または利用者である事業体において自然人に経営機能を行わせることを禁じる一時的な禁止。
- () 違反により取得した利益または回避した損失の金額の3倍以上の行政上の過料(但し、当該金額を決定できる場合に限る。)。
- () 以下の行政上の過料。

法人については1,000,000ユーロまたは経営機関により承認された入手可能な直近の財務書類に基づくその法人の年間総売上高の10%のうちいずれか高い方を上限とし、自然人については500,000ユーロを上限とする。

5 . 証券化規制

2017年12月28日、欧州議会および理事会の規則(E U) 2017/2402(以下「本規則」という。) が、欧州連合官報にて公表された。本規則は、 E Uにおける証券化に関して既に適用されている多くの規定(リスク保持、デューディリジェンスおよび開示に関係するものを含む。) を(一部変更しつつ) 再規定する。本規則は、シンプルで透明性があり標準化された(以下「 S T S 」という。) 証券化のための新たな枠組みも導入している。本規則は、 E Uの規制を受ける機関投資家(保険会社および再保険会社、企業退職引当金のための機関、 E Uにおいて A I F を運用および/または販売するオルタナティブ投資ファンド運用者、 U C I T S 管理会社、組織内で運用される U C I T S、金融機関および投資会社を含む。)、オリジネーター、スポンサーおよびオリジナル・レンダーならびに証券化のための特別目的会社(以下「 S S P E 」という。) に適用される。

6 . ファンド・パッケージのクロス・ボーダー販売

指令および規制(以下「 C B D F パッケージ」という。) は、2019年6月に議会により、また、2019年4月に理事会により採択され、2019年8月1日に発効した。加盟国は、2021年8月2日までに当該指令を国内法に組み入れなければならない。 C B D F パッケージの主要な規定は、以下のように要約することができる。

- ・ A I F M D に基づく新たな統一された「プレマーケティング」体制
- ・プレマーケティングを行う募集代理店および販売会社は、 E U の規制を受ける企業または専属代理店でなければならず、プレマーケティングに関する新たな A I F M D 規則の直接の適用対象となる。

- ・UCITS指令およびAIFMDの両方に基づくマーケティングに関する届出の取消しのための新たな手続(プレマーケティングを行う承継ファンドに関する制限を含む。)
 - ・一貫性、公平性、明確性および誤解を招かないことを保証するための、AIFおよびUCITSのマーケティング・コミュニケーションに関する類似の基準
 - ・AIF/UCITS販売パスポートのために届け出る情報の変更
 - ・規制手数料の計算に関する透明性の向上および基本原則
 - ・リテール投資家に対する一部の管理要件の変更
 - ・UCITSに対するPRIIPのKID申請
- CBDFパッケージは、2022年1月または2月に適用される予定のファンド・コミュニケーションに関するESMAガイドラインにより補完された。

7. プレグジットに関する法律

EU・連合王国間の通商協定が2020年12月30日に合意された。

2021年1月1日をもって、連合王国の管理会社は、EU域内において、ルクセンブルグにおけるパスポート権(運用、クロス・ボーダー販売、小口投資家/プロ投資家への販売)を失った。

ルクセンブルグの立法府は、プレグジット法を採択した。この法律に従い、

- ・連合王国の管理会社を有する連合王国で設立されたUCITSは、管理会社がプレグジット前に連合王国当局の認可を受けた場合は、ルクセンブルグの小口投資家への販売を最長で12か月間継続することができる。
- ・連合王国外の管理会社を有する連合王国で設立されたUCITSは、連合王国外の管理会社がプレグジット前にAIFMとしての認可を受けている場合に限り、ルクセンブルグの小口投資家への販売を最長で12か月間継続することができる。これは、連合王国のUCITSファンドがプレグジット後にAIFとなるためである。

更に、この法律は、プレグジットの結果として生じるUCITS、パート ファンドまたはSIFにおける投資規則の潜在的な違反に対処するために、受動的違反の概念を導入する。これらのファンドは、離脱の日より前に獲得した持分に関する受動的違反を是正するまでに、最長で12か月の猶予期間を有する。不適格な投資対象の売却は、金融市場の安定性および投資家の利益に適切に配慮して行わなければならない。UCITSおよびパート ファンドについては、このほかに、12か月の最長期間にかかわらず、資産の売却は可能な限り最善の時間的枠組において行われなければならない旨規定されている。ただし、CSSFは、プレスリリース20/76において、連合王国の欧州連合からの離脱に起因する、2010年法に基づく適用ある投資規則または方針の不遵守に関する問題は、能動的な違反とみなされると述べている。

また、ルクセンブルグのファンドに関する法規における規定により、投資運用/ポートフォリオ運用および/またはリスク管理活動等、投資運用会社の機能を欧州連合域外の国の企業に委任することを認めていることに留意しなければならない。これらの活動の委任は、以下の条件が満たされた場合にのみ可能である。()これらの企業が資産運用の目的のために認または登録されていること、()健全性監督の対象であること、および()これらの企業の監督当局(例えば、連合王国FCA)とCSSFとの間における協力が保証されていること。監督上の協力、執行および情報交換に関する金融行為規制機構と欧州当局との間の覚書がプレグジットの移行期間の終了時に発効した。

8. 金融機関等を対象としたサステナビリティ関連の開示(SFDR)

金融機関等を対象としたサステナビリティ関連の開示に関する欧州議会および理事会の規則(E U) 2019 / 2088 (以下「 S F D R 」という。) が、2021年3月10日から適用される。 S F D R は、企業および商品ごとの環境、社会およびガバナンス関連の透明性に関する投資運用会社および投資顧問会社の義務を定めたものであり、ウェブサイトにおける一定の強制力のあるテンプレートに沿った特定事項の開示、募集書類における投資家に対する契約前開示および年次報告書における定期的な開示を求めている。

投資運用会社および投資顧問会社は、その規模に関係なく、サステナビリティ関連のリスクを考慮しなければならない。また、環境的および/または社会的な特徴を促進する金融商品ならびにサステナブルな投資を目的とする金融商品については、追加で特定事項の開示が求められる。

S F D R に基づく商品ごとの開示の目的は、グリーンウォッシングを防止し、「正確で、公平で、明確で、誤解を招かない」商品特有の情報を提供することである。

2021年6月現在、大手の金融市場参加者、すなわち運用者は、自己のウェブサイト上で、サステナビリティへの主要な悪影響(P A S I) を義務的に考慮することを確認する旨の声明、ならびにその方針、手続および行動計画の概要(レベル1 S F D R 規則のみを参照) を公表しなければならない。

欧州連合委員会は、欧州監督当局(以下「 E S A 」という。) の要請に応じて指針を提供し、レベル2規制技術基準(以下「 R T S 」という。) に基づく S F D R 委任法を採択する。

E S A は、2021年7月に、 S F D R 第8条第4項、第9条第6項、および第11条第5項に基づくタクソノミー関連商品の開示に関する R T S のドラフトを欧州連合委員会に提出する予定である。

第4【参考情報】

ポートフォリオについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2020年5月29日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年7月31日	有価証券報告書（第15期）/ 有価証券届出書
2020年10月30日	半期報告書（第16期中）/ 有価証券届出書の訂正届出書
2021年3月10日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙 A

用語集

用語	定義
ルクセンブルグ投信法または2010年法	2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグの法律(随時改訂済)
2013年法	ルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日付の法律
管理事務代行会社契約	管理会社および管理事務代行会社との間で1996年4月10日付で締結され、1997年10月13日に更新された契約(随時改訂済)
管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店
オルタナティブ投資ファンド運用会社 またはAIFM	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
AIFMD	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU
AIFMD規則	欧州共同体(オルタナティブ投資ファンド運用者指令)規則(2013年S I 257号)
銀行金融証書	変動金利預金証書および銀行引受手形を含む預金証書などの商業銀行または貯蓄貸付組合の債務
ブラックロック・グループ	最終的な持株会社がブラックロック・インクであるブラックロックのグループ会社
営業日	G E I Pについては、(i) ニューヨーク証券取引所の営業日、(ii) ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに(iii) 日本の金融商品取引業者の営業日である日、または管理会社の取締役会が決定し、合理的に実施可能な場合には受益者にあらかじめ通知するその他の日をいい、当該受益証券の純資産価格の決定の停止または本書に記載される受益証券の発行の停止の場合を除く。
C D S C	偶発後払販売手数料
クラス	特定のポートフォリオの受益証券のクラス
共同貸主	商業銀行、保険会社、貯蓄金融機関、金融会社またはその他の金融機関から構成される、コーポレート・ローンの組成、交渉および条件決定を行う貸主
管理業務会社	ブラックロック・オペレーションズ(ルクセンブルグ)エス・エー・アール・エル

用語	定義
コーポレート・ローン	担保付または無担保の、貸付契約により書面化され、かつ約束手形などの債務証券により書面化される場合もある、優先および劣後の企業向けローン
取引締切時点	ポートフォリオに適用される取引締切時点
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店
保管契約	管理会社、AIFMおよび保管受託銀行間の2019年1月17日付契約（随時改訂済）
新興市場	経済水準および/または資本市場の発展水準が低い状態を示す、水準以下の未開発の国の市場。ポートフォリオにとって発展途上または開発途上と分類される市場や国は、変更されるものであり、限定されないが、オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、アメリカ合衆国および西ヨーロッパ以外の国または地域を含むことがある。
販売契約	管理会社および総販売会社間の契約（2016年1月18日効力発生）（随時改訂済）
販売会社	受益証券の販売促進を行い、かつ/または自らの顧客のために受益証券を取得する第三者たる販売会社またはディーラー
米ドル	アメリカ合衆国ドル
ユーロ	欧州経済通貨同盟の共通通貨
F C P	ファンド（以下に定義する。）またはその他の証券の共同所有者
ファンド	ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ
ファンド・オブ・ファンズ	実質的にすべての資産を一つまたは複数の他のファンドに投資するファンド（フィーダー・ファンドであることがある。）
G E I P	世界株式インカム・ポートフォリオ
政府証券	O E C Dの全加盟国である国の政府を含むがこれらに限定されない主権を有する政府が発行しもしくは元本および利息について保証する、かつ当該政府の全面的な信用により支援されている債務証券
政府機関債	政府支援企業および一部の国際機関が発行する債務証券で、政府の直接債務ではないが、様々な形態の政府支援または政府機関もしくは企業による保証を伴うもの。政府はこれらの機関に対し財政支援を提供する義務がある場合もない場合もある。

用語	定義
機関投資家	2010年法に規定された、機関投資家の適格性および適合性要件を充足する機関投資家
投資顧問会社	本書に記載されるAIFMが任命する投資顧問会社
インベスター・サービス・センター	ディーリングおよびインベスター・サービス業務を行うブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(または当該業務を随時遂行するその他ブラックロックのグループ会社)
日本における代行協会員	受益証券1口当たり純資産価格の日本における公表および日本証券業協会に対する関係での事務的業務の他の販売会社への提供を担当する、管理会社により選任された日本証券業協会の協会員
日本における販売会社	販売会社の関連会社を含む選任された日本の販売会社
円	日本円
管理会社	ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
約款	各受益者が受益証券取得時に合意する管理会社および保管受託銀行間の契約であるファンドの約款(随時改訂済)
EU加盟国	欧州連合の加盟国
短期金融商品	指令2009/65/EC第2条第1項(o)に定義される短期金融商品および委員会指令2007/16/EC第3条に規定される商品
純資産価格	本書および再登録済約款の第11条に従い計算される純資産価格
OECD	経済共同開発機構
OECD政府証券	OECDの全加盟国の政府またはその機関、企業もしくは下部組織が発行または保証する証券
募集価格	受益証券の適用ある各クラスの募集価格
OTC市場	店頭市場
PNCグループ	最終持株会社がPNCファイナンシャル・サービス・グループ・インコーポレーテッドであるPNCのグループ会社
ポートフォリオ	ファンドの個別投資ポートフォリオまたはサブ・ファンド
総販売会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

用語	定義
英文目論見書	随時、改正、変更、補足される英文目論見書
登録・名義書換事務代行会社	J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
レポ取引	ポートフォリオが一定価格で有価証券を購入し、同時にそれより高い価格で売主に当該有価証券を売却することを約する優良取引相手方との(満期までの残存期間が397日を超える場合がある)取引。レポ取引は、レポ取引の裏付けとなる担保の価額が、レポ取引に関して発生した経過利息を含み、少なくとも買戻価格と常に同額であり、日々値洗される旨を規定する。取引相手方が破産(またはその他の債務超過関連手続を開始)した場合、ポートフォリオは、現金の回収に遅れる場合がある。
リバース・レポ取引	ポートフォリオが保有する証券を合意した価格、期日および利払いで買い戻す合意のもとで、当該証券を売却する優良取引相手方との取引。
S F D R 規則	サステナブルファイナンス情報開示に関するEU規則2019/2088(随時変更、改正又は追加済)
名義書換事務代行会社	J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
U C I	投資信託(Undertaking for Collective Investment)
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(指令2009/65/EC(随時改訂済))
E U	欧州連合
受益証券	文脈上、別段の解釈がされない限り、種々のクラスで発行することができるポートフォリオの共有持分型証券 各ポートフォリオにつき現在入手可能な受益証券は、本書に記載されるとおりである。
受益者	受益証券の保有者として登録されている者または文脈上特定のクラスの受益証券の保有者として登録されている者
米国	アメリカ合衆国
アメリカ合衆国証券	アメリカ合衆国政府により発行され、元本および利息について保証され、アメリカ合衆国の全面的な信頼と信認によって支援されている債務証券

用語	定義
アメリカ合衆国政府機関債	アメリカ合衆国政府により支援される企業、連邦政府機関および一部の国際機関が発行する債務証券で、アメリカ合衆国の直接債務ではないが、様々な形態のアメリカ合衆国政府支援またはアメリカ合衆国もしくは企業による保証を伴う債務証券 アメリカ合衆国政府は、これらの機関に財政支援を提供する義務がある場合もない場合もある。
米国人	1933年米国証券法(随時修正済)に基づくレギュレーションSに規定される米国居住者またはその他の者および約款に随時追補される者
評価日	本書に別途記載されない限り、受益証券1口当たり純資産価格が決定される日で、各営業日
評価時点	ポートフォリオの適用ある評価日における受益証券1口当たり純資産価格の決定時間

別紙 B

証券金融取引に関する情報開示書

総論

すべてのポートフォリオ(それぞれの投資目的および方針に従う。)は、証券貸付、レポ取引、トータル・リターン・スワップ(TRS)および差金決済取引(CFD)を含む証券金融取引(SFT)を利用することがある。

TRSにおいては、特定の参照資産、インデックス、資産バスケットのトータル・リターン(利札にキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを加味したもの)を受け取る権利と、固定金利または変動金利の支払を行う権利とを交換する。ポートフォリオは、スワップに基づく支払の支払人または受取人として、スワップを締結することがある。

CFDはスワップに類似した取引であり、一部のポートフォリオによって利用されることがある。CFDとは、売主が証券の現在価値と契約締結時の価格の差額を買主に支払うことを定めた、買主と売主間の契約である。差額がマイナスであることが判明した場合には、買主が売主に支払を行う。

SFTの定義は、以下のとおりである。

- a) レポ取引(取引相手方が証券、商品、または証券もしくは商品の所有権に関して保証される権利(当該保証が当該証券または商品に対する権利を有する公認の証券取引所により行われている場合)を譲渡する契約に準拠する取引を意味する。かかる契約は、取引相手方が、特定の証券もしくは商品または同種同量の代用証券もしくは商品を、譲渡人により指定されたもしくは将来的に指定される所定の期日に所定の価格で買い戻す特約付きで、複数の取引相手方に一度に特定の証券または商品を譲渡することまたは担保として差し入れることを認めるものではなく、証券または商品を売却する取引相手方についてはレポ取引、これらを買戻す取引相手方についてはリバース・レポ取引とする。)
- b) 証券貸付および証券借入れ(取引相手方が証券または証券の所有権に関して保証される権利(当該保証が当該証券に対する権利を有する公認の証券取引所により行われている場合)を譲渡する契約に準拠する取引を意味する。かかる契約は、取引相手方が、特定の証券または同種同量の代用証券を、譲渡人により指定されたもしくは将来的に指定される所定の期日に所定の価格で買い戻す特約付きで、複数の取引相手方に一度に特定の証券を譲渡することまたは担保として差し入れることを認めるものではなく、証券を売却する取引相手方についてはレポ取引、これらを買戻す取引相手方についてはリバース・レポ取引とする。)
- c) 買い売戻し取引または売り買戻し取引(取引相手方が証券、商品または証券もしくは商品の所有権に関して保証される権利を、同種同量の証券、商品またはかかる保証される権利を、将来の期日に所定の価格で売り戻すまたは買い戻すことにそれぞれ合意して購入または売却する取引を意味する。かかる取引は、証券、商品または保証される権利を買戻す取引相手方については買い売戻し取引とし、これらを売却する取引相手方については売り買戻し取引とする。当該買い売戻し取引または売り買戻し取引は、レポ取引またはリバース・レポ取引に支配されない取引とする。)
- d) マージン・レンディング取引(証券の購入、売却、保有またはトレーディングに関連して取引相手方が信用供与を行う取引を意味する。証券担保によってカバーされたその他の貸付はマージン・レンディング取引には含まれない。)

ファンドは、現在、第b項および第c項に記載されるSFTを利用していない。

SFT、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引の対象となることがある資産の種類には、持株証券、固定利付証券、集団投資スキーム、マネー・マーケット商品および現金が含まれる。かかる資産の利用は、ポートフォリオの投資目的および投資方針に服する。

取引相手方の選定および精査

投資顧問会社は、フルサービスを提供しかつ執行限定のブローカーおよび取引相手方の幅広いリストから選定する。すべての潜在的および既存の取引相手方は、ブラックロックの独立したリスクおよび定量分析部門（RQA）の配下にある、カウンターパーティー・アンド・コンセントレーション・リスク・グループ（以下「CCRG」という。）の承認を要する。

新規取引相手方が承認を受けるためには、これを必要とするポートフォリオ・マネジャーまたはトレーダーが、CCRGに対して依頼書を提出する必要がある。CCRGは、提案された取引相手方の信用価値を評価するために、提案された証券取引の種類とその決済および交付方法と併せて、関連する情報を精査する。取引相手方は、OECDの管轄内を主な所在地とする法人格を有する事業体（ただし、当該管轄外に所在する者でもよい。）とし、規制当局の継続的な監督に服しており、かつ通常は少なくとも一または複数の世界的に認知されている信用格付機関による投資適格信用格付を有する者とする。承認される取引相手方のリストはCCRGが保管しており、継続的に精査されている。

取引相手方の精査に際しては、提案される取引業務の性質および構造と同時に、特定の法人の基本的な信用価値（所有構造、経済力、規制監督）および営業上の信用を斟酌する。取引相手方は、市場データ供給業者による監査済財務諸表および中間財務諸表の受領を通じて、アラート・ポートフォリオを介した継続的な監督を受け、該当する場合には、ブラックロックの内部調査プロセスの一環としてこれを行う。正式な評価更新は周期的に行われる。

投資顧問会社は、質の高い執行（すなわち、トレーディング）を提供する能力（代理人または本人のいずれかを問わない。）、特定の市場部門における執行能力、ならびに業務の質および効率に基づいてブローカーを選定する。ブラックロックは、これらのブローカーが規制上の報告義務を果たすことを期待している。

取引相手方がCCRGの承認を受けた後、取引時点の該当するディーラーにより、該当する執行要因の相対的な重要度に基づいて、個々の取引におけるブローカーの選定が行われる。候補リストの中には、一部の取引について、対抗的競争入札を行う方が適しているブローカーもいる。

投資顧問会社は、取引コストを予想し、手法の選択、流動化時点間の区分、タイミングおよびブローカーの選定を含む取引戦略の設定を導くために、取引前分析を行う。また、投資顧問会社は、取引結果を継続的に監視する。

ブローカーの選定は、多くの要因（以下の要因を含むが、これらに限定されない。）に基づいて行われる。

- ・ 執行能力および執行行為の質
- ・ 流動性 / 資本の提供能力
- ・ 価格および値付けの速度
- ・ 業務の質および効率性
- ・ 規制上の報告義務の遵守

2015年証券金融取引規制（2015 / 2365）（以下「SFT R」という。）には、取引相手方の選定および担保の適格性、保管および再利用に関する要件が含まれている。これらの要件は、英文目論見書（別紙Aを含む。）に記載されている。

SFTが生み出すリターン

レポ取引、マージン・レンディング、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引の利用により生み出されるすべてのリターンは、該当するポートフォリオに支払われる。

S F Tの対象となるポートフォリオの資産の割合

以下の表には、S F T Rに規定されている証券金融取引の対象となり得るポートフォリオの純資産価額の最大値とその予想値を記載している。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因(市況を含むが、これらに限定されない。)により、時間の経過と共に変化することがある。最大値は上限を意味する。

ポートフォリオ名	T R SおよびC F D (総額*) 純資産価額の割合の 最大値/予想値(%)	レポ取引 純資産価額の割合の 最大値/予想値(%)	マージン・レンディング 純資産価額の割合の 最大値/予想値(%)
グローバル・アロケーション・ポート フォリオ(G A P)**	0 / 0	0 / 0	0 / 0
世界株式インカム・ポートフォリオ (G E I P)	0 / 0	0 / 0	0 / 0
インカム・ストラテジー・ポート フォリオ(I S P)	5 / 3	0 / 0	10 / 5
スーパー・マネー・マーケット・ ファンド(S M M F)	0 / 0	50 / 20 - 50***	0 / 0
ワールド・インカム・ポートフォリ オ(W I P)****	0 / 0	0 / 0	0 / 0

* 上記の合計の範囲内で、C F DおよびT R Sに対するポートフォリオのエクスポージャーは変化する。C F DおよびT R Sに対するエクスポージャーに関する詳細情報は、管理会社の登記上の事務所に取得可能である。

** G A Pはフィーダー・ファンドであり、その投資先のマスター・ファンドは、T R SおよびC F Dへの最大25%(予想:15%)の投資およびレポ取引への50%(予想:0%)の投資を許容されている。

*** S M M Fは、リバース・レポ取引にのみ投資することができる。

**** W I Pはフィーダー・ファンドであり、その投資先のマスター・ファンドは、T R SおよびC F Dへの最大25%(予想:0-10%)の投資およびレポ取引への40%(予想:0%)の投資を許容されている。

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

受益者各位

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 35A番(35A, avenue J.F. Kennedy L-1855 Luxembourg Grand Duchy of Luxembourg)

独立監査人の監査報告書

監査意見

私たちは、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ(以下「ファンド」という。)及びその各ポートフォリオの財務諸表、すなわち2020年1月31日現在の純資産計算書、投資明細表、並びに同日に終了した年度の損益計算書及び純資産変動計算書、重要な会計方針の要約を含む財務諸表に対する注記について監査を行った。

私たちの意見では、添付の財務諸表は、財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して、ファンド及びその各ポートフォリオの2020年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了した年度の経営成績及び純資産の変動を、真実かつ公正に表示している。

監査意見の根拠

私たちは、監査専門家に関する2016年7月23日付法律(以下「2016年7月23日法」という。)及び金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)がルクセンブルグ向けに採択した国際監査基準(以下「ISA」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAにおける私たちの責任は、本報告書の「財務諸表監査における法定監査人の責任」区分に詳述されている。私たちは、CSSFがルクセンブルグ向けに採択した国際倫理基準審議会の定める倫理規程(IESBA Code)及び私たちの財務諸表監査に関連する倫理上の要求事項に従って、ファンドから独立しており、また、これらの倫理規程及び要求事項で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している

その他の情報

ファンドの管理会社の取締役会は、その他の情報に対して責任を有している。その他の情報は年次報告書に記載される情報で構成されるが、その他の情報には財務諸表及び財務諸表に関する私たちの法定監査人の監査報告書は含まれない。

財務諸表に関する私たちの意見の対象範囲には、その他の情報は含まれておらず、私たちは当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務諸表監査における私たちの責任は、その他の情報を通読し、通読の過程において、その他の情報と財務諸表及び私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、又はそのような重要な相違以外に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか考慮することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の情報に関して報告すべき事項はない。

財務諸表に対するファンドの管理会社の取締役会の責任

ファンドの管理会社の取締役会の責任は、財務諸表の作成に関するルクセンブルクの法令の定めるところに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するためにファンドの管理会社が必要と判断した内部統制を整備及び運用することにある。

財務諸表を作成するに当たり、ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また、ファンドの管理会社の取締役会がファンドの清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提とした会計処理を適用する責任を有している。

財務諸表監査における法定監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務諸表に、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む法定監査人の監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、当該リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。さらに、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、及び内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性について意見を表明するためではない。
- ・ 取締役会が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ 取締役会が継続企業を前提とした会計処理を適用することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、法定監査人の監査報告書において財務諸表の開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の開示が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、法定監査人の監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めた全体としての財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、及び監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項について報告を行う。

公認の監査法人デロイト・オーディットを代表して

（署名）
ジャスティン・グリフィス、法定監査人、
パートナー

2020年5月19日

[次へ](#)

To the Unitholders of
BlackRock Global Investment Series
35A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg
Grand Duchy of Luxembourg

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT

Opinion

We have audited the financial statements of BlackRock Global Investment Series (the “Fund”) and of each of its Portfolios, which comprise the statement of net assets and the portfolio of investments as at 31 January 2020 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its Portfolios as at 31 January 2020, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund's Management Company for the Financial Statements

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the Financial Statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the Réviseur d'Entreprises Agréé that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund's Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, Cabinet de Révision Agréé

Justin Griffiths, Réviseur d'Entreprises Agréé
Partner

19 May 2020

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は提出代理人が別途保管している。

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

受益者各位

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 35A番(35A,
avenue J.F. Kennedy L-1855 Luxembourg Grand Duchy of Luxembourg)

独立監査人の監査報告書

監査意見

私たちは、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ(以下「ファンド」という。)及びその各ポートフォリオの財務諸表、すなわち2021年1月31日現在の純資産計算書、投資明細表、並びに同日に終了した年度の損益計算書及び純資産変動計算書、重要な会計方針の要約を含む財務諸表に対する注記について監査を行った。

私たちの意見では、添付の財務諸表は、財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して、ファンド及びその各ポートフォリオの2021年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了した年度の経営成績及び純資産の変動を、真実かつ公正に表示している。

監査意見の根拠

私たちは、監査専門家に関する2016年7月23日付法律(以下「2016年7月23日法」という。)及び「金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)」(以下「CSSF」という。)がルクセンブルグ向けに採択した国際監査基準(以下「ISA」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAにおける私たちの責任は、本報告書の「財務諸表監査における独立監査人の責任」区分に詳述されている。私たちは、CSSFがルクセンブルグ向けに採択した国際会計士倫理基準審議会発行の「職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)」(IESBA Code)及び私たちの財務諸表監査に関連する倫理上の要求事項に従って、ファンドから独立しており、また、これらの倫理規程及び要求事項で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している

その他の情報

ファンドの管理会社の取締役会は、その他の情報に対して責任を有している。その他の情報は年次報告書に記載される情報で構成されるが、その他の情報には財務諸表及び財務諸表に関する私たちの独立監査人の監査報告書は含まれない。

財務諸表に関する私たちの意見の対象範囲には、その他の情報は含まれておらず、私たちは当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務諸表監査における私たちの責任は、その他の情報を通読し、通読の過程において、その他の情報と財務諸表及び私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、又はそのような重要な相違以外に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか考慮することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の情報に関して報告すべき事項はない。

財務諸表に対するファンドの管理会社の取締役会の責任

ファンドの管理会社の取締役会の責任は、財務諸表の作成に関するルクセンブルクの法令の定めるところに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するためにファンドの管理会社の取締役会が必要と判断した内部統制を整備及び運用することにある。

財務諸表を作成するに当たり、ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また、ファンドの管理会社の取締役会がファンドの清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提とした会計処理を適用する責任を有している。

財務諸表監査における独立監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務諸表に、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む独立監査人の監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、当該リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。さらに、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、及び内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性について意見を表明するためではない。
- ・ ファンドの管理会社の取締役会が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ ファンドの管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計処理を適用することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、独立監査人の監査報告書において財務諸表の開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の開示が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、独立監査人の監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めた全体としての財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、及び監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項について報告を行う。

公認の監査法人デロイト・オーディットを代表して

（署名）

ジャスティン・グリフィス、法定監査人、
パートナー

2021年5月20日

[次へ](#)

To the Unitholders of
BlackRock Global Investment
Series 35A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg
Grand Duchy of Luxembourg

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

Opinion

We have audited the financial statements of BlackRock Global Investment Series (the "Fund") and of each of its Portfolios, which comprise the statement of net assets and the portfolio of investments as at 31 January 2021 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its Portfolios as at 31 January 2021, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the Independent Auditor for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our Independent Auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund's Management Company for the Financial Statements

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the Independent Auditor for the Audit of the Financial Statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an Independent Auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund's Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's Management Company use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our Independent Auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our Independent Auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Justin Griffiths, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

20 May 2021

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

株主各位

財務諸表監査に対する監査報告書

監査意見

私たちは、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーの財務諸表、すなわち2020年12月31日現在の財政状態計算書、並びに同日に終了した年度の損益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書、並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明情報について監査を行った。

私たちの意見では、添付の財務諸表は、欧州連合が採択した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーの2020年12月31日現在の財政状態並びに同日に終了した年度の財務業績及びキャッシュ・フローを、真実かつ公正に表示している。

監査意見の根拠

私たちは、監査専門家に関する2016年7月23日付法律（以下「2016年7月23日法」という。）及び「金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）」（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグ向けに採択した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。本法及び基準における私たちの責任は、本報告書の「財務諸表監査における独立監査人の責任」区分に詳述されている。私たちは、CSSFがルクセンブルグ向けに採択した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための倫理規程（IESBA Code）及び私たちの財務諸表監査に関連する倫理上の要求事項に従って、会社（訳者注：ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーのこと。以下同じ。）から独立しており、また、これらの倫理規程及び要求事項で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の情報

取締役会は、その他の情報に対して責任を有している。その他の情報は年次報告書に記載される情報で構成されるが、その他の情報には財務諸表及び財務諸表に関する私たちの独立監査人の監査報告書は含まれない。

財務諸表に関する私たちの意見の対象範囲には、その他の情報は含まれておらず、私たちは当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務諸表監査における私たちの責任は、その他の情報を通読し、通読の過程において、その他の情報と財務諸表又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、又はそのような重要な相違以外に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか考慮することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の情報に関して報告すべき事項はない。

財務諸表に対する取締役会の責任

取締役会の責任は、欧州連合が採択したIFRSに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために取締役会が必要と判断した内部統制を整備及び運用することにある。

財務諸表を作成するに当たり、取締役は、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また、取締役が会社の清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提とした会計処理を適用する責任を有している。

財務諸表監査における独立監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務諸表に、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む独立監査人の監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、当該リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。さらに、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、及び内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性について意見を表明するためではない。
- ・ 取締役が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに取締役によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ 取締役会が継続企業を前提とした会計処理を適用することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーが継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、独立監査人の監査報告書において財務諸表の開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の開示が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、独立監査人の監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めた全体としての財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項について報告を行う。

法令等が要求するその他の事項に関する報告

取締役報告書は、財務諸表と整合しており、適用される法的要求事項に準拠して作成されている。

公認の監査法人デロイト・オーディットを代表して

（署名）

ジャスティン・グリフィス、法定監査人、
パートナー

2021年5月20日

[次へ](#)

To the sole Shareholder of

BlackRock Fund Management Company S.A.

REPORT ON THE AUDIT OF THE FINANCIAL STATEMENTS

Opinion

We have audited the financial statements of BlackRock Fund Management Company S.A., which comprise the statement of financial position as at 31 December 2020, the income statement, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the BlackRock Fund Management Company S.A. as at 31 December 2020, and of its financial performance and of its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRSs) as adopted by the European Union.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “Responsibilities of the Independent Auditor for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our Independent Auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the Financial Statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with IFRSs as adopted by the European Union, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the Independent Auditor for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an Independent Auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the BlackRock Fund Management Company S.A.'s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our Independent Auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our Independent Auditor's report. However, future events or conditions may cause the BlackRock Fund Management Company S.A. to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

The Directors' report is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

For Deloitte Audit, Cabinet de Révision Agréé

Justin Griffiths Réviseur d'Entreprises Agréé
Partner

20 May 2021

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は提出代理人が別途保管している。